

電 話 サ ー ビ ス 等 契 約 約 款

令和5年7月1日

ソフトバンク株式会社

電話サービス等契約約款

昭和 62 年 6 月日テ企第 107 号
施行 昭和 62 年 9 月 4 日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 408 号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和 54 年条約第 5 号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話サービス等契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス又は総合ディジタル通信サービス（以下「電話サービス等」といいます。）を提供します。

ただし、事業法第 7 条に定める基礎的電気通信役務に係る電話サービスについては、当社は、この約款を事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき総務大臣に届け出る電話サービスに関する基礎的電気通信役務の契約約款と読み替えて適用するものとします。

2 令和 4 年 10 月 1 日よりメッセージ等蓄積機能の請求の受付けを終了します。

(注) 本条のほか、当社は、電話サービス等に附帯するサービス（当社が別に定めるものに限りです。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 通話	おおむね 3 キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 総合ディジタル通信	主として 64 キロビット／秒の伝送速度により符号、音響又は映像を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
5 通話等	通話又は総合ディジタル通信
6 電話等網	主として通話等の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 電話サービス	電話等網を使用して通話を行う電気通信サービス
8 総合ディジタル通信サービス	電話等網を使用して総合ディジタル通信を行う電気通信サービス
9 電話サービス等取扱所	(1) 電話サービス等に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電話サービス等に関する契約事務を行う者の事業所
10 収容加入電話サービス等取扱所	指定契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定める電話サービス等取扱所及び当社が別に定める区域
11 取扱所交換設備	指定契約者回線を収容するために、収容加入電話サービス等取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される集線装置等を含みます。）又は緊急通報用電話サービス若しくはディジタル緊急通報用通信サービスに係る電気通信回線を収容するために電話サービス等取扱所に設置される交換設備
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
13 サービス接続点	電話サービス等に係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信サービスとの接続点

14	協定事業者	当社と相互接続協定を締結した電気通信事業者
15	特定事業者	当社が別紙２に定める協定事業者
16	協定事業者の契約者回線	協定事業者が、協定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る中継電話等契約者との契約に基づき、協定事業者の取扱所交換設備と中継電話等契約者が指定した場所との間に設置した電気通信設備
17	他社接続回線	相互接続点を介して当社の電話等網と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
18	特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
19	指定加入契約者回線	当社が別紙２に定める他社接続回線
20	指定契約者回線	当社が、加入電話契約又はデジタル加入通信契約に基づいて、取扱所交換設備と加入電話契約者又はデジタル加入通信契約者が指定する場所に設置した電気通信回線
21	利用契約回線	移動体電話契約に基づいて設置される回線のうち当社との移動体電話等利用契約を締結しているもの
22	契約者回線等	協定事業者の契約者回線、指定加入契約者回線、指定契約者回線又は利用契約回線
23	相互接続通話等	相互接続点において協定事業者の設置する電気通信設備と接続する当社の電話等網を通じて送受される通話等（別に定める地域内において、当社の指示信号に基づき、別に定める協定事業者の網内で接続する通話等を含みます。）
24	他社相互接続通話等	相互接続点において当社の電話等網と接続する協定事業者の設置する電気通信設備を通じて送受される通話等（別に定める地域内において、当社の指示信号に基づき、別に定める協定事業者の網内で接続する通話等を含みます。）
25	他社加入電話契約等	固定通信事業者（電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号。以下同じとします。）に規定する固定電話番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。）の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるもの
26	第１種移動体電話契約	携帯通信事業者（電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるもの（別に定める携帯通信事業者より電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る契約を含みます。）
27	削除	削除
28	移動体電話契約	第１種移動体電話契約
29	ＩＰ電話契約	ＩＰ電話事業者（電気通信番号規則に規定する特定ＩＰ電話番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。）の電気通信サービスに係る契約のうち、当社が別に定めるもの
30	中継電話等契約	当社から中継電話サービス又はデジタル中継通信サービスの提供を受けるための契約
31	中継電話等契約者	当社と中継電話等契約を締結している者
32	第１種中継電話等契約	当社から第１種中継電話サービス又は第１種デジタル中継通信サービスの提供を受けるための契約
33	第１種中継電話等契約者	当社と第１種中継電話等契約を締結している者
34	第２種中継電話等契約	当社から第２種中継電話サービス又は第２種デジタル中継通信サービスの提供を受けるための契約
35	第２種中継電話等契約者	当社と第２種中継電話等契約を締結している者
36	加入電話契約	当社から加入電話サービスの提供を受けるための契約
37	加入電話契約者	当社と加入電話契約を締結している者
38	デジタル加入通信契約	当社からデジタル加入通信サービスの提供を受けるための契約

39 デジタル加入通信契約者	当社とデジタル加入通信契約を締結している者
40 登録電話等契約	当社から登録電話サービス又はデジタル登録通信サービスの提供を受けるための契約
41 登録電話等契約者	当社と登録電話等契約を締結している者
42 移動体電話等利用契約	当社から移動体電話サービス又はデジタル移動体通信サービスの提供を受けるための契約
43 移動体電話等利用契約者	当社と移動体電話等利用契約を締結している者
44 緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話サービスの提供を受けるための契約
45 緊急通報用電話契約者	当社と緊急通報用電話契約を締結している者
46 デジタル緊急通報用通信契約	当社からデジタル緊急通報用通信サービスの提供を受けるための契約
47 デジタル緊急通報用通信契約者	当社とデジタル緊急通報用通信契約を締結している者
48 電話等契約	中継電話等契約、加入電話契約、デジタル加入通信契約、登録電話等契約、移動体電話等利用契約、緊急通報用電話契約又はデジタル緊急通報用通信契約
49 電話等契約者	中継電話等契約者、加入電話契約者、デジタル加入通信契約者、登録電話等契約者、移動体電話等利用契約者、緊急通報用電話契約者又はデジタル緊急通報用通信契約者
50 内線相互通話等回線群	利用者番号を利用して相互に通話等を行うことができる、契約者回線等により構成される回線群
51 登録番号	登録電話サービス又はデジタル登録通信サービスの登録電話等契約者識別のため、通話等を行うのに先立ってダイヤルする必要のある数字でメンバーコード及び登録電話サービス又はデジタル登録通信サービスの種類によってパスワードにより構成されるもの
52 メンバーコード	通話等の課金先を識別するため、当社が、登録電話サービス又はデジタル登録通信サービスの登録電話等契約者ごとに指定する数字で、通話等を行うのに先立ってダイヤルする必要のあるもの
53 パスワード	登録電話サービス又はデジタル登録通信サービスの登録電話等契約者が、通話等の使用の範囲を限定するため、当社に届け出る数字で、通話等を行うのに先立ってダイヤルするもの
54 機能コード	電話サービス等の基本機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、基本機能を利用できる契約者回線等ごとに指定するもの
55 加入契約者回線番号	当社が指定加入契約者回線又は指定契約者回線に付与する電気通信番号であって、固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）に規定する固定端末系伝送路設備をいいます。）を識別するためのもの
56 利用者番号	契約者回線等の電話番号又は契約者回線番号（指定加入契約者回線又は指定契約者回線に付与する加入契約者回線番号を含みます。以下「電話番号等」といいます。）に代わり利用できる短縮数字（指定加入契約者回線又は指定契約者回線に接続するためのものを含みます。）で、利用に先立って機能コードに引き続きダイヤルする必要のあるもの
57 加入電話設備等	他社加入電話契約等に基づいて設置される電気通信回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
58 第 1 種移動体電話設備	携帯通信事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置する契約者回線及びこれに接続する端末設備その他の電気通信設備
59 削除	削除
60 移動体電話設備	第 1 種移動体電話設備
61 公衆電話設備	協定事業者が設置する公衆電話の電話機
62 デジタル公衆電話設備	協定事業者が設置するデジタル公衆電話の電話機
63 国際通話兼用公衆電話設備	公衆電話設備のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が設置するものであって、国際通話に係る電話サービスを利用することができるもの
64 国際通信兼用デジタル公衆電話設備	デジタル公衆電話設備のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が設置するものであって、国際通信に係る総合デジタル通信サービスを利用することができるもの
65 I P 電話設備	I P 電話契約に基づいて設置される契約者回線及びこれに接続する端末設備その

	他の電気通信設備
66 取扱所応答装置	電話サービス等取扱所に設置される電気通信設備のうち、音声等により情報を提供するための装置
67 端末設備	契約者回線等（当社の設置する契約者回線等又は当社が別に定める指定加入契約者回線に限ります。）の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
68 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器
69 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
70 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
71 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
72 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（通話以外の通信の取扱い）

第4条 当社は、電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

（注）当社は、別記6（電話帳の掲載省略）に規定する通話等については、通話以外の通信を通話とみなして取り扱いません。

第2章 電話サービス等の種類等

（電話サービスの種類）

第5条 当社の提供する電話サービスは、次のとおりとします。

中継電話サービス （商品名 ：0088 電話サービス、 0061 国際電話サービス）	協定事業者の契約者回線を使用して行う電話サービス
加入電話サービス （商品名：おとくライン）	特定の指定加入契約者回線又は指定契約者回線（以下「指定加入契約者回線等」といいます。）を使用して行う電話サービス
登録電話サービス	あらかじめ当社の交換機に記録された登録番号を利用して、任意の契約者回線等又は公衆電話設備から行う電話サービス
移動体電話サービス	利用契約回線を使用して行う国際通話に係る電話サービス
緊急通報用電話サービス	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通話の着信のみのために提供する電話サービス
公衆電話サービス	国際通話兼用公衆電話設備から行う公衆の利用に供するための国際通話に係る電話サービス

（中継電話サービスの種類）

第6条 中継電話サービスには、次の種類があります。

(1) 第1種中継電話サービス	協定事業者の契約者回線を使用して行う中継電話サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
(2) 第2種中継電話サービス	協定事業者の契約者回線を使用して行う中継電話サービスであって、当社への契約の申込みを要しないもの

（第1種中継電話サービスの種類）

第7条 第1種中継電話サービスには、次の種類があります。

(1) 一般中継電話サービス	(2) 以外のものをいいます。
(2) V P N中継電話サービス	主として内線相互通話等回線群内の通話のために、第1種中継電話サービスを受けるものをいいます。

2 当社は、第1種中継電話サービスの種類に応じて、料金表により基本機能を提供します。

第8条 削除

第9条 削除

(加入電話サービスの種類)

第9条の2 加入電話サービスには、次の種類があります。

(1) 一般加入電話サービス	(2) 以外のものをいいます。
(2) V P N加入電話サービス	主として内線相互通話等回線群内の通話のために、加入電話サービスを受けるものをいいます。

2 当社は、加入電話サービスについて、料金表により基本機能を提供します。

第10条 削除

(登録電話サービスの種類)

第11条 登録電話サービスには、次の種類があります。

第1種フリーコールサービス (商品名 ：フリーコールスーパー)	フリーコールサービス（専ら通話の着信のために、登録電話サービスを受けるものをいいます。以下同じとします。）を受けるもののうち、着信課金番号（電気通信番号のうち、当社が別に定めるものを利用した当該サービスに係る登録番号をいいます。以下同じとします。）を利用するものをいいます。

第12条 削除

(総合デジタル通信サービスの種類)

第13条 当社の提供する総合デジタル通信サービスは、次のとおりとします。

デジタル中継通信サービス (商品名 ：0088 電話サービス、 0061 国際電話サービス)	協定事業者の契約者回線を使用して行う総合デジタル通信サービス
デジタル加入通信サービス (商品名：おとくライン)	特定の指定加入契約者回線等を使用して行う総合デジタル通信サービス
デジタル登録通信サービス	あらかじめ当社の交換機に記録された登録番号を利用して、任意の契約者回線等又はデジタル公衆電話設備を使用して行う総合デジタル通信サービス
デジタル移動体通信サービス	利用契約回線を使用して行う国際通信に係る総合デジタル通信サービス
デジタル緊急通報用通信サービス	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通信の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス
デジタル公衆通信サービス	国際通信兼用デジタル公衆電話設備から行う公衆の利用に供するための国際通信に係る総合デジタル通信サービス

(デジタル中継通信サービスの種類)

第14条 デジタル中継通信サービスには、次の種類があります。

(1) 第1種デジタル中継通信サービス	協定事業者の契約者回線を使用して行うデジタル中継通信サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
(2) 第2種デジタル中継通信サービス	協定事業者の契約者回線を使用して行うデジタル中継通信サービスであって、当社への契約の申込みを要しないもの

(第1種デジタル中継通信サービスの種類)

第15条 第1種デジタル中継通信サービスには、次の種類があります。

(1) 一般デジタル中継通信サービス	(2) 以外のものをいいます。
(2) V P Nデジタル中継通信サービス	主として内線相互通話等回線群内の総合デジタル通信のために、第1種デジタル中継通信サービスを受けるものをいいます。

2 当社は、デジタル中継通信サービスの種類に応じて、料金表により基本機能を提供します。

第16条 削除

第 17 条 削除

第 17 条の2 削除

(デジタル加入通信サービスの種類)

第 17 条の3 デジタル加入通信サービスには、次の種類があります。

第 1 種デジタル加入通信サービス	その指定加入契約者回線等について、144 キロビット／秒で提供するデジタル加入通信サービス
第 2 種デジタル加入通信サービス	その指定加入契約者回線等について、1,536 キロビット／秒で提供するデジタル加入通信サービス

- 2 第 1 種デジタル加入通信サービスは、1 の指定加入契約者回線等において、2 の B チャンネル及び 1 の D16 チャンネル（16 キロビット／秒で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
- 3 第 2 種デジタル加入通信サービスは、1 の指定加入契約者回線等において 23 の B チャンネル及び 1 の D64 チャンネルを利用することができます。

(第1種デジタル加入通信サービスの種類)

第 17 条の4 第 1 種デジタル加入通信サービスには、次の種類があります。

(1) 第 1 種一般デジタル加入通信サービス	(2) 以外のものをいいます。
(2) 第 1 種 V P N デジタル加入通信サービス	主として内線相互通話等回線網内の通話のために、第 1 種デジタル加入通信サービスを受けるものをいいます。

- 2 当社は、第 1 種デジタル加入通信サービスの種類に応じて、料金表により基本機能を提供します。

(第2種デジタル加入通信サービスの種類)

第 17 条の5 第 2 種デジタル加入通信サービスには、次の種類があります。

(1) 第 2 種一般デジタル加入通信サービス	(2) 以外のものをいいます。
(2) 第 2 種 V P N デジタル加入通信サービス	主として内線相互通話等回線網内の通話のために、第 2 種デジタル加入通信サービスを受けるものをいいます。

- 2 当社は、第 2 種デジタル加入通信サービスの種類に応じて、料金表により基本機能を提供します。

第 18 条 削除

第 19 条 削除

(デジタル登録通信サービスの種類)

第 20 条 デジタル登録通信サービスには、次の種類があります。

第 1 種デジタルフリーコールサービス (商品名 : フリーコールスーパ)	デジタルフリーコールサービス（専ら総合デジタル通信の着信のためにデジタル登録通信サービスを受けるものをいいます。以下同じとします。）を受けるもののうち、着信課金番号を利用するものをいいます。

第 21 条 削除

第 22 条 削除

第3章 電話サービス等の提供範囲

(電話サービス等の提供区間)

第 23 条 当社が提供する電話サービス等の提供区間は、別記 1 に定めるとおりとします。

- 2 当社は、相互接続点の所在場所及び当社が別に定める区域（以下「業務区域」といいます。）を電話サービス等取扱所に掲示します。

(他社相互接続通話等を行うことのできる地域)

第 24 条 他社相互接続通話等を行うことのできる地域は、別に定めるところによります。

（注）他社相互接続通話等を行うことのできる地域は、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信

サービス、ＩＰ電話サービス又は専用サービスに係る契約約款の規定によることとします。

（他社相互接続通話等を行うことのできる電話等の種類）

第 25 条 当社が、相互接続協定に基づき定める、他社相互接続通話等を行うことができる電話等の種類は、別に定めるところによります。

（注）当社が、相互接続協定に基づき定める、他社相互接続通話等を行うことができる電話等の種類は、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス又はＩＰ電話サービスに係る契約約款の規定によることとします。

（外国における取扱制限）

第 26 条 外国における電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 中継電話等契約

第1款 第1種中継電話等契約

（契約の締結）

第 27 条 当社は、第 1 種中継電話サービス又は第 1 種デジタル中継通信サービス（以下「第 1 種中継電話サービス等」といいます。）の提供を受ける者と第 1 種中継電話等契約を締結します。

（第1種中継電話等契約の種類）

第 28 条 第 1 種中継電話等契約には次の種類があります。

一般中継電話等契約	一般中継電話サービス又は一般デジタル中継通信サービス（以下「一般中継電話サービス等」といいます。）の提供を受けることができる契約
V P N中継電話等契約	V P N中継電話サービス又はV P Nデジタル中継通信サービス（以下「V P N中継電話サービス等」といいます。）の提供を受けることができる契約

（契約の単位）

第 29 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の第 1 種中継電話等契約を締結します。この場合、第 1 種中継電話等契約者は、1 の第 1 種中継電話等契約につき 1 人に限ります。

（第1種中継電話等契約申込の方法）

第 30 条 第 1 種中継電話等契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。

（注）本条の場合において、当社は、第 1 種中継電話等契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

（第1種中継電話等契約申込の承諾）

第 31 条 当社は、第 1 種中継電話等契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種中継電話等契約の申込みを承諾しないことがあります。

- （1）第 1 種中継電話等契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- （2）第 1 種中継電話等契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （3）第 149 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- （4）その申込みを承諾することが、相互接続協定に違反するとき。
- （5）その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（機能コードの指定）

第 32 条 機能コードは、1 の協定事業者の契約者回線ごとに、当社が指定します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、機能コードを変更することがあります。

3 前項の規定により機能コードを変更する場合には、あらかじめそのことを第 1 種中継電話等契約者にお知らせします。

(第1種中継電話等契約の種類の変更)

- 第33条** 当社は、第1種中継電話等契約者から請求があったときは、第1種中継電話等契約の種類の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第31条（第1種中継電話等契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種中継電話等契約の種類をV P N中継電話等契約から一般中継電話等契約に変更することがあります。
- (1) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表第1（月額料金）2（料金額）(8)1（内線相互通話等機能）(1)タイプ1に規定する料金の負担がないとき。
- 4 前項の規定により第1種中継電話等契約の種類を変更する場合には、あらかじめ第1種中継電話等契約者にそのことを通知します。

(変更等の通知)

- 第34条** 第1種中継電話等契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (1) 第1種中継電話等契約に係る協定事業者の契約者回線の種類の変更
- (2) 協定事業者の電話番号等の変更
- (3) 第1種中継電話等契約者の住所の変更
- (4) 第1種中継電話等契約に係る協定事業者の契約者回線の移転
- (5) 電話料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第31条（第1種中継電話等契約申込の承諾）第2項に該当するときは、第36条（第1種中継電話等契約者が行う第1種中継電話等契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第1種中継電話等契約者は、次の場合には、そのことを速やかに電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (1) 第1種中継電話等契約に係る協定事業者との電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る契約の解除
- (2) 第1種中継電話等契約に係る協定事業者の契約者回線の電話加入権又は利用権の譲渡
- (3) 第1種中継電話等契約に係る協定事業者の契約者回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第36条（第1種中継電話等契約者が行う第1種中継電話等契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注1) 第1項又は第3項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第1種中継電話等契約者から第1項又は第3項の通知がないときは、第151条（協定事業者等からの通知）の通知により、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(第1種中継電話サービス等の利用の一時中断)

- 第35条** 当社は、第1種中継電話等契約者から請求があったときは、第1種中継電話サービス等の利用の一時中断（その第1種中継電話等契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種中継電話サービス等に係る利用限度額)

- 第35条の2** 当社は、第1種中継電話等契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（当該電話等契約者が当社に支払うべきその契約に係る電話サービス等の料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。以下同じとします。）を設定することがあります。
- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (2) 第1種中継電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は第1種中継電話等契約者にその利用限度額を通知します。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1種中継電話サービス等の料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その第1種中継電話等契約に係る第1種中継電話サービス等の提供を行わないことがあります。
- この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。
- 5 第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は第1種中継電話等契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 6 第1種中継電話等契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第131条（月額料金の支払義務）から第134条（工事費の支払義務）に定める規定を免れないものとします。
- 7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは第1種中継電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
- (注) 第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）とします。

(第1種中継電話等契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 35 条の3 第1種中継電話等契約者が第1種中継電話等契約に基づいて第1種中継電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(第1種中継電話等契約者が行う第1種中継電話等契約の解除)

第 36 条 第1種中継電話等契約者は、第1種中継電話等契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ電話サービス等取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種中継電話等契約の解除)

第 37 条 当社は、次の場合には、その第1種中継電話等契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第123条(利用停止)の規定により第1種中継電話サービス等の利用を停止された第1種中継電話等契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (4) 当社が、第1種中継電話等契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 前項第3号の場合において、当該第1種中継電話等契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種中継電話等契約を解除しようとするとき(第1項第2号(第123条(利用停止)第1項第7号により第1種中継電話サービス等の利用を停止された場合に限り。))又は第1項第3号による場合を除きます。)は、あらかじめ第1種中継電話等契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 38 条 第1種中継電話等契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2款 第2種中継電話等契約

(第2種中継電話等契約の締結)

第 39 条 他社加入電話契約等(当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)を締結したときは、当社と第1種中継電話等契約を締結している場合を除いて、その他社加入電話契約者等(その他社加入電話契約等を締結している者をいいます。以下この款において同じとします。)は、当社と第2種中継電話等契約を締結したことになります。

ただし、その他社加入電話契約等の契約の申込みが承諾された際に、当社に対して第2種中継電話等契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項ただし書、次条(電話加入権等を譲渡する場合等の取扱い)第2項ただし書及び第41条(当社が行う第2種中継電話等契約の解除)の規定により、当社と第2種中継電話等契約を締結していない者(当社と第1種中継電話等契約を締結しているものを除きます。)が、第2種中継電話サービス又は第2種デジタル中継通信サービス(以下「第2種中継電話サービス等」といいます。)を利用するときは、あらかじめ書面によりその旨を申し出て、当社と第2種中継電話等契約を締結して頂きます。

ただし、次の場合には、当社は第2種中継電話等契約を締結しないことがあります。

- (1) 第2種中継電話サービス等を利用しようとする者が電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第2種中継電話サービス等を利用しようとする者が第123条(利用停止)第1項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされている場合において、なおその事実を解消しないとき。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める他社加入電話契約等は、別紙1に定めるところによります。

(電話加入権等を譲渡する場合等の取扱い)

第 40 条 当社は、第2種中継電話等契約者が電話加入権等(他社加入電話契約者等が他社加入電話契約等に基づいて協定事業者が提供する電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下この款において同じとします。)を譲渡し、協定事業者がその電話加入権等の譲渡を承認した場合は、その承認があったときに、第2種中継電話等契約者に係る第2種中継電話等契約は解除されたものとして取扱います。

- 2 前項の場合において、電話加入権等を譲り受けた者は、協定事業者がその電話加入権等の譲渡を承認したときに、当社と第2種中継電話等契約を締結したことになります。

ただし、その電話加入権等を譲り受けることを承認された際に、第2種中継電話等契約を締結しない旨の意思表示があった場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、第2種中継電話等契約者が、当社と第1種中継電話等契約を締結した場合は、その契約の締結があったときに、その第2種中継電話等契約者に係る第2種中継電話等契約は解除されたものとして取扱います。

(第2種中継電話サービス等に係る利用限度額)

第 40 条の2 当社は、第2種中継電話等契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額を設定することがあり

ます。

(1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者。

(2) 第2種中継電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は第2種中継電話等契約者にその利用限度額を通知します。

3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4 当社は、第2種中継電話サービス等の料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その第2種中継電話等契約に係る第2種中継電話サービス等の提供を行わないことがあります。

この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。

5 第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は第151条（協定事業者等からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6 第2種中継電話等契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第131条（月額料金の支払義務）から第134条（工事費の支払義務）に定める規定を免れないものとします。

7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは第2種中継電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

（注）第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）とします。

（当社が行う第2種中継電話等契約の解除）

第41条 当社は、次の場合は、その第2種中継電話等契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第123条（利用停止）の規定により第2種中継電話サービス等の利用を停止された第2種中継電話等契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 当社が、第2種中継電話等契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 当社は、前項の規定により、その第2種中継電話等契約を解除しようとするとき（前項第2号（第123条（利用停止）第1項第8号により第2種中継電話サービス等の利用を停止された場合に限り。）による場合を除きます。）は、あらかじめ第2種中継電話等契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第42条 第2種中継電話等契約に基づく権利の譲渡の禁止及び第2種中継電話等契約者が行う第2種中継電話等契約の解除の取扱いについては、第1種中継電話等契約の場合に準ずるものとします。

第2節 削除

第43条～第62条の2 削除

第3節 加入電話契約及びデジタル加入通信契約

（契約の締結）

第62条の3 当社は、加入電話サービス又はデジタル加入通信サービス（以下「加入電話サービス等」といいます。）の提供を受ける者と加入電話サービスに係る契約又はデジタル加入通信サービスに係る契約（以下「加入電話契約等」といいます。）を締結します。

（契約の単位）

第62条の3の2 当社は、指定加入契約者回線等1回線ごとに1の加入電話契約等を締結します。この場合、加入電話契約者又はデジタル加入通信契約者（以下「加入電話契約者等」といいます。）は、1の加入電話契約等につき1人に限ります。

（指定契約者回線の終端等）

第62条の3の3 当社は、収容加入電話サービス等取扱所（加入電話契約者等との協議により当社が指定した収容加入電話サービス等取扱所とします。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離であって、堅固に施設できる地点に保安器又は配電盤等を設置し、これを指定契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、加入電話契約者等と協議します。

（端末設備の設置）

第62条の3の4 当社は、デジタル加入通信契約者（第2種デジタル加入通信サービスに係るものに限り、以下この条において同じとします。）が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、デジタル加入通信契約者と協議します。

(加入電話契約等申込の方法)

第 62 条の 4 加入電話契約等の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。

2 他社接続回線と接続する加入電話契約等の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- (1) 相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び細目
- (2) 相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (3) 相互に接続する他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
- (4) その他他社接続回線と接続する加入電話契約等の申込みの内容を特定するための事項

3 第 1 項の場合において、加入電話契約等の申込者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

(加入電話契約等申込の承諾)

第 62 条の 5 当社は、加入電話契約等の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入電話契約等の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった指定加入契約者回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が電話サービス等の料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第 62 条の 4（加入電話契約等申込の方法）に規定する契約申込書の提出若しくは契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実を反する記載があることが判明したとき。
- (4) 申込者について、当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名及び住所等の契約者等を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことができないとき。
- (5) 第 149 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 他社接続回線と接続する加入電話契約等の申込みにあつては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (7) 申込みのあった指定加入契約者回線等において緊急通報システム（緊急時にあらかじめ指定した接続先に簡易な操作で接続することにより通報ができるものをいいます。以下同じとします。）を利用するとき。
- (8) 電話サービス等を用いた犯罪行為を防止するために当社が加入電話契約等の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であつて、警察機関から当社に対して所定の方法によりその加入電話契約等の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (9) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(加入契約者回線番号の付与)

第 62 条の 5 の 2 当社は、加入電話契約者等に、その指定加入契約者回線等について、加入契約者回線番号を当該番号に余裕がある場合に限り付与します。ただし、当該番号を付与する地域は、別に定めるところによります。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入契約者回線番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により加入契約者回線番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ加入電話契約者等にお知らせします。

(加入契約者回線番号の変更)

第 62 条の 5 の 2 の 2 加入電話契約者等は、迷惑通話等（いたずら、いやがらせその他これに類する通話等であつて、現にその契約者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通話等（現に利用している加入契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続されるものをいいます。以下同じとします。）を防止するために、加入契約者回線番号の変更の請求を行うことができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(加入電話サービス等の種類の変更)

第 62 条の 5 の 3 当社は、加入電話契約者等から請求があったときは、加入電話サービスの種類、第 1 種デジタル加入通信サービスの種類又は第 2 種デジタル加入通信サービスの種類の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 62 条の 5（加入電話契約等申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、次の場合には、その加入電話サービス等の種類を V P N 加入電話サービスから一般加入電話サービスに、第 1 種 V P N デジタル加入通信サービスから第 1 種一般デジタル加入通信サービスに又は第 2 種 V P N デジタル加入通信サービスから第 2 種一般デジタル加入通信サービスに変更を行うことがあります。

- (1) 連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第 1 表第 1（月額料金）2（料金額）(8) 1（内線相互通話等機能）(1) タイプ 1 に規定する料金の負担がないとき。

- 4 前項の規定により加入電話サービス等の種類を変更する場合には、あらかじめ電話等契約者にそのことを通知します。

(指定加入契約者回線の移転)

第 62 条の 5 の 4 加入電話契約者等は、指定加入契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 62 条の 5（加入電話契約等申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第 62 条の 6 加入電話契約者等は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、電話サービス等取扱所に通知していただきます。

- (1) 加入電話契約等に係る指定加入契約者回線等の種類及び細目の変更
 - (2) 加入電話契約者等の住所の変更
 - (3) 加入電話契約等に係る指定加入契約者回線の移転
 - (4) 加入電話契約等に係る指定加入契約者回線等の利用権の譲渡
 - (5) 電話料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 62 条の 5（加入電話契約等申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 62 条の 8（その他の提供条件）による解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 加入電話契約者等は、次の場合には、そのことを速やかに電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (1) 加入電話契約等に係る他社接続回線の契約解除
 - (2) 加入電話契約等に係る他社接続回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第 62 条の 8（その他の提供条件）による解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注 1) 第 1 項又は第 3 項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注 2) 当社は、加入電話契約者等から第 1 項又は第 3 項の通知がないときは、第 151 条（協定事業者等からの通知）の通知により、第 1 項又は第 3 項の通知があったものとみなすことがあります。

(加入電話サービス等利用権の譲渡)

第 62 条の 6 の 2 加入電話サービス等利用権（加入電話契約者等がその加入電話契約等に基づいて加入電話サービス等の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 加入電話サービス等利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により電話サービス等取扱所に請求していただきます。
- ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 前項の場合において、加入電話サービス等利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、契約者情報を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 4 当社は、第 2 項の規定により加入電話サービス等利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 加入電話サービス等利用権を譲り受けようとする者が加入電話サービス等の料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第 2 項に規定する書面若しくは書類の提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
 - (3) 加入電話サービス等利用権の譲渡の承認を受けようとする者について、当社が別に定める方法により、契約者情報の確認を行うことができないとき。
 - (4) 加入電話サービス等利用権を譲り受けようとする者が第 149 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 他社接続回線と接続する加入電話契約等に係る加入電話サービス等利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続される他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾を得られないとき、その他相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (6) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 加入電話サービス等利用権の譲渡があったときは、譲受人は、当社が別に定める日（以下「譲渡完了日」といいます。）をもって当社が別に定めるものを除き、加入電話契約者等の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 6 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、その電話サービス等に係る料金を支払うことについて同意していただきます。

(当社が行う加入電話契約等の解除)

第 62 条の 7 当社は、次の場合には、その加入電話契約等を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第 123 条（利用停止）の規定により加入電話サービス等の利用を停止された加入電話契約者等が、なおその事実を解消しないとき。

- (3) 加入電話契約等に係る他社接続回線の解除があったとき。
 - (4) 加入電話契約者等が第123条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (5) 加入電話サービス等の利用中断期間が1年を経過した後、加入電話契約者等が新たに加入電話サービス等の利用の一時中断若しくは再利用又は加入電話サービス等の種類の変更の請求を行わない場合において、その1年を経過した日から起算してさらに1年を経過したとき。
 - (6) 当社が、加入電話契約者等について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (7) 加入電話契約等の申込時に第62条の5（加入電話契約等申込の承諾）第2項第8号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その加入電話契約等を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者等にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（その他の提供条件）

- 第62条の8 機能コードの指定、加入電話サービス等の利用の一時中断、加入電話サービス等に係る利用限度額及び加入電話契約者等が行う加入電話契約等の解除の取扱いについては、第1種中継電話等契約の場合に準ずるものとします。
- 2 加入電話契約等に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第63条～第81条 削除

第4節 登録電話等契約

（契約の締結）

- 第82条 当社は、登録電話サービス又はデジタル登録通信サービス（以下「登録電話サービス等」といいます。）の提供を受ける者と登録電話等契約を締結します。

第83条 削除

（登録電話等契約の種類）

- 第84条 登録電話等契約には次の種類があります。

フリーコールサービス契約等	第1種フリーコールサービス又は第1種デジタルフリーコールサービス（以下「フリーコールサービス等」といいます。）の提供を受けることができる契約

- 2 当社は、登録電話等契約において当社が別に定める当社又は協定事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線を利用するときは、フリーコールサービス等に当該IP電話サービスに係る電気通信回線を使用して行う電気通信サービスを含むものとします。

（契約の単位）

- 第85条 当社は、1の登録番号ごとに1の登録電話等契約を締結します。この場合、登録電話等契約者は、1の登録電話等契約につき1人に限ります。

（登録電話等契約申込の方法）

- 第86条 登録電話等契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。
- （注）本条の場合において、当社は、登録電話等契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

（登録電話等契約申込の承諾）

- 第87条 当社は、登録電話等契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その登録電話等契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 登録電話等契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 登録電話等契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第149条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) その申込みを承諾することが、相互接続協定に違反するとき。
 - (5) 電話サービス等を用いた犯罪行為を防止するために当社が登録電話等契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその登録電話等契約の申込みを承諾しない要請があったとき。

(6) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(メンバーコードの指定)

第 88 条 登録電話等契約者のメンバーコードは 1 の申込みごとに、当社が指定します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メンバーコードを変更することがあります。

3 前項の規定により、メンバーコードを変更する場合には、あらかじめそのことを登録電話等契約者にお知らせします。

(変更等の通知)

第 89 条 登録電話等契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、電話サービス等取扱所に通知していただきます。

- (1) 登録電話等契約者の住所の変更
- (2) 電話料金等請求書の送付先の変更

2 当社は、前項の通知の内容が第 87 条（登録電話等契約申込の承諾）第 2 項の規定に該当するときは、第 91 条（その他の提供条件）による解除の通知があったものとして取り扱います。

(注) 第 1 項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(登録電話サービス等の利用の一時中断)

第 90 条 当社は、登録電話等契約者から請求があったときは、登録電話サービス等の利用の一時中断（その登録電話等契約に係る登録番号を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(登録電話サービス等利用権の譲渡)

第 90 条の 2 登録電話サービス等利用権（登録電話等契約者がその登録電話等契約に基づいて登録電話サービス等の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 登録電話サービス等利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により電話サービス等取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により登録電話サービス等利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 登録電話サービス等利用権を譲り受けようとする者が登録電話サービス等の料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 登録電話サービス等利用権を譲り受けようとする者が第 149 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) その登録電話サービス等利用権の譲渡を承認することが、相互接続協定に違反するとき。
- (4) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 登録電話サービス等利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡完了日をもって登録電話等契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

5 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、その電話サービス等に係る料金を支払うことについて同意していただきます。

(当社が行う登録電話等契約の解除)

第 90 条の 3 当社は、次の場合には、その登録電話等契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
- (2) 第 123 条（利用停止）の規定により登録電話サービス等の利用を停止された登録電話等契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用（料金表第 1 表第 1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。）の負担がないとき。
- (4) 当社が、登録電話等契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (5) 登録電話契約の申込時に第 87 条（登録電話等契約申込の承諾）第 2 項第 5 号に定める事由に該当していたとき。

2 前項第 3 号の場合において、当該登録電話等契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して取り扱います。

3 当社は、前 2 項の規定により、その登録電話等契約を解除しようとするときは、あらかじめ登録電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

- 第 91 条 登録電話等契約者が行う登録電話等契約の解除の取扱いについては、第 1 種中継電話等契約の場合に準ずるものとします。
- 2 登録電話等契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第5節 移動体電話等利用契約

(契約の単位)

- 第 92 条 当社は、利用契約回線 1 回線ごとに 1 の移動体電話等利用契約を締結します。この場合、移動体電話等利用契約者は、1 の移動体電話等利用契約につき 1 人に限ります。

(移動体電話等利用契約申込の方法)

- 第 92 条の2 移動体電話等利用契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。

(移動体電話等利用契約申込の承諾)

- 第 92 条の3 当社は、移動体電話等利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその移動体電話等利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 移動体電話等利用契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 移動体電話等利用契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 149 条（利用に係る電話等契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) その申込みを承諾することが、相互接続協定に違反するとき。
 - (5) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(保証金)

- 第 93 条 当社は、移動体電話等利用契約者が次のいずれかに該当するときは、その移動体電話等利用契約に係る移動体電話サービス又はデジタル移動体通信サービス（以下「移動体電話サービス等」といいます。）の提供の条件として、保証金の預託を請求することがあります。
- (1) 新規に移動体電話等利用契約の締結を行った者又は一時中断の取扱いを行っていた利用契約回線について利用の再開を行った者
 - (2) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
 - (3) 電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれのある者
- 2 保証金の額は当社が別に定める額とします。
- 3 保証金については無利息とします。
- 4 当社は、移動体電話等利用契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

(保証金の返還)

- 第 94 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保証金をその預託者に返還します。
- (1) 保証金の預託日から起算して別に定める期間を経過したとき。
 - (2) 移動体電話等利用契約について、利用の一時中断又は契約の解除があったとき。
- 2 前項第 2 号により保証金を返還する際に、預託者がこの約款に基づき当社に支払うべき金額があるときは、支払期日以前であっても、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

(変更等の通知)

- 第 94 条の2 移動体電話等利用契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (1) 協定事業者の電話番号等の変更
 - (2) 移動体電話等利用契約者の住所の変更
 - (3) 電話料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 92 条の 3（移動体電話等利用契約申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 96 条（その他の提供条件）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 移動体電話等利用契約者は、次の場合には、そのことを速やかに電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (1) 移動体電話等利用契約に係る利用契約回線の解除（番号ポータビリティを伴う場合を除きます。）
 - (2) 移動体電話等利用契約者に係る利用契約回線の利用権の譲渡
 - (3) 移動体電話等利用契約に係る利用契約回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第 96 条（その他の提供条件）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注 1) 第 1 項又は第 3 項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただ

くことがあります。

(注2) 当社は、移動体電話等利用契約者から第1項又は第3項の通知がない場合であって、第151条(協定事業者等からの通知)の通知があったとき又は当社との移動体電話契約について第1項若しくは第3項各号に定める事由に該当することを認めたときは、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(移動体電話サービス等に係る利用限度額)

第95条 当社は、移動体電話等利用契約者について利用限度額を定めることがあります。この場合、当社は、あらかじめ移動体電話等利用契約者にそのことを通知します。

2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

3 当社は、第1項に定める移動体電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、その移動体電話等利用契約者に移動体電話サービス等の提供を行わないことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。

4 移動体電話等利用契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて第132条(通話等料金の支払義務)第1項1(5)の規定の適用を免れるものではありません。

(移動体電話契約の解除等)

第95条の2 当社は、移動体電話等利用契約者が、利用契約回線に係る移動体電話契約を解除した場合においても、第94条の2(変更等の通知)第3項に定める通知又は移動体電話等利用契約者からの移動体電話等利用契約の解除の申し出がないときは、移動体電話等利用契約に係る移動体電話サービス等を継続して提供します。

(当社が行う移動体電話等利用契約の解除)

第95条の3 当社は、次の場合には、その移動体電話等利用契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第123条(利用停止)の規定により移動体電話サービス等の利用を停止された移動体電話等利用契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 当社が別に定める期間のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。

(4) 当社が、移動体電話等利用契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 当社は、前項の規定により、その移動体電話等利用契約を解除しようとするとき(前項第2号(第123条(利用停止)第1項第7号により移動体電話サービス等の利用を停止された場合に限り。))による場合を除きます。)は、あらかじめ移動体電話等利用契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第96条 移動体電話サービス等の利用の一時中断、移動体電話等利用契約に基づく権利の譲渡の禁止及び移動体電話等利用契約者が行う移動体電話等利用契約の解除の取扱いについては、第1種中継電話等契約の場合に準ずるものとします。

2 移動体電話等利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第97条～第107条 削除

第6節 緊急通報用電話契約及びデジタル緊急通報用通信契約

(契約の締結)

第107条の2 当社は、緊急通報用電話サービス又はデジタル緊急通報用通信サービス(以下「緊急通報用電話サービス等」といいます。)の提供を受ける者と緊急通報用電話サービスに係る契約又はデジタル緊急通報用通信サービスに係る契約(以下「緊急通報用電話契約等」といいます。)を締結します。

(緊急通報用電話契約等申込を行うことができる者の条件)

第107条の3 緊急通報用電話契約等の申込みを行うことができる者は、警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)又は消防機関に限りします。

(緊急通報用電話サービス等の提供)

第107条の4 当社は、緊急通報用電話契約等の申込みがあったときは、その申込者と協議し、その必要が認められる範囲で提供します。

(その他の提供条件)

第107条の5 契約の単位、緊急通報用電話契約等申込の方法、変更等の通知、緊急通報用電話サービス等の利用の一時中断、緊急通報用電話契約等に基づく権利の譲渡の禁止及び緊急通報用電話契約者等が行う緊急通報用電話契約等の解除の取扱いについては、第1種中継電話等契約の場合に準ずるものとします。

2 当社が行う緊急通報用電話契約等の解除の取扱いについては、加入電話契約等の場合に準ずるものとします。

3 緊急通報用電話契約等に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第108条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、その電話等契約について料金表により付加機能を提供します。

ただし、電話サービス等を用いた犯罪行為を防止するために付加機能を提供しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその付加機能を提供しない要請があったときは、付加機能の全部又は一部を提供しないことがあります。

(付加機能の廃止)

第109条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている電話等契約者（発信元である電話等契約者の契約者回線等の電話番号等を登録するサービスにあっては、その登録先である契約者回線等の電話番号等の電話等契約者を含みます。以下この条において同じとします。）から廃止の申出があったとき。
 - (2) その付加機能の提供を受けている電話等契約者について、その契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
 - (3) その付加機能の利用を継続するにあたり、その提供条件を満たさなくなったとき。
 - (4) その他料金表に特段の定めがあるとき。
- 2 当社は、電話サービス等を用いた犯罪行為を防止するために付加機能を廃止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその付加機能を廃止する要請があったときは、付加機能の全部又は一部を廃止することがあります。
- 3 当社は、前項の規定によりその付加機能を廃止するときは、そのことを電話等契約者に通知します。
- ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 第2項の場合において、当社は、警察機関に対し当該電話等契約者に係る情報を提供することがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第110条 当社は、付加機能を利用している電話等契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 端末設備の提供等

第1節 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第111条 当社は、第2種デジタル加入通信サービスにおいては、第62条の3の4（端末設備の設置）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の種類又は区別の変更)

第112条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類又は区別の変更を行います。

(端末設備の移転)

第113条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第114条 削除

(端末設備の利用の一時中断)

第115条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第116条 削除

第2節 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第117条 電話等契約者は、その契約者回線等（指定加入契約者回線（第2種デジタル加入通信サービスに係るも

のに限ります。以下この条において同じとします。)又は指定契約者回線に限ります。以下この条において同じとします。)の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、指定加入契約者回線相互、指定契約者回線相互又は契約者回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話等について、その品質を保証しません。
 - (1) その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により制限されているとき。
 - (2) その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。
 - (3) その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- 3 電話等契約者は、その接続について、第1項の規定により電話サービス等取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 電話等契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線との相互接続)

第118条 当社は、他社接続回線と接続する加入電話契約等申込又は他社接続回線に係る指定加入契約者回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第119条 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

- 第120条** 当社は、加入電話契約者等から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第62条の5(加入電話契約等申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第121条 削除

第7章 利用中止等

(利用中止)

- 第122条** 当社は、次の場合には、電話サービス等又は付加機能の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線等から多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通話等がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) パスワードを利用するサービスにあっては、そのパスワードの漏洩が推測されるとき。
 - (4) 第119条(相互接続点の所在地の変更)の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
 - (5) 第127条(通話等利用の制限)の規定により、通話等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービス等又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを電話等契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第123条** 当社は、電話等契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(第9号の規定に基づいて、警察機関からの要請を受けた場合、警察機関が定める期間とし、6か月を超えることがあります。)、その電話サービス等の利用を停止することがあります。
- (1) 第149条(利用に係る電話等契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、指定加入契約者回線(第2種ディジタル加入通信サービスに係るものに限り、)又は指定契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (3) 別記10若しくは別記12の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を指定契約者回線から取りはず

さなかったとき。

- (4) 第 127 条（通話等利用の制限）に規定する態様で国際通話又は国際通信（以下「国際通話等」といいます。）を行ったとき。
 - (5) 第 35 条の 2（第 1 種中継電話サービス等に係る利用限度額）第 7 項、第 40 条の 2（第 2 種中継電話サービス等に係る利用限度額）第 7 項又は第 62 条の 8（その他の提供条件）に基づき、当社が電話等契約者本人であることを確認できないとき。
 - (6) 電話等契約者が、電話等契約の申込、電話等契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申出を行い、電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (7) 電話等契約者（第 1 種中継電話等契約者、登録電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限ります。以下この号において同じとします。）が、第 34 条（変更等の通知）、第 89 条（変更等の通知）又は第 94 条の 2（変更等の通知）に規定する通知を行わなかったことにより、当社が送付した電話料金等請求書が電話等契約者に到達しなかった場合であって、当社が別に定める方法により電話等契約者の所在を確認できなかったとき。
 - (8) 当社が送付した電話料金等請求書が第 2 種中継電話等契約者に到達しなかった場合であって、当社が別に定める方法により第 2 種中継電話等契約者の所在を確認できなかったとき。
 - (9) 電話サービス等を用いた犯罪行為を防止するために電話サービス等（加入電話サービス等及び登録電話サービス等に限ります。以下この号において同じとします。）の利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその電話サービス等の利用を停止する要請があったとき。
- 2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第 37 条（当社が行う第 1 種中継電話等契約の解除）第 1 項第 1 号、第 41 条（当社が行う第 2 種中継電話等契約の解除）第 1 項第 1 号、第 62 条の 7（当社が行う加入電話契約等の解除）第 1 項第 1 号、第 90 条の 3（当社が行う登録電話等契約の解除）第 1 項第 1 号及び第 95 条の 3（当社が行う移動体電話等利用契約の解除）第 1 項第 1 号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その電話サービス等の利用を停止することがあります。
- 3 当社は、電話等契約者が、1 の電話等契約以外の他の電話等契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、電話サービス等の利用を停止することがあります。
- 4 当社は、前 3 項の規定により、電話サービス等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を電話等契約者に通知します。
ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第 1 項第 9 号の場合において、当社は、警察機関に対し当該電話等契約者に係る情報を提供することがあります。

（接続休止）

- 第 124 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、当社の電話等契約者が当社の電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなくなったときは、その電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能について接続休止（その電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能に係る電気通信設備及び登録番号を他に転用することを条件としてその電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。
- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その電話等契約者にそのことを通知します。
- 3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話等契約は解除又は付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、その電話等契約者にそのことを通知します。

第 8 章 通話等

（通話の種類）

- 第 125 条 通話の種類は、料金表第 1 表第 2（通話等料金）に定めるところによります。

（総合デジタル通信の種類）

- 第 126 条 総合デジタル通信の種類は、料金表第 1 表第 2（通話等料金）に定めるところによります。

（通話等利用の制限）

- 第 127 条 当社は、通話等が著しくふくそうし、通話等の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話等及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話等を優先的に取り扱うため、電話等契約者が次の機関であって、当社がこれらの機関と協議により定めた電話等契約以外の電話等契約に基づく通話等の利用を中止する措置（特定の相

互接続点及び特定の地域の契約者回線等への通話等中止する措置を含みます。)

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 27 に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への通話等中止する措置

- 2 当社は、本邦外の特定の地域（その地域の一部である場合を含みます。）への通話等が第三者によって不正に行われていると判断したときは、電話等契約者から限定通話等機能の申込みがあったものとみなして取扱い、本邦外への通話等の利用を中止する措置を執ることがあります。
- 3 電話等契約者は、次に掲げる態様で、国際通話等を行ってはなりません。
- (1) 本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
 - (2) 当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のコールバックサービス（本邦から発信する国際通話等を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通話等を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用し又は他人に利用させること。

方式の別	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通話等の請求が行われ、電話等契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通話等に係る電話サービス等の通話等時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(発信電気通信番号通知)

第 128 条 指定加入契約者回線等であって加入契約者回線番号を付与したものからの通話等については、その加入契約者回線番号を着信先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知します。

ただし、次の通話等については、この限りではありません。

- (1) 通話等の発信に先立ち、「1 8 4」をダイヤルして行う通話等
 - (2) 料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通話等（当社が別に定める方法により行う通話等を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通話等
- 2 当社は、加入契約者回線番号を着信先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 当社は、デジタル中継通信サービスに係る中継電話等契約者の国際通信について、その契約者回線番号を着信先の外国（当社が別に定める地域に限りします。）の当該サービスに相当する電気通信サービスの利用者（以下この条において「外国側利用者」といいます。）の回線に通知することができます。
- ただし、外国側利用者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。
- (注 1) 本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通話等は、通話等の発信に先立ち、「1 8 6」をダイヤルして行う通話等とします。
- (注 2) 当社は、加入電話サービス等においては、緊急通報用電話サービス等に係る電話番号等を利用して行う通話等（第 1 項第 1 号に定める通話等を除きます。）について、加入契約者回線番号のほか、当該加入電話契約者等の氏名及び住所を通知することがあります。

(通話等時間の測定等)

第 129 条 通話等時間及び情報量の測定等については、料金表第 1 表第 2（通話等料金）に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第130条 当社が提供する電話サービス等に係る料金は、料金表第1表（料金）に規定する月額料金及び通話等料金とします。
- 2 前項に規定する月額料金については料金表第1表第1（月額料金）に定める料金額を当社が提供する電話サービス等の態様に応じて合算することとします。
- 3 当社が提供する電話サービス等に係る工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第2節 料金の支払義務

(月額料金の支払義務)

- 第131条 電話等契約者は、その電話等契約に基づいて当社が電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の提供を開始した日から起算してその契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止があった日の前日（加入電話サービス等に係る契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止と同時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号をI P電話サービス契約約款に規定するI P電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、その契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止があった日とします。）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、1日間とします。）について料金表第1表第1（月額料金）に規定する月額料金の支払いを要します。
- 2 基本機能及び付加機能に係る月額料金について料金表に定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 第1項の期間において、利用の一時中断等により電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、電話等契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止（第35条の2（第1種中継電話サービス等に係る利用限度額）第4項、第40条の2（第2種中継電話サービス等に係る利用限度額）第4項又は第62条の8（その他の提供条件）に基づきサービス提供を行わない場合を含みます。以下この条において同じとします。）があったときは、電話等契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、電話等契約者は、次の場合を除き、電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 電話等契約者の責めによらない理由により、その電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態（当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能についての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失により、その電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能についての月額料金
3 電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能の接続休止をしたとき。	電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金
4 契約者回線等（協定事業者の契約者回線を除きます。）の移転又は相互接続点の変更等に伴って、電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき。（電話等契約者の都合により電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能についての月額料金

- 4 第1項の期間において、他社相互接続通話等（サービス接続点において当社の電話網と接続する当社が別に定め

る電気通信サービスに係る電気通信設備を通じて送受される通話等を含みます。以下この条において同じとします。)を行うことができないため、当社の電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を全く利用することができないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他電話等契約者に帰する理由により、他社相互接続通話等を行うことができなかった場合であっても、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、電話等契約者は、次の場合を除き、他社相互接続通話等を行うことができないため、電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 電話等契約者の責めによらない理由により、他社相互接続通話等を行うことができない状態（加入電話サービス等の場合、他社接続回線による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となることを含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能が全く利用できなくなった場合（2 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金
2 他社相互接続通話等に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社相互接続通話等を行うことができない状態が生じたため、当社の電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能についての月額料金

- 5 本条第3項第3号及び第4項第2号の表の適用にあたり、料金表第1表第1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通話等料金の支払義務）

第 132 条 電話等契約者又は公衆電話設備等（公衆電話設備又はデジタル公衆電話設備をいいます。以下同じとします。）の利用者は、次の通話等について、第 129 条（通話等時間の測定等）及び料金表に定める規定に基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。ただし、付加機能を利用した通話等について、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

区 別	支払いを要する者
1 (1) 協定事業者の契約者回線から行った通話等	通話等の際に自動的に送出される協定事業者の契約者回線の I D（電話番号等）を指定した中継電話等契約者
2 (2) 削除	削除
3 (3) 指定加入契約者回線等から行った通話等	その指定加入契約者回線等に係る加入電話契約者等
4 (4) 削除	削除
5 (5) 利用契約回線から行った通話等	通話等の際に自動的に送出される利用契約回線の I D（電話番号）を指定した移動体電話等利用契約者
6 (6) 公衆電話設備等から行った通話等	その公衆電話設備等の利用者
2 当社の交換機に記録された登録番号を利用して行った通話等	その通話等の際にダイヤルされるメンバーコードを指定された電話等契約者

- 2 電話等契約者は、通話等料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2（通話等料金）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、電話等契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 次の通話等については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
 - (1) 協定事業者の緊急通報用電話の契約者回線（110 番、118 番又は 119 番）への通話等
 - (2) 緊急通報用電話サービス等に係る電気通信回線(110 番、118 番又は 119 番)への通話等
 - (3) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行う電話サービス等取扱所等との通話等であって、当社の指定したものへの通話等

第 133 条 削除

(工事費の支払義務)

第 134 条 工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、電話等契約者は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその電話等契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 135 条 削除

第 136 条 削除

第3節 料金の計算方法及び支払い等

(料金の計算方法及び支払い等)

第 137 条 料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 138 条 電話等契約者又は公衆電話設備等の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 139 条 電話等契約者又は公衆電話設備等の利用者は、料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払いのなかった料金等の翌料金月分の料金の支払期日までに支払いがあったときは、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線等の料金等)

第 140 条 加入電話契約者等は、その加入電話契約等に基づいて使用する、特定他社接続回線の料金等（加入電話サービス等に係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用であって、当社が設定するものに限りします。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件（責任の制限を含みます。）は、この約款及び料金表に定めるところによります。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 141 条 電話等契約者（本項第 2 号及び第 3 号については、加入電話契約者等であって、別に定める発信人である者に限りします。）は、当社が次の債権を譲り受け、それを電話サービス等の料金に合算して請求することを承認していただきます。

この場合において、債権授受に係る当社及び協定事業者は、電話等契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(1) 中継電話サービス等（V P N 中継電話サービス等を除きます。）に係る通話等（別に定めるものに限りします。）により生じた別に定める協定事業者に係る債権

(2) 別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権

2 前項に規定する当社が譲り受けた債権の取扱いについては、当社が提供する電話サービス等の料金の取扱いに準じるものとします。

(注) 本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。以下同じとします。

第 10 章 保守

(電話等契約者の維持責任)

第 142 条 電話等契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(電話等契約者の切分責任)

第 143 条 電話等契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が指定加入契約者回線（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものに限り。）又は指定契約者回線に接続されている場合であって、当社の電話サービス等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、電話等契約者から要請があったときは、当社は、電話サービス等取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果を電話等契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、電話等契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、電話等契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。

(修理又は復旧の順位)

第 144 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 127 条（通話等利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話等を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 項第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との電話等契約に係るもの 水防機関との電話等契約に係るもの 消防機関との電話等契約に係るもの 災害救助機関との電話等契約に係るもの 警察機関との電話等契約に係るもの 防衛機関との電話等契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との電話等契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との電話等契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話等契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話等契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話等契約に係るもの 選挙管理機関との電話等契約に係るもの 別記 27 に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話等契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との電話等契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との電話等契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した指定契約者回線又は第 2 種デジタル加入通信サービスに係る端末設備について、暫定的にその電話サービス等取扱所を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 145 条 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかった原因が本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。）は、その電話サービス等が全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該電話等契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合は、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、緊急通報システムの利用に起因する加入電話契約者等の損害について賠償の責任を負いません。

- 3 第1項の場合において、当社は、電話サービス等が全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表第1表第1（月額料金）に規定する月額料金（料金表に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。）
- (2) 料金表第1表第2（通話等料金）に規定する通話等料金（電話サービス等を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話等料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 4 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社の故意又は重大な過失により電話サービス等の提供をしなかったときは前4項の規定は適用しません。
- 6 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通話等に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。ただし、外国の交換設備又は交換取扱者に請求を行った通話等については、交換取扱国の電気通信事業者の契約約款の定めるところによります。
- 7 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通話等の通話等時間を、第129条（通話等時間の測定等）の規定に従って調整します。ただし、公衆電話設備等から行った通話等の場合は、発信者から直ちに請求があった場合に限り、当社がその国際通話等ができなかったと認めた時間に対応する通話等料金を返還します。
- 8 第6項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その国際通話等に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通話等時間に対応する通話等料金を減額又は返還します。

（免責）

- 第146条** 当社は、指定契約者回線又は第2種デジタル加入通信サービスに係る端末設備（「当社回線及び設備」といいます。以下この条及び第149条（利用に係る電話等契約者の義務）において同じとします。）の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、電話等契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に当社回線及び設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定にかかる部分に限り負担するものとします。
- 3 前項までの規定にかかわらず、当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通話等に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件（端末設備等規則で定める技術基準を含みます。）の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、電話等契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第12章 雑則

（他の電気通信事業者との利用契約の締結）

- 第147条** 加入電話契約等の申込みの承諾を受けた者は、加入契約者回線番号が付与される場合に限り、別に定める電気通信事業者が定める契約約款（料金表を含みます。以下同じとします。）の規定に基づいて、その電気通信事業者と利用契約を締結したことになります。
- ただし、加入電話契約等の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により利用契約を締結した加入電話契約者等は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。
- ただし、その加入電話契約者等が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。
- （注）本条において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙1に定めるところによります。

（承諾の限界）

- 第148条** 当社は、電話等契約者又は公衆電話設備等の利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（指定加入契約者回線が他社接続回線である場合において、当社の電気通信設備と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(書面等の提出等)

第 148 条の2 電話等契約者又は電話等契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を電話サービス等取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係る電話等契約者の義務)

第 149 条 電話等契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が電話等契約に基づき設置した当社回線及び設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその当社回線及び設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話等の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通話等のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が電話等契約に基づき設置した当社回線及び設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社が電話等契約に基づき設置した当社回線及び設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 加入電話契約者等又は登録電話等契約者が当該サービスを電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画に規定する電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
 - (7) 電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含みます。）に該当する加入電話契約者等又は登録電話等契約者は、当該サービスを電気通信事業の用に供する旨及び電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしている旨を当社に申し出ること。
- 2 電話等契約者は、前項の規定に違反して当社回線及び設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(電話等契約者からの指定契約者回線の設置場所の提供等)

第 150 条 電話等契約者からの指定契約者回線の設置場所の提供等については、別記 16 に定めるところによります。

(協定事業者等からの通知)

- 第 151 条** 当社は、電話等契約者が第 34 条（変更等の通知）第 1 項若しくは第 3 項、第 62 条の 6（変更等の通知）第 1 項若しくは第 3 項の変更等の通知又は第 38 条（その他の提供条件）、第 62 条の 8（その他の提供条件）による届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、電話等契約者と協定事業者との電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は専用サービスに関する契約に係る氏名、住所及び電話番号等について、通知を受けることがあります。
- 2 第 2 種中継電話等契約者は、その第 2 種中継電話等契約に係る料金の適用にあたって、協定事業者から業務遂行に必要な範囲において、当社が第 2 種中継電話等契約者の情報の通知を受けることについて同意していただきます。
- 3 料金表に定める特別課金機能を選択する電話等契約者は、当社がその業務遂行に必要な範囲において、別に定める電気通信事業者（当社より携帯電話サービスに係る電気通信役務の提供を受けて別に定める電気通信サービスを提供するものをいいます。）から、その電話等契約者（料金表第 1 表第 2（通話等料金）に定める特別課金機能指定契約者を含みます。）が当該電気通信事業者との間で締結している契約に係る氏名、住所及び電話番号等について、通知を受けることについて同意していただきます。
- 4 移動体電話等利用契約者（移動体電話等利用契約の申込みをしようとする者を含みます。）は、当社がその業務遂行に必要な範囲において、別紙 1 に定める協定事業者（以下「移動体電話事業者」といいます。）から、その移動体電話等利用契約者が当該移動体電話事業者との間で締結している移動体電話契約に係る氏名、住所及び電話番号等の通知を受けることについて同意していただきます。
- ただし、当社又は移動体電話事業者より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービスを提供する別紙 1 に定める電気通信事業者については、その電気通信事業者を移動体電話事業者とみなして取り扱います。以下次条において同じとします。

(協定事業者への通知)

- 第 152 条** 当社は、第 147 条（他の電気通信事業者との利用契約の締結）第 1 項に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結している加入電話契約者等の氏名、住所及び加入契約者回線番号を通知することがあります。
- 2 当社は、移動体電話事業者から請求があったときは、その移動体電話事業者と移動体電話契約を締結している移動体電話等利用契約者の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

第 152 条の2 削除

第 152 条の3 削除

(郵送等による電話等契約者への通知)

- 第 152 条の4** 当社は、当社から電話等契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあった電話等契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。
- 2** 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

(電話帳)

- 第 153 条** 当社は、加入電話契約者等又は登録電話等契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、当社が付与した加入契約者回線番号、登録番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(電話番号案内)

- 第 154 条** 当社は、加入電話契約者等又は登録電話等契約者から請求があったときは、当社が付与した加入契約者回線番号、登録番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号について、第 154 条の 2（当社電話番号案内）及び別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(当社電話番号案内)

- 第 154 条の2** 当社は、加入電話サービス等について、当社又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号（以下「番号案内に係る電話番号等」といいます。）の案内（以下「当社電話番号案内」といいます。）を行います。
- 2** 当社電話番号案内は、手動案内（電話サービス等取扱所において、交換取扱者が番号案内に係る電話番号等の問合せに対して案内を行うことをいいます。）とします。

(当社電話番号案内に係る番号案内料の支払義務)

- 第 154 条の3** 加入電話契約者等は、指定加入契約者回線等から当社電話番号案内を利用した場合（その指定加入契約者回線等の加入電話契約者等以外の者が利用した場合を含みます。）、別に定めるところにより番号案内料の支払いを要します。

(番号情報の提供)

- 第 155 条** 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 153 条（電話帳）及び第 154 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行うこととなった加入契約者回線番号、登録番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号に係る情報に限り、）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。
- 2** 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限り、）に提供します。
- (注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
- (注 2) 本条第 2 項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
- (注 3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- (注 4) 本条第 2 項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。
- (注 5) 本条第 1 項に規定する登録番号については、当社が別に定めるものに限り、

(特定協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

- 第 156 条** 当社は、電話等契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、電話サービス等のうち別に定める特定協定事業者の契約約款の規定により特定協定事業者がその電話等契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その特定協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その請求をした電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その電話等契約者の請求について、特定協定事業者が承諾しないとき。
- (3) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2** 前項の規定により請求した料金について、その電話等契約者が、当社が定める支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないときは、当社は、その電話等契約者に係る前項の取扱いを廃止することがあります。

(協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行)

第 156 条の2 当社は、電話等契約者（第 2 種中継電話等契約者を除きます。以下第 1 項において同じとします。）から請求があったときは、次の場合を除いて、当社がこの約款の規定によりその電話等契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として別に定める協定事業者が請求し回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その請求をした電話等契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その電話等契約者の請求について、協定事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2** 当社は、次の場合を除いて、当社がこの約款の規定によりその第 2 種中継電話等契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として別に定める協定事業者が請求し回収する取扱いを行います。
- (1) その第 2 種中継電話等契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 協定事業者が請求し回収することについて、その第 2 種中継電話等契約者又は協定事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他第 2 種中継電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3** 前 2 項の規定により協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その電話等契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、その電話等契約者に係る前 2 項の取扱いを廃止します。

第 157 条 削除

(特約条項等)

第 158 条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、電話等契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で電話サービス等の提供をすることがあります。

この場合、当社と電話等契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

ただし、事業法第 7 条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、この限りではありません。

(法令に規定する事項)

第 159 条 電話サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めのある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めのある事項については、別記 9 から 15 に定めるところによります。

(閲覧)

第 160 条 加入電話サービス及びデジタル加入通信サービスにおける基本的な技術的事項は、別表 2 から 3 に定めるところによります。

2 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 161 条 電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記 17 から 26 に定めるところによります。

別記

1 電話サービス等の提供区間等

(1) 当社が提供する電話サービス等の提供区間は、次のとおりとします。

電話サービス等の種類	提供区間
中継電話サービス等	(1) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの (2) 相互接続点からサービス接続点、取扱所応答装置、指定契約者回線の終端間のもの (3) 相互接続点から本邦外の別紙5に定める地域（以下「取扱地域」といいます。）間のもの
加入電話サービス等	(1) 相互接続点又は指定契約者回線の終端相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの (2) 相互接続点又は指定契約者回線の終端からサービス接続点、取扱所応答装置間のもの (3) 相互接続点から本邦外の取扱地域間のもの
登録電話サービス等	(1) 相互接続点、サービス接続点、指定契約者回線の終端相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの (2) 相互接続点から取扱所応答装置の終端間のもの (3) サービス接続点、指定契約者回線の終端から取扱所応答装置間のもの
移動体電話サービス等	相互接続点又はサービス接続点から本邦外の取扱地域間のもの
緊急通報用電話サービス等	相互接続点又は指定契約者回線の終端から相互接続点又は緊急通報用電話サービス等に係る電気通信回線の終端間のもの
公衆電話サービス等	相互接続点から本邦外の取扱地域間のもの
備考 公衆電話サービス等とは、公衆電話サービス又はデジタル公衆通信サービスをいいます。	

2 電話等契約者の氏名の変更

- (1) 電話等契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、電話サービス等取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 電話等契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により電話等契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 パスワードの変更

当社は、登録電話等契約者から請求があったときは、パスワードの変更を行います。

5 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、電話等契約者（加入電話契約者等及び登録電話等契約者に限ります。以下別記7までにおいて同じとします。）から請求があったときは、加入契約者回線番号、登録番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号と次の事項を普通掲載として電話帳に掲載します。
- ア 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
- イ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
- ウ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の住所又は居所のうち1
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、電話等契約者に係る加入契約者回線番号、登録番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号の数の範囲内とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

6 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記5の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
 - ア 削除
 - イ 電話等契約者が指定した特定の契約者回線等に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、別記5(1)に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類につき協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて、電話等契約者の承諾が得られないとき。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、電話等契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

7 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、電話等契約者から、別記5に規定する普通掲載のほか、掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（電話帳の重複掲載）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 当社は、その重複掲載が当社又は協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

8 緊急通報用電話サービス等の電話番号等

緊急通報用電話サービス等に係る電話番号等は次のとおりとします。

区 別	電 話 番 号 等
警察機関に提供されるもの	1 1 0
海上保安機関に提供されるもの	1 1 8
消防機関に提供されるもの	1 1 9

9 自営端末設備の接続

- (1) 電話等契約者は、その契約者回線等の終端（指定契約者回線の終端に限ります。以下この別記において同じとします。）において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等（指定契約者回線に限ります。以下この別記において同じとします。）に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 電話等契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 電話等契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 電話等契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、電話等契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、電話等契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、電話等契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) 電話等契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
 - ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 電話等契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 電話等契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 電話等契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 電話等契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、電話等契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

15 電気通信番号の利用

電話等契約者は、第128条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた加入契約者回線番号又は協定事業者の契約者回線若しくはその他の電気通信回線により通知を受けた電話番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

16 電話等契約者からの指定契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 指定契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記16において同じとします。）又は建物内において、当社が指定契約者回線を設置するために必要な場所は、その電話等契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、指定契約者回線の終端のある構内又は建物内において、電話等契約者から管路等の特別な設備を使用して指定契約者回線を設置することを求められたときは電話等契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (3) 当社が電話等契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、電話等契約者から提供していただくことがあります。

17 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、電話等契約者（緊急通報用電話契約者等を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その電話サービス等の料金等の請求額情報（その電話等契約者に係る電話サービス等の料金等（その電話等契約者が、オープンデータ通信網サービス契約約款に定めるオープンデータ通信網契約者又はIP電話サービス契約約款に定めるIP電話契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。以下この別記17において同じとします。）の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子媒体により、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。
 - ア その請求のあった電話等契約者に係る電話サービス等の料金等の支払方法が、当社が別に定める方法による

ものでないとき。

イ その請求のあった電話等契約者に係る電話サービス等の料金等が、他の電話サービス等又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等（当社が別に定めるものに限り。）と一括して請求されているとき。

ウ その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき

- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その電話等契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を電話等契約者に通知したものとします。
- (3) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている電話サービス等について、電話等契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合又は(1)各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

18 電子媒体による通話等料金明細情報の提供

- (1) 当社は、第三者課金機能の提供を受けている電話等契約者から請求があったときは、その電話等契約者が登録した移動体電話設備から発信された通話等の通話等料金明細情報を通話等料金明細情報蓄積装置（通話等料金明細情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。）に登録した電子媒体により、通話等料金明細情報を提供する取扱い（以下「電子媒体による通話等料金明細情報の提供」といいます。）を行います。
- (2) 前項に定めるほか、電子媒体による通話等料金明細情報の提供に係る事項については、当社が別に定めるところによります。

19 通話等料金明細書の送付

- (1) 当社は、電話等契約者から請求があったときは、その電話等契約者の支払いに係る通話等の通話等料金明細書を送付します。
この場合、通話等料金明細書には、次の種類があり、電話等契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。
ア 区域内通話等、隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等の通話等料金明細を記録しているもの
イ 隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等の通話等料金明細を記録しているもの
ただし、電話等契約者が第156条の2（協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行）の取扱い又は電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受ける場合は、この限りではありません。
- (2) (1)の場合に、移動体電話設備及び特定IP電話設備（IP電話設備のうち、電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号を用いるものをいいます。以下同じとします。）への着信に係る国内通話等については、区域外通話等とみなして取り扱います。
- (3) 電話等契約者は、(1)アに規定する通話等料金明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第6（附帯サービスに関する料金）に規定する明細書発行手数料を、当社が別に定める方法により、支払っていただきます。
- (4) 電話等契約者は、(1)の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料（実費）の支払いを要します。
- (5) (1)の請求をし、その承諾を受けた電話等契約者が、その通話等料金明細書においてIP電話サービス契約約款に規定するIP電話契約の音声通信に係る通信料金明細の提供を受ける場合は、(1)ア及びイをそれぞれ次のとおり読み替えて適用することがあります。
ア 区域内通話等、隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等並びにIP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの
イ 隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等並びにIP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの

20 電話料金等請求書の発行

- (1) 当社は、別に定める場合を除き、電話サービス等の料金及び工事に関する費用の請求にあたり、電話料金等請求書（請求書又は請求額通知書とします。以下同じとします。）を発行します。
- (2) (1)のほか、当社は、電話等契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、電話料金等請求書（請求書に限りします。）を発行します。
- (3) 中継電話等契約者、加入電話契約者等及び移動体電話等利用契約者は、(1)又は(2)に規定する電話料金等請求書の発行を受けたときは、料金表第1表第6（附帯サービスに関する料金）に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

21 支払証明書の発行

- (1) 当社は、電話等契約者から請求があったときは、この約款に定める料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 中継電話等契約者、加入電話契約者等及び移動体電話等利用契約者は、(1)に規定する支払証明書の発行を受けたときは、料金表第1表第6（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

22 連絡先情報共有装置の提供

- (1) 当社は、電話等契約者（特定番号転送等機能の提供を受けている電話等契約者に限りします。以下この別記22において同じとします。）から請求があったときは、連絡先情報共有装置（電話等契約者が、特定番号転送等機能において、任意の電話番号及び氏名等の情報（以下この別記22において「連絡先情報」といいます。）を共有するために、当社が電話サービス等取扱所に設置する装置をいいます。）を提供します。
電話等契約者は、当社が別に定める方法により、連絡先情報共有装置に連絡先情報を登録し、登録した連絡先情報を特定移動体契約回線へ共有することができます。この場合、登録及び共有は1の特定番号回線群ごとに行うことができます。
- (2) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第6（附帯サービスに関する料金）に規定する装置設定料及び装置利用料の支払いを要します。この場合、装置利用料の支払義務及び計算方法等については第131条（月額料金の支払義務）及び料金表通則の月額料金に関する規定に準じて取り扱います。
- (3) (1)及び(2)に定めるほか、連絡先情報共有装置の提供に係る事項については、当社が別に定めるところによります。

23 天気予報サービス等

- (1) 当社は、次により天気予報サービス、時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

区 別	内 容	電話番号等
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	1 7 1
電報受付機能	別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス	1 1 5
備考 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスは、加入電話サービス等の指定加入契約者回線等に限り提供します。		

24 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、電話等契約の申込みをする者又は電話等契約者から要請があったときは、当社の電話サービス等と一体的に利用する協定事業者の電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は専用サービスの利用に係る協定事業者に対する請求その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

25 回収代行

- (1) 当社は、電話等契約者と、当社及びその電話等契約者以外の第三者の双方の請求があった場合は、当社の業務の遂行上支障のない場合に限り、電話等契約者と当該第三者の間の金銭の支払いについて、その第三者に代わって電話等契約者から回収します。
ただし、第156条（特定協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行）及び第156条の2（協定事業者の電話サービス等に関する料金の回収代行）の規定に係る場合を除きます。

- (2) 当社が別に定める期間が経過しても回収できない第三者に対する支払いについては、第三者が回収するもの
とします。この場合、当社は、電話等契約者の氏名、住所等を第三者に通知します。

26 免責

当社は、別記 25 の規定において、当社の責めによらない理由による損害については責任を負いません。

27 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、 あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又 は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。） を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(特定他社接続回線等の料金等)

- 1 特定他社接続回線の料金等（加入電話サービス等に係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。）については、当社が設定するものとします。ただし、特定事業者の専用サービスに関する契約約款及び料金表に規定するところによりその特定事業者が定める料金についてはこの限りではありません。

2 削除

3 削除

(料金の計算方法)

- 4 当社は、電話等契約者がその電話等契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第1表第1（月額料金）に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- (1) 暦月の初日以外の日に電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の提供の開始があったとき。

- (2) 暦月の初日以外の日に電話サービス等の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。

ただし、加入電話サービス等の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止と同時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号をIP電話サービス契約約款に規定するIP電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、暦月の末日以外の日に加入電話サービス等の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止があったときとします。

- (3) 暦月の初日に電話サービス等又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の提供を開始し、その日にその電話サービス等の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。

- (4) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。

- (5) 第131条（月額料金の支払義務）第3項第3号の表の規定及び第4項第2号の表の規定に該当するとき。

- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第131条（月額料金の支払義務）第3項第3号の表の1欄及び第4項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

- 7 当社は、電話等契約者がその電話等契約に基づき支払う通話等料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。約款及び以下この料金表において同じとします。）に従って計算します。ただし、電話等契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その通話等（当社が別に定めるものに限りします。）に係る通話等料金について、随時に計算することがあります。

- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、7の規定の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。この場合において、第1表第2（通話等料金）に規定する国際通話等における一般通話、一般通信、移動体通話及び移動体通信について1円未満の端数が生じた場合は、1の通話ごとにその端数を切り捨てます。

ただし、第1表第1（月額料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 10 電話等契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又は電話サービス等取扱所等において支払っていただきます。

- 11 公衆電話設備等の利用者は、公衆電話設備等により通話等（登録電話サービス等及び着信課金機能を利用して行った通話等を除きます。）を行うつど、その通話等料金を支払っていただきます。

(料金の一括払い)

12 当社は、当社に特別の事情のある場合は、電話等契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

13 当社は、電話等契約者の1月の支払額（この約款に定める料金（電話等契約者がオープンデータ通信網サービス契約約款に定めるオープンデータ通信網契約者又はIP電話サービス契約約款に定めるIP電話契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。）のうち、当社が別に定める料金に係るものに限り、）が5,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ電話等契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

14 削除

(前受金)

15 当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

16 第131条（月額料金の支払義務）から第134条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

17 16の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、電話等契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

18 16の規定にかかわらず、国際通話等に係るもの及び公衆通話等（公衆通話又は公衆通信をいいます。以下同じとします。）に係るものはこの限りではありません。

(料金等の臨時減免)

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス等取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金
第1 月額料金
1 適用

月額料金（特定他社接続回線に関するものを含みます。）の適用については、第131条（月額料金の支払義務）及び第140条（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用		
(1)～(8) 削除	削除	
(9) 加入電話サービス等の基本料の適用	当社は、加入電話サービス等について、1の指定加入契約者回線等ごとに2（料金額）に規定する(1)基本料を適用します。	
(10) 加入電話サービス等取扱所の種類の適用	ア 当社は、2（料金額）(1)基本料を適用するため、加入電話サービス等取扱所（指定加入契約者回線を収容する当社が別に定める協定事業者の電話サービス取扱所をいいます。以下同じとします。）について、別紙4のとおりその種類を定めます。 イ 当社は、2（料金額）(1)基本料を適用するため、収容加入電話サービス等取扱所について、指定契約者回線の終端の場所に指定加入契約者回線を設置したとみなした場合に、アの規定により適用することとなる加入電話サービス等取扱所の種類に準じて、収容加入電話サービス等取扱所の種類を定めるものとします。	
(11) 利用種別の適用	ア 当社は、2（料金額）(1)基本料を適用するため、加入電話契約等（第2種デジタル加入通信サービスに係るデジタル加入通信契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次のとおり利用種別を定めます。	
	事務用	住宅用以外のもの
	住宅用	その指定加入契約者回線等の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの。 ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うために、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を指定加入契約者回線等の終端とするものにあっては、その契約者の名義が個人以外のものを含みます。
（注）利用種別の認定は、当社が行います。 イ 指定契約者回線を使用する加入電話契約等については、アに規定する事務用に係るものに限り提供します。		
(12) 指定加入契約者回線等の数を条件とする加入電話サービスの基本料に関する取扱いの適用	ア 当社は、加入電話契約者（加入電話契約の利用種別が事務用である者に限ります。以下この欄において同じとします。）からの申出により、指定加入契約者回線等の数を条件とする加入電話サービスの基本料に関する取扱い（以下「オフィスセイバー」といいます。）を行います。 ただし、その指定加入契約者回線等について、(13)に規定するオフィスセイバー2の適用を受けているときは、オフィスセイバーの適用を受けることはできないものとします。 イ オフィスセイバーとは、同一の加入電話契約者が100以上の指定加入契約者回線等について加入電話サービスの提供を受けることを条件に、1の指定加入契約者回線等ごとに、基本料から月額100円（税込110円）を減額して適用することをいいます。 ウ 加入電話契約者は、イに定める100以上の指定加入契約者回線等をあらかじめ指定して当社に申し出ていただきます。 エ 当社は、暦月の末日においてイに定める条件を満たさない場合は、その暦月についてオフィスセイバーの適用を行いません。 ただし、加入電話契約者が新たに指定加入契約者回線等を指定することにより、イに定める条件を満たした場合は、当該暦月から再びこのオフィスセイバーの適用を行います。 オ オフィスセイバーは、その申込日を含む暦月から開始することとし、その次暦月以降においても加入電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。終了の申込みがあった場合は、その終了日を含む暦月については、オフィスセイバーの適用を行いません。 カ 当社は、次の場合には、オフィスセイバーの適用は終了したものと取り扱います。 （ア） このオフィスセイバーの適用を受けることを指定した全ての指定加入契約者回線等に係る加入電話契約の解除があったとき。	

(13) 利用期間を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いの適用

ア 当社は、加入電話契約者等（第2種デジタル加入通信サービスに係るものを除き、加入電話契約等の利用種別が事務用である者に限ります。以下この欄において同じとします。）からの申出により、利用期間を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱い（以下「オフィスセイバー2」といいます。）を行います。

ただし、その指定加入契約者回線等について、オフィスセイバーの適用を受けているときは、オフィスセイバー2の適用を受けることはできないものとします。

イ オフィスセイバー2とは、その適用を開始する日（以下この欄において「割引適用開始日」といいます。）から起算して24月の間（割引適用開始日から起算して24月後の同日（割引適用開始日が2月29日である場合は2月28日とします。）の前日までの期間を指し、以下この欄において「特定期間」といいます。）について加入電話サービス等を利用することを条件に、1の指定加入契約者回線等ごとに、基本料から次表に掲げる額を減額して適用することをいいます。

この場合において、オフィスセイバー2には次のプランがあり、あらかじめいずれか1のプランを選択していただきます。

(ア) プラン1（商品名：おとくライン2年割S）

種 類	単 位	減額する額（月額）
加入電話サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等ごとに	150円 （税込165円）
第1種デジタル加入通信サービスに係るもの		200円 （税込220円）

(イ) プラン2（商品名：おとくライン2年割）

種 類	単 位	減額する額（月額）
加入電話サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等ごとに	300円 （税込330円）
第1種デジタル加入通信サービスに係るもの		400円 （税込440円）

ウ 加入電話契約者等は、イに規定するオフィスセイバー2に係るプランの変更を請求することはできません。

エ オフィスセイバー2は、その申込日を含む暦月の初日を割引適用開始日とし、その次暦月以降（特定期間の満了後を含みます。）においても加入電話契約者等から終了の申込みがない限り、継続するものとします。

ただし、オフィスセイバー2の申込みを行った暦月の初日以外の日当該加入電話サービス等の提供を開始した場合は、加入電話サービス等の提供を開始した日をオフィスセイバー2の割引適用開始日とします。

オ 加入電話契約者等からオフィスセイバー2の終了の申込みがあった場合は、その申込みのあった料金月（その加入電話契約等に係る通話等料金について適用されるものをいいます。）の末日をオフィスセイバー2の適用を終了する日（以下この欄において「割引適用終了日」といいます。）とします。

ただし、オフィスセイバー2の適用を終了する暦月において加入電話契約等の解除を行った場合には、その加入電話契約等の解除を行った日の前日（加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号をIP電話サービス契約約款に規定するIP電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、加入電話契約等の解除を行った日とします。）をオフィスセイバー2の割引適用終了日とします。

カ 当社は、次の場合には、オフィスセイバー2の適用は終了したものと取り扱います。

(ア) オフィスセイバー2の適用を受けている指定加入契約者回線等に係る加入電話契約等の解除があったとき。

キ 当社は、次の場合が生じたときは、イに定める減額する額をオフィスセイバー2の適用日数に応じて日割します。

(ア) 割引適用開始日が暦月の初日以外の日となる場合であって、(ウ) 以外のとき。

(イ) 割引適用終了日が暦月の末日以外の日となる場合であって、(ウ) 以外のとき。

(ウ) 1の暦月において割引適用開始日が暦月の初日以外の日となり、かつ割引適用終了日が暦月の末日以外の日となる場合。

ク 減額する額に日割を行って得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

ケ 加入電話契約者等は、特定期間の満了前にオフィスセイバー2の適用の終了があった場合は、次表に掲げる解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただ

きます。

ただし、オフィスセイバー 2 の適用の終了が当社の責めに帰すべき理由で加入電話契約等の解除を行ったことによる場合は、この限りではありません。

(ア) プラン 1 に係るもの

種 類	単 位	解約金の額
加入電話サービスに係るもの	1 の指定加入契約者回線等ごとに	3, 0 0 0 円 (税込 3, 3 0 0 円)
第 1 種デジタル加入通信サービスに係るもの		4, 0 0 0 円 (税込 4, 4 0 0 円)

(イ) プラン 2 に係るもの

種 類	単 位	解約金の額
加入電話サービスに係るもの	1 の指定加入契約者回線等ごとに	6, 0 0 0 円 (税込 6, 6 0 0 円)
第 1 種デジタル加入通信サービスに係るもの		8, 0 0 0 円 (税込 8, 8 0 0 円)

コ ケの規定にかかわらず、令和 4 年 7 月 1 日以降に加入電話等契約を締結した場合であって、特定期間の満了前にオフィスセイバー 2 の適用の終了があったとき、加入電話契約者等（当社に直接申込みを行った法人については、ケに定める解約金の額を適用します。）は、次表に掲げる解約金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、オフィスセイバー 2 の適用の終了が当社の責めに帰すべき理由で加入電話契約等の解除を行ったことによる場合は、この限りではありません。

(ア) プラン 1 に係るもの

種 類	単 位	解約金の額
加入電話サービスに係るもの	1 級取扱所	1 の指定加入契約者回線等ごとに 1, 9 0 0 円 (税込 2, 0 9 0 円)
	2 級取扱所	2, 0 5 0 円 (税込 2, 2 5 5 円)
	3 級取扱所	2, 2 0 0 円 (税込 2, 4 2 0 円)
第 1 種デジタル加入通信サービスに係るもの		3, 1 8 0 円 (税込 3, 4 9 8 円)

(イ) プラン 2 に係るもの

種 類	単 位	解約金の額
加入電話サービスに係るもの	1 級取扱所	1 の指定加入契約者回線等ごとに 1, 7 5 0 円 (税込 1, 9 2 5 円)
	2 級取扱所	1, 9 0 0 円 (税込 2, 0 9 0 円)
	3 級取扱所	2, 0 5 0 円 (税込 2, 2 5 5 円)
第 1 種デジタル加入通信サービスに係るもの		2, 9 8 0 円 (税込 3, 2 7 8 円)

サ オフィスセイバー 2 の適用を受けている加入電話契約者等は、次に掲げる場合は、ケ及びコの規定にかかわらず、解除を行った加入電話契約等についてオフィスセイバー 2 に係る解約金の支払いを要しないものとします。

(ア) 加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る加入電話契約等相互間において、1 の加入電話契約等の解除を行うと同時に新たに 1 の加入電話契約等を締結し、オフィスセイバー 2 の適用を受けるとき。

(イ) 加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号を I P 電話サービス契約約款に規定する I P 電話サービス又は無線利用型 I P 電話サービス契約約款に規定する無線利用型 I P 電話サービスに係る音声通信番号として利用するとき。

シ サの（ア）の場合において、当社は、解除を行った加入電話契約等に係るオフィスセイバー 2 の割引適用開始日を、新たに適用を受けるオフィスセイバー 2 に係る特定期間の割引適用開始日とみなして取扱います。

(14) 屋内配線設備の料金の適用 当社は、第 2 種デジタル加入通信サービスについて、1 の端末設備に係る屋内配線設備ごとに 2（料金額）に規定する(5)加算額を適用します。

(14) の 2 登録電話サ 当社は、登録電話サービス等について、1 の登録番号ごとに 2（料金額）に規定する(1)

ービス等の基本料の適用	基本料を適用します。												
(14)の3 登録番号の数を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱いの適用 (商品名：複数番号割)	ア 当社は、登録番号の数を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱い（以下「ナンバーセイバー」といいます。）を行います。 イ ナンバーセイバーとは、基本料その他の債務の請求先が同一である登録電話等契約の登録番号の数（利用の一時中断又は利用停止している電気通信サービスに係るものを除きます。）が下表に規定する登録番号の数である場合に、1の登録番号ごとに、当該登録電話等契約の基本料に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録番号の数</th><th>割引率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以上、100未満の場合</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>100以上、500未満の場合</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>500以上、1,000未満の場合</td><td>87.5%</td></tr> <tr> <td>1,000以上、5,000未満の場合</td><td>90%</td></tr> <tr> <td>5,000以上の場合</td><td>92.5%</td></tr> </tbody> </table> ウ イに規定する登録番号の数は暦月の末日における数とし、当該料金月に解除があった登録電話等契約の登録番号の数を含みます。 エ ナンバーセイバーの適用は、登録電話サービス等の提供開始日から開始することとし、その次月以降においても従前と同様の条件により継続するものとします。複数番号割の取扱いを受けている登録電話等契約の解除があった場合は、解除を行った日までそのナンバーセイバーを適用します。 オ 減額する額に日割を行って得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	登録番号の数	割引率	10以上、100未満の場合	50%	100以上、500未満の場合	75%	500以上、1,000未満の場合	87.5%	1,000以上、5,000未満の場合	90%	5,000以上の場合	92.5%
登録番号の数	割引率												
10以上、100未満の場合	50%												
100以上、500未満の場合	75%												
500以上、1,000未満の場合	87.5%												
1,000以上、5,000未満の場合	90%												
5,000以上の場合	92.5%												
(14)の4 請求先の指定を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱いの適用 (商品名：代表番号割)	ア 当社は、請求先の指定を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱い（以下「レプリゼントセイバー」といいます。）を行います。 イ レプリゼントセイバーとは、登録電話等契約者が、その登録電話等契約に係る基本料その他の債務の請求先として、その登録電話等契約において利用する電気通信回線の電話番号の中から、指定加入契約者回線若しくは指定契約者回線の加入契約者回線番号、料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号又はIP電話サービス契約約款に規定する指定回線の第2種音声通信番号（暦月の末日において、契約解除、一時中断又は利用停止している電気通信サービスに係るものを除きます。）を指定した場合に、当該登録電話等契約に係る基本料（(14)の3の適用による場合は、適用後の額とします。）に0.5を乗じて得た額を割引くものとします。 ウ イの規定は、暦月の末日において請求先の指定をしている場合に、適用します。 ただし、登録電話等契約の解除があった場合は、解除を行った日において指定しているときとします。 エ レプリゼントセイバーの適用は、登録電話サービス等の提供開始日から開始することとし、その次月以降においても従前と同様の条件により継続するものとします。レプリゼントセイバーの取扱いを受けている登録電話等契約の解除があった場合は、解除が行われた日までその代表番号割を適用します。 オ 減額する額に日割を行って得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。												
(14)の5 通話等料金を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱いの適用 (商品名：通話料ボリューム割)	ア 当社は、通話等料金を条件とする登録電話サービス等の基本料に関する取扱い（以下「ボリュームセイバー」といいます。）を行います。 イ ボリュームセイバーとは、登録電話等契約に係る基本料（(14)の3の適用による場合は、適用後の額とします。）に0.5を乗じて得た額を上限に、その料金月の当該登録電話等契約に係る通話等料金と同額を割引くことをいいます。 ウ ボリュームセイバーの適用は、登録電話サービス等の提供開始日から開始することとし、その次料金月以降においても従前と同様の条件により継続するものとします。ボリュームセイバーの取扱いを受けている登録電話等契約の解除があった場合は、解除を行った日までそのボリュームセイバーを適用します。 エ 減額する額に日割を行って得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 オ イ及びエの規定にかかわらず、ボリュームセイバーで割引く額は登録電話等契約に												

	係る基本料（(14)の3及び(14)の4の適用による場合は、適用後の額とします。）を上限とします。		
(15) ユニバーサルサービス料の適用	ア 当社は、加入電話サービス等に係る加入契約者回線番号及びフリーコールサービス等に係る登録番号並びに別に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号及び代表追加契約番号（以下「番号等」といいます。）について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定する(6)ユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社が電話等契約者に付与している番号等に限り適用します。 ウ 当社は、ユニバーサルサービス料について、通則5に規定する日割を行いません。		
(15)の2 電話リレーサービス料の適用	ア 当社は、番号等について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定する(7)電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。 イ 電話リレーサービス料は、別に定める暦月の末日において当社が電話等契約者に付与している番号等に限り適用します。 （注）別に定める暦月は、当社ホームページ等で定めます。 ウ 当社は、電話リレーサービス料について、通則5に規定する日割を行いません。		
(16) 複数の付加機能等を同時に利用している場合の付加機能使用料等の適用	当社は、1の指定加入契約者回線等ごとに加入電話契約者等から複数の基本機能及び付加機能（当社が次表において指定するものに限り、以下「指定付加機能」といいます。）について同時に申出（多機能転送機能については加入契約者回線番号若しくは追加番号の指定とします。）があった場合に、2（料金額）に規定する(8)基本機能使用料及び(9)付加機能使用料に定めるそれぞれの料金額に代えて、次表に定める料金額（指定付加機能に係る基本機能使用料及び付加機能使用料の合計額とします。）を適用します。		
	指定付加機能の組み合わせ	料 金 額 (指定加入契約者回線等1回線ごとに月額)	
	ア プッシュホン接続機能及び通話中着信機能	640円 (税込704円)	
	イ 多機能転送機能、プッシュホン接続機能、発信電気通信番号表示機能、発信電気通信番号通知要請機能、通話中着信機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能 (商品名 ：付加サービスパック1)	事務用に係るもの	1,480円 (税込1,628円)
		住宅用に係るもの	980円 (税込1,078円)
ウ 多機能転送機能、プッシュホン接続機能、発信電気通信番号表示機能、発信電気通信番号通知要請機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能 (商品名 ：付加サービスパック4)	事務用に係るもの	1,380円 (税込1,518円)	

エ 多機能転送機能、プッシュホン接続機能、通話中着信機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能 (商品名 : 付加サービスパック 2)	780円 (税込858円)
オ 多機能転送機能、プッシュホン接続機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能 (商品名 : 付加サービスパック 5)	680円 (税込748円)
カ 多機能転送機能及び通話中着信機能 (商品名 : 付加サービスパック 3)	580円 (税込638円)
備考 (1) 加入電話契約者等が第2 (通話等料金) 1 (適用) に定める全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱い又は全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2の適用を受けている場合は、アの適用を行いません。 (2) アからオについては、加入電話サービスの加入電話契約者に限り適用します。 (3) カについては、第1種デジタル加入通信サービスのデジタル加入通信契約者に限り適用します。 (4) 当社は、加入電話契約者等が複数指定付加機能のうち全て或いは一部の付加機能を廃止した場合、指定加入契約者回線等の利用種別を変更した場合 (イ又はウに限ります。) 又は多機能転送機能について加入契約者回線番号若しくは追加番号の指定がなくなった場合 (アを除きます。) は、その廃止があった日又は指定がなくなった日においてこの適用の取扱いを終了するものとします。	

2 料金額

(1) 基本料

ア～イ 削除

ウ 加入電話サービスに係るもの

(指定加入契約者回線等1回線ごとに月額)

区 分		料 金 額		
		1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所
加入電話サービス	事務用	2,050円 (税込2,255円)	2,200円 (税込2,420円)	2,350円 (税込2,585円)
	住宅用	1,350円 (税込1,485円)	1,350円 (税込1,485円)	1,500円 (税込1,650円)

エ デジタル加入通信サービスに係るもの

(指定加入契約者回線等1回線ごとに月額)

区 分		料 金 額
第1種デジタル加入通信サービス	事務用	3,380円 (税込3,718円)
	住宅用	2,580円 (税込2,838円)
第2種デジタル加入通信サービス		29,500円 (税込32,450円)

オ 登録電話サービス等に係るもの

(登録番号1番号ごとに月額)

区 分	料 金 額
登録電話サービス等	2,000円 (税込2,200円)

(2)～(3) 削除

(4) 端末設備使用料

ア 削除

イ 第2種デジタル加入通信サービスに係るもの

区 分		単 位	料 金 額 (月 額)
回線接続装置	取扱所交換設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置	1 装置ごとに	9,500円 (税込10,450円)
備考	1 の指定加入契約者回線等ごとに提供します。		

(5) 加算額

ア～イ 削除

ウ 第2種デジタル加入通信サービスに係るもの

料金種別	単 位	料金額
		デジタル加入通信契約のもの (月額)
屋内配線使用料	1 配線ごとに	2,000円 (税込2,200円)

(6) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料	1 の番号等ごとに	2円 (税込2.2円)

(7) 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
電話リレーサービス料	1 の番号等ごとに	1 円 (税込 1. 1 円)

(8) 基本機能使用料

区 分	区 別	単 位	料 金 額 (月額)
1 内線相互通話等機能	タイプ1に係るもの		
	ア イ及びウ以外のもの	—	—
	イ 加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等ごとに	250円 (税込275円)
	ウ 第2種デジタル加入通信サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等ごとに	3,500円 (税込3,850円)
	タイプ2に係るもの		
	第2種デジタル加入通信サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
内線相互通話等機能には以下のタイプがあり、あらかじめいずれか1のタイプを選択していただきます。 (1) タイプ1 内線相互通話等回線群ごとに電話等契約者に指定された利用者番号を利用して行われた通話等を、あらかじめ登録された契約者回線等の電話番号等又は加入契約者回線若しくは指定加入契約者回線等の電気通信番号に接続させる機能をいいます。 (商品名 : ボイスネット、 ボイスネットおとくライン) (2) タイプ2 内線相互通話等回線群ごとに電話等契約者に指定された利用者番号を利用して行われた通話等を、あらかじめ登録された指定加入契約者回線等の電気通信番号に接続させる機能及び内線相互通話等回線群ごとに電話等契約者に指定された内線グループ(3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款又は5G通信サービス契約約款に定める内線通信機能に係る内線グループとします。以下この欄において同じとします。)に係る内線番号を利用して行われた通話等を、当該内線グループを構成する契約者回線等の契約者識別番号に接続させる機能をいいます。 (商品名 : ホワイトオフィス(おとくライン接続))			
適	(1) タイプ1に係る内線相互通話等機能の適用については、次のとおりとします。 ア VPN中継電話サービス等及びVPN加入電話サービス等(VPN加入電話サービス、第1種VPNデジタル加入通信サービス及び第2種VPNデジタル加入通信サービスをいいます。以下同じとします。)の電話等契約者に限り提供します。 イ この機能を利用する電話等契約者は、1の内線相互通話等回線群(タイプ1の内線相互通話等機能に係る契約者回線等のみで構成されるもの)に限り、その内線相互通話等回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通話等回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通話等回線群に所属する電話等契約者の中から、手続き等を代表できる電話等契約者(以下「代表者」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。		

- ウ イの申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。
- (ア) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群の代表者の承認が得られないとき。
 - (イ) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群に係る利用者番号（付加機能の利用者番号等を含みます。）の数が、当社が別に定める数を超えるとき。
- エ この機能を利用している電話等契約者は、現に所属する内線相互通話等回線群から他の内線相互通話等回線群（タイプ1の内線相互通話等機能に係る契約者回線等のみで構成されるものに限ります。）へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社はウに準じて取り扱います。
- オ この機能を利用している電話等契約者は、内線相互通話等回線群の代表者を、その内線相互通話等回線群に所属する電話等契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通話等回線群に所属する他の電話等契約者に変更することができます。
- カ この機能を利用している電話等契約者は、所属する内線相互通話等回線群の代表者の承認がある場合に限り、1の契約者回線等ごとに1の利用者番号を、キ及びクで定める桁数で当社に指定することができます。これを変更するときも同様とします。
- キ 利用者番号の桁数は、1の内線相互通話等回線群ごとに当社が定めます。
- ク 当社は、キにより桁数を定めるときは、その内線相互通話等回線群の代表者と協議します。
- ケ 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者番号を変更していただくことがあります。
- コ ケの規定により利用者番号を変更していただく場合には、あらかじめそのことをこの機能を利用している電話等契約者にお知らせします。
- サ この機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から行う場合に限り利用することができます。
- シ 内線相互通話等回線群（タイプ1の内線相互通話等機能に係る契約者回線等のみで構成されるものに限ります。）はI P電話サービス契約約款に規定する1の内線相互通信回線群と併せて1の回線群とすることができます。この場合、イ及びオの規定における代表者に係る電話等契約者又は内線相互通話等回線群に所属する電話等契約者は、電話等契約者又はI P電話サービス契約約款に規定するI P電話契約者としてします。
- ス 第33条第3項第1号及び第62条の5の3第3項第1号に規定する料金は、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。）をいいます。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等を含みます。）に係る料金とします。
- (2) タイプ2に係る内線相互通話等機能の適用については、次のとおりとします。
- ア 第2種V P Nデジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。
- ただし、申込みをした者が事業法に定める電気通信事業を営んでいない場合に限りします。
- イ この機能を利用する電話等契約者は、1の内線相互通話等回線群（タイプ2の内線相互通話等機能に係る契約者回線等のみで構成されるものに限ります。）を特定してその内線相互通話等回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通話等回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通話等回線群に所属する電話等契約者の中から、代表者及びその内線相互通話等回線群と接続する1の内線グループ（契約者が代表者と同一のものに限ります。）を指定して、当社に申し出ていただきます
- ウ イの申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。
- (ア) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群の代表者の承認が得られないとき。
 - (イ) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群に係る利用者番号（付加機能の利用者番号等を含みます。）の数が、当社が別に定める数を超えるとき。
- エ この機能を利用している電話等契約者は、現に所属する内線相互通話等回線群から他の内線相互通話等回線群（タイプ2の内線相互通話等機能に係る契約者回線等のみで構成されるものに限ります。）へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社はウに準じて取り扱います。
- オ この機能を利用している電話等契約者は、内線相互通話等回線群の代表者を、その内線相互通話等回線群に所属する電話等契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通話等回線群に所属する他の電話等契約者（接続する内線グループの契約者と同一の電話等契約者に限りします。）に変更することができます。
- カ 利用者番号及びこの機能を利用して行う通話等については、(1)カ〜コに準じます。
- キ この機能により接続する内線グループがなくなった場合には、この機能の提供を終了します。

2	代表取扱番号通知機能	電話等契約者の2以上の加入契約者回線（加入契約者回線番号を付与したもののうち、代表取扱機能の提供を受けている場合に限りです。以下この欄において同じとします。）又は2以上の指定加入契約者回線等から行う総合デジタル通信について、当該加入契約者回線番号に替えて、代表取扱番号（代表取扱機能に係るすべての加入契約者回線番号を代表する加入契約者回線番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知する機能をいいます。	—	—	—
		適用	(1) 代表取扱機能を利用しているデジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
3	追加番号通知機能	電話等契約者の加入契約者回線（加入契約者回線番号を付与したもののうち、番号情報送出機能の提供を受けている場合に限りです。以下この欄において同じとします。）又は指定加入契約者回線等から行う総合デジタル通信について、当該加入契約者回線番号に替えて、追加番号（その加入契約者回線番号が代表取扱機能を利用している場合は、同一の代表取扱機能の提供を受けている他の加入契約者回線又は指定加入契約者回線等の加入契約者回線番号を含みます。以下同じとします。）を着信先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知する機能をいいます。	—	—	—
		適用	(1) 番号情報送出機能を利用しているデジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
4	多機能転送機能	多機能転送機能の提供を受ける電話等契約者があらかじめ指定した加入契約者回線番号又は追加番号に着信する通話等を自動的に、又は着信する通話に応答後端末設備のフックボタン等の操作により（以下この欄において「応答後手動転送」といいます。）、他の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ転送する機能をいいます。 (商品名：多機能転送サービス)	1の加入契約者回線番号又は追加番号ごとに	ア イ以外の場合	800円 (税込880円)
				イ 利用種別が住宅用であるもの	500円 (税込550円)

適用	(1) 加入電話サービス等の電話等契約者（タイプ2に係る内線相互通話等機能を利用する電話等契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。 ただし、応答後手動転送については、加入電話サービス（追加番号に係るものを除きます。）の場合に限り提供します。 (2) 当社は、利用の一時中断中の指定加入契約者回線等については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により加入電話契約者等がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (3) この機能に係る通話等については、発信者からこの機能を利用している指定加入契約者回線等への通話等と、その指定加入契約者回線等から転送先の契約者回線等又はその他の電気通信回線への通話等の2の通話等として取扱います。 この場合の通話等時間については、転送先に転送して通話等ができる状態となった時刻に双方の通話等ができる状態になったものとして測定することとします。ただし、別に定める音声案内を使用する場合はこの限りではありません。 (4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証しないことがあります。 (5) この機能を利用する場合、転送元の加入契約者回線番号又は追加番号を転送先に通知することがあります。 (6) 当社は、この機能に係る転送先から、その転送される通話等について間違い電話であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (7) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(9) 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
1	利用者（付加機能の提供を受ける電話等契約者をいいます。以下同じとします。）があらかじめ指定した契約者回線等について、その電気通信番号を利用して行う本邦外への発信を規制する機能をいいます。	—	—
限定通話等機能	備 考	(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（中継電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該サービスを利用して通話等を接続する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の契約者回線等ごと（当社が別に定める付加機能の提供を受けている場合は、1の追加番号又は副加入契約者回線番号ごととします。）に1の機能を提供します。	
2	あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）から当社が別に定める電気通信番号を利用して行った通話等について、その通話等の通話等料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名：0063 自動第三者課金サービス、0063 携帯電話使い分けサービス)	—	—
第三者課金機能	備 考	(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第1種中継電話サービス等、加入電話サービス等及び移動体電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は当社に登録電話番号を登録していただきます。この場合において、登録する登録電話番号の数は、1の第三者課金機能ごとに5以上とします。 (3) 移動体電話設備に係る電話番号等を登録電話番号として登録を行う場合は、その移動体電話設備について、当社と移動体電話等利用契約を締結する必要があります。 (4) すでに登録電話番号として登録を行っている電話番号等については、重複して登録を行うことはできません。 (5) この機能を利用して行う通話等の通話等料金の支払いを要する者は、この機能の提供を受けている電話等契約者としてします。 (6) この機能を利用して行う通話等の通話等料金について、1円未満の端数が生じた場合は、1の通話等ごとにその端数を切り捨てます。 (7) この機能が廃止されたにもかかわらず、第三者課金機能に係る通話等として行われた通話等については、その通話等を第三者課金機能に係る通話等とみなして取扱うことがあります。 (8) 当社は、次の場合には、その登録電話番号の登録を消去することがあります。 ア 登録電話番号として登録を行っている電話番号等が、この機能に係る通話等を利用できないものであると当社が認めたとき。 イ 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この機能を利用して行う通話等の通話等料金の負担がないとき。 (9) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

3	発信制限機能	第三者課金機能の提供を受けている者が登録した移動体電話設備に係る電話番号から発信した通話等（第三者課金機能を利用して行うものに限ります。以下この欄において同じとします。）につき、当社が別に定める取扱地域に限り通話等を行うことができる機能をいいます。		—	—			
		備考	(1) 第三者課金機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。 (2) この機能を利用している場合に、通話等を行うことができる取扱地域は、アジア地方 17、アジア地方 18、アジア地方 19 及びアジア地方 20 とします。 (3) この機能を利用する電話等契約者は、特定対地通話等機能の提供を受けることはできません。					
4	特定対地通話等機能	当社が別に定める地域（以下「特定対地」といいます。）への通話等（当社が別に定める電気通信番号を利用して行うものに限ります。）を可能とする機能をいいます。		—	—			
		備考	(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等、加入電話サービス等及び移動体電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 特定対地については、次表に掲げる地域とします。 <table><tr><td>地域区分</td><td>地 域</td></tr><tr><td>アフリカ地方 2</td><td>セーシェル共和国</td></tr></table> (3) すでにこの機能を利用している契約者回線等の電話番号等については、第三者課金機能に係る登録電話番号として登録を行うことはできません。				地域区分	地 域
地域区分	地 域							
アフリカ地方 2	セーシェル共和国							
5	ホットライン機能	ダイヤル操作なしで行った通話を、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：ホットライン）		1 の契約者回線等ごとに	1 0 0 円 （税込 1 1 0 円）			
		備考	(1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等においてタイプ 1 に係る内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して行う回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、着信させる 1 の登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) この機能を利用して登録することができる着信先は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（サブナンバー通話等機能を利用して接続できる契約者回線等を含みます。）であって、当社が別に定める範囲内とします。 (4) この機能を利用する契約者回線等から、登録電話番号以外への発信を行うことはできません。					
6	ウォームライン機能	1 桁の記号を利用して行った通話等を、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：ウォームライン）		1 の契約者回線等ごとに	1 0 0 円 （税込 1 1 0 円）			
		備考	(1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等においてタイプ 1 に係る内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して行う回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、着信させる 1 の登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) この機能を利用して登録することができる着信先は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（サブナンバー通話等機能を利用して接続できる契約者回線等を含みます。）であって、当社が別に定める範囲内とします。					

7	サブ ナン バー 通 話 等 機 能	利用者にあらかじめ指定された利用者番号（別に定める電気通信番号に替えて利用できるものを含みます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った国内通話等を、あらかじめ利用者が登録した利用者が所属する内線相互通話等回線群以外の電話番号等（電気通信番号規則に規定する固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号とし、以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：サブネット通話）	—	—
		備 考 (1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等において内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して行う回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、1の利用者番号につき1の登録電話番号を当社に登録していただきます。この場合、利用者が登録できる登録電話番号は1,000までとし、当社は第1（月額料金）2（料金額）(8)1（内線相互通話等機能）の規定に準じて取り扱います。 (3) この機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から行う場合に限り利用することができます。 (4) 登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
8	付 加 番 号 情 報 送 出 機 能	利用者の契約者回線等に着信した国内通話等において、その契約者回線等の利用者番号又は追加番号（その契約者回線等に付与した、あらかじめ利用者に指定された利用者番号以外の番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その契約者回線等に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能をいいます。 （商品名：付加番号ダイヤルイン）	1の利用者番号又は追加番号ごとに	100円 （税込110円）
		備 考 (1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等において内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して着信する回線として、契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) この機能を利用する契約者回線等へこの機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行う場合又はタイプ2に係る内線相互通話等機能により接続する内線グループの契約者回線等（3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款又は5G通信サービス契約約款に定める内線通信機能の内線グループに係る契約者回線等とします。）から3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款又は5G通信サービス契約約款に定める内線通信機能を利用して行う場合に限り利用することができます。		
9	全 国 共 通 番 号 機 能	登録番号を利用して行った国内通話等を、利用者があらかじめ指定した区域又は端末設備の種類（以下この欄において「区域等」といいます。）ごとに、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：発信地域別ルーティング）	1の登録番号ごとに	400円 （税込440円）
		備 考 (1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) 登録電話番号は、当社が別に定める区域等を単位として、その区域等ごとに登録することができます。この場合、1の登録番号につき登録できる区域等は、当社が別に定める数を上限とします。		

10	受付先変更機能	登録番号を利用して行った国内通話等を、利用者があらかじめ指定した時間帯（指定できる種類や単位は別に定めるとおりとします。）ごとに、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：時間帯別ルーティング）	1 の登録番号ごとに	400円 （税込440円）
		備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) 登録できる登録電話番号は当社が別に定める数を上限とします。 (4) 登録電話番号の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
11	着信先分配機能	登録番号を利用して行った国内通話等を、利用者があらかじめ指定した着信回数の割合ごとに、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：%呼分配）	—	—
		備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) 登録電話番号は、当社が別に定める割合を単位として、その割合別に登録することができます。 (4) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
12	着信先高度分配機能	登録番号を利用して行った国内通話等を、利用者があらかじめ指定した着信回数の割合又は順位に従い、あらかじめ利用者が登録した電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：高度呼分配）	1 の機能ごとに	500円 （税込550円）
		備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。この場合に、登録できる登録電話番号は、当社が別に定める数を上限とします。 (3) 着信回数の割合の指定は、当社が別に定める単位によるものとします。 (4) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
13	着信先指定機能	利用者があらかじめ指定した着信先指定番号（着信先を特定するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った国内通話等を、あらかじめ利用者が登録したその着信先指定番号に係る電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させる機能をいいます。 （商品名：通話先案内）	タイプ1に係るもの	
			1 の機能ごとに	1,000円 （税込1,100円）
			タイプ2に係るもの	
			1 の機能ごとに	1,000円 （税込1,100円）
			最大利用回数のうち1を超える1の回数ごとに	3,000円 （税込3,300円）
	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 着信先指定機能は、登録電話番号に着信させるまでに着信先指定番号を利用する回数（1の機能において利用する最大のものをいい、以下この欄において「最大利用回数」といいます。）により、次の種類があります。		
		種類	内容	
		タイプ1	最大利用回数が1のもの	
		タイプ2	最大利用回数が2以上のもの	

		(3) 利用者は、着信先指定番号とその着信先指定番号により着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (4) 登録できる登録電話番号は、当社が別に定める数を上限とします。 (5) この機能を利用する電話等契約者は、オリジナルメッセージ機能を利用している場合に限り利用することができます。		
14	優先接続機能	登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者にあらかじめ指定されたパスワードを利用して行った通話等を優先的に接続させる機能をいいます。 (商品名：VIP接続)	1の登録番号ごとに	500円 (税込550円)
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、1のパスワードを当社に登録していただきます。 (3) この機能を利用して行う通話等は、その登録番号について受付先変更機能、待ち合わせ接続機能又は限定利用機能を利用している場合に限り利用することができます。		
15	話中転送機能	登録番号を利用して行った国内通話等が通話中又は無応答であった場合、利用者があらかじめ登録した他の電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に接続させる機能をいいます。 (商品名：条件付着信転送)	1の機能ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、接続させる1の登録電話番号を当社に登録していただきます。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
16	緊急時転送機能	登録番号を利用して行った国内通話等を、着信先の電気通信設備の故障等により着信させることができない場合、利用者がその登録番号についてあらかじめ指定した区域ごとに操作を行うことにより、利用者があらかじめ登録した他の電話番号等（以下この欄及び次欄において「登録電話番号」といいます。）又は音声案内に一時的に接続させる機能をいいます。 (商品名：コマンドルーティング)	—	—
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者が登録できる登録電話番号の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
17	緊急時一括転送機能	登録番号を利用して行った国内通話等を、着信先の電気通信設備の故障等により着信させることができない場合、利用者がその登録番号について一括して操作を行うことにより、登録電話番号又は音声案内に一時的に接続させる機能をいいます。 (商品名：緊急時一括切替)	1の登録番号ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者が登録できる登録電話番号の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。 (3) この機能を利用する電話等契約者は、緊急時転送機能を利用している場合に限り利用することができます。 (4) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

18	待ち合わせ接続機能	登録番号を利用して行った国内通話等について、利用者にあらかじめ指定された許容呼数（同時に着信することができる呼の数をいいます。以下この欄において同じとします。）を超える通話等があった場合、その通話等の着信を一時的に保留し、その後許容呼数以下になったとき、あらかじめ利用者が登録した電話番号等に着信させる機能をいいます。 （商品名：接続待ち合わせ）	1の機能ごとに	500円 （税込550円）
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、当社が別に定める範囲内で、許容呼数を当社に登録していただきます。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
19	接続数限定機能	登録番号を利用して行った国内通話等について、利用者にあらかじめ指定された許容呼数（同時に着信することができる呼の数をいいます。以下この欄において同じとします。）を超える通話等があった場合、その通話等の着信を制限する機能をいいます。 （商品名：回線数変更）	—	—
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、別に定める範囲内で、許容呼数を当社に登録していただきます。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
20	限定利用機能	登録番号を利用して行った国内通話等について、利用者にあらかじめ指定された利用限度通話等回数（利用できる通話等回数の上限をいいます。以下この欄において同じとします。）を超える場合、その通話等の着信を制限する機能をいいます。 （商品名：利用制限設定）	—	—
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、当社が別に定める単位で、利用限度通話等回数を当社に登録していただきます。		
21	接続端末規制機能	登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者があらかじめ指定した端末設備からの国内通話等を着信できないようにする機能をいいます。 （商品名：接続端末指定）	—	—
	備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 端末設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
22	着信規制	登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者があらかじめ指定した電話番号等からの国内通話等又は発信電気通信番号等が通知されない通話等を着信できないようにする機能をいいます。 （商品名：着信拒否）	1の登録番号ごとに	1,000円 （税込1,100円）

制 機 能	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 指定できる電話番号等の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。発信電気通信番号等が通知されない通話等については、当社が別に定める数字による指定とし、その数字は電話番号等に準じて取り扱います。 (3) 電話番号等の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
23 着 信 規 制 機 能		登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者が指定した通話等に係る発信元の電話番号等からの、以後の当該登録番号を利用して行う通話等を着信できないようにする機能をいいます。 (商品名：迷惑電話お断り)	1の登録番号ごとに	5,000円 (税込5,500円)
II 機 能	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 指定できる電話番号等の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。 (3) この機能を利用する電話等契約者は、着信規制機能を利用している場合に限り利用することができます。 (4) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
24 着 信 限 定 機 能		登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者があらかじめ指定した電話番号等からの国内通話等のみを着信できるようにする機能をいいます。 (商品名：着信許容)	1の登録番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 指定できる電話番号等の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。 (3) 電話番号等の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
25 登 録 番 号 表 示 機 能		利用者があらかじめ指定した契約者回線等に登録番号を利用して行う国内通話等があった場合に、その登録番号の情報を、その契約者回線等に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能をいいます。 (商品名：着信フリーコール番号表示)	1の登録番号ごとに	500円 (税込550円)
	備 考	(1) デジタルフリーコールサービスの電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
26 オ リ ジ ナ ル メ ッ セ ー ジ 機 能		利用者があらかじめ指定した内容の音声案内を、当社の取扱所応答装置に設定する機能をいいます。 (商品名：オリジナルアナウンス)	1のメッセージごとに	500円 (税込550円)
	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、1のメッセージを当社に登録していただきます。 (3) この機能を利用する電話等契約者は、当社が別に定める付加機能を利用している場合に限り利用することができます。		

27 メ ッ セ ー ジ 等 蓄 積 機 能	登録番号を利用して行った国内通話等について、あらかじめ利用者が登録した電話番号等に着信させずに、メッセージ等（発信者から通知された音声または情報をいいます。以下この欄において同じとします。）を蓄積する機能をいいます。 （商品名：ボイスメール）	1の登録番号ごとに	1,000円 （税込1,100円）
	備 考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 蓄積できるメッセージ等の数は1の登録番号について当社が別に定める数を上限とします。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
28 代 表 取 扱 機 能	あらかじめ指定した2以上の加入契約者回線又は指定加入契約者回線等（加入契約者回線番号を付与したものに限り、以下この欄において「加入契約者回線等」といいます。）に通話等を接続する場合に、通話等中でないいずれか1の加入契約者回線等に接続することができるようにする機能をいいます。 （商品名：代表取扱サービス）	—	—
	備 考	(1) 加入電話サービス等の電話等契約者が、当該電話等契約において、その加入契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、利用の一時中断中の指定加入契約者回線等については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により加入電話契約者等がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (3) 加入契約者回線等の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
29 番 号 情 報 送 出 機 能	加入契約者回線又は指定加入契約者回線等（加入契約回線番号を付与したものに限り、以下この欄において「加入契約者回線等」といいます。）に着信通話等があった場合に、その加入契約者回線等に係る加入契約者回線番号又は追加番号（その加入契約者回線等に付与した、あらかじめ利用者に指定された加入契約者回線番号以外の番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その加入契約者回線等に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能をいいます。 （商品名：ダイヤルインサービス）	1の加入契約者回線番号又は追加番号ごとに	800円 （税込880円）
	備 考	(1) 加入電話サービス等の電話等契約者が、当該電話等契約において、その加入契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、利用の一時中断中の指定加入契約者回線等については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により加入電話契約者等がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (3) 追加番号の指定方法等当該機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
30 発 着 信 専	あらかじめ指定した加入契約者回線（加入契約者回線番号を付与したものに限ります。以下この欄において同じとします。）又は指定加入契約者回線等について発信専用又は着信専用とする機能をいいます。 （商品名：発着信専用サービス）	—	—

用機能	備考	(1) 加入電話サービス等の電話等契約者が、当該電話等契約において、その加入契約者回線又は指定加入契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 加入契約者回線又は指定加入契約者回線等の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
31 発信電気通信番号非通知機能		あらかじめ指定した加入契約者回線又は指定加入契約者回線等（加入契約者回線番号を付与したものに限り、以下この欄において「加入契約者回線等」といいます。）から行なう通話等（当社が別に定める方法により行なう通話等を除きます。）について、その加入契約者回線等の加入契約者回線番号を着信先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知しないようにする機能をいいます。	—	—	
	備考	(1) 加入電話サービス等の電話等契約者が、当該電話等契約において、その加入契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 加入契約者回線等の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
32 発信電気通信番号表示機能		第1（月額料金）2（料金額）(8)2（発信電気通信番号表示機能）の規定に準じます。 （商品名：番号表示サービス）	1の指定加入契約者回線等ごとに	加入電話サービスに係るもの	
				利用種別が事務用であるもの	1,200円 （税込1,320円）
				利用種別が住宅用であるもの	400円 （税込440円）
				第1種デジタル加入通信サービスに係るもの	
				利用種別が事務用であるもの	1,800円 （税込1,980円）
				利用種別が住宅用であるもの	600円 （税込660円）
				第2種デジタル加入通信サービスに係るもの	
				18,000円 （税込19,800円）	
備考	(1) 加入電話サービス等の電話等契約に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。				

33	代表 取扱 番号 通知 機能	第1（月額料金）2（料金額）(8)3（代表 取扱番号通知機能）の規定に準じます。 （商品名：代表番号通知サービス）		—	—	
		備考	(1) 代表取扱機能を利用している加入電話サービスの電話等契約者に 限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
34	追 加 番 号 通 知 機 能	第1（月額料金）2（料金額）(8)4（追加 番号通知機能）の規定に準じます。 （商品名：ダイヤルイン番号通知サービス）		1の指定加入契約 者回線等ごとに	100円 （税込110円）	
		備考	(1) 番号情報送出機能を利用している加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
35	登 録 番 号 通 知 機 能	利用者にあらかじめ指定された加入契約者回 線又は指定加入契約者回線等から行う国内通 話等について、当該加入契約者回線番号に替 えて、登録番号を着信先の契約者回線等又は その他の電気通信回線へ通知する機能をい います。 （商品名：フリーコール番号通知サービス）		—	—	
		備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その 電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
36	プ ッ シ ュ ホ ン 接 続 機 能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者 回線等に接続する端末設備から、押しボタン ダイヤル信号により発信できるようにする機 能をいいます。 （商品名：プッシュ電話サービス）		1の指定加入契約 者回線等ごとに	アイ以外 の場合 イ 料金表 に定める フラット セイバー 又はフラ ットセイ バー2を 利用する 場合	390円 （税込429円） —
		備考	(1) 加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			

37 短縮ダイヤル機能Ⅱ		利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等に接続する端末設備から、記号を含めた3桁に短縮した数字（以下この欄において「短縮数字」といいます。）によるダイヤル発信をすることができる機能をいいます。 （商品名：短縮電話サービス）	1の指定加入契約者回線等ごとに	600円 （税込660円）
	備考	(1) 加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) この機能は、プッシュホン接続機能を利用している場合に限り利用することができます。 (3) 短縮数字の組み合わせ数等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
38 通話中着信機能		利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、その回線が通話中である場合に他から着信があることを知らせ、その指定加入契約者回線等に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、通話中の通話等を保留にし、その着信に応答して通話等を行った後再び保留中の通話等を行うことができるようにする機能をいいます。 （商品名：キャッチ電話サービス）	1の指定加入契約者回線等ごとに	300円 （税込330円）
	備考	(1) 加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
39 転送元番号受信機能		利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、契約者回線等又はその他の電気通信回線から転送された通話等に伴って送信された転送元の電話番号等を受信するための機能をいいます。 （商品名：転送元電話番号受信サービス）	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 （税込1,100円）
	備考	(1) デジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 受信方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
40 二重番号機能		利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、迷惑通話等を防止したい旨の申出があった場合に、その回線に当社の副加入契約者回線番号（その指定加入契約者回線等の契約者が必要な着信通話等を受けたい特定の者に対して通知する番号として付与する番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を付与し、その利用者の選択により、本来付与されている加入契約者回線番号への着信は不在案内により応答する機能をいいます。 （商品名：ダブル番号サービス）	1の指定加入契約者回線等ごとに	700円 （税込770円）
	備考	(1) 加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1の加入契約者回線番号について、1の副加入契約者回線番号を付与します。 (3) 当社は、この機能において不在案内により応答することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (4) 副加入契約者回線番号の取扱い等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

41	迷惑通話等 おことわり機能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等（代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けている場合は、同一の機能の提供を受けているすべての指定加入契約者回線等とします。以下この欄において同じとします。）について、迷惑通話等を防止したい旨の申出があった場合に、登録応答装置（その指定加入契約者回線等の加入電話契約者等が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、電話サービス取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。 （商品名：着信お断りサービス）	1の機能ごとに		600円 （税込660円）
	備考	（1） 加入電話サービス等の電話等契約者に限り提供します。 （2） この機能を利用する電話等契約者が、代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けている場合、当社は、同一の代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けているすべての指定加入契約者回線等について1の機能を提供します。 （3） 当社は、当社が別に定める可能登録番号数（1の機能ごとに登録応答装置に登録できる電話番号等の数をいいます。以下この欄において同じとします。）を超えて登録しようとするときは、登録されている電話番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。 （4） 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりをする旨を案内する通話等について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話等を打ち切ります。 （5） 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 （6） 可能登録番号数等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
42	発信電気通 信番号通知要 請機能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等（代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けている場合は、同一の機能の提供を受けているすべての指定加入契約者回線等とします。以下この欄において同じとします。）について、その回線へ発信電気通 信番号等が通知されない通話等（通話等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話等又は発信電気通 信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等から行う通話等（当社が別に定める方法により行う通話等を除きます。）その他発信者がその発信電気通 信番号等を通知しない通話等に限りします。）に対して、その発信電気通 信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。 （商品名：番号通知リクエストサービス）	1の機能ごとに	アイ以外 の場合	400円 （税込440円）
				イ 利用種 別が住宅 用である もの	200円 （税込220円）
	備考	（1） 加入電話サービス等の電話等契約者に限り提供します。 （2） この機能を利用する電話等契約者が、代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けている場合、当社は、同一の代表取扱機能又は番号情報送出機能の提供を受けているすべての指定加入契約者回線等について1の機能を提供します。 （3） 当社は、発信電気通 信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話等について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話等を打ち切ります。 （4） 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			

43 簡 易 会 議 電 話 等 機 能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、その回線が通話中に、その指定加入契約者回線等に接続されている端末設備のフックボタン等の操作を行うことにより、通話中以外の契約者回線等又は他の電気通信回線に接続して同時に3者間で通話等ができるようにする機能をいいます。 (商品名：三者通話サービス)	1の指定加入契約者回線等ごとに		500円 (税込550円)
	備 考	(1) 加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
44 発 信 電 気 通 信 番 号 ア ナ ウ ン ス 機 能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、その回線へ最後に発信した契約者回線等又はその他の電気通信回線から通知される発信電気通信番号等（当社が別に定めるものを除きます。）を取扱所交換設備において登録し、その指定加入契約者回線等からのダイヤル操作により、音声で確認することができる機能をいいます。 (商品名：着信番号案内サービス)	1の利用ごとに		30円 (税込33円)
	備 考	(1) 加入電話サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 同一の登録に係る発信電気通信番号等を2回以上確認した場合であっても、当社は、それらを1の利用として取扱います。 (3) 利用者は、当社が別に定める方法により、取扱所交換設備に登録されている発信電気通信番号等に係る契約者回線等又はその他の電気通信回線へ自動的に発信することができます。 (4) 指定加入契約者回線等からのダイヤル操作等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
45 ポ ー ト 識 別 情 報 送 出 機 能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線等について、その回線に着信があった場合に、その加入契約者回線番号又は追加番号（その指定加入契約者回線等に付与した、あらかじめ利用者に指定された加入契約者回線番号以外の番号をいいます。以下この欄において同じとします。）に対応するポート識別情報をその指定加入契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能をいいます。 (商品名：ISDN番号追加サービス)	1の指定加入契約者回線等ごとに	1番号追加の場合	300円 (税込330円)
			2番号追加の場合	400円 (税込440円)
	備 考	(1) 第1種デジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 (2) 当社は、利用の一時中断中の指定加入契約者回線等については、この機能を提供しません。ただし、災害又は設備上の都合により加入電話契約者等がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 (3) 追加番号の取扱い等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
46 特 定	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線について、次に掲げる事項を提供する機能をいいます。 ア 特定番号発信 特定移動体契約回線（利用者が契約して	1の機能ごとに		3,000円 (税込3,300円)
		1の追加契約番号ごとに		900円 (税込990円)

番号転送等機能	いる当社の携帯電話サービスの契約者回線であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。) から当該回線に対応する追加契約番号への当社が別に定める方法で転送先を指定し発信する通話等を、指定された契約者回線等又はその他の電気通信回線へ自動的に転送することをいいます。 イ 追加契約番号通知 特定番号発信又はオに規定する応答後転送を行う場合に、追加契約番号を転送先(応答後転送の場合は再転送先とします。)の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知することをいいます。 ただし、当社が別に定める方法により行う通話等については、通知を行わないものとします。 ウ 特定番号着信 追加契約番号に着信する通話等を、その追加契約番号に対応する特定移動体契約回線へ自動的に転送することをいいます。 エ 発信電気通信番号情報送出 特定番号着信を行う場合に、発信元から通知された発信電気通信番号等の情報を、当社が別に定める方法でその転送先の特定移動体契約回線に送出することをいいます。 オ 応答後転送 特定番号発信又は特定番号着信を利用して行っている通話等について、当社が別に定める方法により、通話中にその通話等を保留し、再転送先(特定番号発信の場合は特定番号発信に係る転送先以外の契約者回線等又は他の電気通信回線を、特定番号着信の場合は特定番号着信に係る転送先の特定移動体契約回線以外の契約者回線又は他の電気通信回線をいいます。以下同じとします。)を指定することにより、その追加契約番号から再転送先に発信し、特定番号発信の転送先又は特定番号着信の発信元と再転送先との間で通話等を行うことができることをいいます。この場合において、再転送先の応答後に特定移動体契約回線との接続は切断します カ 内線番号通話等 1の特定番号回線群(利用者があらかじめ指定した、1以上の指定加入契約者回線及びその追加契約番号をいいます。以下同じとします。)に係る特定移動体契約回線相互間において、追加契約番号の代わりに内線番号(追加契約番号ごとに利用者が付与した任意の数字をいいます。)を利用して特定番号発信、特定番号着信又は応答後転送を行うことをいいます。 (商品名：Bizダイヤル)	

	備考	(1) 第2種デジタル加入通信サービスの電話等契約者に限り提供します。 ただし、申込みをした者が事業法に定める電気通信事業を営んでいない場合に限りです。 (2) 当社は、1の特定番号回線群ごとに1の機能を提供します。 (3) 追加契約番号とは当社がその指定加入契約者回線に付与した、あらかじめ利用者に指定された加入契約者回線番号以外の番号をいい、利用者は、1の追加契約番号ごとに、特定番号発信の発信元又は特定番号着信の着信先となる1の特定移動体契約回線をあらかじめ当社に登録していただきます。 (4) 1の指定加入契約者回線につき当社が付与する追加契約番号は当社が別に定める数を上限とします。 (5) この機能においては、デジタル通信モードに係る通話等の取扱いを行いません。 (6) 当社は、利用の一時中断中の指定加入契約者回線については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により加入電話契約者等がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。 (7) 特定番号発信に係る通話等については、特定移動体契約回線から追加契約番号に着信する通話等とその追加契約番号から転送先の契約者回線等又はその他の電気通信回線への通話等を2の通話等として取扱います。 (8) 特定番号着信に係る通話等については、発信者から追加契約番号に着信する通話等と、その追加契約番号から転送先の特定移動体契約回線への通話等を2の通話等として取扱います。 (9) (7)及び(8)の場合の通話等時間については、転送先に転送して通話等ができる状態となった時刻に双方の通話等ができるようになったものとして測定することとします。 (10) 応答後転送に係る通話等については、特定番号発信又は特定番号着信に係る2の通話等にその追加契約番号から再転送先への通話等を加えた3の通話等として取扱います。 この場合の再転送先との通話等時間については、再転送先が応答し通話等ができる状態となった時刻から測定することとします。 (11) 追加契約番号は、本機能（本機能の利用を条件として提供する他の付加機能を含みます。）を利用する場合に限り、使用することができます。 (12) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
	備考			
47	国際発信規制機能	利用者があらかじめ指定した追加契約番号について、その追加契約番号を利用して行う特定番号発信又は応答後転送において、本邦外へ転送する通話等を規制する機能をいいます。	1の追加契約番号ごとに	—
	備考	特定番号転送等機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。		
48	発信電気通信番号通知機能	利用者にあらかじめ指定された追加契約番号を利用して行う特定番号発信に係る通話等について、その追加契約番号に替えて、利用者が契約している指定加入契約者回線に係る加入契約者回線番号又は追加番号を転送先の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知することをいいます。 （商品名：親番号通知）	1の追加契約番号ごとに	100円 （税込110円）
	備考	(1) 特定番号転送等機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。 (2) この機能を利用して転送先に通知する加入契約者回線番号又は追加番号は、その追加契約番号が付与された指定加入契約者回線又は同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）若しくは同一の建物内に終端がある他の指定加入契約者回線（特定番号転送等機能の提供を受けているものであって別に定めるものに限りです。）に係るものとしします。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

49	留守番電話等機能	特定番号着信に係る通話等について、利用者があらかじめ指定した条件に基づき、その追加契約番号に着信した通話等を対応する特定移動体契約回線へ転送せずに、メッセージの蓄積、利用者があらかじめ指定した音声案内による不在等の案内又は他の契約者回線等若しくはその他の電気通信回線等への転送を行う機能をいいます。 (商品名：ビジネスパック)	1の追加契約番号ごとに	480円 (税込528円)
	備考	(1) 特定番号転送等機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。 (2) この機能に係る通話等（他の契約者回線等又はその他の電気通信回線等へ転送するものに限ります。）については、発信者から追加契約番号に着信する通話等と、その追加契約番号から転送先への通話等を2の通話等として取扱います。 この場合の通話等時間については、転送先に転送して通話等ができる状態となった時刻に双方の通話等ができるようになったものとして測定することとします。 (3) この機能により他の契約者回線等又はその他の電気通信回線等へ転送する場合には、その追加契約番号を転送先に通知します。 (4) 当社は、この機能により他の契約者回線等又はその他の電気通信回線等へ転送する場合に、転送先からその転送される通話等について間違い電話であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (5) 当社は、利用者があらかじめ指定した音声案内による不在等の案内を行う通話等について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話等を打ち切ります。 (6) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
50	発信電気通信番号通知要請機能	利用者があらかじめ指定した追加契約番号又は代表追加契約番号に着信する通話等について、発信電気通信番号等が通知されない場合（通話等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話等又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等から行う通話等（当社が別に定める方法により行う通話等を除きます。）その他発信者がその発信電気通信番号等を通知しない通話等である場合に限り。）に、それぞれ追加契約番号に対応する特定移動体契約回線への転送又は代表追加契約番号について登録した追加契約番号への接続等を行わずに、その発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。 (商品名：番号通知リクエスト)	1の追加契約番号又は代表追加契約番号ごとに	400円 (税込440円)
	備考	(1) 特定番号転送等機能又は追加契約番号代表取扱機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。 (2) 当社は、発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話等について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話等を打ち切ります。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
51	追	利用者があらかじめ指定した1以上の追加契約番号について、代表する番号（以下、「代表追加契約番号」といいます。）を付与するとともに、次に掲げる事項を提供する機能を	1の代表追加契約番号ごとに	980円 (税込1,078円)

[illegible]

電話等おことわり機能Ⅱ	指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、電話サービス取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。 （商品名：着信お断り）		
	備考	(1) 特定番号転送等機能又は追加契約番号代表取扱機能の提供を受けている電話等契約者に限り提供します。 (2) 当社は、当社が別に定める可能登録番号数（1の追加契約番号又は代表追加契約番号ごとに登録応答装置に登録できる電話番号等の数をいいます。以下この欄において同じとします。）を超えて登録しようとするときは、登録されている電話番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。 (3) 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりをする旨を案内する通話等について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話等を打ち切ります。 (4) 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (5) 可能登録番号数等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

第2 通話等料金

1 適用

通話等料金の適用については、第132条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用					
(1) 料金額の設定	ア 相互接続通話等及びその相互接続通話等に接続する他社相互接続通話等（サービス接続点において、当社の電話網と接続する当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を通じて送受される通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）に係る料金額は、当社が1のものとして定めます。 イ 相互接続通話等及びその相互接続通話等に接続する他社相互接続通話等に係る料金の適用については、次のとおりとします。 （ア） 協定事業者の電話サービスに係る協定事業者の契約者回線又は公衆電話設備等から発信された他社相互接続通話等と接続して行う通話等については、通話に係る料金を適用します。 （イ） 協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る協定事業者の契約者回線又はデジタル公衆電話設備等から発信された他社相互接続通話等と接続して行う通話等については、総合デジタル通信に係る料金を適用します。 ウ ア及びビの規定にかかわらず、特定相互接続通話等（特定協定事業者（当社が別に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。）との相互接続協定により、その通話等の契約者又は利用者となる者が利用することができる相互接続通話等をいいます。以下同じとします。）及びその特定相互接続通話等に接続する他社相互接続通話等（以下この欄において「特定他社相互接続通話等」とします。）に係る料金額は、当該特定協定事業者が1のものとして定めます。 この場合において、特定相互接続通話等及び特定他社相互接続通話等に係る取扱いについては、特定協定事業者の契約約款（料金表を含みます。）に定めるものとします。 エ ウに規定する特定相互接続通話等及び特定他社相互接続通話等には、次の種類があります。 （ア） 指定加入契約者回線等から特定協定事業者の移動体電話設備への通話等（当社が別に定めるものに限ります。） この場合において、（ア）の通話等については、特定協定事業者の契約約款に定めるほか、この約款及び料金表に定めるところによるものとし、その通話等に係る取扱いは加入通話等（加入通話及び加入通信をいいます。以下同じとします。）に準ずるものとします。 オ 次の通話等に係る取扱いについては、当社の携帯電話サービスに係る契約約款に定めるものとします。 ただし、（ア）の通話等については、当該契約約款のほか、この約款及び料金表に定めるところによるものとし、その通話等に係る取扱いは加入通話等に準ずるものとします。 （ア） 指定加入契約者回線等から当社の移動体電話設備への通話等（当社が別に定めるものに限ります。） カ アからオに係る通話等の接続形態別取扱いについては、別紙6に定めるところによります。				
(2) 単位料金区域の設定	ア 当社は、別に定める基準によって単位料金区域（(5)欄に規定する区域外通話又は区域外通信の通話等料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通話等が行われた直線距離（以下「通話等地域間距離」といいます。）を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を設定します。 イ 当社は、電話サービス等取扱所において、単位料金区域を表示する図表並びに単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。				
(3) 通話の種類	ア 通話には次の種類があります。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 国内通話</td><td>(2) 以外の通話</td></tr> <tr> <td>(2) 国際通話</td><td> ア 本邦と外国との間の通話 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する通話 ウ 外国相互間の通話 </td></tr> </table>	(1) 国内通話	(2) 以外の通話	(2) 国際通話	ア 本邦と外国との間の通話 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する通話 ウ 外国相互間の通話
(1) 国内通話	(2) 以外の通話				
(2) 国際通話	ア 本邦と外国との間の通話 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する通話 ウ 外国相互間の通話				

	備考 当社は、登録電話サービス等を利用して行う音声通信（インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信とし、デジタル公衆電話設備を利用して行うものを除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。	
	イ 国内通話には次の種類があります。	
	(1) 一般通話	(3)～(4)以外の通話
	(2) 削除	削除
	(3) 加入通話	(4)を除く下記の通話をいいます。 ア 加入電話サービスに係る指定加入契約者回線等から発信する通話（フリーコールサービス等に係る通話又は当社が別に定める付加機能を利用して行った通話を除きます。） イ 加入電話サービスに係る指定加入契約者回線等に着信する通話（フリーコールサービス等に係る通話又は当社が別に定める付加機能を利用して行った通話に限ります。）
	(4) アクセス通話	サービス接続点（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第7種オープンデータ通信網サービスとの接続点に限ります。）と接続する通話
	ウ 国際通話には次の種類があります。	
	(1) 一般通話	(3)～(5)以外の通話
	(2) 削除	削除
	(3) 加入通話	加入電話サービスの指定加入契約者回線等と接続する通話（当社が別に定める付加機能を利用して行った通話を除きます。）
(4) 総合デジタル通信の種類	(4) 移動体通話	移動体電話サービスの利用契約回線と接続する通話
	(5) 公衆通話	国際通話兼用公衆電話設備から接続する通話（当社が別に定める付加機能を利用して行った通話を除きます。）
	ア 総合デジタル通信には次の種類があります。	
	(1) 国内通信	(2)以外の総合デジタル通信
	(2) 国際通信	ア 本邦と外国との間の総合デジタル通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末に着信する総合デジタル通信 ウ 外国相互間の総合デジタル通信
	備考 当社は、登録電話サービス等を利用して行う音声通信（インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信とし、デジタル公衆電話設備を利用して行うものに限ります。）は、これを総合デジタル通信とみなして取り扱います。	
	イ 国内通信には次の種類があります。	
	(1) 一般通信	(3)～(5)以外の総合デジタル通信
	(2) 削除	削除
	(3) 加入通信	(4)～(5)を除く以下の総合デジタル通信をいいます。 ア デジタル加入通信サービスに係る指定加入契約者回線等から発信する総合デジタル通信（フリーコールサービス等に係る総合デジタル通信又は当社が別に定める付加機能を利用して行った総合デジタル通信を除きます。） イ デジタル加入通信サービスに係る指定加入契約者回線等に着信する総合デジタル通信（フリーコールサービス等に係る総合デジタル通信又は当社が別に定める付加機能を利用して行った総合デジタル通信に限ります。）
	(4) アクセス通信	サービス接続点（オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第7種オープンデータ通信網サービスとの接続点に限ります。）と接続する総合デジタル通信

(5) ユーザー間情報通知	契約者回線等から契約者回線等又はその他の電気通信回線への総合デジタル通信（当社が別に定める総合デジタル通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの

ウ 国際通信には次の種類があります。

(1) 一般通信	(3)～(5)以外の総合デジタル通信
(2) 削除	削除
(3) 加入通信	デジタル加入通信サービスの指定加入契約者回線等と接続する総合デジタル通信（当社が別に定める付加機能を利用して行った総合デジタル通信を除きます。）
(4) 移動体通信	デジタル移動体通信サービスの利用契約回線と接続する総合デジタル通信
(5) 公衆通信	国際通信兼用デジタル公衆電話設備から接続する総合デジタル通信（当社が別に定める付加機能を利用して行った総合デジタル通信を除きます。）

エ 総合デジタル通信には次の区別があります。

デジタル通信モード（64 キロビット／秒）	1 の B チャネルを利用して 64 キロビット／秒で回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
通話モード	1 の B チャネルを利用して回線交換方式により主としておおむね 3 キロヘルツの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの

備考

- 1 国際通信については、通話モードに限り取扱いを行います。
- 2 次に掲げる総合デジタル通信は、通話モードにより行う場合に限り行うことができます。
 - (1) 協定事業者の電話サービスに係る契約者回線等との間の総合デジタル通信
 - (2) 加入電話サービスに係る指定加入契約者回線等との間の総合デジタル通信
 - (3) 移動体電話サービスに係る利用契約回線との間の総合デジタル通信

(5) 区域内通話等、隣接区域内通話等及び区域外通話等の適用

ア 当社は、通話に関する料金を適用するため、国内通話について、次のとおり区分します。

区 分	適 用 す る 通 話
区域内通話	同一の単位料金区域内に終始する通話
隣接区域内通話	1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通話
区域外通話	区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話

イ 隣接区域内通話及び区域外通話には、次の種類があります。

県内市外通話	同一の都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 3 項第 1 号の区域を定める省令（平成 11 年郵政省令第 24 号。以下同じとします。）に定める区域を含みます。以下同じとします。）に終始する通話
県間市外通話	県内市外通話以外の通話

ウ 当社は、総合デジタル通信に関する料金を適用するため、国内通信について、次のとおり区分します。

区 分	適 用 す る 通 信
区域内通信	同一の単位料金区域内に終始する総合デジタル通信
隣接区域内通信	1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への総合デジタル通信
区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の総合デジタル通信

	エ 隣接区域内通信及び区域外通信には、次の種類があります。				
	<table><tr><td>県内市外通信</td><td>同一の都道府県の区域に終始する総合デジタル通信</td></tr><tr><td>県間市外通信</td><td>県内市外通信以外の総合デジタル通信</td></tr></table>	県内市外通信	同一の都道府県の区域に終始する総合デジタル通信	県間市外通信	県内市外通信以外の総合デジタル通信
県内市外通信	同一の都道府県の区域に終始する総合デジタル通信				
県間市外通信	県内市外通信以外の総合デジタル通信				
(6) 通話等時間の測定等	ア 通話等時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話等終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ 次の時間は、アの通話等時間には含みません。 (ア) 回線の故障等通話等の発信者又は着信者の責めによらない理由により、通話等の途中に一時通話等ができなかった時間 (イ) 回線の故障等通話等の発信者又は着信者の責めによらない理由により、通話等を打ち切ったときは、その通話等ごとに適用される料金表に規定する秒数に満たない端数の通話等時間				
(7) 当社の機器の故障により通話等時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	電話等契約者は、通話等料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、電話等契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額				
(8) アクセス通話等に係る料金の適用	当社は、アクセス通話又はアクセス通信（以下「アクセス通話等」といいます。）について、アクセス通話等に係る料金を適用します。				
(9) 通話等料金の計算方法	ア 当社は、国内通話又は国内通信（以下「国内通話等」といいます。）に係る通話等料金については、通話等地域間距離に応じて通話等料金の計算を行います。 イ 当社は、国際通話等に係る通話等料金については、通話等時間に基づいて通話等料金の計算を行います。				
(10) 通話等地域間距離の測定	通話等地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。 ア 当社は、別に定めるところにより、全国の区域を一辺2キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。 イ 通話等地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、測定に係る単位料金区域内にあって当社が別に指定するものとし、契約事務を行う電話サービス等取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。 ウ 通話等地域間距離は、双方の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。 $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2} = \text{通話等地域間距離}$				
(11) 離島に関する通話等料金の特例	離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の通話等に関する料金については、1（適用）(5)ア及び(10)並びに2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。 ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話等の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域との間の通話等については、隣接区域内通話又は隣接区域内通信（以下隣接区域内通話等といいます。）に係る料金額を適用します。 イ 沖縄県内及び沖縄県と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域相互間の通話等については、隣接区域内通話等に係る料金額を適用します。 ウ 沖縄県にある単位料金区域とそれ以外の単位料金区域との間の通話等については、沖縄県にある単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画を、鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通話等地域間距離の料金を適用し				

	ます。 エ 当社はア、イ又はウにおいて指定する単位料金区域名を、契約事務を行う電話サービス等取扱所において、閲覧に供します。																																	
(12) 「オフィスタイム」・「ファミリータイム」及び「スーパーファミリータイム」の料金額の適用	ア 「オフィスタイム」・「ファミリータイム」及び「スーパーファミリータイム」とは、次の時間帯をいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr><tr><td>オフィスタイム</td><td>平日の午前 8 時から午後 7 時までの間</td></tr><tr><td>ファミリータイム</td><td>オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯</td></tr><tr><td>スーパーファミリータイム</td><td>午前 0 時から午前 8 時及び午後 11 時から午後 12 時までの間</td></tr></table> イ 平日とは、土曜日・日曜日及び祝日以外の日をいいます。 ウ 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。 エ 当社が定める国際通話等に係る通話等料金において、祝日、曜日又は時間帯によって通話等料金が異なる場合は、本邦の暦によります。 オ 前項において、通話等料金が異なる祝日、曜日又は時間帯にわたる通話等については、その通話等が開始された祝日、曜日又は時刻における通話等料金を適用します。	区 分	時 間 帯	オフィスタイム	平日の午前 8 時から午後 7 時までの間	ファミリータイム	オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯	スーパーファミリータイム	午前 0 時から午前 8 時及び午後 11 時から午後 12 時までの間																									
区 分	時 間 帯																																	
オフィスタイム	平日の午前 8 時から午後 7 時までの間																																	
ファミリータイム	オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全時間帯																																	
スーパーファミリータイム	午前 0 時から午前 8 時及び午後 11 時から午後 12 時までの間																																	
(13) 公衆電話設備等及び移動体電話設備からの通話等における料金額の適用	ア 公衆電話設備等から登録電話サービス等又は着信課金機能を利用して行った通話等の料金額は、2（料金額）(1)に規定する料金額を適用します。 イ 移動体電話設備を利用して行った通話等のうち、当社が別に定める付加機能を利用して行った通話等については、2（料金額）(1)に規定する移動体電話設備を利用して行う国際通話等に係る通話等料金額を適用します。																																	
(14) 特定番号転送等機能を利用した通話等における料金額の適用	ア 特定番号転送等機能（当該機能の利用を条件として提供する他の付加機能を含みます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った追加契約番号又は代表追加契約番号から発信する通話等については、2（料金額）(1)にかかわらず次に規定する料金額を適用します。 （ア）国内通話等 ① ②及び③以外のもの <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">料 金 額（180.0 秒までごとに）</th></tr><tr><th>オフィスタイム</th><th>ファミリータイム</th><th>スーパーファミリータイム</th></tr><tr><td>区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの</td><td colspan="3">8 円（税込 8.8 円）</td></tr></table> ② 移動体電話設備への着信に係るもの a 第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">料 金 額（60.0 秒までごとに）</th></tr><tr><th>オフィスタイム</th><th>ファミリータイム</th><th>スーパーファミリータイム</th></tr><tr><td>第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの</td><td colspan="3">16 円（税込 17.6 円）</td></tr></table> 備考 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信するものについては、この欄に規定する通話等料金を適用します。 ③ 特定 I P 電話設備への着信に係るもの <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">料 金 額（180.0 秒までごとに）</th></tr><tr><th>オフィスタイム</th><th>ファミリータイム</th><th>スーパーファミリータイム</th></tr><tr><td>特定 I P 電話設備への着信に係るもの</td><td colspan="3">10 円（税込 11 円）</td></tr></table> 備考 当社が別に定める特定 I P 電話設備への着信（別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。）に限りません。	区 分	料 金 額（180.0 秒までごとに）			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム	区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	8 円（税込 8.8 円）			区 分	料 金 額（60.0 秒までごとに）			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム	第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの	16 円（税込 17.6 円）			区 分	料 金 額（180.0 秒までごとに）			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム	特定 I P 電話設備への着信に係るもの	10 円（税込 11 円）		
区 分	料 金 額（180.0 秒までごとに）																																	
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム																															
区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	8 円（税込 8.8 円）																																	
区 分	料 金 額（60.0 秒までごとに）																																	
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム																															
第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの	16 円（税込 17.6 円）																																	
区 分	料 金 額（180.0 秒までごとに）																																	
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム																															
特定 I P 電話設備への着信に係るもの	10 円（税込 11 円）																																	

(イ) 国際通話等

適用別表 1 に規定するフラットセイバーに係るもの（事務用の加入電話サービス等に係るものに限りません。）を準用します。

イ アの規定にかかわらず、指定加入契約者回線等に着信する通話等（指定加入契約者回線に付与した追加契約番号又は代表追加契約番号に着信する通話等を含みます。）、当社が提供する第 1 種移動体電話設備に着信する通話等及び I P 電話サービス契約約款に規定する指定回線に着信する通話等については、その通話等料金は、特定番号転送等機能に係る付加機能使用料に含むものとします。

ウ 特定番号転送等機能を利用した通話等については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の「指定加入契約者回線等から行った通話等」を「追加契約番号から行った通話等」に、「その指定加入契約者回線等に係る加入電話契約者等」を「その追加契約番号が付与された指定加入契約者回線に係る加入電話契約者等」に読み替えます。

ただし、代表追加契約番号着信等により他の契約者回線等若しくはその他の電気通信回線等へ転送した通話等については、それぞれ「代表追加契約番号から行った通話等」及び「その代表追加契約番号が付与された指定加入契約者回線に係る加入電話契約者等」に読み替えます。

(15) 利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱いの適用
(商品名：年々割引)

ア 当社は、電話等契約者の申出により、利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱い（以下「ライターセイバー」といいます。）を行います。

イ ライターセイバーとは、1 の契約者回線等ごとに、全時間帯における通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に力に定める通話等に係る通話等料金の月間累計額を加えた通話等料金額（以下この欄において「割引判定通話等料金の月間累計額」といいます。）が一定額以上の場合に、電話サービス等の利用期間（第 1 種中継電話サービス等を継続して利用した期間をいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額を割り引くことをいいます。

ただし、ライターセイバーの取扱いを受ける契約者回線等のうち、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとします。

ウ ライターセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

エ 次に定める通話等については、ライターセイバーの対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等（一般通話及び一般通信のうち公衆電話設備等を利用して行うものを除く通話等をいいます。以下同じとします。）のうち区域内通話等（区域内通話及び区域内通信をいいます。以下同じとします。）及び移動体電話設備への着信に係る通話等

オ その契約者回線等について(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受ける場合には、イの規定中、「通話等」について「国際通話等」を除いて適用（以下この欄において「国内限定適用」といいます。）します。

カ ライターセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容	
当該料金月の割引判定通話等料金の月間累計額が、1,000円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額とします。）以上であった場合に、電話サービス等の利用期間に応じて、通話等料金の月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。	
電話サービス等の利用期間	割引率
12 月未満の場合	1 %
12 月以上、24 月未満の場合	3 %
24 月以上、36 月未満の場合	4 %
36 月以上の場合	5 %

	備考 割引判定通話等料金の月間累計額の算出においては、次の通話等を対象に加えるものとします。 (1) 限定一般通話等に係る区域内通話等（(32)に規定するタイムセイバーについては、適用後の通話等とします。） (2) (33)に規定するエリアセイバーについて、エリアセイバー適用後の通話等 キ ライターセイバーの適用対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りします。 (ア) 第三者課金機能を利用した通話等 (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等 ク ライターセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。ライターセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのライターセイバーを適用します。 ケ オの国内限定適用の場合に、(37)に規定するアドレスセイバーの適用が終了したときは、終了した日の属する料金月の翌料金月から、国内限定適用を受けないものとして取り扱います。 コ 次の場合には、そのライターセイバーは終了したものとして取り扱います。 (ア) ライターセイバーの適用を受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) ライターセイバーの適用を受けている電話等契約者が、(22)に規定するクラスターセイバーの適用、(23)に規定するプレセイバーの適用、(25)に規定するスーパーセイバーの適用、(26)に規定するセグメントセイバー2の適用又は(27)に規定するスーパーセイバー2の適用を申し出たとき。 サ 利用期間は1料金月を1月とし、その倍数とします。ただし、提供開始日を含む料金月については、1月に満たない場合であっても1月として取り扱います。 シ 電話サービス等の利用停止があった期間については、サの利用期間から除くものとします。この場合の期間は1料金月を1月とし、その倍数とします。ただし、その理由が発生した日を含む料金月については、1月に満たない場合であっても1月として取り扱います。 ス 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(16) 全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの適用 (商品名：局番割引ワイド)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱い（以下「モーストセイバー」といいます。）を行います。 イ モーストセイバーとは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における通話等のうち、その料金月における確定市外局番等（1の料金月において、1の契約者回線等に係る通話等の通話等料金を、国内通話等にあつては、その通話等の着信市外局番又は国際通話等にあつては、その通話等の着信電話番号ごとに合算し、その通話等料金額が大きい順（通話等料金額が同じであった場合は、当社が指定した順）で当社が決定した、最大5までの市外局番又は電話番号をいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線等への通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 ウ 次に定める通話等については、モーストセイバーの対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等に係る区域内通話等及びアクセス通話等 エ その契約者回線等について(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受ける場合には、イの規定中、「通話等」について「国際通話等」を「確定市外局番等」について「国際通話等に係る着信電話番号」を除いて適用（以下「国内限定適用」といいます。）します。 オ モーストセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者に限りします。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、(17)に規定するダブルセイバーの適用、(22)に規定するクラスターセイバーの適用、(23)に規定するプレセイバーの適用、(25)に規定するスーパーセイバーの適用、(26)に規定するセグメントセイバー2の適用又は(27)に規定するスーパーセイバー2の適用を受けているときは、モースト

セイバーの適用を受けることはできないものとします。
 カ モーストセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
当該料金月の通話等料金の月間累計額が、1,000円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額とします。）以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額を割り引きます。

キ モーストセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りま。

- (ア) 第三者課金機能を利用した通話等
- (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

ク モーストセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。モーストセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのモーストセイバーを適用します。

ケ エの国内限定適用の場合に、(37)に規定するアドレスセイバーの適用が終了したときは、終了した日の属する料金月の翌料金月から、国内限定適用を受けないものとして取り扱います。

コ 次の場合にはそのモーストセイバーは終了したものとして取り扱います。

- (ア) モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。
- (ウ) モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。

サ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(17) 全時間帯における
 確定市外局番等に係
 る通話等料金の特別
 課金機能の適用
 （商品名
 : 局番割引スーパ
 ー）

ア 全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の特別課金機能（以下「ダブルセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の契約者回線等ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における通話等のうち、その料金月における確定市外局番等に係る契約者回線等への通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

イ ダブルセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者に限りま。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、モーストセイバーの適用、(22)に規定するクラスタセイバーの適用、(23)に規定するプレセイバーの適用、(25)に規定するスーパーセイバーの適用、(26)に規定するセグメントセイバー2の適用又は(27)に規定するスーパーセイバー2の適用を受けているときは、ダブルセイバーの適用を受けることはできないものとします。

ウ 次に定める通話等については、ダブルセイバーの対象としません。

- (ア) 国内通話等について、限定一般通話等に係る区域内通話等及びアクセス通話等

エ その契約者回線等について(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受ける場合には、国内限定適用を行います。

オ ダブルセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。

通話等料金の月間累計額	割引率
上位 1 順位の確定市外局番等に係るもの	4 5 %
上位 2 順位の確定市外局番等に係るもの	3 5 %
上位 3 順位から上位 5 順位までの確定市外局番等に係るもの	2 5 %

カ 次の場合において、ダブルセイバーを選択した電話等契約者は、アの規定にかかわらず定額料金の支払いを要しないものとします。

(ア) オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスの適用を受けることとなるときであって、その電話等契約者が申出を行ったとき。

(イ) 当社の携帯電話サービス（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除き、当社より電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスであって別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者（以下「特別課金機能指定契約者」といいます。）となるときであって、ダブルセイバーを選択した電話等契約者が申出を行ったとき。

ただし、当社がダブルセイバーの取扱いを行うにあたり、必要な範囲で特別課金機能指定契約者に係る情報の通知を受けることについて、ダブルセイバーに係る電話等契約者が、特別課金機能指定契約者の同意書を提出する限りにおいて、ダブルセイバーに係る電話等契約者の氏名と特別課金機能指定契約者の氏名が異なる場合を含みます。

(ウ) 別に定める協定事業者の契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の 3 通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の 3 通信区分（以下この欄において、「指定通話等区分」といいます。）について当社の事業者設備識別番号（電気通信番号規則に規定する事業者設備識別番号をいいます。以下同じとします。）を指定したとき。

ただし、新たに指定を行う場合においては、当社が別に定める日をもって指定したときとみなします。

キ ダブルセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りします。

(ア) 第三者課金機能を利用した通話等

(イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

ク ダブルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。ダブルセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのダブルセイバーを適用します。

ケ エの国内限定適用の場合に、(37)に規定するアドレスセイバーの適用が終了したときは、終了した日の属する料金月の翌料金月から、国内限定適用を受けないものとして取り扱います。

コ 電話等契約者が、ダブルセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりダブルセイバーを適用します。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりダブルセイバーを適用します。

サ ダブルセイバーを選択した電話等契約者は、1 の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるダブルセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

シ 次の場合には、カの取扱いは終了したものとし、終了した日の属する料金月の翌料金月から定額料金の支払いを要するものとします。

(ア) カ（ア）に定める第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る契約の解除があったとき。

- (イ) カ(ア)に定める申出があった場合において、電話等契約者が申出のあった第4種オープンデータ通信網サービスに係る契約者識別符号を変更したとき。
- (ウ) カ(イ)に定める特別課金機能指定契約者に係る契約の解除、利用権の譲渡、契約者回線の利用休止及び地位の承継があったとき。
- (エ) カ(イ)に定める申出があった場合において、特別課金機能指定契約者が申出のあった当社の携帯電話サービスに係る契約者の電話番号を変更したとき。
- (オ) カ(ウ)に定める指定通話等区分のうち、1以上の通話区分又は通信区分について優先接続の電話会社固定の取扱いを終了したとき。
- ス 次の場合にはそのダブルセイバーは終了したものとして取り扱います。
- (ア) ダブルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) ダブルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。
- (ウ) ダブルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。
- セ スに定めるほか、ダブルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者が、連続する12の料金月を通じてその電話サービス等に係る通話等を全く行わなかった場合には、そのダブルセイバーは終了したものとして取り扱うことがあります。
- ソ ダブルセイバーを選択した電話等契約者は、ダブルセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、ダブルセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるダブルセイバーの取扱いは行いません。
- タ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もダブルセイバーを適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりダブルセイバーを適用します。
- チ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するダブルセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。
- ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- テ ダブルセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。
- ト 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(18) 全時間帯における 確定市外局番等に係 る通話等料金の取扱 いの2の適用 (商品名 : 通常料金プラン (住宅用))	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの2（以下「ダブルセイバー2」といいます。）を行います。 イ ダブルセイバー2とは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における通話等のうち、その料金月における確定市外局番等に係る契約者回線等への通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 ウ ダブルセイバー2は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（加入電話契約者等に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限って、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック3の適用を受けている通話等の通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、(19)に規定するフラットセイバーの適用、(20)に規定するフラットセイバー2の適用、(24)に規定するセレクトセイバーの適用及び(29)に規定するメンバーズパック2の適用を受けているときは、ダブルセイバー2の適用を受けることはできないものとします。 エ 次に定める通話等については、ダブルセイバー2の対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定加入通話等（加入通話等のうち公衆電話設備等を利用して行うものを除く通話等をいいます。以下同じとします。）に係る区域内通話等、移動体電話設備及び特定IP電話設備への着信に係る加入通話等並びにアクセス通話等 オ ダブルセイバー2を選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table border="1" data-bbox="451 880 1479 1227"> <tr> <th colspan="2">サービスの内容</th></tr> <tr> <td colspan="2">通話等料金の月間累計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。</td></tr> <tr> <th>通話等料金の月間累計額</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>上位1順位の確定市外局番等に係るもの</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>上位2順位の確定市外局番等に係るもの</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>上位3順位から上位5順位までの確定市外局番等に係るもの</td><td>30%</td></tr> </table> カ ダブルセイバー2の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限り、適用されます。 (ア) 第三者課金機能を利用した通話等 (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等 キ ダブルセイバー2の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。ダブルセイバー2の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのダブルセイバー2を適用します。 ク 次の場合にはそのダブルセイバー2は終了したものと取り扱います。 (ア) ダブルセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) ダブルセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 ケ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	サービスの内容		通話等料金の月間累計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。		通話等料金の月間累計額	割引率	上位1順位の確定市外局番等に係るもの	50%	上位2順位の確定市外局番等に係るもの	40%	上位3順位から上位5順位までの確定市外局番等に係るもの	30%
サービスの内容													
通話等料金の月間累計額に、下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。													
通話等料金の月間累計額	割引率												
上位1順位の確定市外局番等に係るもの	50%												
上位2順位の確定市外局番等に係るもの	40%												
上位3順位から上位5順位までの確定市外局番等に係るもの	30%												
(19) 全時間帯における 加入通話等に係る通 話等料金の取扱いの 適用 (商品名 : 一律料金プラン)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱い（以下「フラットセイバー」といいます。）を行います。 イ フラットセイバーとは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における通話等ごとに、2（料金額）(1)にかかわらずオに定める料金額を適用することをいいます。 ウ フラットセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（加入電話契約者等に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限って、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、(29)に規定するメンバーズパック2の適用、												

(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック3の適用を受けている通話等については、その適用を受けている期間において、オに定める料金額を適用しないものとし、ダブルセイバー2の適用、(20)に規定するフラットセイバー2の適用又は(24)に規定するセレクトセイバーの適用を受けているときには、フラットセイバーの適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、フラットセイバーの対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定加入通話等のうち特定IP電話設備への着信に係るもの及びアクセス通話等

オ フラットセイバーの適用を申し出た通話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容

(ア) 国内通話等（限定加入通話等のうち移動体電話設備への着信に係るもの及び特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分	料金額（180.0 秒までごとに）		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータイム
区域内通話等に係るもの	7.9 円（税込 8.69 円）		
隣接区域内通話等及び区域外通話 等に係るもの			

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分	料金額（180.0 秒までごとに）		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーフ ァミリータ イム
区域内通話等に係るもの	7.9 円（税込 8.69 円）		
隣接区域内通話等及び区域外通話 等に係るもの	14.9 円（税込 16.39 円）		

(イ) 国内通話等（限定加入通話等のうち第 1 種移動体電話設備への着信に係るものに限りま

るものに限ります。）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。

① ②以外のもの

区 分	料 金 額（60.0 秒までごとに）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミ リータイム
当社が提供する 第 1 種移動体電 話設備への着信 に係るもの	15.5 円(税込 17.05 円)		
上記以外のもの	16 円（税込 17.6 円）		

備考

別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通話等については、2（料金額）(1)にかかわらず、この欄に規定する通話等料金を適用します。

② 限定加入通信（デジタル通信モードのものに限ります。）に係るもの

区 分	料 金 額（60.0 秒までごとに）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミ リータイム

	<table><tr><td>第1種移動体電話設備への着信に係るもの</td><td>25 円（税込 27.5 円）</td></tr><tr><td colspan="2">備考 当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第1種移動体電話設備への着信に限ります。</td></tr><tr><td colspan="2">(ウ) 国際通話等について、2（料金額）(1)にかかわらず、適用別表1に定める料金額を適用します。</td></tr></table>	第1種移動体電話設備への着信に係るもの	25 円（税込 27.5 円）	備考 当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第1種移動体電話設備への着信に限ります。		(ウ) 国際通話等について、2（料金額）(1)にかかわらず、適用別表1に定める料金額を適用します。																													
第1種移動体電話設備への着信に係るもの	25 円（税込 27.5 円）																																		
備考 当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第1種移動体電話設備への着信に限ります。																																			
(ウ) 国際通話等について、2（料金額）(1)にかかわらず、適用別表1に定める料金額を適用します。																																			
	カ フラットセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りします。 (ア) 第三者課金機能を利用した通話等 (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等 キ フラットセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。フラットセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのフラットセイバーを適用します。 ク 次の場合にはそのフラットセイバーは終了したものと取り扱います。 (ア) フラットセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) フラットセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。																																		
(20) 全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2の適用 (商品名：シンプルプラン)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2（以下「フラットセイバー2」といいます。）を行います。 イ フラットセイバー2とは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における通話等ごとに、2（料金額）(1)にかかわらずオに定める料金額を適用することをいいます。 ウ フラットセイバー2は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（加入電話契約者等）に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限って、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、(29)に規定するメンバーズパック2の適用、(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック3の適用を受けている通話等については、その適用を受けている期間において、オに定める料金額を適用しないものとし、ダブルセイバー2の適用、フラットセイバーの適用及び(24)に規定するセレクトセイバーの適用を受けているときはフラットセイバー2の適用を受けることはできないものとします。 エ 次に定める通話等については、フラットセイバー2の対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定加入通話等のうち特定IP電話設備への着信に係るもの及びアクセス通話等 オ フラットセイバー2の適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th colspan="4">サービスの内容</th></tr><tr><td colspan="4">(ア) 国内通話等（限定加入通話等のうち第1種移動体電話設備への着信に係るもの及び特定IP電話設備への着信に係るものを除きます。）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。</td></tr><tr><td colspan="4">① 事務用の加入電話契約等に係るもの</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="3">料金額（180.0秒までごとに）</td></tr><tr><td>オフィス タイム</td><td>ファミリー タイム</td><td>スーパーファ ミリータイム</td></tr><tr><td>区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの</td><td colspan="3">7.89 円（税込 8.679 円）</td></tr><tr><td colspan="4">② 住宅用の加入電話契約等に係るもの</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="3">料金額（180.0秒までごとに）</td></tr><tr><td>オフィス タイム</td><td>ファミリー タイム</td><td>スーパーファ ミリータ イム</td></tr></table>	サービスの内容				(ア) 国内通話等（限定加入通話等のうち第1種移動体電話設備への着信に係るもの及び特定IP電話設備への着信に係るものを除きます。）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。				① 事務用の加入電話契約等に係るもの				区 分	料金額（180.0秒までごとに）			オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータイム	区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	7.89 円（税込 8.679 円）			② 住宅用の加入電話契約等に係るもの				区 分	料金額（180.0秒までごとに）			オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータ イム
サービスの内容																																			
(ア) 国内通話等（限定加入通話等のうち第1種移動体電話設備への着信に係るもの及び特定IP電話設備への着信に係るものを除きます。）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。																																			
① 事務用の加入電話契約等に係るもの																																			
区 分	料金額（180.0秒までごとに）																																		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータイム																																
区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	7.89 円（税込 8.679 円）																																		
② 住宅用の加入電話契約等に係るもの																																			
区 分	料金額（180.0秒までごとに）																																		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータ イム																																

区域内通話等及び県内市外通話等に係るもの	7.89 円（税込 8.679 円）
県間市外通話等に係るもの	14.9 円（税込 16.39 円）

(イ) 国内通話等（限定加入通話等のうち第 1 種移動体電話設備への着信に係るものに限り、）について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。

区 分	料 金 額（60.0 秒までごとに）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの	25 円（税込 27.5 円）		

備考

- 1 デジタル通信モードに係るものについては、当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第 1 種移動体電話設備への着信に限り、ます。
- 2 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 IP 電話設備に着信する通話等については、2（料金額）(1)にかかわらず、この欄に規定する通話等料金を適用します。

(ウ) 国際通話等について、2（料金額）(1)にかかわらず、適用別表 1 に定める料金額を適用します。

カ フラットセイバー 2 の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限り、ます。

(ア) 第三者課金機能を利用した通話等

(イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

キ フラットセイバー 2 の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。フラットセイバー 2 の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのフラットセイバー 2 を適用します。

ク 次の場合にはそのフラットセイバー 2 は終了したものとして取り扱います。

(ア) フラットセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(イ) フラットセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。

(21) 取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用
（商品名
: Voiceselect
年々割引）

ア 当社は、電話等契約者の申出により、取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下「ライターセイバー B」といいます。）を行います。

イ ライターセイバー B とは、電話等契約者の契約者回線等（フリーコールサービス等に係る登録番号を含みます。）により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）にカに定める通話等に係る通話等料金の月間累計額を加えた通話等料金額（以下この欄において「割引判定通話等料金の月間累計額」といいます。）が一定額以上の場合に、取扱期間（この通話等料金の取扱いを継続して受けた料金月数をいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

ウ ライターセイバー B は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種中継電話等契約者、フリーコールサービス等の登録電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限り、ます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

エ 次に定める通話等については、ライターセイバー B の対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び移動体電話

設備への着信に係る通話等、アクセス通話等及びフリーコールサービス等に係る移動体電話設備を利用して行う通話等

オ ライターセイバーBの取扱いを受ける契約者回線等のうち、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターのセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、(23)に規定するプレセイバーの適用、(36)に規定するアライヴセイバー2の適用又は(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受けているものについては、その適用を受けている期間において、イに定める割引取扱回線群の対象に含まれないものとします。

カ ライターセイバーBの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容	
当該料金月の割引判定通話等料金の月間累計額が、5,000円（消費税相当額を加算するものについては、税抜価額とします。）以上であった場合に、ライターセイバーBの取扱期間に応じて、通話等料金の月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。	
取扱期間	割引率
12月未満の場合	7%
12月以上、24月未満の場合	8%
24月以上、36月未満の場合	9%
36月以上の場合	10%
備考	
割引判定通話等料金の月間累計額の算出においては、次の通話等を対象に加えるものとします。	
(1) 限定一般通話等に係る区域内通話等（(32)に規定するタイムセイバーについては、適用後の通話等とします。）	
(2) (33)に規定するエリアセイバーについて、エリアセイバー適用後の通話等	

キ ライターセイバーBの適用となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りま。

(ア) 第三者課金機能を利用した通話等

(イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

ク 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、電話等契約者の割引取扱回線群への申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、ライターセイバーBの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

(ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。

(イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社である特定電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者及び同法第16条第1項の規定による届出をした者であって、当社が別に定める基準に適合する者をいいます。以下同じとします。）が代表契約者回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。

(エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、ライターセイバーBの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(オ) 代表契約者回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。

- ケ 当社は、クの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- コ ライターセイバーBの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。
- ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等ごとに請求します。
- サ ライターセイバーBの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。ライターセイバーBの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのライターセイバーBを適用します。
- シ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、ク（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- ス 当社は、ライターセイバーBの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、ライターセイバーBの適用は終了したものと取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ライターセイバーBの適用は終了したものと取り扱います。
- （ア）ライターセイバーBの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ）ライターセイバーBの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ）ライターセイバーBの取扱いを受けている電話等契約者について、クに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- セ 取扱期間は、1料金月を1月とし、その倍数とします。ただし、提供開始日を含む料金月については、1月に満たない場合であっても1月として取り扱います。
- ソ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- タ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、ライターセイバーBの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、ライターセイバーBの適用は終了したものと取り扱います。
- チ タの規定によりライターセイバーBの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、タに規定する支払期日を基に計算します。
- ツ 当社は、チの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{ccccc}
 \text{契約者回線等1} & & \text{ライターセイバーBの適用} & & \text{ライターセイバーBの} \\
 \text{回線あたりに} & & \text{前の当該契約} & & \text{適用後の割引取扱回線} \\
 \text{係る通話等の} & = & \text{者回線等に係} & \times & \text{群に係る通話等料金} \\
 \text{通話等料金} & & \text{る通話等の通} & & \\
 & & \text{話等料金} & & \text{ライターセイバーBの} \\
 & & & & \text{適用前の割引取扱回線} \\
 & & & & \text{群に係る通話等料金}
 \end{array}$$

テ ツの場合において、ライターセイバーBの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ツに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

- (22) 全時間帯における ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る通話等料金

回線群に係る通話等
料金の段階的取扱い
の適用
(商品名
: Voiceselect
スーパープラン)

- の段階的取扱い（以下「クラスタセイバー」といいます。）を行います。
- イ クラスタセイバーとは、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）にオに定める通話等に係る通話等料金の月間累計額を加えた通話等料金額（以下この欄において「割引判定通話等料金の月間累計額」といいます。）に応じて、通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。
- ウ クラスタセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。
- ただし、その契約者回線等について、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、(23)に規定するプレセイバーの適用、(25)に規定するスーパーセイバーの適用、(27)に規定するスーパーセイバー2の適用又は(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受けているときは、クラスタセイバーの適用を受けることはできないものとします。
- エ 次に定める通話等については、クラスタセイバーの対象としません。
- (ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等
- オ クラスタセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容	
当該料金月の割引判定通話等料金の月間累計額の金額により、通話等料金の月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。	
割引判定通話等料金の月間累計額	割引率
5 千円（税込 5 千 5 百円）以上 3 万円（税込 3 万 3 千円）未満の場合	2 7 %
3 万円（税込 3 万 3 千円）以上 20 万円（税込 22 万円）未満の場合	2 9 %
20 万円（税込 22 万円）以上の場合	3 1 %
備考 1 上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに 0.05 を乗じて得た額を割引くものとします。 2 割引判定通話等料金の月間累計額の算出においては、次の通話等を対象に加えるものとします。 (1) 限定一般通話等に係る区域内通話等（(32)に規定するタイムセイバーについては、適用後の通話等とします。） (2) (33)に規定するエリアセイバーについて、エリアセイバー適用後の通話等	

- カ クラスタセイバーの適用対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話以外のものに限ります。
- (ア) 第三者課金機能を利用した通話等
- (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等
- キ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。
- 当社は、次の場合を除いて、電話等契約者の割引取扱回線群への申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定し

- て、当社に申し出ていただきます。
- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。
- (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
- ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する会社である特定電気通信事業者が代表契約者回線の電話等契約者となる場合はこの限りでありません。
- (エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (オ) 代表契約者回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。
- ク 当社は、キの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- ケ クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。
- ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等ごとに請求します。
- コ クラスタセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。クラスタセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのクラスタセイバーを適用します。
- サ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、キ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- シ 当社は、クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- (ウ) クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- ス 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、通則 9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- セ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- ソ セの規定によりクラスタセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、セに規定する支払期日を基に計算します。

	タ 当社は、ソの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\begin{array}{rcl} \text{契約者回線等1} & & \text{クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群} \\ \text{回線あたりに} & & \text{に係る通話等料金} \\ \text{係る通話等の} & = & \text{クラスタセイバーの適用前の割引取扱回線群} \\ \text{通話等料金} & & \text{に係る通話等料金} \end{array}$ チ タの場合において、クラスタセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、タに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。
(23) 全時間帯における回線群に係る一定期間の通話等料金の取扱いの適用	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る一定期間の通話等料金の取扱い（以下「プレセイバー」といいます。）を行います。 イ プレセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、一定期間（プレセイバーの提供を開始した日から、割引取扱回線群に係る全ての契約者回線等について、（ア）に基づく加入電話サービス等の提供を開始することとなる日の前日までの間をいいます。以下この欄において同じとします。）、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金のうち、国内通話等については、オに定める料金額を適用し、国際通話等については、その通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「国際通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 （ア） 割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、事務用に係る加入電話サービス等の契約申込みがあること。 （イ） 第1種中継電話等契約に係る契約者回線等においては、別に定める協定事業者の契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る区域内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の4通話区分又は区域内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の4通信区分（以下この欄において「指定通話等区分」といいます。）について当社の事業者設備識別番号の指定があること。 ただし、新たに指定を行う場合においては、当社が別に定める日をもって指定したとみなします。 ウ プレセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（中継電話等契約者をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限る、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、ライターセイバーBの適用、クラスタセイバーの適用、(25)に規定するスーパーセイバーの適用、(26)に規定するセグメントセイバー2の適用、(27)に規定するスーパーセイバー2の適用、(32)に規定するタイムセイバーの適用、(33)に規定するエリアセイバーの適用又は(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受けているときは、プレセイバーの適用を受けることはできないものとします。 エ 次に定める通話等については、プレセイバーの対象としません。 （ア） 国内通話等について、限定一般通話等のうち移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等

オ プレセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
(ア) 国内通話等の通話等料金について、2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。		
料 金 額（次の秒数までごとに 7.9 円（税込 8.69 円））		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
180.0 秒	180.0 秒	180.0 秒
(イ) 国際通話等の通話等料金について、国際通話等料金の月間累計額に 0.4 を乗じて得た額を割り引きます。		

カ プレセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

(ア) 第三者課金機能を利用した通話等

(イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

キ 電話等契約者は、1 の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、プレセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

(ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。

(イ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。

(ウ) 代表契約者回線の電話等契約者が、プレセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。

ク プレセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。

ケ プレセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、プレセイバーの終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのプレセイバーを適用します。

コ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、キ（ウ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。

サ 当社は、プレセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、プレセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、プレセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。

(ア) プレセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(イ) プレセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。

(ウ) プレセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、イ（ア）及びキに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

(エ) プレセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、イ（イ）に定める指定通話等区分のうち、1 以上の通話区分又は通信区分について優先継続の電話会社固定の取扱いを終了したとき。

シ プレセイバーの取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、特定期間（一定期間のうち、割引取扱回線群の契約者回線等について最初に参加電話サービス等の提供を行うこととなる日までの間をいいます。以下この欄において同じとし

ます。)において、オの適用後の1料金月の通話等料金額が100万円(税込110万円)を超えないときは、オの適用後の通話等料金として100万円(税込110万円)を支払っていただきます。

ス プレセイバーの取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、特定期間にプレセイバーの取扱いの終了があった場合には、下表に定める解約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

解約金の額(1の割引取扱回線群ごとに)
5万円(税込5万5千円)×特定期間の月数

セ スの場合において、特定期間の月数は1料金月を1月とし、その倍数とします。ただし、提供開始日を含む料金月については、1月に満たない場合であっても1月として取り扱います。

ソ プレセイバーの取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、特定期間にプレセイバーの取扱いの終了があった場合には、割引相当額(オの適用前の通話等料金からオの適用後の通話等料金を減じて得た額を、特定期間において合計したものをいいます。)を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

タ 当社は、電話等契約者の責めによらない理由によりイ(ア)に定める加入電話サービス等の提供ができない場合は、シ及びセの規定は適用しません。

チ 国際通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

ツ 代表契約者回線の電話等契約者(代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。)が、プレセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、プレセイバーの適用は終了したものとして取扱いします。

テ ツの規定によりプレセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ツに規定する支払期日を基に計算します。

ト 当社は、テの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{lcl} \text{契約者回線等} & & \text{プレセイバー} \\ \text{1回線あたりに} & & \text{の適用前の当} \\ \text{係る通話等} & = & \text{該契約者回線} \\ \text{の通話等料金} & & \text{等に係る通話} \\ & & \text{等の通話等料} \\ & & \text{金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{プレセイバーの適用後の割引取扱} \\ \text{回線群に係る通話等料金} \\ \text{プレセイバーの適用前の割引取扱} \\ \text{回線群に係る通話等料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{プレセイバーの適用前の割引取扱} \\ \text{回線群に係る通話等料金} \end{array}}$$

ナ トの場合において、プレセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、トに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

(24) 全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱いの2の適用(商品名:通常料金プラン(法人用))

ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱いの2(以下「セレクトセイバー」といいます。)を行います。

イ セレクトセイバーとは、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群(以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。)について、県内市外通話等(県内市外通話及び県内市外通信をいいます。以下同じとします。)、県間市外通話等(県間市外通話及び県間市外通信をいいます。以下同じとします。)及び国際通話等の区分ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額(以下この欄において「通話等料金の区分別月間累計額」といいます。)にそれぞれ一定の比率を乗じて得た額を割り引くことをいいます。

ウ セレクトセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者(加入電話契約者等)に限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者回線等に限る、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、(29)に規定するメンバーズパック2の適用、(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック3の適用を受けている通話等の通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の区分別月間累計額には含まないものとし、ダブルセイバー2の適用、フラットセイバーの適用及びフラットセイバー2の適用を受けているときは、セレクトセイバーの適用を受けることはできないものとします。

- エ 次に定める通話等については、セレクトセイバーの対象としません。
- (ア) 国内通話等について、移動体電話設備及び特定 I P 電話設備への着信に係る加入通話等並びにアクセス通話等
- オ セレクトセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。
- | サービスの内容 | |
|---|-------|
| 当該料金月の通話等料金の区分別月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。 | |
| 区 分 | 割引率 |
| 県内市外通話等に係るもの | 55.0% |
| 県間市外通話等に係るもの | 55.0% |
| 国際通話等に係るもの | 15.0% |
- カ セレクトセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りません。
- (ア) 第三者課金機能を利用した通話等
- (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等
- キ 電話等契約者は、1 の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、セレクトセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定していただきます。
- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。
- (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、事業法に定める電気通信事業者であるとき。
- (エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、セレクトセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- ク 当社は、キの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- ケ セレクトセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。
- ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、代表契約者回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。
- コ セレクトセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、セレクトセイバーの終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのセレクトセイバーを適用します。
- サ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、キ(エ)の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- シ 当社は、セレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、セレクトセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、セレクトセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) セレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

	(イ) セレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。 (ウ) セレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 ス 通話等料金の区分別月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 セ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、セレクトセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、セレクトセイバーの適用は終了したものと取り扱います。 ソ セの規定によりセレクトセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、セに規定する支払期日を基に計算します。 タ 当社は、ソの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\begin{array}{c} \text{契約者回線等} \\ \text{1回線あたり} \\ \text{に係る通話等} \\ \text{の通話等料金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{セレクトセイ} \\ \text{バーの適用前} \\ \text{の当該契約者} \\ \text{回線等に係る} \\ \text{通話等の通話} \\ \text{等料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{セレクトセイバーの適用後の割} \\ \text{引取扱回線群に係る通話等料金} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{セレクトセイバーの適用前の割} \\ \text{引取扱回線群に係る通話等料金} \end{array}}$ チ タの場合において、セレクトセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、タに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。
(25) 全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名 : Voiceselect ワイドプラン)	ア 全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能（以下「スーパーセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 イ スーパーセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等について、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、プレセイバーの適用、(27)に規定するスーパーセイバー2の適用又は(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受けているときは、スーパーセイバーの適用を受けることはできないものとします。 ウ 次に定める通話等については、スーパーセイバーの対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等

エ スーパーセイバーには次表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。

種類	サービスの内容
(ア) スーパーセイバー２０	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額を割引くもの
(イ) スーパーセイバー２５	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額を割引くもの
備考 上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに 0.05 を乗じて得た額を割引くものとします。	

オ スーパーセイバーの適用対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りま。

- (ア) 第三者課金機能を利用した通話等
- (イ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

カ 電話等契約者は、１の割引選択回線群を特定して、その割引選択回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引選択回線群を構成する契約者回線等の中から、スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「割引代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、割引代表回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等が割引代表回線と異なる割引選択回線群に属するとき。
- (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、割引代表回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する会社である特定電気通信事業者が割引代表回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。
- (エ) 割引代表回線の電話等契約者が、スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (オ) 割引代表回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。

キ 当社は、カの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。

ク スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに割引代表回線の電話等契約者に一括して請求します。

ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、割引代表回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。

ケ スーパーセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。スーパーセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのスーパーセイバーを適用します。

コ 割引代表回線の電話等契約者は、当社に申し出た割引代表回線を、割引選択回線

- 群を構成する割引代表回線以外の他の1の契約者回線等に変更することがあります。当社は、この申出があったときは、その割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者の承諾が得られない場合、又はカ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに割引代表回線として取り扱います。
- サ 当社は、スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、スーパーセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が割引代表回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、スーパーセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- （ア） スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
 - （イ） スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
 - （ウ） スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- シ 電話等契約者が、スーパーセイバーを選択している場合であって、そのスーパーセイバーの種類を変更する場合においては、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月から、変更後の種類のスーパーセイバーを適用します。
- ス 電話等契約者が、スーパーセイバーを選択している場合であって、その割引選択回線群について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりスーパーセイバーを適用します。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりスーパーセイバーを適用します。
- セ スーパーセイバーを選択した電話等契約者は、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるスーパーセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- ソ スーパーセイバーを選択した電話等契約者は、スーパーセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、スーパーセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるスーパーセイバーの取扱いは行いません。
- タ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もスーパーセイバーを適用します。なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりスーパーセイバーを適用します。
- チ 電話等契約者の責めによらない理由により、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1の料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するスーパーセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。
- ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- テ スーパーセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。
- ト 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- ナ 割引代表回線の電話等契約者（割引代表回線の電話等契約者が指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、スーパーセイバーの

適用は終了したものとして取り扱います。

ニ ナの規定によりスーパーセイバーの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ナに規定する支払期日を基に計算します。

ヌ 当社は、ニの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ) 以外するとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等 1} \\ \text{回線あたりに} \\ \text{係る通話等の} \\ \text{通話等料金} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{スーパーセイバ} \\ \text{ーの適用後の定} \\ \text{額料金を含めた} \\ \text{割引選択回線群} \\ \text{に係る通話等料} \\ \text{金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{スーパーセイバー適用前} \\ \text{の当該契約者回線等に} \\ \text{係る通話等の通話等料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{スーパーセイバー適用前} \\ \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{通話等料金} \end{array}}$$

(イ) スーパーセイバー適用前の割引選択回線群に係る通話等料金が 0 円のと
き。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等 1} \\ \text{回線あたりに} \\ \text{係る通話等の} \\ \text{通話等料金} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{スーパーセイバーに係る定額料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{割引選択回線群を構成する契約者回線等の総回線数} \end{array}}$$

ネ ヌの場合において、スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等につ
いて、ヌに規定する算式により算出した契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の
通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引
代表回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

(26) 全時間帯におけ
る回線群に係る区
域内通話等の通話
等料金の取扱いの
適用

ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る区域内通話
等の通話等料金の取扱い（以下「セグメントセイバー 2」といいます。）を行いま
す。

イ セグメントセイバー 2 とは、次に定める要件を満たすことを条件に、電話等契約
者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回
線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての
契約者回線等に係る区域内通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計し
た通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）
に一定の比率を乗じて得た額を割り引くことをいいます。

(ア) 当社が定める期間（以下この欄において「選択期間」といいます。）におい
て、セグメントセイバー 2 の適用を継続して受けるとき。

(イ) セグメントセイバー 2 の適用を開始した日の属する料金月から起算して 1 2
料金月について通話等料金の月間累計額を合計した額（以下この欄において
「通話等料金の年間累計額」といいます。）が、当社の定める一定の額（以
下この欄において「選択金額」といいます。）以上であるとき。

ウ セグメントセイバー 2 は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者
（第 1 種中継電話等契約者又は加入電話契約者等（加入電話契約等の利用種別が事
務用に係るものに限り、）に限り、）に限り、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、(29)に規定するメンバーズパック 2 の適
用、(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック
3 の適用を受けている通話等の通話等料金については、その適用を受けている期間
において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターセイバー
の適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、ダブルセイバー 2 の適
用、フラットセイバーの適用、フラットセイバー 2 の適用、プレセイバーの適用、
(32)に規定するタイムセイバーの適用、(33)に規定するエリアセイバーの適用又は
(37)に規定するアドレスセイバーの適用を受けているときは、セグメントセイバー
2 の適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、セグメントセイバー 2 の対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち移動体電話設備への着信に係
る通話等、加入通話等のうち移動体電話設備への着信に係る通話等及び特定

I P電話設備への着信に係る通話等並びにアクセス通話等

オ その契約者回線等について、ライターセイバーBの適用を受ける場合には、イの規定において「区域内通話等」とあるのを「区域内通話等（一般通話等については限定一般通話等に限ります。）」に、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用又は(27)に規定するスーパーセイバー2の適用を受ける場合には、イの規定において「区域内通話等」とあるのを「限定一般通話等に係る区域内通話等」に、それぞれ読み替えて適用（以下この欄において「限定適用」といいます。）します。

カ セグメントセイバー2の適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
当該料金月の通話等料金の月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。		
選択期間	選択金額	割引率
12月	2,500万円 (税込2,750万円)	20.0%
備考		
上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（VPN加入電話サービス等に係るものを除きます。）から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（当社が別に定める付加機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（VPN加入電話サービス等に係るものを除きます。）から当社が別に定める付加機能を利用して行った通話等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに0.05を乗じて得た額を割引くものとします。		

キ セグメントセイバー2の適用の対象となる通話等は、次の付加機能等を利用した通話等以外のものに限りします。

(ア) 時報サービスに係る通話等

(イ) 第三者課金機能を利用した通話等

ク 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、セグメントセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

(ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。

(イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。

(エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、セグメントセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。

ケ 当社は、クの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。

コ セグメントセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。

ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等ごとに請求します。

サ セグメントセイバー2の適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始

することとします。

シ セグメントセイバー 2 の取扱いを行う期間は、サに定める料金月からカに定める選択期間終了の日を含む料金月の末日までとします。

ただし、選択期間満了前の当社が別に定める期日までに終了の申込がない場合は、その翌料金月より、従前と同様の条件で選択したものとして継続して適用するものとします。

ス オの限定適用の場合に、ライターセイバー B の適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用又は(27)に規定するスーパーセイバー 2 の適用が終了したときは、終了した日の属する料金月の翌料金月から、限定適用を受けないものとして取り扱います。

セ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、ク（エ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。

ソ 当社は、セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、セグメントセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、セグメントセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。

（ア） セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

（イ） セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。

（ウ） セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、クに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

タ セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、その割引取扱回線群に係る通話等料金の年間累計額（選択期間満了前にセグメントセイバー 2 の取扱いを終了した場合は、その終了日を含む料金月までの通話等料金の累計額とします。）がカに定める選択金額を超えないときは、割引相当額（当該通話等料金の年間累計額の算出対象期間内において、各料金月ごとに通話等料金の月間累計額にカに定める割引率を乗じて得た額を合計したものをいいます。）を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

チ セグメントセイバー 2 の取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、カに定める選択期間の満了前にセグメントセイバー 2 の取扱いの終了があった場合には、下表に定める解約金を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合において、解約金は、セグメントセイバー 2 の取扱いを終了した日を含む料金月の翌料金月からセグメントセイバー 2 の取扱いを行う期間の満了日を含む料金月までの料金月数（以下この欄において「残余の月数」といいます。）により算出します。

ただし、その終了が、当社又は電話等契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

解約金の額（1 の割引取扱回線群ごとに）
5 万円（税込 5 万 5 千円）×残余の月数

ツ 選択期間は 1 料金月を 1 月とし、その倍数とします。ただし、提供開始日を含む料金月については、1 月に満たない場合であっても 1 月として取り扱います。

テ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、通則 9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

ト 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、セグメントセイバー 2 の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、セグメントセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。

ナ トの規定によりセグメントセイバー 2 の取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、トに規定する支払期日を基に計算します。

ニ 当社は、ナの規定その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要性が生じたときは、次の算式により算出します。

	契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金 = セグメントセイバー2の適用前の当該契約者回線等に係る通話等の通話等料金 × セグメントセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金 セグメントセイバー2の適用前の割引取扱回線群に係る通話等料金 ヌ ニの場合において、セグメントセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ニに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。			
(27) 全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下「スーパーセイバー2」といいます。）を行います。 イ スーパーセイバー2とは、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る国内通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 ウ スーパーセイバー2は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、(33)に規定するエリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、プレセイバーの適用又はスーパーセイバーの適用を受けているときは、スーパーセイバー2の適用を受けることはできないものとします。 エ 次に定める通話等については、スーパーセイバー2の対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等 (イ) 国際通話等 オ スーパーセイバー2の適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>当該料金月の通話等料金の月間累計額に0.41を乗じて得た額を割引くもの</td></tr><tr><td> 備考 上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに0.05を乗じて得た額を割引くものとします。 </td></tr></table> カ スーパーセイバー2の適用対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。 (ア) 第三者課金機能を利用した通話等 キ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、スーパーセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。	サービスの内容	当該料金月の通話等料金の月間累計額に0.41を乗じて得た額を割引くもの	備考 上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに0.05を乗じて得た額を割引くものとします。
サービスの内容				
当該料金月の通話等料金の月間累計額に0.41を乗じて得た額を割引くもの				
備考 上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）及びサブネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等からサブナンバー通話等機能を利用して行った通話等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに0.05を乗じて得た額を割引くものとします。				

- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。
- (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
- ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する会社である特定電気通信事業者が代表契約者回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。
- (エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、スーパーセイバー 2 の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (オ) 代表契約者回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。
- ク 当社は、キの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- ケ スーパーセイバー 2 の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに代表契約者回線の電話等契約者に一括して請求します。
- ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、代表契約者回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。
- コ スーパーセイバー 2 の適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。スーパーセイバー 2 の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのスーパーセイバー 2 を適用します。
- サ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、その割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者の承諾が得られない場合、又はキ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- シ 当社は、スーパーセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、スーパーセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、スーパーセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) スーパーセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) スーパーセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- (ウ) スーパーセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- ス 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、通則 9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- セ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、スーパーセイバー 2 の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、スーパーセイバー 2 の適用は終了したものとして取り扱います。
- ソ セの規定によりスーパーセイバー 2 の取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、セに規定する支払期日を基に計算します。
- タ 当社は、ソの規定その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金 = スーパーセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金 × スーパーセイバー2適用前の当該契約者回線等に係る通話等の通話等料金 スーパーセイバー2適用前の割引取扱回線群に係る通話等料金 チ タの場合において、スーパーセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、タに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。		
(28) 削除	削除		
(29) 全時間帯における特定加入通話等に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名：ボイスネットライト)	ア 全時間帯における特定加入通話等に係る通話等料金の特別課金機能（以下「メンバーズパック2」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の指定加入契約者回線等ごとに、全時間帯におけるその指定加入契約者回線等以外の指定加入契約者回線等、IP電話サービス契約約款に規定する指定回線及び主として会議に係る通話等のために使用する電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。）に着信した国内通話等（以下この欄において「特定加入通話等」といいます。）について、料金月単位に2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。 ただし、その契約者回線等について(30)に規定するメンバーズパックの適用及び(31)に規定するメンバーズパック3の適用を受けている通話等については、その適用を受けている期間において、エに定める料金額を適用しないものとし、ダブルセイバー2の適用を受けているときは、メンバーズパック2の適用を受けることはできないものとします。 イ メンバーズパック2は通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（加入電話サービス等の加入電話契約者等（利用種別が住宅用に係るものを除きます。）に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ウ 次に定める通話等については、メンバーズパック2の対象としません。 （ア） 国内通話等について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信 エ メンバーズパック2を選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>特定加入通話等について、2（料金額）(2)に規定する定額料金を適用するもの</td></tr></table> オ メンバーズパック2の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。 （ア） 第三者課金機能を利用した通話等 （イ） 多機能転送機能を利用して行った指定加入契約者回線等から転送先への通話等 カ メンバーズパック2の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。メンバーズパック2の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのメンバーズパック2を適用します。 キ 電話等契約者が、メンバーズパック2を選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりメンバーズパック2を適用します。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりメンバーズパック2を適用します。 ク メンバーズパック2を選択した電話等契約者は、1の料金月を通じてメンバーズパック2に係る特定加入通話等を行わなかった場合においても、その料金月におけ	サービスの内容	特定加入通話等について、2（料金額）(2)に規定する定額料金を適用するもの
サービスの内容			
特定加入通話等について、2（料金額）(2)に規定する定額料金を適用するもの			

るメンバーズパック 2 に係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ 次の場合にはそのメンバーズパック 2 は終了したものとして取り扱います。

(ア) メンバーズパック 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

コ メンバーズパック 2 を選択した電話等契約者は、メンバーズパック 2 が適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、メンバーズパック 2 に係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1 の料金月を通じて通話を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるメンバーズパック 2 の取扱いは行いません。

サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、メンバーズパック 2 を継続して適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりメンバーズパック 2 を適用します。

シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するメンバーズパック 2 の定額料金の支払を要しません。

ス メンバーズパック 2 の適用される部分において、第 145 条（責任の制限）中「その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのメンバーズパック 2 に係る定額料金」と読み替えます。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ 当社は、次の場合が生じたときは、メンバーズパック 2 に係る定額料金をその暦月に係る日数により日割します。

(ア) 暦月の初日以外の日メンバーズパック 2 の適用の開始があったとき。

(イ) 暦月の末日以外の日メンバーズパック 2 の適用の終了があったとき。

(ウ) 暦月の初日以外の日メンバーズパック 2 に係る定額料金の改定があったとき。この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。

(エ) シの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(30) 全時間帯における特定通話等に係る通話等料金の特別課金機能の適用
(商品名：ボイスネットおとくライン定額プラン)

ア 全時間帯における特定通話等に係る通話等料金の特別課金機能（以下「メンバーズパック」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1 の指定加入契約者回線等ごとに、全時間帯におけるタイプ 1 に係る内線相互通話等機能（サブナンバー通話等機能を含みます。以下この欄において同じとします。）を利用して行ったその指定加入契約者回線等以外の指定加入契約者回線等に着信した通話等（以下この欄において「特定通話等」といいます。）について、料金月単位に 2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。

イ メンバーズパックは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（タイプ 1 の内線相互通話等機能に係る V P N 加入電話サービス等の加入電話契約者等に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限って、選択することができます。

ウ 次に定める通話等については、メンバーズパックの対象としません。

(ア) 国内通話等について、ディジタル通信モードに係る総合ディジタル通信

エ メンバーズパックを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
特定通話等について、2（料金額）(2)に規定する定額料金を適用するもの

オ メンバーズパックの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

(ア) 第三者課金機能を利用した通話等

カ メンバーズパックの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障が

	ないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。メンバーズパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのメンバーズパックを適用します。 キ 電話等契約者が、メンバーズパックを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりメンバーズパックを適用します。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりメンバーズパックを適用します。 ク メンバーズパックを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じてメンバーズパックに係る特定通話等を行わなかった場合においても、その料金月におけるメンバーズパックに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。 ケ 次の場合にはそのメンバーズパックは終了したものとして取り扱います。 (ア) メンバーズパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) メンバーズパックの取扱いを受けている電話等契約者について、指定加入契約者回線の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 (ウ) メンバーズパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が変更になったとき。 コ メンバーズパックを選択した電話等契約者は、メンバーズパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、メンバーズパックに係る定額料金を支払っていただきます。 ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるメンバーズパックの取扱いは行いません。 サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もメンバーズパックを適用します。 なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりメンバーズパックを適用します。 シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するメンバーズパックの定額料金の支払いを要しません。 ス メンバーズパックの適用される部分において、第145条（責任の制限）中「その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのメンバーズパックに係る定額料金」と読み替えます。 セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ソ メンバーズパックに係る定額料金については、日割は行いません。
(31) 全時間帯における特定通話等に係る通話等料金の特別課金機能の2の適用 （商品名 ：ホワイトオフィス（おとく）定額プラン）	ア 全時間帯における特定通話等に係る通話等料金の特別課金機能の2（以下「メンバーズパック3」といいます。）とは、1の指定加入契約者回線等ごとに、全時間帯におけるタイプ2に係る内線相互通話等機能を利用して行ったその指定加入契約者回線等以外の指定加入契約者回線等（サブナンバー通話等機能を利用して行ったものを含みます。以下この欄において同じとします。）及びその内線相互通話等回線群と接続する内線グループ（3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款又は5G通信サービス契約約款に定める内線通信機能に係る内線グループとします。）に所属する回線に着信した通話等（以下この欄において「特定通話等」といいます。）について、料金月単位に2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。 イ メンバーズパック3は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（タイプ2の内線相互通話等機能に係る第2種VPNデジタル加入通信サービスの電

話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)に限り適用します。
ウ 次に定める通話等については、メンバーズパック 3 の対象としません。
(ア) 国内通話等について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信
エ 電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスの提供を受けることができま
す。
サービスの内容
特定通話等について、2 (料金額) (2) に規定する定額料金を適用するもの
オ メンバーズパック 3 の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等
以外のものに限りします。
(ア) 第三者課金機能を利用した通話等
カ 電話等契約者は、1 の料金月を通じてメンバーズパック 3 に係る特定通話等を行
わなかった場合においても、その料金月におけるメンバーズパック 3 に係る定額料
金は支払っていただきます。
ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとしま
す。
キ メンバーズパック 3 の適用は、電話等契約者の電話サービス等 (タイプ 2 の内線
相互通話等機能の提供を受けるものに限りします。) の提供開始日から開始すること
とし、その次料金月以降においても従前と同様の条件により継続するものとしま
す。メンバーズパック 3 の取扱いを受けている電話等契約の解除又は電話サービス
等の種類の変更があった場合は、解除又は変更の前日 (加入電話契約等の解除と同
時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しく
は副加入契約者回線番号を I P 電話サービス契約約款に規定する I P 電話サービス
に係る音声通信番号として利用する場合は、加入電話契約等の解除を行った日とし
ます。) までそのメンバーズパック 3 を適用します。
ク 電話等契約者は、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合において
も、メンバーズパック 3 に係る定額料金を支払っていただきます。
ケ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全
く利用できない状態 (当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利
用できないと同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合にそのことを当
社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを
当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限りま
す。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するメンバーズパッ
ク 3 の定額料金の支払を要しません。
コ メンバーズパック 3 の適用される部分において、第 145 条 (責任の制限) 中「その
日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日
数に対応するそのメンバーズパック 3 に係る定額料金」と読み替えます。
サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料
金を返還します。
シ 当社は、次の場合が生じたときは、メンバーズパック 3 に係る定額料金をその暦
月に係る日数により日割します。
(ア) 暦月の初日以外の日にメンバーズパック 3 の適用の開始があったとき。
(イ) 暦月の末日以外の日にメンバーズパック 3 の適用の終了があったとき。
(ウ) 暦月の初日以外の日にメンバーズパック 3 に係る定額料金の改定があった
とき。この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用しま
す。
(エ) ケの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数
の計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
ア 全時間帯における限定一般通話等に係る区域内通話等の通話等料金の特別課金機
能 (以下「タイムセイバー」といいます。) とは、電話等契約者の選択により、1
の協定事業者の契約者回線ごとに、2 (料金額) に定める一定の料金額 (以下この
欄において「定額料金」といいます。) の支払いがあることを条件に、限定一般通
話等に係る区域内通話等について、2 (料金額) の規定により算出した額にかかわ
らず、エに定める料金額を適用することをいいます。
イ タイムセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者 (第 1 種
中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとし
ます。) の協定事業者の契約者回線に限り、選択することができます。
ただし、その協定事業者の契約者回線について、プレセイバーの適用又はセグメ
ントセイバー 2 の適用を受けているときは、タイムセイバーの適用を受けることは
できません。
ウ 次に定める通話等については、タイムセイバーの対象としません。
(ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち移動体電話設備への着信に係

る通話等及びアクセス通話等

エ タイムセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
定額料金の支払いがあることを条件に、限定一般通話等に係る区域内通話等の通話等料金について、下表に規定する料金額を適用します。		
料 金 額（次の秒数までごとに 8.5 円（税込 9.35 円））		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
300.0 秒	300.0 秒	420.0 秒

オ タイムセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りま。

（ア） 第三者課金機能を利用した通話等

カ タイムセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。タイムセイバーの終了の申込みがあった場合はその終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのタイムセイバーを適用します。

キ 電話等契約者が、タイムセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりタイムセイバーを適用します。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりタイムセイバーを適用します。

ク タイムセイバーを選択した電話等契約者は、1 の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるタイムセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ 次の場合にはそのタイムセイバーは終了したものととして取り扱います。

（ア） タイムセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

（イ） タイムセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、協定事業者の契約者回線の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。

（ウ） タイムセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。

コ ケに定めるほか、タイムセイバーの取扱いを受けている電話等契約者が、連続する 12 の料金月を通じてその電話サービス等に係る通話等を全く行わなかった場合には、そのタイムセイバーは終了したものととして取り扱うことがあります。

サ タイムセイバーを選択した電話等契約者は、タイムセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、タイムセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1 の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるタイムセイバーの取扱いは行いません。

シ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もタイムセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりタイムセイバーを適用します。

ス 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状

	態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するタイムセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。 セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ソ タイムセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。		
(33) 全時間帯における特定隣接区域内通話等に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名 ：エリアワイド)	ア 全時間帯における特定隣接区域内通話等に係る通話等料金の特別課金機能（以下「エリアセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1 の協定事業者の契約者回線ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、隣接区域内通話等、通話等地域間距離が 20 キロメートルまでの区域外通話等及び 1（適用）の規定により隣接区域内通話等に係る料金額が適用される通話等（以下「特定隣接区域内通話等」といいます。）について、2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、エに定める料金額を適用することをいいます。 イ エリアセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の協定事業者の契約者回線に限り、選択することができます。 ただし、その協定事業者の契約者回線について、プレセイバーの適用又はセグメントセイバー 2 の適用を受けているときは、エリアセイバーの適用を受けることはできません。 ウ 次に定める通話等については、エリアセイバーの対象としません。 （ア） 国内通話等について、限定一般通話等のうち移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等 エ エリアセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、特定隣接区域内通話等の通話等料金額に 2（料金額）に定める区域内通話等に係る料金額を適用します。</td></tr></table> オ エリアセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。 （ア） 第三者課金機能を利用した通話等 カ エリアセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。エリアセイバーの終了の申込みがあった場合はその終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのエリアセイバーを適用します。 キ 電話等契約者が、エリアセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりエリアセイバーを適用します。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりエリアセイバーを適用します。 ク エリアセイバーを選択した電話等契約者は、1 の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるエリアセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとし す。 ケ 次の場合にはそのエリアセイバーは終了したものとして取り扱います。 （ア） エリアセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 （イ） エリアセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、協定事業者の契約者回線の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 （ウ） エリアセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。 コ ケに定めるほか、エリアセイバーの取扱いを受けている電話等契約者が、連続す	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、特定隣接区域内通話等の通話等料金額に 2（料金額）に定める区域内通話等に係る料金額を適用します。
サービスの内容			
定額料金の支払いがあることを条件に、特定隣接区域内通話等の通話等料金額に 2（料金額）に定める区域内通話等に係る料金額を適用します。			

る 12 の料金月を通じてその電話サービス等に係る通話等を全く行わなかった場合には、そのエリアセイバーは終了したものとして取り扱うことがあります。

サ エリアセイバーを選択した電話等契約者は、エリアセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、エリアセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1 の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった 1 の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるエリアセイバーの取扱いはいりません。

シ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もエリアセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりエリアセイバーを適用します。

ス 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するエリアセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ソ エリアセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。

(34) 全時間帯における移動体電話設備への着信に係る通話等料金の取扱いの適用
(商品名
: 0088 ケータイコール(選択料金))

ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における移動体電話設備への着信に係る通話等の通話等料金の取扱い（以下「モバイルセイバー」といいます。）を行います。

イ モバイルセイバーとは、1 の契約者回線等ごとに、全時間帯における移動体電話設備への着信に係る通話等について、2（料金額）の規定にかかわらずオに定める料金額を適用することをいいます。

ウ モバイルセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

エ 次に定める通話等については、モバイルセイバーの対象としません。

（ア） 国内通話等について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

オ モバイルセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
移動体電話設備への着信に係る通話等の通話等料金について、次表に規定する料金額を適用します。		
次の秒数までごとに 10 円（税込 11 円）		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
29.0 秒	29.0 秒	30.0 秒
備考 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通話等については、この欄に規定する通話等料金を適用します。		

カ モバイルセイバーの適用対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

（ア） 第三者課金機能を利用した通話等

キ モバイルセイバーの適用を開始する場合には、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。モバイルセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのモバイルセイバーを適用します。

ク 次の場合にはそのモバイルセイバーは終了したものとして取り扱います。

	(ア) モバイルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) モバイルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 (ウ) モバイルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。		
(35) 全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名：フリーコールサービス31%プラン)	ア 全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能（以下「コレクトセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の登録番号ごとに2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における国内通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 イ 削除 ウ コレクトセイバーは、その登録番号について、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（フリーコールサービス等の登録電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り選択することができます。 ただし、その登録番号について(36)に規定するアライブセイバー2の適用を受けているときは、コレクトセイバーの適用を受けることはできないものとします。 エ 次に定める通話等については、コレクトセイバーの対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等に係る区域内通話等、限定加入通話等に係る区域内通話等及び移動体電話設備を利用して行う通話等 オ コレクトセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に0.31を乗じて得た額を割引くもの</td></tr></table> カ コレクトセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。コレクトセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのコレクトセイバーを適用します。 キ 電話等契約者が、コレクトセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりコレクトセイバーを適用します。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりコレクトセイバーを適用します。 ク 当社が、登録番号を変更した場合は、新たな登録番号について従前と同様の条件により、コレクトセイバーの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後の登録番号を変更前の登録番号とみなして取り扱うものとします。 ケ コレクトセイバーを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等が全くなかった場合においても、その料金月におけるコレクトセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。 コ 次の場合にはそのコレクトセイバーは終了したものとして取り扱います。 (ア) コレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) コレクトセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が変更になったとき。 サ コレクトセイバーを選択した電話等契約者は、コレクトセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、コレクトセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。 ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に0.31を乗じて得た額を割引くもの
サービスの内容			
定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に0.31を乗じて得た額を割引くもの			

	く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるコレクトセイバーの取扱いはい行いません。 シ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もコレクトセイバーを適用します。 なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりコレクトセイバーを適用します。 ス 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1の料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するコレクトセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。 セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ソ コレクトセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。 タ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	
(36) 全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能の2の適用 （商品名 ：フリーコールスーパーバリュープラン）	ア 全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能（以下「アライヴセイバー2」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の登録番号ごとに、その登録番号に係る国内通話等の通話等料金について、2（料金額）(2)コに規定する料金額を適用することをいいます。 イ アライヴセイバー2は、その登録番号について、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（フリーコールサービス等の登録電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り選択することができます。 ただし、その登録番号について、コレクトセイバーの適用を受けているときは、アライヴセイバー2の適用を受けることはできないものとします。 ウ アライヴセイバー2の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の翌料金月）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。アライヴセイバー2の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのアライヴセイバー2を適用します。 エ アライヴセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったときは、そのアライヴセイバー2は終了したものと取り扱います。	
(37) 全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱いの適用 （商品名 ：ファミリープラス）	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱い（以下「アドレスセイバー」といいます。）を行います。 イ アドレスセイバーとは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における1の契約者回線等に係る国際通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（「通話等料金の月間累計額」といいます。以下この欄において同じとします。）に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。この場合において、時間帯の適用については、(12)アの表中ファミリータイムの時間帯について適用の対象外とし、スーパーファミリータイムの時間帯について「午前0時から午前8時及び午後11時から午後12時までの間」とあるのは「オフィスタimeを除く全時間帯」と読み替えて適用するものとします。 ウ アドレスセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り選択することができます。 ただし、その契約者回線等について、クラスタセイバーの適用、プレセイバーの適用、スーパーセイバーの適用又はセグメントセイバー2の適用を受けているときは、アドレスセイバーの適用を受けることはできません。 エ 削除 オ アドレスセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。	
	<table><tr><td>サービスの内容</td></tr></table>	サービスの内容
サービスの内容		

	当該料金月の通話等料金の月間累計額が、800円以上であった場合（以下この欄において「月間累計額に係る条件」といいます。）に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタイムにおける通話等については0.13を、スーパーファミリータイムにおける通話等については0.25を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの カ アドレスセイバーの適用を申し出た一般中継電話サービス等の中継電話等契約者が、別に定める協定事業者の契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者設備識別番号を指定した場合は、オに定めるサービスの内容について「0.25」を「0.45」に読み替えて適用します。 キ アドレスセイバーの適用を申し出た電話等契約者が第三者課金機能の提供を受けている場合であって、その登録電話番号として移動体電話設備の電話番号等を登録しているときは、その電話等契約者の申出により、当該移動体電話設備から当社が別に定める事業者設備識別番号を使用した通話等について、オの規定及び2（料金額）(1)の規定にかかわらず、適用別表2に定める料金額を適用（以下「移動体通話等特別適用」といいます。）します。 この場合において、アジア地方17、アジア地方19及びアジア地方20に係る取扱地域への通話等については、移動体通話等特別適用の対象外とします。 ク 当社は、電話等契約者がキの適用を受けている場合は、オに定める「月間累計額に係る条件」を適用しません。 ケ アドレスセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りします。 （ア） 第三者課金機能を利用した通話等（キに規定する場合を除きます。） （イ） 特定対地通話等機能を利用した通話等 コ アドレスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。アドレスセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのアドレスセイバーを適用します。 サ カに定める規定について、当社は、中継電話等契約者が優先接続の取扱いに係る当社の事業者設備識別番号の指定を完了した日が属する料金月から読み替え後の規定の適用を開始するものとし、優先接続の取扱いについてカに規定する条件を満たさなくなったときは、その条件を満たさなくなった日が属する料金月まで読み替え後の規定を適用するものとします。 シ キ及びクに定める規定について、当社は、電話等契約者がその適用に係る申出を行い、第三者課金機能の登録電話番号として移動体電話設備に係る電話番号等を登録した日を含む料金月の初日から、第三者課金機能の登録電話番号から移動体電話設備に係る電話番号等を廃止した日を含む料金月の末日まで、その移動体通話等特別適用を行います。 ス 次の場合にはそのアドレスセイバーは終了したものとして取り扱います。 （ア） アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 （イ） アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 （ウ） アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。 セ 通話等料金の月間累計額に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(38) 通話等料金の取扱い又は特別課金機能の重複申込の取扱い	すでに通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用を受けている電話等契約者から、新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申込みがあったときは、その申込日において、すでに適用を受けている通話等料金の取扱い又は特別課金機能については、終了の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、その申込日を含む料金月の翌料金月から、新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能を適用します。 ただし、(26)から(36)までの通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用を受けている電話等契約者から(37)の通話等料金の取扱いの申込みがあったとき、(37)の通話等料金の取扱いの適用を受けている電話等契約者から(26)から(36)までの通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申込みがあったとき、ライターセイバー、モーストセイバー（国内限定適用の場合に限りします。）、ダブルセイバー（国内限定適用の場合に限りします。）、ライターセイバーB、メンバーズバック、メンバーズバック3、タイ

ムセイバー、エリアセイバー又はモバイルセイバーについては、この限りではありません。

適用別表 1

フラットセイバー及びフラットセイバー 2 に係るもの

1. 事務用の加入電話サービス等に係るもの

(単位：円)

対 地	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリー タイム	
	最初の 1 分 まで	最初の 1 分 経過後 1 分 までごとに	最初の 1 分 まで	最初の 1 分 経過後 1 分 までごとに	最初の 1 分 まで	最初の 1 分 経過後 1 分 までごとに
アイスランド共和国	69	70	69	70	69	70
アイルランド	19	20	19	20	19	20
アゼルバイジャン共和国	69	70	69	70	69	70
アセンション島	179	180	179	180	179	180
アゾレス諸島	34	35	34	35	34	35
アフガニスタン・イスラム共和国	159	160	159	160	159	160
アメリカ合衆国	8	9	8	9	8	9
アラブ首長国連邦	49	50	49	50	49	50
アルジェリア民主人民共和国	126	127	126	127	126	127
アルゼンチン共和国	49	50	49	50	49	50
アルバ	79	80	79	80	79	80
アルバニア共和国	119	120	119	120	119	120
アルメニア共和国	201	202	201	202	201	202
アンギラ	79	80	79	80	79	80
アンゴラ共和国	44	45	44	45	44	45
アンティグア・バーブーダ	79	80	79	80	79	80
アンドラ公国	40	41	40	41	40	41
イエメン共和国	139	140	139	140	139	140
イスラエル国	29	30	29	30	29	30
イタリア共和国	19	20	19	20	19	20
イラク共和国	224	225	224	225	224	225
イラン・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80
インド	79	80	79	80	79	80
インドネシア共和国	44	45	44	45	44	45
ウガンダ共和国	49	50	49	50	49	50
ウクライナ	49	50	49	50	49	50
ウズベキスタン共和国	99	100	99	100	99	100
ウルグアイ東方共和国	59	60	59	60	59	60
英領バージン諸島	54	55	54	55	54	55
エクアドル共和国	59	60	59	60	59	60
エジプト・アラブ共和国	74	75	74	75	74	75
エストニア共和国	79	80	79	80	79	80
エスワティニ王国	44	45	44	45	44	45
エチオピア連邦民主共和国	149	150	149	150	149	150
エリトリア国	124	125	124	125	124	125
エルサルバドル共和国	59	60	59	60	59	60
オーストラリア連邦	19	20	19	20	19	20
オーストリア共和国	29	30	29	30	29	30
オマーン国	79	80	79	80	79	80
オランダ王国	19	20	19	20	19	20
オランダ領アンティル	69	70	69	70	69	70
オランダ領セント・マーティン	69	70	69	70	69	70

ガーナ共和国	69	70	69	70	69	70
カーボベルデ共和国	74	75	74	75	74	75
ガイアナ協同共和国	114	115	114	115	114	115
カザフスタン共和国	69	70	69	70	69	70
カタール国	111	112	111	112	111	112
カナダ	9	10	9	10	9	10
カナリー諸島	29	30	29	30	29	30
ガボン共和国	69	70	69	70	69	70
カメルーン共和国	79	80	79	80	79	80
ガンビア共和国	114	115	114	115	114	115
カンボジア王国	89	90	89	90	89	90
ギニア共和国	69	70	69	70	69	70
ギニアビサウ共和国	256	257	256	257	256	257
キプロス共和国	44	45	44	45	44	45
キューバ共和国	111	112	111	112	111	112
ギリシャ共和国	34	35	34	35	34	35
キリバス共和国	154	155	154	155	154	155
キルギス共和国	139	140	139	140	139	140
グアテマラ共和国	49	50	49	50	49	50
グアドループ島	74	75	74	75	74	75
グアム	19	20	19	20	19	20
クウェート国	79	80	79	80	79	80
クック諸島	154	155	154	155	154	155
グリーンランド	90	91	90	91	90	91
クリスマス島	19	20	19	20	19	20
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	19	20	19	20	19	20
グレナダ	112	113	112	113	112	113
クロアチア共和国	100	101	100	101	100	101
ケイマン諸島	69	70	69	70	69	70
ケニア共和国	74	75	74	75	74	75
コートジボワール共和国	79	80	79	80	79	80
ココス諸島	19	20	19	20	19	20
コスタリカ共和国	34	35	34	35	34	35
コソボ共和国	119	120	119	120	119	120
コモロ連合	79	80	79	80	79	80
コロンビア共和国	44	45	44	45	44	45
コンゴ共和国	149	150	149	150	149	150
コンゴ民主共和国	74	75	74	75	74	75
サイパン	29	30	29	30	29	30
サウジアラビア王国	79	80	79	80	79	80
サモア独立国	79	80	79	80	79	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	199	200	199	200	199	200
ザンビア共和国	69	70	69	70	69	70
サンピエール島・ミクロン島	49	50	49	50	49	50
サンマリノ共和国	59	60	59	60	59	60
シエラレオネ共和国	174	175	174	175	174	175
ジブチ共和国	124	125	124	125	124	125
ジブラルタル	89	90	89	90	89	90
ジャマイカ	74	75	74	75	74	75
ジョージア	100	101	100	101	100	101
シリア・アラブ共和国	109	110	109	110	109	110
シンガポール共和国	29	30	29	30	29	30

ジンバブエ共和国	69	70	69	70	69	70
スイス連邦	39	40	39	40	39	40
スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
スウェーデン王国	19	20	19	20	19	20
スペイン	29	30	29	30	29	30
スペイン領北アフリカ	29	30	29	30	29	30
スリナム共和国	79	80	79	80	79	80
スリランカ民主社会主義共和国	74	75	74	75	74	75
スロバキア共和国	44	45	44	45	44	45
スロベニア共和国	99	100	99	100	99	100
セーシェル共和国	254	255	254	255	254	255
赤道ギニア共和国	119	120	119	120	119	120
セネガル共和国	124	125	124	125	124	125
セルビア共和国	119	120	119	120	119	120
セントクリストファー・ネイビス	112	113	112	113	112	113
セントビンセント・グレナディーン諸島	79	80	79	80	79	80
セントヘレナ島	127	128	127	128	127	128
セントルシア	112	113	112	113	112	113
ソマリア民主共和国	124	125	124	125	124	125
ソロモン諸島	158	159	158	159	158	159
タークス・カイコス諸島	112	113	112	113	112	113
タイ王国	44	45	44	45	44	45
大韓民国	29	30	29	30	29	30
台湾	29	30	29	30	29	30
タジキスタン共和国	59	60	59	60	59	60
タンザニア連合共和国	79	80	79	80	79	80
チェコ共和国	44	45	44	45	44	45
チャド共和国	249	250	249	250	249	250
中央アフリカ共和国	127	128	127	128	127	128
中華人民共和国	29	30	29	30	29	30
チュニジア共和国	69	70	69	70	69	70
朝鮮民主主義人民共和国	128	129	128	129	128	129
チリ共和国	34	35	34	35	34	35
ツバル	119	120	119	120	119	120
ディエゴ・ガルシア	254	255	254	255	254	255
デンマーク王国	29	30	29	30	29	30
ドイツ連邦共和国	19	20	19	20	19	20
トーゴ共和国	109	110	109	110	109	110
トケラウ諸島	158	159	158	159	158	159
ドミニカ共和国	34	35	34	35	34	35
ドミニカ国	112	113	112	113	112	113
トリニダード・トバゴ共和国	54	55	54	55	54	55
トルクメニスタン	109	110	109	110	109	110
トルコ共和国	44	45	44	45	44	45
トンガ王国	104	105	104	105	104	105
ナイジェリア連邦共和国	79	80	79	80	79	80
ナウル共和国	109	110	109	110	109	110
ナミビア共和国	79	80	79	80	79	80
ニウエ	159	160	159	160	159	160
ニカラグア共和国	54	55	54	55	54	55
ニジェール共和国	69	70	69	70	69	70
ニューカレドニア	99	100	99	100	99	100

ニュージーランド	24	25	24	25	24	25
ネパール連邦民主共和国	105	106	105	106	105	106
ノーフォーク島	78	79	78	79	78	79
ノルウェー王国	19	20	19	20	19	20
バーレーン王国	79	80	79	80	79	80
ハイチ共和国	74	75	74	75	74	75
パキスタン・イスラム共和国	69	70	69	70	69	70
バチカン市国	19	20	19	20	19	20
パナマ共和国	54	55	54	55	54	55
バヌアツ共和国	158	159	158	159	158	159
バハマ国	34	35	34	35	34	35
パプアニューギニア独立国	49	50	49	50	49	50
バミューダ島	49	50	49	50	49	50
パラオ共和国	99	100	99	100	99	100
パラグアイ共和国	59	60	59	60	59	60
バルバドス	74	75	74	75	74	75
ハワイ	8	9	8	9	8	9
ハンガリー共和国	34	35	34	35	34	35
バングラディシュ人民共和国	69	70	69	70	69	70
東ティモール民主共和国	125	126	125	126	125	126
フィジー諸島共和国	49	50	49	50	49	50
フィリピン共和国	34	35	34	35	34	35
フィンランド共和国	29	30	29	30	29	30
ブータン王国	69	70	69	70	69	70
プエルトリコ	39	40	39	40	39	40
フェロー諸島	74	75	74	75	74	75
フオーランド諸島	189	190	189	190	189	190
ブラジル連邦共和国	29	30	29	30	29	30
フランス共和国	19	20	19	20	19	20
フランス領ギアナ	49	50	49	50	49	50
フランス領ポリネシア	49	50	49	50	49	50
ブルガリア共和国	79	80	79	80	79	80
ブルキナファソ	79	80	79	80	79	80
ブルネイ・ダルサラーム国	61	62	61	62	61	62
ブルンジ共和国	69	70	69	70	69	70
米領サモア	49	50	49	50	49	50
米領バージン諸島	19	20	19	20	19	20
ベトナム社会主義共和国	84	85	84	85	84	85
ベナン共和国	79	80	79	80	79	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	49	50	49	50	49	50
ベラルーシ共和国	79	80	79	80	79	80
ベリーズ	54	55	54	55	54	55
ペルー共和国	54	55	54	55	54	55
ベルギー王国	19	20	19	20	19	20
ポーランド共和国	39	40	39	40	39	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	59	60	59	60	59	60
ボツワナ共和国	74	75	74	75	74	75
ボリビア共和国	54	55	54	55	54	55
ポルトガル共和国	34	35	34	35	34	35
香港特別行政区	29	30	29	30	29	30
ホンジュラス共和国	64	65	64	65	64	65
マーシャル諸島共和国	109	110	109	110	109	110
マイヨット島	79	80	79	80	79	80
マカオ特別行政区	54	55	54	55	54	55

北マケドニア共和国	79	80	79	80	79	80
マダガスカル共和国	159	160	159	160	159	160
マディラ諸島	34	35	34	35	34	35
マラウイ共和国	126	127	126	127	126	127
マリ共和国	54	55	54	55	54	55
マルタ共和国	69	70	69	70	69	70
マルチニーク島	54	55	54	55	54	55
マレーシア	29	30	29	30	29	30
ミクロネシア連邦	78	79	78	79	78	79
南アフリカ共和国	74	75	74	75	74	75
南スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
ミャンマー連邦	89	90	89	90	89	90
メキシコ合衆国	34	35	34	35	34	35
モーリシャス共和国	69	70	69	70	69	70
モーリタニア・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80
モザンビーク共和国	126	127	126	127	126	127
モナコ公国	24	25	24	25	24	25
モルディブ共和国	104	105	104	105	104	105
モルドバ共和国	101	102	101	102	101	102
モロッコ王国	69	70	69	70	69	70
モンゴル国	59	60	59	60	59	60
モンセラット	112	113	112	113	112	113
モンテネグロ	119	120	119	120	119	120
ヨルダン	109	110	109	110	109	110
ラオス人民民主共和国	104	105	104	105	104	105
ラトビア共和国	89	90	89	90	89	90
リトアニア共和国	59	60	59	60	59	60
リビア	69	70	69	70	69	70
リヒテンシュタイン公国	29	30	29	30	29	30
リベリア共和国	74	75	74	75	74	75
ルーマニア	59	60	59	60	59	60
ルクセンブルク大公国	34	35	34	35	34	35
ルワンダ共和国	124	125	124	125	124	125
レソト王国	69	70	69	70	69	70
レバノン共和国	111	112	111	112	111	112
レユニオン	69	70	69	70	69	70
ロシア連邦	44	45	44	45	44	45
ワリス・フテュナ諸島	219	220	219	220	219	220
特定衛星携帯 3	362	363	362	363	362	363
特定衛星携帯 4	208	209	208	209	208	209
特定衛星携帯 5	272	273	272	273	272	273
特定衛星携帯 6	377	378	377	378	377	378

2. 住宅用の加入電話サービス等に係るもの

(単位：円)

対 地	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに	最初の1分 まで	最初の1分 経過後1分 までごとに
アイスランド共和国	91	92	91	92	91	92
アイルランド	91	92	91	92	91	92
アゼルバイジャン共和国	101	102	101	102	101	102
アセンション島	179	180	179	180	179	180
アゾレス諸島	91	92	91	92	91	92
アフガニスタン・イスラム共和国	212	213	212	213	212	213
アメリカ合衆国	8	9	8	9	8	9
アラブ首長国連邦	112	113	112	113	112	113
アルジェリア民主人民共和国	127	128	127	128	127	128
アルゼンチン共和国	114	115	114	115	114	115
アルバ	112	113	112	113	112	113
アルバニア共和国	202	203	202	203	202	203
アルメニア共和国	202	203	202	203	202	203
アンギラ	112	113	112	113	112	113
アンゴラ共和国	127	128	127	128	127	128
アンティグア・バーブーダ	112	113	112	113	112	113
アンドラ公国	41	42	41	42	41	42
イエメン共和国	158	159	158	159	158	159
イスラエル国	112	113	112	113	112	113
イタリア共和国	91	92	91	92	91	92
イラク共和国	226	227	226	227	226	227
イラン・イスラム共和国	226	227	226	227	226	227
インド	104	105	104	105	104	105
インドネシア共和国	44	45	44	45	44	45
ウガンダ共和国	127	128	127	128	127	128
ウクライナ	101	102	101	102	101	102
ウズベキスタン共和国	101	102	101	102	101	102
ウルグアイ東方共和国	114	115	114	115	114	115
英領バージン諸島	112	113	112	113	112	113
エクアドル共和国	114	115	114	115	114	115
エジプト・アラブ共和国	127	128	127	128	127	128
エストニア共和国	101	102	101	102	101	102
エスワティニ王国	127	128	127	128	127	128
エチオピア連邦民主共和国	179	180	179	180	179	180
エリトリア国	179	180	179	180	179	180
エルサルバドル共和国	114	115	114	115	114	115
オーストラリア連邦	49	50	49	50	49	50
オーストリア共和国	91	92	91	92	91	92
オマーン国	112	113	112	113	112	113
オランダ王国	91	92	91	92	91	92
オランダ領アンティル	112	113	112	113	112	113
オランダ領セント・マーティン	112	113	112	113	112	113
ガーナ共和国	127	128	127	128	127	128
カーボベルデ共和国	127	128	127	128	127	128
ガイアナ協同共和国	114	115	114	115	114	115

カザフスタン共和国	101	102	101	102	101	102
カタール国	112	113	112	113	112	113
カナダ	14	15	14	15	14	15
カナリー諸島	91	92	91	92	91	92
ガボン共和国	127	128	127	128	127	128
カメルーン共和国	127	128	127	128	127	128
ガンビア共和国	127	128	127	128	127	128
カンボジア王国	152	153	152	153	152	153
ギニア共和国	179	180	179	180	179	180
ギニアビサウ共和国	256	257	256	257	256	257
キプロス共和国	112	113	112	113	112	113
キューバ共和国	112	113	112	113	112	113
ギリシャ共和国	91	92	91	92	91	92
キリバス共和国	159	160	159	160	159	160
キルギス共和国	202	203	202	203	202	203
グアテマラ共和国	114	115	114	115	114	115
グアドループ島	112	113	112	113	112	113
グアム	56	57	56	57	56	57
クウェート国	112	113	112	113	112	113
クック諸島	159	160	159	160	159	160
グリーンランド	91	92	91	92	91	92
クリスマス島	71	72	71	72	71	72
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	19	20	19	20	19	20
グレナダ	112	113	112	113	112	113
クロアチア共和国	101	102	101	102	101	102
ケイマン諸島	112	113	112	113	112	113
ケニア共和国	127	128	127	128	127	128
コートジボワール共和国	179	180	179	180	179	180
ココス諸島	71	72	71	72	71	72
コスタリカ共和国	114	115	114	115	114	115
コソボ共和国	141	142	141	142	141	142
コモロ連合	127	128	127	128	127	128
コロンビア共和国	114	115	114	115	114	115
コンゴ共和国	256	257	256	257	256	257
コンゴ民主共和国	256	257	256	257	256	257
サイパン	56	57	56	57	56	57
サウジアラビア王国	112	113	112	113	112	113
サモア独立国	159	160	159	160	159	160
サントメ・プリンシペ民主共和国	256	257	256	257	256	257
ザンビア共和国	127	128	127	128	127	128
サンピエール島・ミクロン島	77	78	77	78	77	78
サンマリノ共和国	91	92	91	92	91	92
シエラレオネ共和国	179	180	179	180	179	180
ジブチ共和国	127	128	127	128	127	128
ジブラルタル	91	92	91	92	91	92
ジャマイカ	112	113	112	113	112	113
グルジア	101	102	101	102	101	102
シリア・アラブ共和国	112	113	112	113	112	113
シンガポール共和国	29	30	29	30	29	30
ジンバブエ共和国	127	128	127	128	127	128
スイス連邦	91	92	91	92	91	92
スーダン共和国	127	128	127	128	127	128

スウェーデン王国	91	92	91	92	91	92
スペイン	91	92	91	92	91	92
スペイン領北アフリカ	91	92	91	92	91	92
スリナム共和国	114	115	114	115	114	115
スリランカ民主社会主義共和国	106	107	106	107	106	107
スロバキア共和国	101	102	101	102	101	102
スロベニア共和国	101	102	101	102	101	102
セーシェル共和国	254	255	254	255	254	255
赤道ギニア共和国	179	180	179	180	179	180
セネガル共和国	127	128	127	128	127	128
セルビア共和国	141	142	141	142	141	142
セントクリストファー・ネイビス	112	113	112	113	112	113
セントビンセント・グレナディーン諸島	112	113	112	113	112	113
セントヘレナ島	127	128	127	128	127	128
セントルシア	112	113	112	113	112	113
ソマリア民主共和国	127	128	127	128	127	128
ソロモン諸島	159	160	159	160	159	160
タークス・カイコス諸島	112	113	112	113	112	113
タイ王国	44	45	44	45	44	45
大韓民国	29	30	29	30	29	30
台湾	29	30	29	30	29	30
タジキスタン共和国	101	102	101	102	101	102
タンザニア連合共和国	127	128	127	128	127	128
チェコ共和国	101	102	101	102	101	102
チャド共和国	256	257	256	257	256	257
中央アフリカ共和国	127	128	127	128	127	128
中華人民共和国	29	30	29	30	29	30
チュニジア共和国	179	180	179	180	179	180
朝鮮民主主義人民共和国	129	130	129	130	129	130
チリ共和国	114	115	114	115	114	115
ツバル	159	160	159	160	159	160
ディエゴ・ガルシア	254	255	254	255	254	255
デンマーク王国	91	92	91	92	91	92
ドイツ連邦共和国	19	20	19	20	19	20
トーゴ共和国	127	128	127	128	127	128
トケラウ諸島	159	160	159	160	159	160
ドミニカ共和国	112	113	112	113	112	113
ドミニカ国	112	113	112	113	112	113
トリニダード・トバゴ共和国	156	157	156	157	156	157
トルクメニスタン	141	142	141	142	141	142
トルコ共和国	91	92	91	92	91	92
トンガ王国	159	160	159	160	159	160
ナイジェリア連邦共和国	127	128	127	128	127	128
ナウル共和国	159	160	159	160	159	160
ナミビア共和国	127	128	127	128	127	128
ニウエ	159	160	159	160	159	160
ニカラグア共和国	114	115	114	115	114	115
ニジェール共和国	127	128	127	128	127	128
ニューカレドニア	159	160	159	160	159	160
ニュージーランド	71	72	71	72	71	72
ネパール連邦民主共和国	106	107	106	107	106	107
ノーフォーク島	79	80	79	80	79	80

ノルウェー王国	91	92	91	92	91	92
バーレーン王国	112	113	112	113	112	113
ハイチ共和国	112	113	112	113	112	113
パキスタン・イスラム共和国	106	107	106	107	106	107
バチカン市国	91	92	91	92	91	92
パナマ共和国	114	115	114	115	114	115
バヌアツ共和国	159	160	159	160	159	160
バハマ国	158	159	158	159	158	159
パプアニューギニア独立国	79	80	79	80	79	80
バミューダ島	156	157	156	157	156	157
パラオ共和国	159	160	159	160	159	160
パラグアイ共和国	114	115	114	115	114	115
バルバドス	112	113	112	113	112	113
ハワイ	8	9	8	9	8	9
ハンガリー共和国	101	102	101	102	101	102
バングラディシュ人民共和国	106	107	106	107	106	107
東ティモール民主共和国	126	127	126	127	126	127
フィジー諸島共和国	159	160	159	160	159	160
フィリピン共和国	34	35	34	35	34	35
フィンランド共和国	91	92	91	92	91	92
ブータン王国	106	107	106	107	106	107
プエルトリコ	112	113	112	113	112	113
フェロー諸島	91	92	91	92	91	92
フオー克蘭ド諸島	229	230	229	230	229	230
ブラジル連邦共和国	29	30	29	30	29	30
フランス共和国	19	20	19	20	19	20
フランス領ギアナ	114	115	114	115	114	115
フランス領ポリネシア	159	160	159	160	159	160
ブルガリア共和国	101	102	101	102	101	102
ブルキナファソ	127	128	127	128	127	128
ブルネイ・ダルサラーム国	62	63	62	63	62	63
ブルンジ共和国	127	128	127	128	127	128
米領サモア	79	80	79	80	79	80
米領バージン諸島	112	113	112	113	112	113
ベトナム社会主義共和国	106	107	106	107	106	107
ベナン共和国	127	128	127	128	127	128
ベネズエラ・ボリバル共和国	114	115	114	115	114	115
ベラルーシ共和国	101	102	101	102	101	102
ベリーズ	114	115	114	115	114	115
ペルー共和国	104	105	104	105	104	105
ベルギー王国	91	92	91	92	91	92
ポーランド共和国	101	102	101	102	101	102
ボスニア・ヘルツェゴビナ	101	102	101	102	101	102
ボツワナ共和国	127	128	127	128	127	128
ボリビア共和国	114	115	114	115	114	115
ポルトガル共和国	91	92	91	92	91	92
香港特別行政区	29	30	29	30	29	30
ホンジュラス共和国	114	115	114	115	114	115
マーシャル諸島共和国	111	112	111	112	111	112
マイヨット島	127	128	127	128	127	128
マカオ特別行政区	71	72	71	72	71	72
北マケドニア共和国	101	102	101	102	101	102
マダガスカル共和国	179	180	179	180	179	180
マディラ諸島	91	92	91	92	91	92

マラウイ共和国	127	128	127	128	127	128
マリ共和国	127	128	127	128	127	128
マルタ共和国	91	92	91	92	91	92
マルチニーク島	112	113	112	113	112	113
マレーシア	59	60	59	60	59	60
ミクロネシア連邦	79	80	79	80	79	80
南アフリカ共和国	127	128	127	128	127	128
南スーダン共和国	127	128	127	128	127	128
ミャンマー連邦	152	153	152	153	152	153
メキシコ合衆国	77	78	77	78	77	78
モーリシャス共和国	127	128	127	128	127	128
モーリタニア・イスラム共和国	127	128	127	128	127	128
モザンビーク共和国	127	128	127	128	127	128
モナコ公国	41	42	41	42	41	42
モルディブ共和国	106	107	106	107	106	107
モルドバ共和国	101	102	101	102	101	102
モロッコ王国	127	128	127	128	127	128
モンゴル国	76	77	76	77	76	77
モンセラット	112	113	112	113	112	113
モンテネグロ	141	142	141	142	141	142
ヨルダン	112	113	112	113	112	113
ラオス人民民主共和国	106	107	106	107	106	107
ラトビア共和国	101	102	101	102	101	102
リトアニア共和国	101	102	101	102	101	102
リビア	127	128	127	128	127	128
リヒテンシュタイン公国	91	92	91	92	91	92
リベリア共和国	127	128	127	128	127	128
ルーマニア	101	102	101	102	101	102
ルクセンブルク大公国	91	92	91	92	91	92
ルワンダ共和国	127	128	127	128	127	128
レソト王国	127	128	127	128	127	128
レバノン共和国	112	113	112	113	112	113
レユニオン	127	128	127	128	127	128
ロシア連邦	101	102	101	102	101	102
ワリス・フテュナ諸島	219	220	219	220	219	220
特定衛星携帯 3	363	364	363	364	363	364
特定衛星携帯 4	209	210	209	210	209	210
特定衛星携帯 5	272	273	272	273	272	273
特定衛星携帯 6	377	378	377	378	377	378

適用別表 2

アドレスセイバーにおける移動体通話等特別適用に係る通話等料金

1. 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	オフィスタイム		スーパーファミリー タイム	
	最初の1分まで6 秒までごとに	最初の1分経過後 6秒までごとに	最初の1分まで6 秒までごとに	最初の1分経過後 6秒までごとに
アジア地方1	13.05	13.05	6.50	6.50
アジア地方2	17.40	15.66	7.15	7.15
アジア地方3	18.27	18.27	9.75	9.10
アジア地方4	19.14	18.27	9.75	8.45
アジア地方5	39.15	32.19	17.55	14.30
アジア地方6	33.06	28.71	17.55	14.30
アジア地方7	24.36	18.27	13.65	8.45
アジア地方8	32.19	20.01	14.30	9.10
アジア地方9	28.71	26.97	16.25	13.00
アジア地方10	16.53	15.66	7.80	7.15
アジア地方11	17.40	17.40	7.80	7.80
アジア地方12	28.71	26.97	15.60	13.65
アジア地方13	17.40	15.66	7.80	7.15
アジア地方14	20.88	15.66	11.70	7.15
アジア地方15	19.14	16.53	8.45	7.80
アジア地方16	40.89	32.19	18.20	14.30
北アメリカ地方1	8.70	8.70	3.90	3.90
北アメリカ地方2	17.40	13.05	11.05	6.50
北アメリカ地方3	26.10	19.14	14.30	9.10
北アメリカ地方4	31.32	26.97	17.55	14.30
北アメリカ地方5	31.32	26.97	17.55	14.30
大洋州地方1	8.70	8.70	3.90	3.90
大洋州地方2	26.97	16.53	14.30	8.45
大洋州地方3	19.14	16.53	9.75	7.80
大洋州地方4	26.97	16.53	14.30	8.45
大洋州地方5	27.84	20.01	14.95	9.10
大洋州地方6	17.40	13.05	11.05	6.50
大洋州地方7	27.84	20.01	14.95	9.10
大洋州地方8	26.97	16.53	14.30	8.45
ヨーロッパ地方1	23.49	21.75	11.05	10.40
ヨーロッパ地方2	27.84	21.75	15.60	11.05
ヨーロッパ地方3	28.71	24.36	16.90	12.35
ヨーロッパ地方4	17.40	17.40	6.50	6.50
ヨーロッパ地方5	27.84	24.36	16.25	12.35
ヨーロッパ地方6	23.49	21.75	11.05	10.40
中央・南アメリカ地方1	31.32	29.58	13.65	13.00
中央・南アメリカ地方2	31.32	29.58	18.20	14.30
中央・南アメリカ地方3	31.32	29.58	18.20	14.30
中央・南アメリカ地方4	31.32	29.58	16.90	13.65
アフリカ地方1	33.93	32.19	19.50	16.25
アフリカ地方2	33.93	32.19	19.50	16.25
特定衛星携帯3	37.41	37.41	27.95	27.95
特定衛星携帯4	25.23	25.23	18.85	18.85
特定衛星携帯5	33.93	33.93	25.35	25.35
特定衛星携帯6	46.11	46.11	34.45	34.45

2 料金額

(1) (2)及び(3)以外のもの

ア 国内通話に係るもの

(ア) (ウ) 及び (エ) 以外のもの

① ②及び③以外のもの

①－1 ①－2 以外のもの

区 分			料 金 額 (次の秒数までごとに 10 円(税込 11 円)。ただし、区域内通話については、次の秒数までごとに 8.5 円(税込 9.35 円)と読み替えて適用するものとします。)		
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話			180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒
隣接区域内通話		県内市外通話及び県間市外通話	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区 域 外 通 話	県内市外通話	20 キロメートルまで	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
		60 キロメートルまで	60.0 秒	75.0 秒	90.0 秒
		60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒	90.0 秒
	県間市外通話	20 キロメートルまで	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
		30 キロメートルまで	60.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
		60 キロメートルまで	45.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
		100 キロメートルまで	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒
		170 キロメートルまで	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
		170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

①－2 移動体電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額		
移動体電話設備への着信に係るもの	60.0 秒までごとに		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
	18 円(税込 19.8 円)	18 円(税込 19.8 円)	18 円(税込 19.8 円)
	備考		
	別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信するものについては、この欄に規定する通話等料金を適用します。		

② フリーコールサービスに係るもの (③に係るものを除きます。)

②-1 ②-2以外のもの

区 分			料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込11円)。ただし、区域内通話については、次の秒数までごとに8.5円(税込9.35円)と読み替えて適用するものとします。)		
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話			180.0秒	180.0秒	240.0秒
隣接区域内通話		県内市外通話及び県間市外通話	90.0秒	90.0秒	120.0秒
区 域 外 通 話	県内市外通話	20キロメートルまで	90.0秒	90.0秒	120.0秒
		60キロメートルまで	75.0秒	90.0秒	90.0秒
		60キロメートルを超えるもの	45.0秒	60.0秒	90.0秒
	県間市外通話	20キロメートルまで	90.0秒	90.0秒	120.0秒
		30キロメートルまで	75.0秒	90.0秒	90.0秒
		60キロメートルまで	75.0秒	90.0秒	90.0秒
		100キロメートルまで	30.0秒	45.0秒	60.0秒
		170キロメートルまで	22.5秒	30.0秒	45.0秒
		170キロメートルを超えるもの	22.5秒	26.0秒	45.0秒

②-2 移動体電話設備を利用して行うもの

a 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込11円))		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
フリーコールサービスに係るもの	20.0秒		

③ 公衆電話設備を利用して行うもの

区 分			料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税込11円))		
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話			62.0秒	62.0秒	82.0秒
隣接区域内通話		県内市外通話及び県間市外通話	47.0秒	47.0秒	60.0秒
区域外通話	20キロメートルまで		47.0秒	47.0秒	60.0秒
	30キロメートルまで		31.0秒	31.0秒	41.0秒
	60キロメートルまで		25.0秒	25.0秒	30.5秒
	100キロメートルまで		13.5秒	17.5秒	19.0秒
	170キロメートルまで		9.5秒	16.0秒	17.5秒
	170キロメートルを超えるもの		9.0秒	13.5秒	15.0秒

- (イ) 削除
 (ウ) 加入通話に係るもの
 ① ②及び③以外のもの
 ①－１ ①－２及び①－３以外のもの
 (ア) ①－１によります。

- ①－２ 移動体電話設備への着信に係るもの
 a 第１種移動体電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額 (60 秒までごとに)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第１種移動体電話設備への着信に係るもの	25 円 (税込 27.5 円)	25 円 (税込 27.5 円)	20 円 (税込 22 円)
備考 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信するものについては、この欄に規定する通話等料金を適用します。			

- ①－３ 特定 I P 電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに 10 円(税込 11 円)）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
特定 I P 電話設備への着信に係るもの	180.0 秒		
備考 当社が別に定める特定 I P 電話設備への着信（別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。）に限りします。			

- ② フリーコールサービスに係るもの（③に係るものを除きます。）
 (ア) ②によります。

- ③ 公衆電話設備を利用して行うもの
 (ア) ③によります。

- (エ) アクセス通話に係るもの

区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに 10 円(税込 11 円))		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
アクセス通話に係るもの	60.0 秒	60.0 秒	70.0 秒

- イ 国際通話に係るもの
 (ア) (ウ) 及び (エ) 以外のもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに
アジア地方 1	13	12	10	10	9	9
アジア地方 2	17	16	13	11	8	8
アジア地方 3	18	18	15	13	14	13
アジア地方 4	20	19	15	13	14	12
アジア地方 5	27	25	24	21	24	20
アジア地方 6	37	31	30	25	26	21
アジア地方 7	27	19	22	15	20	12

アジア地方 8	27	20	22	16	20	13
アジア地方 9	27	24	24	20	24	19
アジア地方 10	17	16	13	11	11	10
アジア地方 11	18	17	15	13	11	11
アジア地方 12	26	25	23	21	23	20
アジア地方 13	17	16	13	11	11	10
アジア地方 14	23	17	20	13	17	10
アジア地方 15	18	16	18	13	11	10
アジア地方 16	35	27	28	22	26	21
北アメリカ地方 1	6	6	5	5	4	4
北アメリカ地方 2	19	12	16	9	16	9
北アメリカ地方 3	29	21	23	17	21	13
北アメリカ地方 4	35	30	28	24	26	21
北アメリカ地方 5	35	30	28	24	26	21
大洋州地方 1	6	6	5	5	4	4
大洋州地方 2	30	18	24	14	21	11
大洋州地方 3	21	18	15	12	14	11
大洋州地方 4	30	18	24	14	21	11
大洋州地方 5	31	22	24	18	22	13
大洋州地方 6	19	12	16	9	16	9
大洋州地方 7	31	22	24	18	22	13
大洋州地方 8	30	18	24	14	21	11
ヨーロッパ地方 1	19	19	17	16	6	6
ヨーロッパ地方 2	31	22	24	18	23	16
ヨーロッパ地方 3	32	27	26	22	25	18
ヨーロッパ地方 4	14	14	12	12	6	6
ヨーロッパ地方 5	31	27	25	22	24	18
ヨーロッパ地方 6	20	19	20	17	15	13
中央・南アメリカ地方 1	29	28	20	20	8	8
中央・南アメリカ地方 2	35	30	29	24	27	21
中央・南アメリカ地方 3	35	30	29	24	27	21
中央・南アメリカ地方 4	31	28	26	21	25	19
アフリカ地方 1	37	31	31	25	29	24
アフリカ地方 2	37	31	31	25	29	24
特定衛星携帯 3	43	43	43	43	43	43
特定衛星携帯 4	29	29	29	29	29	29
特定衛星携帯 5	39	39	39	39	39	39
特定衛星携帯 6	53	53	53	53	53	53

- (イ) 削除
(ウ) 加入通話に係るもの
(ア) によります。

(エ) 移動体通話に係るもの

(エ) - 1 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに
アジア地方1	15	15	12	12	10	10
アジア地方2	20	18	15	15	11	11
アジア地方3	21	21	18	17	15	14
アジア地方4	22	21	17	17	15	13
アジア地方5	45	37	37	29	27	22
アジア地方6	38	33	31	28	27	22
アジア地方7	28	21	23	18	21	13
アジア地方8	37	23	31	19	22	14
アジア地方9	33	31	25	25	25	20
アジア地方10	19	18	15	15	12	11
アジア地方11	20	20	16	16	12	12
アジア地方12	33	31	25	25	24	21
アジア地方13	20	18	15	15	12	11
アジア地方14	24	18	21	15	18	11
アジア地方15	22	19	18	16	13	12
アジア地方16	47	37	38	29	28	22
アジア地方17	1分までごとに 30円					
アジア地方18	削除					
アジア地方19	1分までごとに 20円					
アジア地方20	1分までごとに 20円					
北アメリカ地方1	10	10	8	8	6	6
北アメリカ地方2	20	15	17	14	17	10
北アメリカ地方3	30	22	24	18	22	14
北アメリカ地方4	36	31	29	25	27	22
北アメリカ地方5	36	31	29	25	27	22
大洋州地方1	10	10	8	8	6	6
大洋州地方2	31	19	25	17	22	13
大洋州地方3	22	19	16	16	15	12
大洋州地方4	31	19	25	17	22	13
大洋州地方5	32	23	25	19	23	14
大洋州地方6	20	15	17	14	17	10
大洋州地方7	32	23	25	19	23	14
大洋州地方8	31	19	25	17	22	13
ヨーロッパ地方1	27	25	22	22	17	16
ヨーロッパ地方2	32	25	25	22	24	17
ヨーロッパ地方3	33	28	27	23	26	19

ヨーロッパ地方 4	20	20	15	15	10	10
ヨーロッパ地方 5	32	28	26	24	25	19
ヨーロッパ地方 6	27	25	22	22	17	16
中央・南アメリカ地方 1	36	34	28	28	21	20
中央・南アメリカ地方 2	36	34	30	29	28	22
中央・南アメリカ地方 3	36	34	30	29	28	22
中央・南アメリカ地方 4	36	34	29	28	26	21
アフリカ地方 1	39	37	32	31	30	25
アフリカ地方 2	39	37	32	31	30	25
特定衛星携帯 3	43	43	43	43	43	43
特定衛星携帯 4	29	29	29	29	29	29
特定衛星携帯 5	39	39	39	39	39	39
特定衛星携帯 6	53	53	53	53	53	53

備 考

- 1 アジア地方 17、アジア地方 19 及びアジア地方 20 に係る通話については、第三者課金機能を利用して行う通話に限り取り扱います。
- 2 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通話については、この欄に規定するアジア地方 17 に係るものを適用します。

ウ 国内通信に係るもの

(ア) (ウ)、(エ) 及び (オ) 以外のもの

① ②及び③以外のもの

①—1 ①—2 以外のもの

ア (国内通話に係るもの) (ア) ①—1 によります。

ただし、「区域内通話」とあるのは「区域内通信」に、「隣接区域内通話」とあるのは「隣接区域内通信」に、「区域外通話」とあるのは「区域外通信」に、「県内市外通話」とあるのは「県内市外通信」に、「県間市外通話」とあるのは「県間市外通信」に読み替えるものとします。以下ウにおいて同じとします。

①—2 移動体電話設備への着信に係るもの

a 第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの (通話モードに限ります。)

ア (国内通話に係るもの) (ア) ①—2 によります。

b 第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの (デジタル通信モードに限ります。)

区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに 40 円 (税込 44 円))		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの	60.0 秒		
備考 当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第 1 種移動体電話設備への着信に限ります。			

② デジタルフリーコールサービスに係るもの (③に係るものを除きます。)

ア (国内通話に係るもの) (ア) ②によります。

ただし、「フリーコールサービス」とあるのは「デジタルフリーコールサービス」に読み替えるものとします。以下ウにおいて同じとします。

③ デジタル公衆電話設備を利用して行うもの

ア (国内通話に係るもの) (ア) ③によります。

ただし、「公衆電話設備」とあるのは「デジタル公衆電話設備」に読み替えるものとします。以下ウにおいて同じとします。

- (イ) 削除
(ウ) 加入通信に係るもの

① ②及び③以外のもの

①-1 ①-2及び①-3以外のもの

ア (国内通話に係るもの) (ウ) ①-1によります。

①-2 移動体電話設備への着信に係るもの

a 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

ア (国内通話に係るもの) (ウ) ①-2 aによります。この場合において、デジタル通信モードに係るものについては、当社が別に定める当社又は当社以外の携帯通信事業者に係る第1種移動体電話設備への着信に限り提供するものとし、別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信する通話等は提供しません。

①-3 特定 I P 電話設備への着信に係るもの

ア (国内通話に係るもの) (ウ) ①-3によります。

② デジタルフリーコールサービスに係るもの (③に係るものを除きます。)

ア (国内通話に係るもの) (ウ) ②によります。

③ デジタル公衆電話設備を利用して行うもの

ア (国内通話に係るもの) (ウ) ③によります。

(エ) アクセス通信に係るもの

ア (国内通話に係るもの) (エ) によります。

ただし、「アクセス通話」とあるのは「アクセス通信」に読み替えるものとします。

(オ) ユーザー間情報通知に係るもの

区 分		単 位	料 金 額
ユーザー間情報通知		1 制御信号ごとに	0.4 円 (税込 0.44 円)
備 考	1 ユーザー間情報通知により通信できる情報量は、1 の制御信号につき最大 128 オクテットとします。		
	2 ユーザー間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責めによらない理由により、情報が通信の相手先に到達しなかった場合は、その情報については、情報量の測定から除きます。		
	3 着信者がユーザー間情報通知を拒む場合は、そのユーザー間情報通知を行うことができません。		

エ 国際通信に係るもの

(ア) (ウ) 及び (エ) 以外のもの

a 通話モードに係るもの

イ (国際通話に係るもの) (ア) によります。

(イ) 削除

(ウ) 加入通信に係るもの

a 通話モードに係るもの

イ (国際通話に係るもの) (ウ) によります。

(エ) 移動体通信に係るもの

イ (国際通話に係るもの) (エ) によります。

ただし、「通話」とあるのは「通信」に読み替えるものとします。

(2) 通話等料金の特別課金機能に係るもの

ア ダブルセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

単 位	料金額 (月額)

1の契約者回線等ごとに	200円 (税込220円)

イ スーパーセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

種 類	単 位	料金額 (月額)
スーパーセイバー 20	1の割引選択回線群ごとに	250,000円 (税込275,000円)
スーパーセイバー 25	1の割引選択回線群ごとに	500,000円 (税込550,000円)

ウ 削除

エ メンバースパック2に係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
加入電話サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等 ごとに	800円 (税込880円)
第1種デジタル加入電話サービスに係るもの		1,600円 (税込1,760円)
第2種デジタル加入電話サービスに係るもの		12,000円 (税込13,200円)

オ メンバースパックに係るもの

区 分	単 位	料金額 (月額)
VPN加入電話サービスに係るもの	1の指定加入契約者回線等 ごとに	800円 (税込880円)
第1種VPNデジタル加入通信サービスに係るもの		1,600円 (税込1,760円)
第2種VPNデジタル加入通信サービスに係るもの		18,400円 (税込20,240円)

カ メンバースパック3に係るもの

単 位	料金額 (月額)
1の指定加入契約者回線等ごとに	9,000円 (税込9,900円)

キ タイムセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

単 位	料金額 (月額)
1の協定事業者の契約者回線ごとに	200円 (税込220円)

ク エリアセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

単 位	料金額 (月額)
1の協定事業者の契約者回線ごとに	100円 (税込110円)

ケ コレクトセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

単 位	料金額 (月額)
1の登録番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)

コ アライヴセイバー2に係るもの

(ア) 一般通話に係るもの

① ②、③及び④以外のもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
一般通話に係るもの	180.0 秒までごとに 8 円(税込 8.8 円)		

② 移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
移動体電話設備を利用して行うもの	60.0 秒までごとに 20 円(税込 22 円)		

③ 公衆電話設備等を利用して行うもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
公衆電話設備等を利用して行うもの	60.0 秒 までごとに 30 円(税込 33 円)		

④ I P 電話サービス契約約款に規定する指定回線に着信するもの

④－1 ④－2 及び④－3 以外のもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
一般通話に係るもの	180.0 秒までごとに 6 円(税込 6.6 円)		

④－2 移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
移動体電話設備を利用して行うもの	60.0 秒までごとに 15 円(税込 16.5 円)		

④－3 公衆電話設備等を利用して行うもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
公衆電話設備等を利用して行うもの	60.0 秒 までごとに 27 円(税込 29.7 円)		

(イ) 加入通話に係るもの

(ア) (一般通話に係るもの) ④によります。

(ウ) 一般通信に係るもの

(ア) (一般通話に係るもの) によります。

(エ) 加入通信に係るもの

(イ) (加入通話に係るもの) によります。

(3) 公衆通話等に係るもの

ア 公衆通話に係るもの

(単位：秒)

地 域 区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに 100 円)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
アジア地方 1	31.5	39	47
アジア地方 2	28	35	44.5
アジア地方 3	24	30	39.5
アジア地方 4	24	30	39.5
アジア地方 5	17	21.5	27
アジア地方 6	17	21.5	27
アジア地方 7	24	30	39.5
アジア地方 8	24	30	39.5
アジア地方 9	17	21.5	27
アジア地方 10	28	35	44.5
アジア地方 11	24	30	39.5
アジア地方 12	17	21.5	27
アジア地方 13	28	35	44.5
アジア地方 14	28	35	44.5
アジア地方 15	28	35	44.5
アジア地方 16	17	21.5	27
北アメリカ地方 1	40	49	49.5
北アメリカ地方 2	40	49	49.5
北アメリカ地方 3	23.5	29.5	39.5
北アメリカ地方 4	16.5	20.5	27
北アメリカ地方 5	16.5	20.5	27
大洋州地方 1	40	49	49.5
大洋州地方 2	26	33	43.5
大洋州地方 3	26	33	43.5
大洋州地方 4	26	33	43.5
大洋州地方 5	23.5	29	38.5
大洋州地方 6	40	49	49.5
大洋州地方 7	23.5	29	38.5
大洋州地方 8	26	33	43.5
ヨーロッパ地方 1	21.5	27	33.5
ヨーロッパ地方 2	21.5	27	33.5
ヨーロッパ地方 3	19.5	24.5	30
ヨーロッパ地方 4	21.5	27	33.5
ヨーロッパ地方 5	19.5	24.5	30
ヨーロッパ地方 6	21.5	27	33.5
中央・南アメリカ地方 1	15.5	19	23.5
中央・南アメリカ地方 2	14.5	18.5	23.5
中央・南アメリカ地方 3	14.5	18.5	23.5
中央・南アメリカ地方 4	14.5	18.5	23.5

アフリカ地方 1	14.5	18.5	23.5
アフリカ地方 2	14.5	18.5	23.5
特定衛星携帯 3	13.5	13.5	13.5
特定衛星携帯 4	20.5	20.5	20.5
特定衛星携帯 5	15	15	15
特定衛星携帯 6	11	11	11

イ 公衆通信に係るもの
 ア（公衆通話に係るもの）によります。

第3 削除

第4 電話帳の重複掲載に関する料金

1 適用

電話帳重複掲載に係る料金の適用については、別記7（電話帳の重複掲載）に規定するほか、次のとおりとします。

電話帳の重複掲載に関する料金の適用	
(1) 重複掲載に係るもの	ア 電話等契約者は、重複掲載（別記7に定めるものをいいます。以下この第4において同じとします。）に係る料金の支払いを要します。 イ 重複掲載に係る料金は、重複掲載料とします。 ウ 当社は、1の年度（4月1日より開始し、翌年の3月31日に終了する1年間をいいます。）ごとの電話帳発行について、普通掲載（別記5に定めるものをいいます。）及び重複掲載の取扱いを行い、重複掲載料を適用します。

2 料金額

(1) 重複掲載料

単 位	料 金 額
電話帳発行のつど1の重複掲載ごとに	500円 (税込550円)

第5 当社電話番号案内に関する料金

1 適用

当社電話番号案内に係る料金の適用については、第154条の2（当社電話番号案内）に規定するほか、次のとおりとします。

当社電話番号案内料の適用	
(1) 当社電話番号案内料に関する減免	当社電話番号案内を利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その当社電話番号案内料の支払いを要しません。この場合、既にその当社電話番号案内料が支払われているときは、その当社電話番号案内料を返還します。 ア 別記8（緊急通報用電話サービス等の電話番号等）に規定する電話番号等の問い合わせに対し、当社電話番号案内をしたとき。 イ 当社が該当する番号案内に係る電話番号等を案内できなかったとき。
(2) その他の取扱い	当社電話番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話等料金に準ずるものとします。

2 料金額

(1) 当社電話番号案内料の額

区 分		単 位	料 金 額
手動案内	(ア) 案内を受け付けた時刻がオフィスタイム又はファミリータイムのとき。	① 1料金月につき番号案内に係る電話番号等が1までのもの	1の番号案内に係る電話番号等ごとに 60円 (税込66円)
		② 1料金月につき番号案内に係る電話番号等が1を超えるもの	1の番号案内に係る電話番号等ごとに 90円 (税込99円)
	(イ) 案内を受け付けた時刻がスーパーファミリータイムのとき。	1の番号案内に係る電話番号等ごとに	150円(税込165円)

第6 附帯サービスに関する料金

1 料金額

ア 区域内通話等の通話等料金明細書に係るもの

1の明細書発行について送付1回ごとに

種 別	明細書の枚数	料 金 額
明細書発行手数料	9枚まで	100円 (税込110円)
	50枚まで	240円 (税込264円)
	100枚まで	710円 (税込781円)
	800枚まで	1,070円 (税込1,177円)
	801枚以上	1,070円(税込1,177円) に800枚を超える増加100枚 までごとに100円(税込110 円)を加えた額
備考	別記19(5)の規定が適用される場合においては、区域内通話等の通話等料金及びIP電話サービス契約約款に規定するオフネット通信の通信料金について、この明細書発行手数料を適用するものとします。	

イ 電話料金等請求書の発行に係るもの

種 別	単 位	料 金 額
請求書等発行手数料	1の電話料金等請求書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

ウ 支払証明書の発行に係るもの

種 別	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	1の支払証明書発行について送付1回ごとに	200円 (税込220円)

エ 連絡先情報共有装置の提供に係るもの

(ア) 装置設定料

単 位	料 金 額
1の特定番号回線群ごとに	1,000円 (税込1,100円)

(イ) 装置利用料

単 位	料 金 額 (月 額)
1の特定番号回線群ごとに	1,000円 (税込1,100円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費(附帯サービスに関するものを除きます。)

1 適用

工事費（特定他社接続回線に関する工事費を含みます。）の適用については、第134条（工事費の支払義務）及び第140条（特定他社接続回線等の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用																					
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる指定加入契約者回線等又は電話サービス等取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。																				
(2) 削除	削除																				
(3) 削除	削除																				
(4) 指定加入契約者回線に係る移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	指定加入契約者回線に係る移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																				
(5) 特定他社接続回線の設置等に係る工事費の適用	特定他社接続回線の設置等に係る工事費のうち、特定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する特定他社接続回線の移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																				
(6) 削除	削除																				
(7) 端末設備に係る種類又は区別の変更、移転、接続変更の場合の工事費の適用	端末設備に係る種類又は区別の変更の場合の工事費は、変更後の種類又は区別に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																				
(8) 工事の適用区分	ア 削除 イ 指定加入契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。 (ア) (イ)以外のもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 指定加入契約者回線の設置に係る工事</td><td>指定加入契約者回線の設置の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 指定加入契約者回線の移転等に係る工事</td><td>指定加入契約者回線の移転、電話サービス等の種類の変更、接続変更及び当社が別に定める端末機器の設定の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>③ 加入契約者回線番号の変更に係る工事</td><td>第62条の8（その他の提供条件）に基づいて、加入契約者回線番号を変更する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>④ 加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事</td><td>加入電話サービス等の利用の一時中断の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>⑤ 利用の一時中断をした加入電話サービス等の再利用に係る工事</td><td>加入電話サービス等の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>⑥ 指定加入契約者回線の解除に係る工事</td><td>指定加入契約者回線の解除の場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table> (イ) 特定他社接続回線に係るもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定他社接続回線の設置等に係る工事</td><td>特定他社接続回線の設置、移転又は解除の場合（加入電話サービス又は第1種デジタル加入通信サービスに係るものについては、移転又は解除に係る場合を除きます。）に適用します。</td></tr> <tr> <td>② 番号ポータビリティに係る工事</td><td>一般番号ポータビリティを行う場合(特定他社接続回線の設置にあたっては、同時に利用の一時中断を行う場合に限り適用します。)</td></tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 指定加入契約者回線の設置に係る工事	指定加入契約者回線の設置の場合に適用します。	② 指定加入契約者回線の移転等に係る工事	指定加入契約者回線の移転、電話サービス等の種類の変更、接続変更及び当社が別に定める端末機器の設定の場合に適用します。	③ 加入契約者回線番号の変更に係る工事	第62条の8（その他の提供条件）に基づいて、加入契約者回線番号を変更する場合に適用します。	④ 加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の場合に適用します。	⑤ 利用の一時中断をした加入電話サービス等の再利用に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	⑥ 指定加入契約者回線の解除に係る工事	指定加入契約者回線の解除の場合に適用します。	工事の区分	適 用	① 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線の設置、移転又は解除の場合（加入電話サービス又は第1種デジタル加入通信サービスに係るものについては、移転又は解除に係る場合を除きます。）に適用します。	② 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合(特定他社接続回線の設置にあたっては、同時に利用の一時中断を行う場合に限り適用します。)
工事の区分	適 用																				
① 指定加入契約者回線の設置に係る工事	指定加入契約者回線の設置の場合に適用します。																				
② 指定加入契約者回線の移転等に係る工事	指定加入契約者回線の移転、電話サービス等の種類の変更、接続変更及び当社が別に定める端末機器の設定の場合に適用します。																				
③ 加入契約者回線番号の変更に係る工事	第62条の8（その他の提供条件）に基づいて、加入契約者回線番号を変更する場合に適用します。																				
④ 加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の場合に適用します。																				
⑤ 利用の一時中断をした加入電話サービス等の再利用に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。																				
⑥ 指定加入契約者回線の解除に係る工事	指定加入契約者回線の解除の場合に適用します。																				
工事の区分	適 用																				
① 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線の設置、移転又は解除の場合（加入電話サービス又は第1種デジタル加入通信サービスに係るものについては、移転又は解除に係る場合を除きます。）に適用します。																				
② 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合(特定他社接続回線の設置にあたっては、同時に利用の一時中断を行う場合に限り適用します。)																				

③ 加入契約者回線番号の継続利用に係る工事	特定他社接続回線の移転（第2種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。）又は異なる拠点間に係る加入契約者回線番号の変更に伴い、その加入電話等契約者に付与された加入契約者回線番号（一般番号ポータビリティを行ったものを利用している場合に限りします。）を継続して利用する場合に適用します。

ウ 指定契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 指定契約者回線の設置に係る工事	指定契約者回線の設置の場合に適用します。
② 指定契約者回線の種類の変更等に係る工事	電話サービス等の種類の変更及び当社が別に定める端末機器の設定の場合に適用します。
③ 加入契約者回線番号の変更に係る工事	第62条の8（その他の提供条件）に基づいて、加入契約者回線番号を変更する場合に適用します。
④ 加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の場合に適用します。
⑤ 利用の一時中断をした加入電話サービス等の再利用に係る工事	加入電話サービス等の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
⑥ 指定契約者回線の解除に係る工事	指定契約者回線の解除の場合に適用します。
⑦ 番号ポータビリティに係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合（指定契約者回線の設置にあたっては、同時に利用の一時中断を行う場合に限りします。）に適用します。

エ 端末設備に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 端末設備の設置に係る工事	端末設備の設置の場合に適用します。
② 端末設備の移転に係る工事	端末設備の移転の場合に適用します。
③ 端末設備の変更に係る工事	端末設備の種類又は区別の変更、接続変更又は利用方法の変更の場合に適用します。
④ 端末設備の利用の一時中断に係る工事	端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。
⑤ 利用の一時中断をした端末設備の再利用に係る工事	端末設備の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

(9) 複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の適用	当社は、加入電話サービスに係る付加機能について、料金表第1表第1（月額料金）に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の指定付加機能の組み合わせごとに1,000円（税込1,100円）とします。

(10) 削除	削除

(11) 第2種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用	特定事業者は、第2種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線について、電話等契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、特定事業者の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）に係る規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前5時から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額

	午後 10 時から翌日の午前 5 時まで	その工事に関する工事費の合計額に 1.6 を乗じた額								
(12) 加入電話サービス等の 特定他社接続回線に係る 工事費の減額の適用	当社は、新たに加入電話サービス等の申込みを行う場合であって当社が別に定める 場合については、(8)イ(イ)①に定める特定他社接続回線の設置に係る工事費を減額 することがあります。この場合、減額する工事費の額は、3,500 円（税込 3,850 円）を上限とします。									
(13) 特定他社接続回線に係 る工事費の減額の適用	当社は、特定他社接続回線に係る工事について、2（工事費の額）の規定にかか わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあ ります。									
(14) 工事費の適用除外	ア 次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支 払いを要しません。 (ア) 接続休止があった電話サービス等又は基本機能若しくは付加機能を再開 するとき。 イ 加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。） において、指定加入契約者回線等の設置に係る工事と同時に、その加入電話 サービス等の利用の一時中断に係る工事を行う場合は、2（工事費の額）の 規定にかかわらず、次の工事費の支払いを要しません。 (ア) 特定他社接続回線の設置等に係る工事費 (イ) 指定契約者回線の設置に係る工事の回線接続等工事費 (ウ) 加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事費 ウ 次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、指定加入契 約者回線及び指定契約者回線の解除に係る工事費の支払いを要しません。 (ア) 加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号を I P 電話サ ービス契約約款に規定する I P 電話サービス又は無線利用型 I P 電話サ ービス契約約款に規定する無線利用型 I P 電話サービスに係る音声通信 番号として利用するとき。									
(15) 加入電話サービス等の 特定他社接続回線の設置 等に係る工事費等の分割 払いの適用	ア 加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除き ます。以下この (15) において同じとします。）の加入電話契約等の申込みを し、その承諾を受けた場合に、その電話等契約者は、加入電話サービス等の特 定他社接続回線の設置等に係る工事費及び指定契約者回線の設置に係る工事の 回線接続等工事費を料金月単位に分割して支払うこと（以下「分割払い」とい います。）ができます。この場合において、分割払いの回数は、60 回としま す。 イ アに定める分割払いの適用を受けている期間内に当該サービスに係る加入電 話契約等の解除があった場合、電話等契約者は、当社が定める期日までに、残 余の期間に対応する工事費（加入電話サービス等の特定他社接続回線の設置等 に係る工事費及び指定契約者回線の設置に係る工事の回線接続等工事費に消費 税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）に相当 する額を一括して支払っていただきます。 ただし、次の場合には、残余の期間に対応する工事費に相当する額の支払い を要しません。 (ア) 加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号を I P 電話 サービス契約約款に規定する I P 電話サービスに係る音声通信番号とし て利用する場合。 (イ) 令和 4 年 7 月 1 日以降に一般番号ポータビリティを伴う加入電話契約 等を締結した加入電話契約者等（当社に直接申込みを行った法人を除 きます。）が加入電話契約等を解除した場合。 ウ イの規定にかかわらず、令和 4 年 7 月 1 日以降に一般番号ポータビリティを 伴わない加入電話契約等を締結した加入電話契約者等（当社に直接申込みを 行った法人については、イに定める残余の期間に対応する工事費に相当する 額の支払いを要します。）が加入電話契約等を解除したとき、加入電話契約者 等は加入電話契約等の利用月数に応じて、次表に定める料金額を支払っていただ きます。 <table><tr><th>利用月数</th><th>料金額</th></tr><tr><td>1 料金月以内までの場合</td><td>6, 0 0 0 円 (税込 6, 6 0 0 円)</td></tr><tr><td>1 料金月を超え 2 料金月以内までの場合</td><td>5, 7 5 0 円 (税込 6, 3 2 5 円)</td></tr><tr><td>2 料金月を超え 3 料金月以内までの場合</td><td>5, 5 0 0 円 (税込 6, 0 5 0 円)</td></tr></table>		利用月数	料金額	1 料金月以内までの場合	6, 0 0 0 円 (税込 6, 6 0 0 円)	1 料金月を超え 2 料金月以内までの場合	5, 7 5 0 円 (税込 6, 3 2 5 円)	2 料金月を超え 3 料金月以内までの場合	5, 5 0 0 円 (税込 6, 0 5 0 円)
利用月数	料金額									
1 料金月以内までの場合	6, 0 0 0 円 (税込 6, 6 0 0 円)									
1 料金月を超え 2 料金月以内までの場合	5, 7 5 0 円 (税込 6, 3 2 5 円)									
2 料金月を超え 3 料金月以内までの場合	5, 5 0 0 円 (税込 6, 0 5 0 円)									

	3 料金を超え 4 料金月以内までの場合	5, 2 5 0 円 (税込 5, 7 7 5 円)
	4 料金を超え 5 料金月以内までの場合	5, 0 0 0 円 (税込 5, 5 0 0 円)
	5 料金を超え 6 料金月以内までの場合	4, 7 5 0 円 (税込 5, 2 2 5 円)
	6 料金を超え 7 料金月以内までの場合	4, 5 0 0 円 (税込 4, 9 5 0 円)
	7 料金を超え 8 料金月以内までの場合	4, 2 5 0 円 (税込 4, 6 7 5 円)
	8 料金を超え 9 料金月以内までの場合	4, 0 0 0 円 (税込 4, 4 0 0 円)
	9 料金を超え 10 料金月以内までの場合	3, 7 5 0 円 (税込 4, 1 2 5 円)
	10 料金を超え 11 料金月以内までの場合	3, 5 0 0 円 (税込 3, 8 5 0 円)
	11 料金を超え 12 料金月以内までの場合	3, 2 5 0 円 (税込 3, 5 7 5 円)
	12 料金を超え 13 料金月以内までの場合	3, 0 0 0 円 (税込 3, 3 0 0 円)
	13 料金を超え 14 料金月以内までの場合	2, 7 5 0 円 (税込 3, 0 2 5 円)
	14 料金を超え 15 料金月以内までの場合	2, 5 0 0 円 (税込 2, 7 5 0 円)
	15 料金を超え 16 料金月以内までの場合	2, 2 5 0 円 (税込 2, 4 7 5 円)
	16 料金を超え 17 料金月以内までの場合	2, 0 0 0 円 (税込 2, 2 0 0 円)
	17 料金を超え 18 料金月以内までの場合	1, 7 5 0 円 (税込 1, 9 2 5 円)
	18 料金を超え 19 料金月以内までの場合	1, 5 0 0 円 (税込 1, 6 5 0 円)
	19 料金を超え 20 料金月以内までの場合	1, 2 5 0 円 (税込 1, 3 7 5 円)
	20 料金を超え 21 料金月以内までの場合	1, 0 0 0 円 (税込 1, 1 0 0 円)
	21 料金を超え 22 料金月以内までの場合	7 5 0 円 (税込 8 2 5 円)
	22 料金を超え 23 料金月以内までの場合	5 0 0 円 (税込 5 5 0 円)
	23 料金を超え 24 料金月以内までの場合	2 5 0 円 (税込 2 7 5 円)

2 工事費の額

(1) 基本機能及び付加機能に係るもの

区 分			単 位	工事費の額
基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事	内線相互通話等機能	V P N加入電話サービス等に係るもの	1 の工事ごとに	1, 0 0 0 円 (税込 1, 1 0 0 円)
		上記以外のもの	1 の工事ごとに	1 5 0 円 (税込 1 6 5 円)
	ホットライン機能		1 の工事ごとに	1, 0 0 0 円 (税込 1, 1 0 0 円)
	ウォームライン機能		1 の工事ごとに	1 5 0 円 (税込 1 6 5 円)
	サブナンバー通話等機能		1 の番号ごとに	1 5 0 円 (税込 1 6 5 円)
	付加番号情報送出機能		1 の番号ごとに	1 5 0 円 (税込 1 6 5 円)

全国共通番号機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
受付先変更機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
着信先高度分配機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
着信先指定機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
優先接続機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
話中転送機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
緊急時一括転送機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
待ち合わせ接続機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
着信規制機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
着信規制機能Ⅱ	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
着信限定機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
登録番号表示機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
オリジナルメッセージ機能	1の工事ごとに	150円 (税込165円)
メッセージ等蓄積機能	1の番号ごとに	150円 (税込165円)
番号情報送出機能	1の番号ごとに	700円 (税込770円)
発信電気通信番号表示機能（加入電話サービス等に係るものに限ります。）	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
追加番号通知機能（加入電話サービスに係るものに限ります。）	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
プッシュホン接続機能	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
転送元番号受信機能	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
迷惑通話等おことわり機能	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
発信電気通信番号通知要請機能	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
ポート識別情報送出機能	1の指定加入契約者回線等ごとに	1,000円 (税込1,100円)
特定番号転送等機能	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
	1の追加契約番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
発信電気通信番号通知機能	1の追加契約番号ごとに	100円 (税込110円)
留守番電話等機能	1の追加契約番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
発信電気通信番号通知要請機能Ⅱ	1の追加契約番号又は代表追加契約番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
追加契約番号代表取扱機能	1の代表追加契約番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)

		1の追加契約番号ごとに	100円 (税込110円)
		迷惑通話等おことわり機能Ⅱ	1の追加契約番号又は代表追加契約番号ごとに 1,000円 (税込1,100円)
基本機能及び付加機能の変更に 関する工事	登録電話番号の変更		1の番号ごとに 150円 (税込165円)
	利用者番号 の変更	協定事業者の工事を伴うもの	1の番号ごとに 1,000円 (税込1,100円)
		協定事業者の工事を伴わないもの	1の番号ごとに 150円 (税込165円)
基本機能及び付加機能の利用の一時中断に関する工事 (加入電話サービス等に係るものを除きます。)		1の工事ごとに	100円 (税込110円)
付加機能の廃止 に関する工事	特定番号転送等機能		1の工事ごとに 3,000円 (税込3,300円)
備考	プッシュホン接続機能に係る工事費については、加入電話契約者等がフラットセイバーの適用又はフラットセイバー2の適用を受けている場合は、適用しません。		

(2) 削除

(3) 指定加入契約者回線に係るもの
ア イ以外のもの

区 分		工事費の種別	単 位	工事費の額
指定加入契約者回線の設置に係る工事		取扱所内工事費	指定加入契約者回線 1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
指定加入契約者回線の移転等に係る工事		取扱所内工事費	指定加入契約者回線 1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
加入契約者回線番号の変更に係る工事		取扱所内工事費	1の番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事		取扱所内工事費	指定加入契約者回線 1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
指定加入契約者回線の解除に係る工事		取扱所内工事費	指定加入契約者回線 1回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備考	1 加入電話サービス等の利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。 2 指定加入契約者回線の解除に係る工事費については、令和4年6月30日までに加入電話契約等を締結している場合及び令和4年7月1日以降に加入電話契約等を締結した場合（当社に直接申込みを行った法人に限り適用します。）に限り適用します。			

イ 特定他社接続回線に係るもの

区 分		単 位	工事費の額
特定他社接続回線の設 置等に係る工事	加入電話サービス又は第1種デジタル加入通信サービスに係るもの	指定加入契約者回線 1回線ごとに	5,000円 (税込5,500円)
	第2種デジタル加入通信サービスに係るもの	指定加入契約者回線 1回線ごとに	27,100円 (税込29,810円)
番号ポータビリティに係る工事		1の番号ごとに	1,500円 (税込1,650円)
加入契約者回線番号の継続利用に係る工事		1の番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備考	1 番号ポータビリティに係る工事及び加入契約者回線番号の継続利用に係る工事は、1の加入契約者回線番号又は当社が別に定める付加機能に係る追加番号、副加入契約者回線番号、追加契約番号若しくは代表追加契約番号ごとに適用します。 2 番号ポータビリティに係る工事費については、次の場合に限り適用します。 (1) 第2種デジタル加入通信サービスに係るデジタル加入通信契約を締結した場合。 (2) 令和4年6月30日までに加入電話契約等を締結した場合であって、その加入電話契約等の解除があったとき。 (3) 令和4年7月1日以降に加入電話契約等を締結した場合（当社に直接申込みを行った法人に限り適用します。）であって、その加入電話契約等の解除があったとき。		

(4) 指定契約者回線に係るもの

工事の種類		単 位	工事費の額	
			加入電話サービス又は第1種デジタル加入通信サービスに係るもの	第2種デジタル加入通信サービスに係るもの
指定契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	指定契約者回線1回線ごとに	1, 0 0 0 円 (税込1, 1 0 0 円)	
	回線接続等工事費	指定契約者回線1回線ごとに	6, 0 0 0 円 (税込6, 6 0 0 円)	2 7, 1 0 0 円 (税込2 9, 8 1 0 円)
	屋内配線工事費	指定契約者回線1回線ごとに	3, 8 0 0 円 (税込4, 1 8 0 円)	—
指定契約者回線の種類の変更等に係る工事	取扱所内工事費	指定契約者回線1回線ごとに	1, 0 0 0 円 (税込1, 1 0 0 円)	
加入契約者回線番号の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の番号ごとに	1, 0 0 0 円 (税込1, 1 0 0 円)	
加入電話サービス等の利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	指定契約者回線1回線ごとに	1, 0 0 0 円 (税込1, 1 0 0 円)	
指定契約者回線の解除に係る工事	取扱所内工事費	指定契約者回線1回線ごとに	1, 0 0 0 円 (税込1, 1 0 0 円)	
番号ポータビリティに係る工事		1の番号ごとに	1, 5 0 0 円 (税込1, 6 5 0 円)	
備 考	1 屋内配線工事費は、指定契約者回線の設置に伴い、屋内配線の工事費が必要な場合に限り適用します。 2 加入電話サービス等の利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。 3 番号ポータビリティに係る工事は、1の加入契約者回線番号又は当社が別に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号ごとに適用します。			

(5) 端末設備に係るもの

ア イ以外のもの

区 分	単 位	工事費の額
端末設備の設置に係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込5,500円)
端末設備の移転に係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込5,500円)
端末設備の変更に係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込5,500円)
端末設備の利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円 (税込1,100円)
利用の一時中断をした端末設備の再利用に係る工事	1の工事ごとに	5,000円 (税込5,500円)

イ 第2種デジタル加入通信サービスに係るもの

区 分	単 位	工事費の額
端末設備の設置に係る工事	1の工事ごとに	37,500円 (税込41,250円)
端末設備の変更に係る工事	1の工事ごとに	37,500円 (税込41,250円)

別表1 削除

別表2 加入電話サービスにおける基本的な技術的事項

1 物理的条件

項 目	規 格
ケーブル	平衡対ケーブル（0.4mm～0.5mmφ単線）
コネクタ	2W端子板

2 電気的条件

項 目	規 格
伝送方式	アナログ電話方式
入出力信号	事業用電気通信設備規則に基づくアナログ電話用設備の信号（当社の使用する入出力信号）
送出電力	端末設備等規則第14条に示す送出電力

別表3 デジタル加入通信サービスにおける基本的な技術的事項

1 物理的条件及び相互接続回路の条件

(1) 第1種デジタル加入通信サービス（基本インタフェース）

項 目	内 容	
	当社が回線接続装置を提供しない場合	
物理的条件	2線式インタフェース	
相互接続回路	TTC標準JT-G961 準拠	

(2) 第2種デジタル加入通信サービス（1次群速度インタフェース）

項 目	内 容				
	当社が回線接続装置を提供しない場合				当社が回線接続装置を提供する場合
	配線設備を提供しない場合		配線設備を提供する場合		
物理的条件	コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は 2心光ファイバコネクタ (注1) ケーブル SM 型光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA 10/125 準拠)		コネクタ F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)		8ピンコネクタ (ISO 標準 IS10173 準拠) 又は ネジ止め (注2)
相互接続回路	伝送速度	符号形式	使用中心波長	光出力 (平均値)	TTC標準 JT-I431 準拠
	1544キロビット/秒	CMI 符号	1.31μm	-7dBm 以下	

(注1) 2心式ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・光学的結合方式 : バットジョイント方式
- ・機械的結合方式 : プラグ (接栓) - アダプタープラグ方式
- ・光ファイバ整列方式 : フェルールに形成した2個のガイドピン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式のものである。

(注2) 回線接続装置と屋内配線との接続における物理的条件である。

2 通信用電力の供給条件

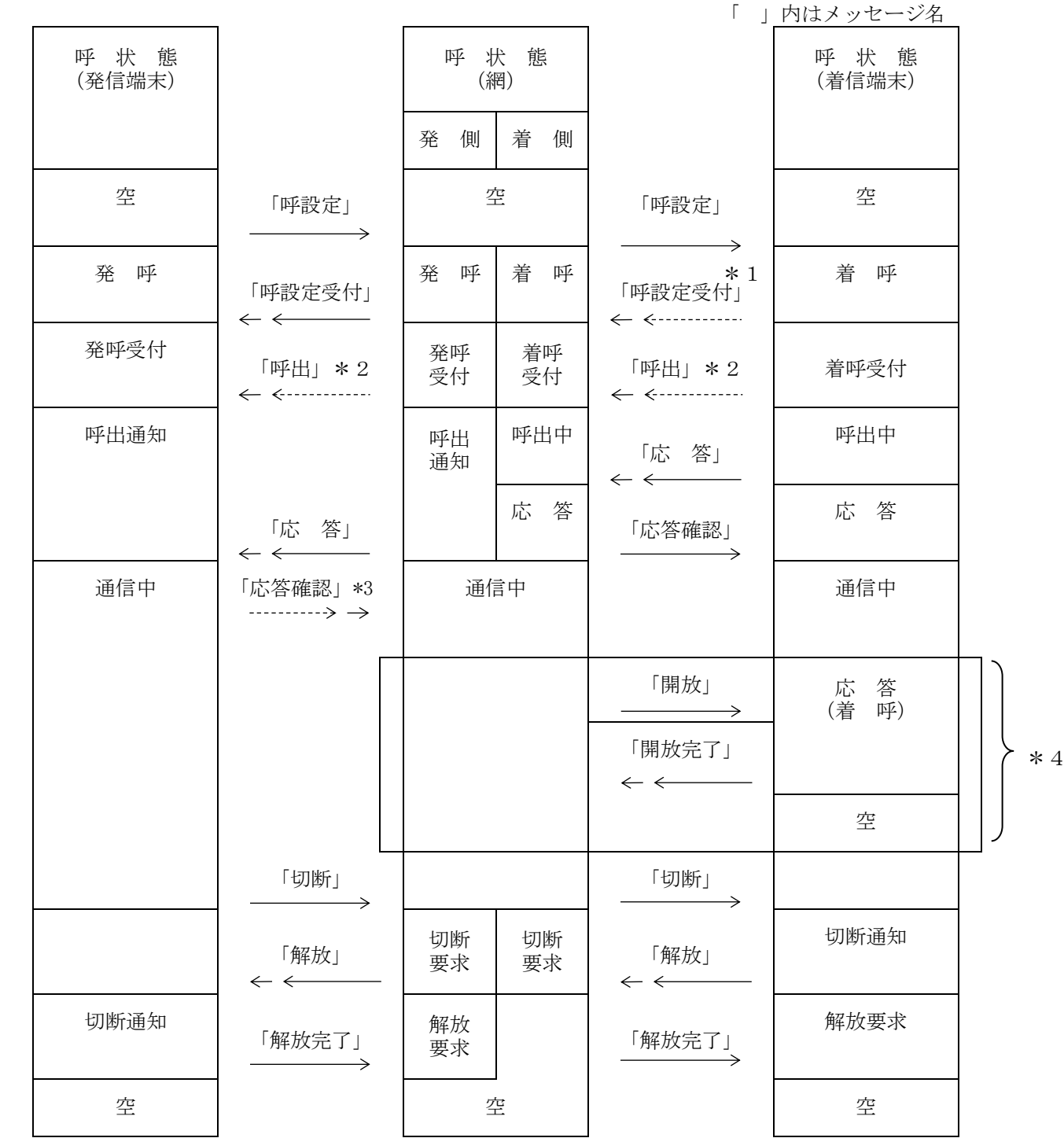
(1) 第1種デジタル加入通信サービス（基本インタフェース）

規定項目		規定内容	規定条件
当社が回線接続装置を提供しない場合	給電電流	39mA±10%	電気通信回線設備と回線接続装置の接続点において
	給電電圧	最大 63V	
当社が回線接続装置を提供する場合	給電電力	最大 420mW	回線接続装置と回線接続装置以外の端末機器の接続点において
	給電電圧	40V +5% -15%	

(2) 第2種デジタル加入通信サービス（1次群速度インタフェース）

事業用電気通信設備からは電力を供給しません。

3 基本的な論理接続条件
(1) 回線交換サービス



- * 1 : 「呼設定」の応答として、即時に「呼出」又は「応答」を返せる端末は、「呼設定受付」を返す必要はない。
- * 2 : 「呼設定」の応答又は「呼設定受付」の次に、即時に「応答」を返せる端末は、「呼出」を返す必要はない。
- * 3 : 端末からの「応答確認」メッセージはオプションである。
- * 4 : バス接続の端末で、網が「応答確認」を送出しなかった端末への対応を示す。
- 4 その他
契約者の要望、トラヒック条件その他の事由により、1、2及び3以外の条件によることがあります。

附 則

(実施月日)

この約款は、昭和 62 年 9 月 4 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、昭和 63 年 2 月 19 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、昭和 63 年 8 月 8 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成元年 1 月 17 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成元年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成元年 2 月 24 日から実施します。

附 則

(実施月日)

1 この改正規定は、平成元年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成 2 年 3 月 19 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成 2 年 7 月 11 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成 2 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成 3 年 3 月 19 日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成 3 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施月日)

1 この改正規定は、平成 3 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているメンバーズフリーコール機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による0088コレクトコールS機能とみなします。

附 則

(実施月日)

- 1 この改正規定は、平成3年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている登録式中継電話の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により当社とN-I D式中継電話サービスの契約を締結したものとみなします。

この場合、改正前の規定により当社と締結した登録式中継電話の中継電話契約者で協定事業者の契約者回線を設置していない者は、協定事業者の契約者回線を設置し、その協定事業者の契約者回線により中継電話サービスを受けているものとみなします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった工事費については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施月日)

- 1 この改正規定は、平成3年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているメンバーテレホン機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定によるメンバーズコールS機能とみなします。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成4年4月1日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成4年4月29日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成4年6月10日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成4年6月19日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成4年7月1日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成5年7月26日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成5年10月19日から実施します。

附 則

(実施月日)

- 1 この改正規定は、平成5年11月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に通話中の中継電話サービスの通話については、その通話の開始にさかのぼって、改正規定実施後の通話料金を適用します。

ただし、この場合、改正規定実施前の料金に換算した料金額（その通話に接続する他社相互接続通話の料金額を含みます。以下この附則において同じとします。）を上回るときは、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前に第46条（責任の制限）第1項及び料金表第1表料金第1通話料金1適用(9)セの適用を受ける事由が生じたときは、なお従前のとおりとします。
- 5 料金表第1表料金第1通話料金1適用(9)シの適用に関し、この改正規定実施前の約款の適用を受ける通話料金の算定は、なお従前のとおりとします。
- 6 第31条（通話料金の支払義務）第2項及び第46条（責任の制限）第2項の規定の適用に関し、この改正規定実施前の約款の適用を受けた通話における通話料金の算定は、改正規定実施前の料金に換算した料金額をもとに行うものとします。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成5年12月25日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成6年8月1日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成6年12月20日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成7年5月1日から実施します。

附 則

（実施月日）

- 1 この改正規定は、平成7年8月25日から実施します。
（課金先分割機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が課金先分割機能の試験サービスに関する契約約款の規定により締結している課金先分割機能は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により締結した課金先分割機能に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に課金先分割機能の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い又は支払わなければならない通話料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成7年10月1日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成8年1月20日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成8年3月19日から実施します。

附 則

（実施月日）

この改正規定は、平成8年3月25日から実施します。

附 則

(実施月日)

- 1 この改正規定は、平成8年4月30日から実施します。
(I D式中継電話サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結しているI D式中継電話サービスの中継電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による市外中継電話サービスの中継電話契約とみなします。
(N－I D式中継電話サービスに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により締結しているN－I D式中継電話サービスの中継電話契約に関する提供条件については、なお従前のとおりとします。
(フリーコール機能に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているフリーコール機能に関する提供条件については、次のとおりとします。

種 類		提 供 条 件
フリーコール機能	あらかじめ利用者（付加機能の提供を受ける中継電話契約者をいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに指定されたサービス番号を利用して行った相互接続通話を、あらかじめ利用者が登録した協定事業者の契約者回線の電話番号又は契約者回線番号（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に着信させるとともに、その相互接続通話の通話料金をその利用者に課金する機能をいいます。	(1) 協定事業者の契約者回線を設置している中継電話契約者が、当該サービスを利用して行う通話を接続する回線として、その協定事業者の契約者回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の中継電話契約ごとに1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 当社は、中継電話契約者の請求があった場合には、前号の規定にかかわらず、複数の中継電話契約に1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、サービスコード又は会員コードを変更することがあります。 (5) (4)の規定により、サービスコード又は会員コードを変更する場合には、あらかじめそのことを中継電話契約者にお知らせします。 (6) 利用者は、着信させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (7) 登録できる登録電話番号は1のサービス番号ごとに2まで、更に、それぞれの登録電話番号ごとに2までとします。 (8) 登録電話番号は、単位料金区域ごとに（技術上支障のない場合には、協定事業者の収容区域ごとに）登録することができます。この場合、単位料金区域又は協定事業者の収容区域は100以内のグループにまとめていただきます。 (9) 登録電話番号は、時間別、日別、曜日別、月別に登録することができます。 (10) この機能を利用して行った通話の通話料金の支払いを要する者は、その機能を利用している中継電話契約者としてします。 (11) 利用者は、この機能を利用して公衆電話の電話機から、通話を行うことができます。この場合において、この機能を利用して行った通話の料金に関する取扱いは、中継電話サービスに係るものを適用します。

- 5 フリーコール機能に関する料金及び工事費の適用については、次のとおりとします。
 - (1) 付加機能使用料
付加機能使用料の額は次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

区 分	単 位	料金額（月額）
フリーコール機能	1の中継電話契約者ごとに	1, 200円

(2) 工事費

工事費の額は次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

区 分	単 位	工事費の額
登録電話番号の変更に関する工事	1の番号ごとに	150円

- 6 フリーコール機能の提供を受けている中継電話契約者が、サーキットセイバー又はアカウントセイバーの適用を受けているときは、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成8年5月1日から実施します。

附 則

(実施月日)

この改正規定は、平成8年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成8年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における回線群に係る通話料金の特別課金機能の提供を受けている協定事業者の契約者回線については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による全時間帯における同一構内等にある回線群に係る通話料金の特別課金機能の提供を受けている協定事業者の契約者回線に移行したものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成8年10月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社がダイレクト電話の試験サービスに関する契約約款の規定により締結しているダイレクト電話契約（ダイレクトアクセスサービスに係るものとします。）は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により締結したダイレクト電話契約（ダイレクトアクセスサービスに係るものとします。）とみなします。
- 3 この改正規定実施前にダイレクト電話の試験サービスに関する契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたダイレクト電話サービスの試験サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成8年11月1日から実施します。

(契約約款の廃止)

- 2 端末電話サービス契約約款は廃止します。

(端末電話サービス契約約款の経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、廃止前の端末電話サービス契約約款の規定により当社と締結している端末電話契約（臨時端末電話契約も含みます。）は、この改正規定実施の日において、この約款の規定による端末電話契約を締結したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に、廃止前の端末電話サービス契約約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 5 この改正規定実施前に、廃止前の端末電話サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 6 この改正規定実施の際現に、廃止前の端末電話サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(全時間帯における同一構内等にある回線群に係る通話料金の特別課金機能に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供している全時間帯における同一構内等にある回線群に係る通話料金の特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話料金の適用については、第72条（通話料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 料 金 の 適 用									
全時間帯における同一構内等にある回線群に係る通話料金の特別課金機能の適用	ア 全時間帯における同一構内等にある回線群に係る通話料金の特別課金機能（以下「アカウントセイバー」といいます。）とは、電話契約者の選択により、電話契約者の申し出た同一ロケーション（契約者回線等の終端の場所であって、同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下この欄において同じとします。）にある電話契約の名義を同一とする契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、(2)（アカウントセイバーに係る料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における通話（ダイヤルアップ通話及びダイレクトパックに係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。）の通話料金を料金月単位に累計し、その累計した通話料金額（以下この欄において「通話料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 イ アカウントセイバーは、通話の料金明細内訳を記録している電話契約者（市外中継電話サービス又はダイレクトアクセスサービスの電話契約者（協定事業者の契約回線が協定事業者の提供する総合デジタル通信サービスの契約者回線である中継電話契約者を除きます。））に限り、以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等についてファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、サークルセイバーの適用又はモーストセイバーの適用を受けているときは、アカウントセイバーの適用を受けることはできません。 ウ アカウントセイバーには次表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>サービスの内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) アカウントセイバー10</td><td>定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額を割引くもの</td></tr> <tr> <td>(イ) アカウントセイバー15</td><td>定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割引くもの</td></tr> <tr> <td>(ウ) アカウントセイバー20</td><td>定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額を割引くもの</td></tr> </tbody> </table> エ アカウントセイバーの適用の対象となる通話は、次の付加機能を利用した通話以外のものに限ります。 (ア) 課金先分割機能を利用して着信した通話 (イ) その通話において課金先分割機能を利用した電話契約者への通話 オ アカウントセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに一括して請求します。 カ 当社は、次の場合を除いて、電話契約者の割引選択回線群への申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、電話契約者は、割引選択回線群を構成する契約者回線等の中から、アカウントセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。	種 類	サービスの内容	(ア) アカウントセイバー10	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額を割引くもの	(イ) アカウントセイバー15	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割引くもの	(ウ) アカウントセイバー20	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額を割引くもの
種 類	サービスの内容								
(ア) アカウントセイバー10	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額を割引くもの								
(イ) アカウントセイバー15	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割引くもの								
(ウ) アカウントセイバー20	定額料金の支払いがあることを条件に、通話料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額を割引くもの								

- (ア) その申出のあった契約者回線等に係る電話契約の名義が代表契約者回線に係る電話契約の名義と異なるとき。
 - (イ) その申出のあった契約者回線等のロケーションが代表契約者回線のロケーションと異なるとき。
 - (ウ) その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、代表契約者回線の電話契約者の承認が得られないとき。
 - (エ) 代表契約者回線の電話契約者が、アカウントセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- キ アカウントセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとし、アカウントセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのアカウントセイバーを適用します。
- ク 代表契約者回線の電話契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引選択回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、カ（エ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- ケ 当社は、アカウントセイバーの取扱いを受けている電話契約者の契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、アカウントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、アカウントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) アカウントセイバーの取扱いを受けている電話契約者の電話契約の解除があったとき。
 - (イ) アカウントセイバーの取扱いを受けている電話契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号が変更になったとき。
 - (ウ) アカウントセイバーの取扱いを受けている電話契約者の電話サービスの種類が、変更になったとき。
 - (エ) アカウントセイバーの取扱いを受けている中継電話契約者の協定事業者の契約者回線が、協定事業者の提供する総合デジタル通信サービスの契約者回線へ変更になったとき。
 - (オ) アカウントセイバーの取扱いを受けている電話契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- コ 電話契約者が、アカウントセイバーを選択している場合であって、そのアカウントセイバーの種類を変更する場合においては、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月から、変更後の種類のアカウントセイバーを適用します。
- サ 電話契約者が、アカウントセイバーを選択している場合であって、その割引選択回線群について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりアカウントセイバーを適用します。
- ただし、その電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりアカウントセイバーを適用します。
- シ アカウントセイバーを選択した電話契約者は、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるアカウントセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- ス アカウントセイバーを選択した電話契約者は、アカウントセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、アカウントセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるアカウントセイバーの取扱いは行いません。

セ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もアカウントセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりアカウントセイバーを適用します。

ソ 電話契約者の責めによらない理由により、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、電話契約者が電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1の料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するアカウントセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。

タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

チ アカウントセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。

ツ 通話料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、第87条（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

テ 代表契約者回線の電話契約者が、アカウントセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、アカウントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。

ト テの規定によりアカウントセイバーの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話料金を算出して、その電話契約者に請求します。この場合において、電話契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、テに規定する支払期日を基に計算します。

ナ 当社は、トの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等1回線あたりに係る通話の通話料金} \\ = \frac{\text{アカウントセイバーに係る定額料金}}{\text{割引選択回線群を構成する契約者回線等の総回線数}} + \left(\frac{\text{アカウントセイバーの適用前の当該契約者回線等に係る通話の通話料金}}{\text{アカウントセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話料金}} \times \frac{\text{アカウントセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通話料金}}{\text{アカウントセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話料金}} \right) \end{array}$$

（注）アカウントセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通話料金が0円あった場合は、カッコ内を0円として計算します。

ニ ナの場合において、アカウントセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、ナに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話の通話料金に加算するものとします。

(2) アカウントセイバーに係る料金額

次表に定める一定の料金額に割引後の通話料金を加算した額とします。

種 類	単 位	料金額（月額）
アカウントセイバー10	1の割引選択回線群ごとに	4,000円
アカウントセイバー15	1の割引選択回線群ごとに	12,000円
アカウントセイバー20	1の割引選択回線群ごとに	40,000円

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成8年12月1日から実施します。
(その他)
- 2 平成8年11月1日実施の附則第7項第1号の欄中イただし書きについて、「ファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、サークルセイバーの適用又はモーストセイバーの適用を受けているとき」を「ライターセイバーの適用、ファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、サークルセイバーの適用又はモーストセイバーの適用を受けているとき」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年2月3日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通話中のダイレクト通話については、その通話の開始にさかのぼって、改正規定実施後の通話料金を適用します。
ただし、この場合、改正規定実施前の料金に換算した料金額を上回るときは、なお従前のとおりとします。
- 4 第72条（通話料金の支払義務）第2項及び第96条（責任の制限）第2項の規定の適用に関し、この改正規定実施前の約款の適用を受けたダイレクト通話における通話料金の算定は、改正規定実施前の料金に換算した料金額をもとに行うものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。
(中継電話等契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

中継電話契約 I D式中継電話契約 市外中継電話契約 V P N中継電話契約 登録式中継電話契約 旧パーソナルコール契約 旧フリーコール契約	中継電話等契約 I D式中継電話等契約 市外中継電話等契約 V P N中継電話等契約 登録式中継電話等契約 パーソナルコール契約 フリーコール契約

(消費税相当額に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前から継続して提供しているものであって、同日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 6 平成8年11月1日実施の附則第7項の「通話料金」を「通話等料金」、「通話」を「通話等」、「ダイヤルアップ通話」を「ダイヤルアップ通話等」、「電話契約者」を「電話等契約者」、「電話契約」を「電話等契約」、「電話サービス」を「電話サービス等」及び「電話番号」を「電話番号又は契約者回線番号」に改めます。

- 7 同附則第7項第1号の欄中イただし書きについて、「(市外中継電話サービス又はダイレクトアクセスサービスの電話契約者(協定事業者の契約者回線が協定事業者の提供する総合デジタル通信サービスの契約者回線である中継電話契約者を除きます。))に限ります。以下この欄において同じとします。)」とあるのを、「(市外中継電話サービス等の中継電話契約者又はダイレクトアクセスサービスのダイレクト電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。))」に改めます。
- 8 同附則第7項第1号の欄中ケただし書きについて、「(エ) アカウントセイバーの取扱いを受けている中継電話契約者の協定事業者の契約者回線が、協定事業者の提供する総合デジタル通信サービスの契約者回線へ変更になったとき。」を削除し、「(オ)」を「(エ)」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりスーパーセイバー又はコーラーセイバーの割引代表回線の電話等契約者となっているものについては、この改正規定実施の日に、改正後の規定による条件を満たしているものとみなします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における内線相互通話等機能を利用する回線群に係る通話等料金の特別課金機能の提供を受けている契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による全時間帯における回線群に係る通話等料金の通増型特別課金機能の提供を受けている契約者回線等に移行したものとみなします。

附 則

(平成9年10月1日の取扱い)

- 1 料金表第1通話等料金1適用(9)ウの規定にかかわらず、平成9年10月1日は祝日に準じて取り扱います。

(実施期日)

- 2 この改正規定は、平成9年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。ただし、ライターセイバー、モーストセイバー、クラスターセイバー及びスーパーセイバーに関する規定については、平成9年12月1日から提供するものとします。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている「ID式中継電話等契約」、「市外中継電話等契約」及び「登録式中継電話等契約」は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と、それぞれ「中継電話等契約」、「一般中継電話等契約」及び「登録電話等契約」を締結したものとみなします。
(旧日本国際通信株式会社の国際電話サービス契約約款の廃止)

- 3 旧日本国際通信株式会社の国際電話サービス契約約款(以下「旧国際電話サービス契約約款」といいます。)は、廃止します。

(旧国際電話サービス契約約款の契約に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。この場合、この改正規定実施の日において、中継電話等契約者が、国際電話サービス契約約款で定める国際電話サービスに係る国際電話利用契約を締結している場合の国際通話については、中継電話サービスとして提供します。

中継電話等契約を締結していて、旧国際電話サービス契約約款において、国際電話利用契約を締結していないもの 中継電話等契約及び旧国際電話サービス契約約款における国際電話利用契約を締結していて、当社クレジットカード番号を利用するクレジット通話をうけているもの 旧国際電話サービス契約約款において、その約款に附帯するクレジット自動通話サービス利用規則に基づく契約を締結していて、当社クレジットカード番号を利用するクレジット通話をうけているもの 旧国際電話サービス契約約款において、国際電話サービスの一般クレジットカード番号を利用するクレジット通話をうけているもの 中継電話等契約及び旧国際電話サービス契約約款における国際電話利用契約を締結していて、料金着信払自動通話機能（統一番号機能を含みます。）を利用しているもの 中継電話等契約及び旧国際電話サービス契約約款における国際電話利用契約を締結していて、コレクト指名通話をうけているもの 旧国際電話サービス契約約款において、国際電話加入契約を締結しているもの 旧国際電話サービス契約約款において、国際電話利用契約を締結しているもの 旧国際電話サービス契約約款において、移動体利用契約を締結しているもの 旧国際電話サービス契約約款において、その約款に附帯する特別業務（この欄において規定のあるものは除きます。）に基づく契約を締結しているもの 旧国際電話サービス契約約款において、国際電話サービスのプリペイドカードを利用するプリペイド自動通話をうけているもの	中継電話等契約を締結していて、別表1（付加機能）に定める限定通話等機能を利用しているもの 中継電話等契約を締結していて、別表1（付加機能）に定める国際クレジットコール機能を利用しているもの 登録電話サービス等のパーソナルコールサービス等に係る登録電話等契約 コーリングサービスの利用 中継電話等契約を締結していて、別表1（付加機能）に定める国際コレクトコール機能を利用しているもの 中継電話等契約を締結していて、コレクト指名通話機能を利用しているもの ダイレクト電話契約の特定ダイレクト電話サービス（附則別表2に定める地域（以下「加入区域」といいます。）において、加入契約者回線（当社が設置した加入契約者回線とします。以下同じとします。）を使用して国際通話にのみ利用するダイレクト電話サービスをいいます。）に係る契約 国際電話サービス契約約款において、国際電話利用契約を締結しているもの 国際電話サービス契約約款において、移動体利用契約を締結しているもの 国際電話サービス契約約款において、その約款に附帯する特別業務に基づく契約を締結しているもの 国際電話サービス契約約款において、国際電話サービスのプリペイドカードを利用するプリペイド自動通話をうけているもの

（特定ダイレクト電話サービスに係るダイレクト電話契約に関する経過措置）

- 5 この改正規定実施の際現に、当社と締結している特定ダイレクト電話サービスに係るダイレクト電話契約については、次に掲げるものを除いて、ダイレクトアクセスサービスの場合に準ずるものとします。
- (1) 加入契約者番号（本邦に着信する国際通話の着信先又は国際通話に係る通話料金の課金先を識別するための数字をいいます。以下同じとします。）は、1の加入契約者回線ごとに、当社が指定します。
 - (2) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入契約者番号を変更することがあります。

- (3) 前項の規定により、加入契約者番号を変更する場合には、あらかじめそのことをダイレクト電話契約者にお知らせします。
- (4) ダイレクト電話契約者は、その加入契約者回線について、2線式と4線式の区別の変更の請求をすることができます。
- (5) 当社は、前項の請求があったときは、第38条（ダイレクト電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- (6) ダイレクト電話契約に基づいて当社からダイレクト電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
- (この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 6 この改正規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 7 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している国際加入電話契約に係る国際電話サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 8 この改正規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱い、全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特別課金機能、全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能及び全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置)
- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供している利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱い、全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特別課金機能、全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能及び全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、改正後のライターセイバー、モーストセイバー、クラスタセイバー及びスーパーセイバーに準ずるものとします。

通 話 等 料 金 の 適 用	
全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特別課金機能の適用	ア 全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特別課金機能（以下「旧モーストセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の契約者回線等ごとに、10（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における通話等（国内通話等（アクセス通話等及びダイレクトパックに係る通話を除きます。）に限り、以下この欄において同じとします。）のうち、その料金月における確定市外局番（1の料金月において、1の契約者回線等に係る通話等の通話等料金を、その通話等の着信市外局番ごとに合算し、その通話等料金額が大きい順（通話等料金額が同じであった場合は、当社が指定した順）で当社が決定した、あらかじめ指定された順位までの市外局番をいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線等への通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 イ 旧モーストセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者又はダイレクトアクセスサービスのダイレクト電話契約者に限り、以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。ただし、その契約者回線等についてモーストセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、ファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、サークルセイバーの適用、コーラーセイバーの適用、旧クラスタセイバーの適用又は旧スーパーセイバーの適用を受けているときは、旧モーストセイバーの適用を受けることはできません。

ウ 旧モーストセイバーには次表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	サービスの内容
(ア) 旧モーストセイバー10	定額料金の支払いがあることを条件に、最大3までの確定市外局番に係る契約者回線等への通話等の通話等料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額を割引くもの
(イ) 旧モーストセイバー15	定額料金の支払いがあることを条件に、最大5までの確定市外局番に係る契約者回線等への通話等の通話等料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割引くもの

エ 旧モーストセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

- (ア) 国内コレクトコール機能を利用した通話等
- (イ) 国内コレクトコールS機能を利用した通話等
- (ウ) 課金先分割機能を利用して着信した通話等
- (エ) その通話等において課金先分割機能を利用した電話等契約者への通話等

オ 電話等契約者が、旧モーストセイバーを選択している場合であって、その旧モーストセイバーの種類を変更する場合においては、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月から、変更後の種類の旧モーストセイバーを適用します。

カ 電話等契約者が、旧モーストセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧モーストセイバーを適用します。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件により旧モーストセイバーを適用します。

キ 旧モーストセイバーを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月における旧モーストセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ク 次の場合にはその旧モーストセイバーは終了したものと取り扱います。

- (ア) 旧モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) 旧モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号又は契約者回線番号が変更になったとき。
- (ウ) 旧モーストセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。

ケ 旧モーストセイバーを選択した電話等契約者は、旧モーストセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、旧モーストセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月における旧モーストセイバーの取扱いはい行いません。

コ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月も旧モーストセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧モーストセイバーを適用します。

- サ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1の料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する旧モーストセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。
- シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ス 旧モーストセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。
- セ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、第118条（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能の適用

- ア 全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能（以下「旧クラスタセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、電話等契約者の申し出た一定の場所内（契約者回線等の終端の場所であって、同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内をいいます。以下この欄において「ロケーション」といいます。）にある電話等契約者の名義を同一とする契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等（国内通話等（リルーティング通話のうちの区域内通話、アクセス通話等及びダイレクトバックに係る通話を除きます。））に限ります。以下この欄において同じとします。）の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。
- イ 旧クラスタセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（中継電話等契約者又はダイレクト電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。
- ただし、その契約者回線等についてライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、ファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、サークルセイバーの適用、コーラーセイバーの適用、旧モーストセイバーの適用又は旧スーパーセイバーの適用を受けているときは、旧クラスタセイバーの適用を受けることはできません。
- ウ 旧クラスタセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容	
当該料金月の通話等料金の月間累計額の金額により、その通話等料金の月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。	
通話等料金の月間累計額	割引率
2万円以上10万円未満の場合	10%
10万円以上50万円未満の場合	15%
50万円以上100万円未満の場合	18%
100万円以上の場合	20%

備考

上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに 0.05 を乗じて得た額を割引くものとします。

- エ 旧クラスタセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。
- (ア) 課金先分割機能を利用して着信した通話等
 - (イ) その通話等において課金先分割機能を利用した電話等契約者への通話等
- オ 旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに一括して請求します。
- と異なるとき。
- カ 当社は、次の場合を除いて、電話等契約者の割引選択回線群への申出を承諾します。
- (ア) その申出のあった契約者回線等に係る電話等契約の名義が割引選択回線群を構成する契約者回線等の中から、旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）に係る電話等契約の名義
 - (イ) その申出のあった契約者回線等のロケーションが代表契約者回線のロケーションと異なるとき。
 - (ウ) その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
 - (エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- キ 旧クラスタセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。旧クラスタセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その旧クラスタセイバーを適用します。
- ク 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引選択回線群を構成する代表契約者回線以外の他の 1 の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、カ（エ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- ケ 当社は、旧クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、旧クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、旧クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) 旧クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
 - (イ) 旧クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号又は契約者回線番号が変更になったとき。
 - (ウ) 旧クラスタセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- サ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、第 118 条（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- シ 代表契約者回線の電話等契約者が、旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、旧クラスタセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。

ス シの規定により旧クラスタセイバーの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シに規定する支払期日を基に計算します。

セ 当社は、スの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{ccccc} \text{契約者回線等} & & & & \text{旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金} \\ \text{1 回線あたりに係る通話等の通話等料金} & = & \text{旧クラスタセイバーの適用前の当該契約者回線等に係る通話等の通話等料金} & \times & \frac{\text{旧クラスタセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通話等料金}}{\text{旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金}} \end{array}$$

ソ セの場合において、旧クラスタセイバーの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、セに規定する算式により算出した契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の適用

ア 全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能（以下「旧スーパーセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、電話等契約者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、10（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等（国内通話等（リルーティング通話のうちの区域内通話、アクセス通話等及びダイレクトパックに係る通話を除きます。））に限り、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

イ 旧スーパーセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（中継電話等契約者又はダイレクト電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等についてライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、ファミリーパックの適用、サーキットセイバーの適用、サークルセイバーの適用、コーラーセイバーの適用、旧モーストセイバーの適用又は旧クラスタセイバーの適用を受けているときは、スーパーセイバーの適用を受けることはできません。

ウ 旧スーパーセイバーには次表の 2 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

種 類	サービスの内容
(ア) 旧スーパーセイバー 20	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額を割引くもの
(イ) 旧スーパーセイバー 25	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額を割引くもの

備考

上表による割引のほか、通話等料金の月間累計額の内、オンネット通話等（内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から内線相互通話等機能を利用して行った同一の内線相互通話等回線群に所属する他の契約者回線等への通話等（ホットライン機能及びウォームライン機能を利用して行った通話等を含みます。））をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る部分については、さらに 0.05 を乗じて得た額を割引くものとします。

- エ 旧スーパーセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。
- (ア) 課金先分割機能を利用して着信した通話等
 - (イ) その通話等において課金先分割機能を利用した電話等契約者への通話等
- オ 電話等契約者は、1の割引選択回線群を特定して、その割引選択回線群への構成を申し出ていただきます。
- 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。
- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、旧スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「割引代表回線」といいます。）の電話等契約者の承認が得られないとき。
 - (イ) その申出のあった契約者回線等が割引代表回線と異なる割引選択回線群に属するとき。
 - (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、割引代表回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
- ただし、商法（明治32年法律第48条）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74条）第1条に規定する有限会社である第二種電気通信事業者（事業法第22条第1項の規定による届出をした者及び同法第24条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）が割引代表回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。
- (エ) 割引代表回線の電話等契約者が、旧スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (オ) 割引代表回線の電話等契約者が、第二種電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。
- カ 当社は、オの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- キ 旧スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに割引代表回線の電話等契約者一括して請求します。
- ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、割引代表回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。
- ク 旧スーパーセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。旧スーパーセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その旧スーパーセイバーを適用します。
- ケ 割引代表回線の電話等契約者は、当社に申し出た割引代表回線を、割引選択回線群を構成する割引代表回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、その割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者の承認が得られない場合、又はオ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに割引代表回線として取り扱います。
- コ 当社は、旧スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、旧スーパーセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が割引代表回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、旧スーパーセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。

- (ア) 旧スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) 旧スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号又は契約者回線番号が変更になったとき。
- (ウ) 旧スーパーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- サ 電話等契約者が、旧スーパーセイバーを選択している場合であって、その旧スーパーセイバーの種類を変更する場合においては、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月から、変更後の種類の旧スーパーセイバーを適用します。
- シ 電話等契約者が、旧スーパーセイバーを選択している場合であって、その割引選択回線群について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧スーパーセイバーを適用します。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件により旧スーパーセイバーを適用します。
- ス 旧スーパーセイバーを選択した電話等契約者は、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月における旧スーパーセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- セ 旧スーパーセイバーを選択した電話等契約者は、旧スーパーセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、旧スーパーセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月における旧スーパーセイバーの取扱いは行いません。
- ソ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月も旧スーパーセイバーを適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧スーパーセイバーを適用します。
- タ 電話等契約者の責めによらない理由により、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1の料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する旧スーパーセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。
- チ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ツ 旧スーパーセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。
- テ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、第118条（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- ト 割引代表回線の電話等契約者（割引代表回線の電話等契約者が指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、旧スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、旧スーパーセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- ナ トの規定により旧スーパーセイバーの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、トに規定する支払期日を基に計算します。

ニ 当社は、ナの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ) 以外のとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等} \\ \text{1 回線あたり} \\ \text{に係る通話等} \\ \text{の通話等料金} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{旧スーパーセイバーの適用後の} \\ \text{定額料金を含めた割引選択回線} \\ \text{群に係る通話等} \\ \text{料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{旧スーパーセイバーの} \\ \text{適用前の当該契約者回} \\ \text{線等に係る通話等の通} \\ \text{話等料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{旧スーパーセイバーの} \\ \text{適用前の割引選択回線} \\ \text{群に係る通話等料金} \end{array}}$$

(イ) 旧スーパーセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通話等料金が 0 円のとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等} \\ \text{1 回線あたり} \\ \text{に係る通話等} \\ \text{の通話等料金} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{旧スーパーセイバーに係る定額料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{割引選択回線群を構成する契約者回線等の総回線数} \end{array}}$$

ヌ ニの場合において、旧スーパーセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話等料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、ニに規定する算式により算出した契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引代表回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

10 旧モーストセイバー及び旧スーパーセイバーに関する料金の適用については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(1) 旧モーストセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

種 類	単 位	料金額 (月額)
旧モーストセイバー 1 0	1 の契約者回線等ごとに	1 0 0 円
旧モーストセイバー 1 5	1 の契約者回線等ごとに	2 0 0 円

(2) 旧スーパーセイバーに係るもの

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

種 類	単 位	料金額 (月額)
旧スーパーセイバー 2 0	1 の割引選択回線群ごとに	2 5 0, 0 0 0 円
旧スーパーセイバー 2 5	1 の割引選択回線群ごとに	5 0 0, 0 0 0 円

(特別課金機能に関するその他の経過措置)

11 この改正規定実施の際現に、ライターセイバーの適用を受けている電話等契約者は、当分の間、当社が別に定める特別課金機能の適用を受けることができません。

(旧国際電話サービス契約約款に規定する料金の取扱いに関する経過措置)

12 この改正規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している特定ダイレクト電話サービスに係る契約料の取扱いは、第 107 条（登録料の支払義務）の規定によるほか、次に定める額に消費税相当額を加算した額とし、月額料金の取扱いは、第 105 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか、次に定める額に消費税相当額を加算しない額とします。

(1) 契約料

区 分	単 位	料金額
特定ダイレクト電話サービス	加入契約者回線 1 回線ごとに	8 0 0 円

(2) 基本料

区 分	単 位	料金額 (月額)
特定ダイレクト電話サービス	加入契約者回線 1 回線ごとに	20,000円

(3) 加算額

料金種別	単 位	料金額 (月額)
区域外線路加入契約者回線料	加入区域外の加入契約者回線 1 回線ごとに	当社が別に算定する額

(4) 付加機能使用料

区 分	単 位	料金額 (月額)
国際短縮ダイヤル機能	1 の機能ごとに	500円
国際ダイヤルイン機能	1 の機能ごとに	500円
国際ホットライン機能	1 の機能ごとに	200円

- 13 この改正規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している特定ダイレクト電話サービスに係る工事に関する費用の取扱いは、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(1) 適用

(1) 施設設置負担金の適用	加入契約者回線の設置（加入契約者回線の移転によりその加入契約者回線を提供する第1種電気通信事業者が変更となる場合を含みます。）、加入契約者回線の移転又は加入契約者回線の2線式から4線式への区別の変更の場合に適用します。
(2) 線路設置費の適用	加入契約者回線の終端が加入区域外となる場合（移転後の加入契約者回線の終端が加入区域外となる場合を含みます。）に適用します。

(2) 施設設置負担金の額

区 分	施設設置負担金の額
加入契約者回線の設置又は移転に係る工事	その加入契約者回線を第1種電気通信事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される施設設置負担金（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）相当額
加入契約者回線の2線式から4線式への区別の変更に係る工事	その加入契約者回線を第1種電気通信事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される専用回線及び配線の2線式から4線式への区別の変更に係る施設設置負担金相当額

(3) 線路設置費の額

区 分	線路設置費の額
加入契約者回線の設置又は移転に係る工事	その加入契約者回線を第1種電気通信事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される線路設置費相当額

（旧国際電話サービス契約約款に規定する特別課金機能に関する経過措置）

- 14 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している次の表の左の欄の特別課金機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の特別課金機能と読み替えるものとします。

特別課金機能 1	指定時間帯における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能
特別課金機能 2	指定時間帯における単回線に係る通話料金の特別課金機能におけるラインセイバーⅠ
特別課金機能 2－2	指定時間帯における単回線に係る通話料金の特別課金機能におけるラインセイバーⅡ
特別課金機能 3	一定時間内における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能
特別課金機能 4	全時間帯における確定電話番号に係る通話料金の特別課金機能
特別課金機能 5	全時間帯における通話料金の還元に係る特別課金機能
特別課金機能 6－1	回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能におけるデュアルセイバーⅠ
特別課金機能 6－2	回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能におけるデュアルセイバーⅡ
特別課金機能 6－3	回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能におけるデュアルセイバーⅢ

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 15 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 9 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 9 年 11 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 9 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 9 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 9 年 11 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 9 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年1月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年1月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通話中の発信国外非自動通話については、その通話の開始にさかのぼって、改正規定実施後の通話料金を適用します。

ただし、この場合、改正規定実施前の料金に換算した料金額を上回るときは、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年2月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

(全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の特別課金機能の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（その改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、その改正規定実施の日とします。）において、改正後のこの約款の規定による全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの提供を受けている電話等契約

者に移行したものとみなします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の特別課金機能に関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 1 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 2 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、スペインについては平成 10 年 3 月 20 日から、ブラジルについては平成 10 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 4 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 4 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 5 月 6 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 4 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から実施します。
(全時間帯における確定電話番号に係る通話料金の特別課金機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における確定電話番号に係る通話料金の特別課金

機能（以下「旧アドレスセイバー」といいます。）の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（その改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、その改正規定実施の日とします。）において、改正後のこの約款の規定による全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。

この場合において、旧アドレスセイバーが適用される3の料金月について残余の料金月があるとき、その残余の料金月に対応する旧アドレスセイバーに係る定額料金を返還します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった旧アドレスセイバーに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している指定時間帯における単回線に係る通話料金の特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

（1）適用

通話等料金の適用については、第104条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

指定時間帯における単回線に係る通話料金の特別課金機能の適用

ア 指定時間帯における単回線に係る通話料金の特別課金機能（以下「ラインセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の契約者回線等ごとに、(2)（ラインセイバーに係る料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、指定時間帯における1の契約者回線等に係る国際通話の通話料金について、(2)（ラインセイバーに係る料金額）に規定する料金額を適用することをいいます。

イ ラインセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービスの中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等についてモーストセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、カントリーセイバーの適用、イニシャルパックの適用、アドレスセイバーの適用、クーポンセイバーの適用又はデュアルセイバーの適用を受けているときは、ラインセイバーの適用を受けることはできません。

ウ ラインセイバーには、次表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	サービスの内容
ラインセイバーⅠ	定額料金の支払いがあることを条件に、指定時間帯における通話料金について、(2)（ラインセイバーに係る料金額）（イ）に定める通話料金を適用するもの
ラインセイバーⅡ	定額料金の支払いがあることを条件に、指定時間帯における通話料金について、(2)（ラインセイバーに係る料金額）（ウ）に定める通話料金を適用するもの

エ ラインセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

（ア） 国際コレクトコール機能を利用した通話等

（イ） 国際クレジットコール機能を利用した通話等

オ ラインセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。ラインセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのラインセイバーを適用します。

カ 電話等契約者が、ラインセイバーを選択している場合であって、そのラインセイバーの種類を変更する場合においては、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月から、変更後の種類のラインセイバーを適用します。

- キ 電話等契約者が、ラインセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりラインセイバーを適用します。
ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりラインセイバーを適用します。
- ク ラインセイバーを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて通話を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるラインセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。
ただし、料金表又は約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- ケ 次の場合にはそのラインセイバーは終了したものとして取り扱います。
（ア） ラインセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
（イ） ラインセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転等に伴い当該電話番号又は契約者回線番号が変更になったとき。
（ウ） ラインセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービスの種類が、変更になったとき。
- コ ラインセイバーを選択した電話等契約者は、ラインセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、ラインセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
ただし、1の料金月を通じて通話を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるラインセイバーの取扱いは行いません。
- サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もラインセイバーを適用します。
なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりラインセイバーを適用します。
- シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった暦日に属するすべての指定時間帯についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった日数（1の暦日の倍数である部分に限ります。）について、1の暦日ごとに日数を計算し、その日数に対応するラインセイバーに係る定額料金については、電話等契約者の請求により、減額又は返還します。
- ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- セ シの規定により得た額に1円未満の端数が生じたときは、約款第 116 条（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(2) ラインセイバーに係る料金額

（ア）に定める一定の料金額に（イ）又は（ウ）に定める通話料金を加算した額とします。

（ア） 定額料金に係るもの

種 類	単 位	料金額（月額）
ラインセイバーⅠ	1の契約者回線等ごとに	2, 0 0 0 円
ラインセイバーⅡ	1の契約者回線等ごとに	1, 0 0 0 円

(イ) ラインセイバー I に係るもの

① 自動通話に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに	最初の 1 分 まで 6 秒ま でごとに	最初の 1 分 経過後 6 秒 までごとに
アジア I	25	13	19	10	—	—
アジア II	26	16	20	13	—	—
アジア III	29	19	23	15	—	—
アジア IV	29	19	23	15	—	—
アジア V	32	25	26	20	—	—
アジア VI	37	29	30	23	—	—
アメリカ I	19	11	15	9	—	—
アメリカ II	19	11	15	9	—	—
アメリカ III	29	19	23	16	—	—
アメリカ IV	35	28	28	22	—	—
アメリカ V	36	28	29	22	—	—
アメリカ VI	34	28	28	22	—	—
アメリカ VII	36	28	29	22	—	—
ヨーロッパ I	30	20	24	17	—	—
ヨーロッパ II	31	20	24	17	—	—
ヨーロッパ III	32	25	26	20	—	—
大洋州 I	19	11	15	9	—	—
大洋州 II	30	17	24	13	—	—
大洋州 III	30	17	24	13	—	—
大洋州 IV	30	17	24	13	—	—
大洋州 V	31	20	24	17	—	—
アフリカ I	38	29	31	23	—	—

② 発信国外交換非自動通話に係るもの

a 指名通話に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分まで	追加1分までごとに	最初の1分まで	追加1分までごとに	最初の1分まで	追加1分までごとに
アジア I	1,000	130	940	100	—	—
アジア II	1,000	160	950	130	—	—
アジア III	1,030	190	980	150	—	—
アジア IV	1,030	190	980	150	—	—
アジア V	1,070	250	1,000	200	—	—
アジア VI	1,120	290	1,040	230	—	—
アメリカ I	930	110	890	90	—	—
アメリカ II	930	110	890	90	—	—
アメリカ III	1,030	200	980	160	—	—
アメリカ IV	1,100	280	1,020	220	—	—
アメリカ V	1,110	280	1,030	220	—	—
アメリカ VI	1,090	280	1,020	220	—	—
アメリカ VII	1,110	280	1,030	220	—	—
ヨーロッパ I	1,040	200	990	170	—	—
ヨーロッパ II	1,050	200	990	170	—	—
ヨーロッパ III	1,070	250	1,000	200	—	—
大洋州 I	930	110	890	90	—	—
大洋州 II	1,040	170	990	130	—	—
大洋州 III	1,040	170	990	130	—	—
大洋州 IV	1,040	170	990	130	—	—
大洋州 V	1,050	200	990	170	—	—
アフリカ I	1,130	290	1,050	230	—	—

(ウ) ラインセイバーⅡに係るもの

① 自動通話に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに
アジアⅠ	26	13	20	10	—	—
アジアⅡ	27	16	21	13	—	—
アジアⅢ	29	19	24	15	—	—
アジアⅣ	29	19	24	15	—	—
アジアⅤ	33	26	27	21	—	—
アジアⅥ	38	29	30	24	—	—
アメリカⅠ	19	11	15	10	—	—
アメリカⅡ	19	11	15	10	—	—
アメリカⅢ	29	20	24	16	—	—
アメリカⅣ	36	29	29	23	—	—
アメリカⅤ	37	29	29	23	—	—
アメリカⅥ	35	29	29	23	—	—
アメリカⅦ	37	29	29	23	—	—
ヨーロッパⅠ	30	21	25	17	—	—
ヨーロッパⅡ	31	21	25	17	—	—
ヨーロッパⅢ	33	26	27	21	—	—
大洋州Ⅰ	19	11	15	10	—	—
大洋州Ⅱ	30	17	25	13	—	—
大洋州Ⅲ	30	17	25	13	—	—
大洋州Ⅳ	30	17	25	13	—	—
大洋州Ⅴ	31	21	25	17	—	—
アフリカⅠ	39	29	31	24	—	—

② 発信国外交換非自動通話に係るもの

a 指名通話に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の 1 分 まで	追加 1 分ま でごとに	最初の 1 分 まで	追加 1 分ま でごとに	最初の 1 分 まで	追加 1 分ま でごとに
アジア I	1,020	130	960	100	—	—
アジア II	1,030	160	970	130	—	—
アジア III	1,050	190	1,000	150	—	—
アジア IV	1,050	190	1,000	150	—	—
アジア V	1,090	260	1,030	210	—	—
アジア VI	1,140	290	1,060	240	—	—
アメリカ I	950	110	910	100	—	—
アメリカ II	950	110	910	100	—	—
アメリカ III	1,050	200	1,000	160	—	—
アメリカ IV	1,120	290	1,050	230	—	—
アメリカ V	1,130	290	1,050	230	—	—
アメリカ VI	1,110	290	1,050	230	—	—
アメリカ VII	1,130	290	1,050	230	—	—
ヨーロッパ I	1,060	210	1,010	170	—	—
ヨーロッパ II	1,070	210	1,010	170	—	—
ヨーロッパ III	1,090	260	1,030	210	—	—
大洋州 I	950	110	910	100	—	—
大洋州 II	1,060	170	1,010	130	—	—
大洋州 III	1,060	170	1,010	130	—	—
大洋州 IV	1,060	170	1,010	130	—	—
大洋州 V	1,070	210	1,010	170	—	—
アフリカ I	1,150	290	1,070	240	—	—

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 6 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 6 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 6 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から実施します。
(全時間帯における加入契約者回線からの一定時間内に係る通話料金の特別課金機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における加入契約者回線からの一定時間内に係る通話料金の特別課金機能の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（その改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、その改正規定実施の日とします。）において、改正後のこの約款の規定による全時間帯における加入契約者回線からの一定時間内に係る通話料金の特別課金機能の提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった全時間帯における加入契約者回線からの一定時間内に係る通話料金の特別課金機能に関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった工事に関する費用その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 6 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 8 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 8 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 10 年 11 月 1 日から実施します。

(国際電話サービス契約約款における国際公衆電話設備に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の国際電話サービス契約約款の規定により国際公衆電話設備を利用して提供している国際電話サービスは、この改正規定実施の日において、この約款に規定する公衆電話サービスに移行したものとみなします。

(国際電話サービス契約約款における第 1 種プリペイドカードに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の国際電話サービス契約約款の規定により国際公衆電話設備を利用するために販売された第 1 種プリペイドカードについては、この改正規定実施の日において、この約款の規定により販売された第 1 種プリペイドカードとみなします。

(クレジット自動通話の経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の国際電話サービス契約約款の規定により当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

中継電話等契約及び国際電話サービス契約約款に定める国際電話利用契約を締結していて、同約款における当社が付与する番号を利用してクレジット自動通話を受けているもの	中継電話等契約を締結していて、別表 1（付加機能）に定める国際クレジットコール機能を利用しているもの
国際電話サービス契約約款における当社が別に定めるクレジット自動通話の利用に係る契約を締結していて、クレジット自動通話を受けているもの（国際電話サービス契約約款に定める国際移動体電話利用契約に係るものを除きます。）	登録電話サービス等のパーソナルコールサービス等に係る登録電話等契約
国際電話サービス契約約款に定める国際移動体電話利用契約を締結していて、同約款における当社が別に定めるクレジット自動通話の利用に係る契約を締結し、クレジット自動通話を受けているもの	国際電話サービス契約約款に定める国際移動体電話利用契約を締結していて、登録電話サービス等のパーソナルコールサービス等に係る登録電話等契約を締結しているもの

(料金等の支払に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 12 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

(全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における一定の場所内にある回線群に係る通話等料金の特別課金機能（以下「旧クラスタセイバー」といいます。）の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（この改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、この改正規定実施の日とします。）において、改正後のこの約款の規定による全時間帯における回線群に係る通話等料金の段階的取扱いの提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった旧クラスタセイバーに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 1 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 2 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 2 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 6 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から実施します。
(全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により全時間帯における確定市外局番に係る通話等料金の特定課金機能（以下「旧モーストセイバー」といいます。）の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（この改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、この改正規定実施の日とします。）において、改正後のこの約款の規定による全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった旧モーストセイバーに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 8 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、ダイレクト電話契約者等から要請のあった特定他社接続回線の取扱いについては、当社が別に定める日までの間、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい

ては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 11 月 8 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 11 年 12 月 20 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 12 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 1 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 2 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 20 日から実施します。

附 則

(実施月日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている「中継電話等契約」は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により、当社と「第 1 種中継電話等契約」を締結したものとみなします。
(国際電話サービス契約約款の廃止)
- 3 国際電話サービス契約約款（以下「旧国際電話サービス契約約款」といいます。）は、廃止します。
(旧国際電話サービス契約約款の契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

国際電話利用契約を締結していて、料金表に定める次の(1)～(6)のそれぞれの通話料金の取扱い及び特別課金機能を利用しているもの (1) 一定時間内における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能 (2) 全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱い (3) 全時間帯における通話料金の還元に係る特別課金機能 (4) 回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能 (5) 前払いによる通話料金の取扱い (6) 全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能	第 1 種中継電話等契約を締結していて、料金表に定める次の(1)～(6)のそれぞれの通話料金の取扱い及び特別課金機能を利用しているもの (1) 一定時間内における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能 (2) 全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱い (3) 全時間帯における通話料金の還元に係る特別課金機能 (4) 回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能 (5) 前払いによる通話料金の取扱い (6) 全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能
国際電話利用契約を締結していて、付加機能及び当社が別に定める機能を利用しているもの	第 1 種中継電話等契約を締結していて、付加機能及び当社が別に定める機能を利用しているもの
国際電話利用契約を締結していて、国際仮想内線利用契約を締結しているもの	第 1 種中継電話等契約を締結していて、国際仮想内線利用契約を締結しているもの
国際電話利用契約を締結していて、料金表に定める特別課金機能、付加機能又は当社が別に定める機能を利用していないもの	第 2 種中継電話等契約を締結しているもの
国際移動体電話利用契約を締結しているもの	移動体電話利用契約を締結しているもの
国際仮想内線利用契約を締結しているもの	国際仮想内線利用契約を締結しているもの

(旧国際電話サービス契約約款に規定するダイレクト電話契約に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している国際電話サービスに係るダイレクト電話契約の取扱いは、電話サービス等契約約款における平成 9 年 9 月 18 日付認可申請（経企第 9-0114 号）の附則に定める規定によるほかは、なお従前のとおりとします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 6 この改正規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に、この約款又は旧国際電話サービス契約約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(旧国際電話サービス契約約款に規定する特別業務に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により提供している次の表の左欄の特別業務は、改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービス等の利用に係る通話と読み替えるものとします。

国際仮想内線自動通話	国際仮想内線サービスに係る国際仮想内線通話
クレジット自動通話	コーリングサービス、登録電話サービス等及び国際クレジット機能を利用する通話
第三者課金自動通話	第三者通話課金機能を利用する通話
料金着信払自動通話	国際コレクトコール機能を利用する通話
プリペイド自動通話	第2種プリペイドカードを利用する通話
料金管理自動通話	通話料金管理機能を利用する通話
登録時間通知自動通話	通話時間通知機能を利用する通話

(旧国際電話サービス契約約款に規定する通話料金の取扱い及び特別課金機能に関する経過措置)

- 9 この改正規定実施の際現に、旧国際電話サービス契約約款の規定により当社が提供している次の表の左欄の通話料金の取扱い及び特別課金機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により、当社が提供する同表の右欄の通話料金の取扱い及び特別課金機能とみなします。

一定時間内における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能	一定時間内における特定対地指定に係る通話料金の特別課金機能
全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱い	全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱い
全時間帯における通話料金の還元に係る特別課金機能	全時間帯における通話料金の還元に係る特別課金機能
回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能	回線群に係る通話料金の段階的特別課金機能
前払いによる通話料金の取扱い	前払いによる通話料金の取扱い
全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能	全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年4月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 4 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 26 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 27 日から実施します。

ただし、この附則に定める国際電話サービス契約約款（以下「旧国際電話サービス契約約款」といいます。）の取扱いに係る規定については、平成 12 年 5 月 1 日から実施するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、この約款に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(ダイレクト電話サービスに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているダイレクト電話サービスは、この改定規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供するダイレクト電話サービスに係るプランのうち、プラン 1 を適用するものとみなします。

(旧国際電話サービス契約約款の廃止)

- 4 旧国際電話サービス契約約款は、平成 12 年 8 月 1 日をもって廃止します。

(旧国際電話サービス契約約款の契約に関する経過措置)

- 5 旧国際電話サービス契約約款の廃止の際現に、当社が締結している次の表の左欄の契約は、当該廃止規定実施の日において、それぞれこの改正規定実施後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

ただし、旧国際電話サービス契約約款に係る国際電話サービス契約を締結しているもののうち、この約款において、第 1 種中継電話等契約又はダイレクト電話契約等を締結しているものについてはこの限りではありません。

利用契約を締結しているもの	第 1 種中継電話等契約を締結していて、料金表に定める次のそれぞれの通話料金の取扱いを利用しているもの (1) 利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱いの適用及び全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの適用 (2) 利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱いの適用及び全時間帯における単回線に係る通話料金の取扱いの適用
加入契約を締結しているもの	ダイレクト電話契約等を締結していて、料金表に定める次のそれぞれの通話料金の取扱いを利用しているもの (1) 利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱いの適用及び全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱いの適用

(旧国際電話サービス契約約款に係るプリペイドカードの取扱いに関する経過措置)

- 6 旧国際電話サービス契約約款に係るプリペイドカード自動通話利用者は、この附則における旧国際電話サー

ビス契約約款の廃止規定（以下「附則に定める廃止規定」といいます。）実施の日において、当該プリペイドカードに支払いを可能とする未使用分の通話料金額がなお存在する場合に限り、その利用者の請求により、電話サービス等契約約款に定める第2種プリペイドカードとの交換又は返金に応じます。

この場合において、当該プリペイドカードとの交換又は返金については、平成14年3月31日までとし、方等細目に係る事項は、当社が別に定めるものとします。

（附則に定める廃止規定実施前に行った手続きの効力等）

- 7 この附則に定める廃止規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

（旧国際電話サービス契約約款に係る料金等の支払いに関する経過措置）

- 8 この附則に定める廃止規定実施前に、旧国際電話サービス契約約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成12年5月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成12年5月19日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成12年6月12日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年6月15日から実施します。

（契約に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなします。

国際仮想内線利用契約を締結しているもの	V P N中継電話等契約を締結していて、基本機能のうち料金表に定める国際内線相互通話等機能を利用しているもの

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

ただし、ダイレクト電話サービス等の発信電気通信番号通知に係る基本機能及び付加機能に関する規定については、平成12年7月14日から実施するものとします。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務につい

ては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 7 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 7 月 26 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 8 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。

(リルーティング通話に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している「リルーティング通話」の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(他事業者アクセス短桁ダイヤル機能を利用して行う区域内通話等に係る経過措置)

- 3 別に定める協定事業者の提供する他事業者アクセス短桁ダイヤル機能を利用して行う区域内通話及び区域内通信（当社が別に定める付加機能を利用して行うものを除きます。以下「他事業者アクセス短桁ダイヤル機能に係る区域内通話等」といいます。）の通話等料金については、当分の間、料金表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

(1) 区域内通話に係るもの

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに 10 円）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話	180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒

(2) 区域内通信に係るもの

(1)の表において、「区域内通話」とあるのを「区域内通信」と読み替えるものとします。

- 4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能に係る区域内通話等については、利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱いの適用を除いて、料金表に定める通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用は行わないものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 9 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

ただし、VPN中継電話サービス等に係る通話等のうち、区域内通話等に関する規定については、平成 12 年 12

月 1 日から適用するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 12 年 8 月 23 日認可申請（経企第 12-0114 号）の附則のうち、リルーティング通話に係る通話料金については、平成 12 年 12 月 1 日をもって「この料金表に規定する V P N 中継電話サービスに係る通話料金を適用するものとします。」と改めます。
- 4 平成 12 年 8 月 23 日認可申請（経企第 12-0114 号）の附則に定める「他事業者アクセス短桁ダイヤル機能を利用して行う区域内通話等に係る経過措置」については、その適用を平成 12 年 11 月 30 日までとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 10 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 10 月 30 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から実施します。
ただし、全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の特別課金機能の適用、取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用及び選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用に係る規定については、平成 13 年 1 月 1 日から、デジタル接続通信サービスの取扱いについては、平成 13 年 2 月 1 日から実施するものとします。
(デジタル接続通信契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次表左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表右欄の契約とみなします。

デジタル接続通信契約を締結しているもの	料金表に定める特定相互接続通話等に係る特定協定事業者の電気通信サービスについて、そのサービスの提供を受ける契約を締結しているもの

(デジタル接続通信サービスに係る特定相互接続通話等に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が提供している次表左欄の通話等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により同表右欄の通話等とみなします。

デジタル接続通信サービスに係る特定相互接続通話等	特定協定事業者が提供する電気通信サービスに係る通話等

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の特別課金機能の適用のうち、優先接続における電話会社固定の取扱い及び第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 3 に係るもののうちプラン 1）の取扱いに係る規定については、平成 13 年 1 月 10 日から、登録番号表示機能に係る規定については、平成 13 年 1 月 15 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、ダイレクト通話等の通話等料金の改定に係る規定については、平成 13 年 5 月 1 日から実施するものとします。

(区域内通話等の通話等料金に関する措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、別に定める協定事業者の契約約款の規定により、相互に隣接する 2 の単位料金区域相互間の通話のうち区域内通話として取り扱っている区域の通話等料金については、改正後の約款の規定にかかわらず、同様に扱うものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの経過措置)

- 1 選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いについて、平成 13 年 3 月 1 日から平成 13 年 4 月 30 日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）にプロミスセイバー10 の申出のあったものについては、料金表第 1（通話等料金）1（適用）(18)イ(イ)を取扱いの要件とせず、同適用(18)ソの規定を適用しないものとして取扱います。

(経過措置)

- 2 1 に規定する取扱いについては、「特定期間」に申出のあったプロミスセイバー10 において選択期間満了前の当社が定める期日までに終了の申込みがない場合、料金表第 1（通話等料金）1(適用) (18)サの規定にかかわらず、同(適用) (18)コに定める料金月から 36 月の間に限り継続して適用するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、全時間帯における回線群に係る通話等料金の段階的取扱いの適用に係る規定については、平成 13 年 3 月 31 日から、国際総合デジタル通信サービス契約約款（以下「旧国際総合デジタル通信サービス契約約款」といいます。）に規定する利用契約の取扱いについては、平成 13 年 5 月 1 日から実施するものとします。

(旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の廃止)

- 2 旧国際総合デジタル通信サービス契約約款は、平成 13 年 5 月 1 日をもって廃止します。

(旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の契約に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

(1) 一般国際総合デジタル通信サービスに係る利用契約 (2) VPN国際総合デジタル通信サービスに係る利用契約 (3) 一般国際総合デジタル通信サービスに係る加入契約 (4) VPN国際総合デジタル通信サービスに係る加入契約	(1) 一般デジタル中継通信サービスに係る第 1 種中継電話等契約 (2) VPNデジタル中継通信サービスに係る第 1 種中継電話等契約 (3) 特定デジタルダイレクトアクセスサービス（当社が別に定める地域（以下「特定加入区域」といいます。）において、特定加入契約者回線（当社が別に定める協定事業者が設置する加入契約者回線とします。以下同じとします。）を使用して国際通信にのみ利用するデジタルダイレクトアクセスサービスをいいます。）に係るデジタルダイレクト通信契約 (4) 特定デジタルダイレクトVPNサービス（特定加入区域において、特定加入契約者回線を使用して国際通信にのみ利用するデジタルダイレクトVPNサービスをいいます。）に係るデジタルダイレクト通信契約

(旧国際総合デジタル通信サービス契約約款に規定する通信に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により提供している次の表の左欄の通信は、改正規定実施の日において、それぞれこの料金表の規定により提供している同表の右欄の通信に読み替えるものとします。

一般国際総合デジタル通信サービスの利用契約に係る通信のうち (1) 国際デジタル回線交換 (2) 国際通話 V P N国際総合デジタル通信サービスの利用契約に係る通信のうち (1) 一般国際デジタル回線交換 (2) 国際内線デジタル回線交換 (3) 国際通話 一般国際総合デジタル通信サービスの加入契約に係る通信のうち (1) 国際デジタル回線交換 (2) 国際通話 (3) 国際定額制回線に係る通信 V P N国際総合デジタル通信サービスの加入契約に係る通信のうち (1) 一般国際デジタル回線交換 (2) 国際内線デジタル回線交換 (3) 国際通話	一般デジタル中継通信サービスに係る国際通信のうち (1) デジタル通信モードを利用する一般通信 (2) 通話モードを利用する一般通信 V P Nデジタル中継通信サービスに係る国際通信のうち (1) デジタル通信モードを利用する一般通信 (2) 国際仮想内線通信 (3) 通話モードを利用する一般通信 特定デジタルダイレクトアクセスサービスに係る国際通信のうち (1) デジタル通信モードを利用するダイレクト通信 (2) 通話モードを利用するダイレクト通信 (3) 国際定額制回線に係る通信 特定デジタルダイレクトV P Nサービスに係る国際通信のうち (1) デジタル通信モードを利用するダイレクト通信 (2) 国際仮想内線通信 (3) 通話モードを利用するダイレクト通信

(旧国際総合デジタル通信サービス契約約款に規定する基本機能に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により提供している次の表の左欄の基本機能は、改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により提供している同表の右欄の基本機能に読み替えるものとします。

国際内線相互通話等機能	内線相互通話等機能のうちの国際内線相互通話等機能

(旧国際総合デジタル通信サービス契約約款に規定する特別課金機能に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により提供している次の表の左欄の特別課金機能は、改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により提供している同表の右欄の特別課金機能に読み替えるものとします。

通信時間に応じて段階的に割引率を提供する課金機能	単回線に係る通信時間に応じた段階的特別課金機能

(全時間帯における回線群に係る通話等料金の段階的取扱いに関する経過措置)

- 7 全時間帯における回線群に係る通話等料金の段階的取扱いについて、料金表第2(通話等料金) 1(適用)(19)キに係る割引取扱回線群への申出を同(適用)(19)キ(ウ)ただし書に係る者が行った場合においては、当分の間、通話等料金の月間累計額にかかわらず同(適用)(19)オに規定する割引率のうち、最大のものを適用するものとします。

(特定デジタルダイレクトアクセスサービス及び特定デジタルダイレクトV P Nサービス(以下「特定デジタルダイレクト通信サービス」といいます。))に係るデジタルダイレクト通信契約に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、当社と締結している特定デジタルダイレクト通信サービスに係るデジタルダイレクト通信契約については、次に定めるほかこの附則に規定するものを除いて、デジタルダイレクト通信サービスの場合に準ずるものとします。
- 特定加入契約者回線については、(3)に係るものを除いて最低利用期間があります。
 - (1)の最低利用期間に係る取扱いについては、約款第46条(最低利用期間)に準ずるものとします。
 - 当社は、特定デジタルダイレクト通信サービスのデジタルダイレクト通信契約者から請求があったときは、当社の業務遂行上又は技術上著しい支障がある場合を除いて、この附則に規定する長期継続利用の取扱いを行います。
 - 特定加入契約者回線については、約款第114条(発信電気通信番号通知等)第3項の規定に基づいて特定加入契約者回線の加入契約者回線番号を通知することができます。

- (5) 国際定額制回線に係る通信（当社の国際専用回線サービスに係る高速符号品目の国際専用回線と同等の回線（特定加入契約者回線速度の範囲内であって、当社が別に定める伝送速度を有するものに限り、以下「国際定額制回線」といいます。）を使用して行う通信をいいます。）を行う場合においては、当社は所定の申込書を契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出して頂きます。
- (6) (5)の申込みの取扱いについては、国際専用回線サービス契約約款に規定する国際専用回線使用契約の申込みを準用することとします。
- (7) 国際定額制回線の取扱いに関しては、この附則に規定するほか、国際専用回線サービス契約約款の規定を準用することとします。
- 9 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により提供している加入契約に係る国際総合デジタル通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供するものとみなします。
- ただし、加入契約者から申出があった場合については、この改正規定にかかわらず、当分の間なお従前のとおりとします。
- （特定デジタルダイレクト通信サービスの最低利用期間に係る経過措置）
- 10 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により最低利用期間の適用を受けている特定デジタルダイレクト通信サービスに係る特定加入契約者回線については、改正後のこの約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その期間は、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款に基づいて、当社がその特定加入契約者回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- （特定デジタルダイレクト通信サービスの長期継続利用の取扱いに係る経過措置）
- 11 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により長期継続利用の取扱いを受けている特定デジタルダイレクト通信サービスに係る特定加入契約者回線については、改正後のこの約款の規定による長期継続利用の取扱いを受けるものとし、その期間は、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款に基づいて、当社がその長期継続利用の提供を開始した日から起算するものとします。
- （特定デジタルダイレクト通信サービスに係る通信料金の経過措置）
- 12 特定デジタルダイレクト通信サービスに係る通信料金については、以下に定めるものを除いて、デジタルダイレクト通信サービス又は特定ダイレクト電話サービス（通話モード利用の場合に限り、）の場合に準ずるものとします。
- (1) デジタル通信モードを利用するダイレクト通信（特定デジタルダイレクトVPNサービスに係るものに限り、）
- ① ②以外のもの
- （単位：円）

地域区分	料 金 額	
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 6 秒までごとに
アジア 1	165	16
アジア 2	180	16
アジア 3	180	17
アジア 4	240	31
北 米 1	165	16
北 米 2	180	22
西インド	245	31
中 南 米	270	35
欧 州	210	25
大洋州 1	165	16
大洋州 2	180	19
アフリカ	270	35

② 特別課金機能（デジタルセイバーに限ります。）の利用に係るもの

（単位：円）

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分 まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分ま で 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒まで ごとに
アジア 1	158	15	13	11
アジア 2	172	15	13	11
アジア 3	172	16	14	12
アジア 4	228	30	27	22
北 米 1	158	15	13	11
北 米 2	172	20	18	15
西インド	233	30	27	22
中南米	256	34	30	25
欧 州	200	23	21	17
大洋州 1	158	15	13	11
大洋州 2	172	18	16	13
アフリカ	256	34	30	25

(2) デジタル通信モードを利用する国際仮想内線通信（特定デジタルダイレクトVPNサービスに係るものに限ります。）

① ②以外のもの

（単位：円）

地域区分	料 金 額	
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 6 秒までごとに
アジア 1	160	15
アジア 2	170	15
アジア 3	170	16
アジア 4	230	30
北 米 1	160	15
北 米 2	170	20
西インド	235	30
中 南 米	255	33
欧 州	200	23
大洋州 1	160	15
大洋州 2	170	18
アフリカ	255	33

② 特別課金機能（デジタルセイバーに限ります。）の利用に係るもの

（単位：円）

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分 まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分ま で 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒まで ごとに
アジア 1	150	14	13	10
アジア 2	163	14	13	10
アジア 3	163	15	13	11
アジア 4	216	28	25	21
北 米 1	150	14	13	10
北 米 2	163	19	17	14

西インド	221	28	25	21
中南米	243	32	28	23
欧 州	190	22	20	16
大洋州 1	150	14	13	10
大洋州 2	163	17	15	12
アフリカ	243	32	28	23

(3) 国際定額制回線に係る通信（特定デジタルダイレクトアクセスサービスに係るものに限り。）

その国際定額制回線を国際専用回線サービス契約約款に規定する国際専用回線とみなした場合に適用される国際回線部分の本邦使用料及び付加使用料の額と同額。

(特定デジタルダイレクト通信サービスの特定加入契約者回線の料金等の取扱いに関する経過措置)

- 13 この改正規定実施の際現に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により提供している特定デジタルダイレクト通信サービスの特定加入契約者回線の料金等の取扱いについては、約款第 126 条（特定他社接続回線の料金等）第 1 項及び料金表通則 1 の規定に準ずるものとし、その料金等に関するその他の提供条件（責任の制限を含みます。）については、以下に定めるものを除いて、当社が別に定める協定事業者の定める専用サービス契約約款によるものとします。

(1) 特定加入契約者回線の種類

種 類		内 容
基本インタフェース		2 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
一次群インタフェース	256Kbps	2 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
	384Kbps	4 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
	512Kbps	6 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
	768Kbps	10 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
	1Mbps	16 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
	1.5Mbps	22 の情報チャンネル及び 1 の信号チャンネルからなるもの
備考		
1 情報チャンネル（特定加入契約者回線を構成するチャンネルのうち主として通信情報の送受に係るものをいいます。）は、64 キロビット／秒の符号伝送が可能なものとします。		
2 特定デジタルダイレクト通信サービスのデジタルダイレクト通信契約者は、2 以上の特定加入契約者回線を利用する場合は、当社が別に定める条件により 1 の信号チャンネル（特定加入契約者回線を構成するチャンネルのうち主として通信制御信号の送受に係るものをいいます。以下同じとします。）共用し、その他の信号チャンネルを情報チャンネルに換えて使用することができます。		

(2) 長期継続利用の取扱い

特定加入契約者回線に係る長期継続利用の取扱いは以下のとおりとします。

- ① 長期継続利用の取扱いに係る期間は、その加入契約者回線を当社が別に定める協定事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される、長期継続利用の期間とします。
- ② 長期継続利用の取扱いに係る基本料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日から適用します。
- ③ 長期継続利用の取扱いに係る基本料の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、特定加入契約者回線の利用の一時中断があった期間を含むものとします。
- ④ 当社は、長期継続利用の取扱いに係る特定加入契約者回線について、そのデジタルダイレクト通信契約の解除があった場合には、長期継続利用の取扱いを廃止します。
- ⑤ 長期継続利用の取扱いに係るデジタルダイレクト通信契約者は、長期継続利用の取扱いを継続しようとするときは、書面によりその旨を当社に通知してください。この場合の長期継続利用の取扱いに係る期間は、①を準用します。
- ⑥ 長期継続利用の取扱いに係るデジタルダイレクト通信契約者は、特定加入契約者回線の移転により基本料が減少した場合、長期継続利用期間の残余の期間に対応する基本料差額（減少前の基本料の額から減少後の基本料の額を差し引いた額をいいます。）を当社が定める期日までに一括して支払う

ていただきます。

⑦ 長期継続利用の取扱いに係るデジタルダイレクト通信契約者は、デジタルダイレクト通信契約の解除又は長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の取扱いの廃止があった場合には、残余の期間に対応する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

⑧ ⑥及び⑦の規定により支払いを要する額は、特定加入契約者回線を別に定める協定事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される額（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額とします。

(3) 特定加入契約者回線に係る料金等

① 基本料

区 分	単 位	料金額（月額）
基本インタフェース 一次群インタフェース	特定加入契約者 回線 1 回線ごと に月額	特定加入契約者回線を別に定める協定事業者の設置する専用回線（I インタフェースのものに限ります。以下同じとします。）とみなした場合に適用される基本額（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額
備考		
1 特定加入契約者回線を別に定める協定事業者の設置する専用回線とみなす場合において、特定加入契約者回線の種類に対応する別に定める協定事業者の専用回線は次のとおりとします。		
特定加入契約者回線の種類		別に定める協定事業者の専用回線の品名
基本インタフェース		高速デジタル伝送サービスの 192Kbps
一次群インタフェース	256Kbps	高速デジタル伝送サービスの 256Kbps
	384Kbps	高速デジタル伝送サービスの 384Kbps
	512Kbps	高速デジタル伝送サービスの 512Kbps
	768Kbps	高速デジタル伝送サービスの 768Kbps
	1Mbps	高速デジタル伝送サービスの 1Mbps
	1.5Mbps	高速デジタル伝送サービスの 1.5Mbps
2 特定加入契約者回線の基本料については、引込線 1 回線ごとに適用される別に定める協定事業者の専用回線に係る加算額（当社が別に定めるものに限ります。）が生ずる場合は、その加算額と同額を減額するものとします。		

（特定ダイレクト電話サービスに係るダイレクト電話契約に関する経過措置）

14 この改正規定実施の際現に、平成 9 年 9 月 18 日付認可申請（経企第 9-0114 号）の附則に定める特定ダイレクト電話サービスの取扱いを受けているものについては、この附則に定めるものを除いて、なお従前のとおりとします。

ただし、特定ダイレクト電話サービスのダイレクト電話契約者から申出があった場合においては、この限りではありません。

(1) 特定ダイレクト電話サービスに係る加入契約者回線は、当社が別に定める協定事業者が設置するものとします。

(2) 特定ダイレクト電話サービスの加入契約者回線に係る料金等の取扱いについては、約款第 126 条（特定他社接続回線の料金等）第 1 項及び料金表通則 1 の規定に準ずるものとし、その料金等に関するその他の提供条件（責任の制限を含みます。）については、以下に定めるものを除いて、当社が別に定める協定事業者の定める専用サービス契約約款によるものとします。

(3) 特定ダイレクト電話サービスの加入契約者回線に係る料金等は以下のとおりとします。

① 基本料

区 分	単 位	料金額（月額）
特定ダイレクト電話サービス	加入契約者回線 1 回線ごとに	20,000 円
備考		
加入契約者回線の基本料については、引込線 1 回線ごとに適用される別に定める協定事業者の専用回線に係る加算額（当社が別に定めるものに限ります。）が生ずる場合は、その加算額と同額を減額するものとします。		

② 工事に関する費用

特定ダイレクト電話サービスに係る工事に関する費用は、当社が別に定める場合において、次の区分について適用するものとします。

区 分	料金額
加入契約者回線の設置又は移転に係る工事	その加入契約者回線を別に定める協定事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される施設設置負担金（消費税相当額を加算しない額とします。以下この表において同じとします。）相当額。
加入契約者回線の２線式から４線式への区別の変更に係る工事	その加入契約者回線を別に定める協定事業者の設置する専用回線とみなした場合に適用される専用回線の２線式から４線式への区別の変更に係る施設設置負担金相当額。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 15 この改正規定実施前に、旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 16 この改正規定実施前に、この約款又は旧国際総合デジタル通信サービス契約約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 2 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 3 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 26 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

（フリーコールサービス等の登録電話等契約に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなします。

フリーコールサービス等の登録電話等契約	第 1 種フリーコール契約等

(第2種フリーコールサービス等の料金額に係る経過措置)

- 3 第2種フリーコールサービス等に係る通話等は、平成13年5月31日までの間、県間市外通話等として取扱います。

(選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの経過措置)

- 4 平成13年2月22日付届出(経企第12-0262号)の附則に定める選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの経過措置について、「平成13年4月30日」を「平成13年6月30日」に改めます。

(経過措置)

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

ただし、選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いのうち、プロミスセイバーⅠに係る規定については、平成13年5月26日から実施するものとします。

(選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの経過措置)

- 2 選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いに規定するプロミスセイバーⅢについては、平成13年2月22日付届出(経企第12-0262号)の附則に定める選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの経過措置を準用するものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年6月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月26日から実施します。

ただし、割引判定通話等料金の月間累計額の算出におけるタイムセイバー及びエリアセイバーに係る通話等に関する規定については、7月1日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 6 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。
ただし、料金の一括払いに係る規定のうち支払額については、平成 13 年 8 月 1 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 7 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から実施します
(ダイレクト電話サービス等の品目等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているダイレクト電話サービス等について、次の表の左欄の品目及びプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供するダイレクト電話サービス等の右欄のプランに移行したものとみなします。

ダイレクト電話サービスの品目等について、料金表第 2 (月額料金) 1 (適用) (2)イに定める特定他社接続回線及び別に定める協定事業者の他社接続回線を利用するもの(第 107 条(他社接続回線の共用)の規定に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)のうち プラン 1 に係るもの プラン 2 に係るもの プラン 3 に係るもの	ダイレクト電話サービスの品目等について、料金表第 2 (月額料金) 1 (適用) (2)イ②に定める特定他社接続回線を利用するもののうち プラン 1 (1) 3.4KHz、(2) 3.4KHz(S)又は(3)音声伝送を利用するもの プラン 2 (1) 64Kb/s (タイプ 1) 又は(2) 64Kb/s (タイプ 2) を利用するもの プラン 3 (1) 128Kb/s (タイプ 1) 又は(2) 128Kb/s (タイプ 2) を利用するもの

デジタルダイレクト通信サービスの品目等について、料金表第2（月額料金）1（適用）(2)ウに定めるもののうち 特定他社接続回線及び別に定める協定事業者の他社接続回線を利用するもの以外でデジタル品目を利用するもの 特定他社接続回線及び別に定める協定事業者の他社接続回線を利用するものでデジタル品目を利用するもの	デジタルダイレクト通信サービスの品目等について、料金表第2（月額料金）1（適用）(2)エに定めるもののうち 特定他社接続回線を利用するもの（約款第107条（他社接続回線の共用）に係るものを除きます。）以外で、①プラン1を利用するもの 特定他社接続回線を利用するもの（第107条（他社接続回線の共用）に係るものを除きます。）ので、②プラン1(1)1.5Mb/s（タイプ1）又は(2) 1.5Mb/s（タイプ2）を利用するもの

（ダイレクト電話サービス等の特定他社接続回線の料金に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、特定他社接続回線に係るダイレクト電話サービス等を利用している場合（第107条（他社接続回線の共用）の規定に係るものを除きます。）について、専用サービス契約約款に定める特定他社接続回線に関する料金は、この改正規定実施の日において、改正前のダイレクト電話サービス等の基本料と併せて1の料金として設定し、改正後のこの約款の規定に基づいて提供するものとします。

ただし、ダイレクト電話サービス等のダイレクト電話契約者等から申出があった場合においては、なお従前のとおりとします。

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成13年8月8日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成13年8月17日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成13年8月23日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します
（割引時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能及び一定時間内における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の特別課金機能の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日を含む料金月の翌料金月の初日（その改正規定実施の日が料金月の起算日である場合は、その改正規定実施の日とします。）において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供している同表の右欄の料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者に移行したものとします。

割引時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能	利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱い及び全時間帯における確定市外局番等に係る通話等料金の取扱い
一定時間内における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能	利用期間に基づく全時間帯における料金の取扱い及び全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱い

(全時間帯における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している全時間帯における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、約款第 117 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

全時間帯における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名：J ワンズファミリー)	ア 全時間帯における特定対地指定に係る通話等料金の特別課金機能（以下「サークルセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1 の契約者回線等ごとに、(2)（サークルセイバーに係る料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における国内通話等のうち電話等契約者が登録した 10 までの契約者回線等の電話番号又は契約者回線番号に着信した通話等（短縮数字を利用した通話等に限りません。以下この欄において「特定対地への通話等」といいます。）について、その通話等の通話等料金額に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 イ サークルセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者又はダイレクトアクセスサービス等のダイレクト電話契約者等に限りません。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等について、エリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この特定対地への通話等には含まないものとし、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、サーキットセイバーの適用又はコーラーセイバーの適用を受けているときは、サークルセイバーの適用を受けることはできないものとします。 ウ 次に定める通話等については、サークルセイバーの対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等に係る区域内通話等、ダイレクト通話等のうち加入契約者回線から行う移動体電話設備への通話等、アクセス通話等及びダイレクトパックに係る通話。 エ サークルセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table border="1"> <tr> <th>通話等の種類</th><th>サービスの内容</th></tr> <tr> <td>特定対地への通話等の場合</td><td>定額料金の支払いがあることを条件に、当該特定対地への通話等の通話等料金額に 0.15 を乗じて得た額を割引きます。</td></tr> </table> オ サークルセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りません。 (ア) 国内コレクトコール機能を利用した通話等 (イ) 国内コレクトコール S 機能を利用した通話等 (ウ) 課金先分割機能を利用して着信した通話等 カ サークルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。サークルセイバーの終了の申込みがあった場合はその終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのサークルセイバーを適用します。	通話等の種類	サービスの内容	特定対地への通話等の場合	定額料金の支払いがあることを条件に、当該特定対地への通話等の通話等料金額に 0.15 を乗じて得た額を割引きます。
通話等の種類	サービスの内容				
特定対地への通話等の場合	定額料金の支払いがあることを条件に、当該特定対地への通話等の通話等料金額に 0.15 を乗じて得た額を割引きます。				

キ 電話等契約者が、サークルセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりサークルセイバーを適用します。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりサークルセイバーを適用します。

ク サークルセイバーを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて特定対地への通話等を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるサークルセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ 次の場合にはそのサークルセイバーは終了したものとして取り扱います。

(ア) サークルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(イ) サークルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。

(ウ) サークルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。

コ サークルセイバーを選択した電話等契約者は、サークルセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、サークルセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるサークルセイバーの取扱いは行いません。

サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もサークルセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりサークルセイバーを適用します。

シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するサークルセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。

ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

セ サークルセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。

ソ 通話等料金額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、料金表（通則）8（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(2) サークルセイバーに係る料金額

次表に定める一定の料金額に割引後の通話等料金を加算した額とします。

単 位	料金額（月額）
1の契約者回線等ごとに	200円

（全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、約款第117条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能の適用
(商品名：ファミリーラインミニ)

ア 全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能（以下「クーポンセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の契約者回線等ごとに、(2)（クーポンセイバーに係る料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における1の契約者回線等に係る国際通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を翌料金月以降（翌料金月から起算して6か月以内の期間に限り、）の通話等料金に順次充当することをいいます。

イ クーポンセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限り、）以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等についてダブルセイバーの適用、クラスタセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、アドレスセイバーの適用（通話等料金管理機能又は通話等時間通知機能を利用して行った国際通話等のみに適用されるものを除きます。）、デュアルセイバーの適用又はプリバックの適用を受けているときは、クーポンセイバーの適用を受けることはできません。

ウ 次に定める通話等については、クーポンセイバーの対象としません。

(ア) 国際通話等について、国際内線相互通話等機能を利用するV P N中継電話サービス等に係る通話等。

(イ) 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信。

エ クーポンセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
当該料金月の通話等料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額（小数点以下は切上げ、100 円に満たない場合は0円とし、1,000 円を超える場合は1,000 円とします。）を、翌料金月から起算して6か月以内の期間（以下「還元期間」といいます。）の通話等料金を充当するものとします。

オ クーポンセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限り、

(ア) 国際コレクトコール機能を利用した通話等

(イ) 通話等料金管理機能を利用した通話等

(ウ) 通話等時間通知機能を利用した通話等

(エ) 第三者通話等課金機能を利用した通話等

カ クーポンセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クーポンセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのクーポンセイバーを適用します。クーポンセイバーを終了した場合でも、終了前の通話等料金の月間累計額に係る還元については、従前のおりとします。

キ 電話等契約者が、クーポンセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりクーポンセイバーを適用します。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりクーポンセイバーを適用します。

ク クーポンセイバーを選択した電話等契約者は、6の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その6の料金月におけるクーポンセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ 次の場合にはそのクーポンセイバーは終了したものとして取り扱います。

(ア) クーポンセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(イ) クーポンセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。

(ウ) クーポンセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。

コ クーポンセイバーを選択した電話等契約者は、クーポンセイバーが適用される6の料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、クーポンセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、6の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった6の料金月に続く連続した6の料金月であって、その連続した6の料金月の途中でその事由が解消したときは、その連続した6の料金月におけるクーポンセイバーの取扱いは行いません。

サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する連続した6の料金月もクーポンセイバーを適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する連続した6の料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりクーポンセイバーを適用します。

シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するクーポンセイバーに係る定額料金については、電話等契約者の請求により、減額又は返還します。

ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

セ シの規定により得た額に1円未満の端数が生じたときは、料金表（通則）8（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

- (2) クーポンセイバーに係る料金額
次表に定める一定の料金額を定額料金とします。

単 位	料金額（6か月）
1の契約者回線等又は1のサービス番号ごとに	200円

（経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附 則

（全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の適用）

全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能について、平成13年10月31日から平成13年11月6日の間にスーパーセイバー25の申出のあったものにおいては、料金表第1（通話等料金）1（適用）(20)アに規定する定額料金の支払いを要さないものとし、同（適用）(20)エに定めるスーパーセイバー25に係るサービス

の内容について、下表を適用するものとします。

ただし、この場合において、同（適用）(20)ウ（イ）の規定については、「国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信」を「国際通話等」と読み替えるものとします。

種類	サービスの内容
(イ) スーパーセイバー 2 5	通話等料金の月間累計額に 0.41 を乗じて得た額を割引くもの。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 13 年 11 月 1 日から実施します。
（全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の経過措置）
- 2 平成 13 年 10 月 24 日付届出（経企第 13-0172 号）の附則に定める全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の適用については、これを全時間帯における回線群に係る国内通話等料金の特別課金機能（以下「スーパーセイバー 2」といいます。）と改めるものとします。
- 3 スーパーセイバー 2 の取扱いについては、平成 13 年 10 月 24 日付届出（経企第 13-0172 号）の附則に定める期間経過後も継続して取り扱うものとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 11 月 15 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 12 月 21 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 1 月 7 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 14 年 1 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 1 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 2 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 3 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 5 月 1 日から実施します。
(電話帳掲載又は電話番号案内に係る料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 電話帳掲載又は電話番号案内に係る料金の取扱いについて、平成 14 年 4 月 30 日までに加入契約者回線番号又は登録番号が番号情報データベースに登録されている場合は、登録料については支払いを要しないものとし、利用料については平成 14 年 5 月 1 日を含む暦月から適用を開始するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 5 月 1 日から実施します。
(全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能の経過措置)
- 2 平成 13 年 10 月 25 日付届出（経企第 13-0172 号）の附則に定める全時間帯における回線群に係る通話等料金の特別課金機能については、この改正規定実施の日において、料金表第 1 表第 2（通話等料金）1（適用）に定める(22)全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用を受けているものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行に係る規定については、平成 14 年 9 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 6 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 6 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この附則に定める第 1 種プリペイドカードの取扱いに関する規定については、平成 14 年 7 月 1 日から実施するものとします。

(第 1 種プリペイドカードの取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、この改正規定実施前の約款に定める第 1 種プリペイドカードについて、平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間、当該プリペイドカードに支払いを可能とする未使用分の通話等料金額が存在する場合に限り、その利用者の請求により、当社が別に定める協定事業者のプリペイドカードとの交換又は返金に応じます。

この場合において、プリペイドカードとの交換又は返金の方法等細目に係る事項は、当社が別に定めるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

ただし、この附則に定める国際通話等の取扱いに関する規定については、平成 14 年 12 月 16 日から実施するものとします。

(単回線に係る通信時間に応じた段階的特別課金機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している単回線に係る通信時間に応じた段階的特別課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

単回線に係る通信時間に応じた段階的特別課金機能の適用	ア 単回線に係る通信時間に応じた段階的特別課金機能（以下「旧デジタルセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1 の契約者回線等ごとに、(2)（旧デジタルセイバーに係る料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、1 の契約者回線等に係る国際通信（デジタル通信モードに係る総合デジタル通信に限りません。以下この欄において同じとします。）の通信料金について、(2)（旧デジタルセイバーに係る料金額）に規定する料金額を適用することをいいます。 イ 旧デジタルセイバーは、総合デジタル通信の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種デジタル中継通信サービスの第1種中継電話等契約者及びデジタルダイレクトアクセスサービスのデジタルダイレクト通信契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等についてトータルセイバーの適用又はセグメントセイバーの適用を受けているときは、旧デジタルセイバーの適用を受けることはできないものとします。 ウ 旧デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金額に(2)（旧デジタルセイバーに係る料金額）（イ）に規定する料金額を適用します。</td></tr></table> エ 旧デジタルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に総合デジタル通信サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。旧デジタルセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その旧デジタルセイバーを適用します。 オ 電話等契約者が、旧デジタルセイバーを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧デジタルセイバーを適用します。 ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件により旧デジタルセイバーを適用します。 カ 旧デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、1 の料金月を通じて総合デジタル通信を全く行わなかった場合においても、その料金月における旧デジタルセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。 キ 次の場合にはその旧デジタルセイバーは終了したものと取り扱います。 （ア） 旧デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 （イ） 旧デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該契約者回線番号が変更になったとき。 （ウ） 旧デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の総合デジタル通信サービスの種類が、変更になったとき。	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金額に(2)（旧デジタルセイバーに係る料金額）（イ）に規定する料金額を適用します。
サービスの内容			
定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金額に(2)（旧デジタルセイバーに係る料金額）（イ）に規定する料金額を適用します。			

- ク 旧デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、旧デジタルセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、旧デジタルセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、1の料金月を通じて総合デジタル通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月における旧デジタルセイバーの取扱いはいりません。
- ケ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月も旧デジタルセイバーを適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件により旧デジタルセイバーを適用します。
- コ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった暦日に属する全時間帯についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった日数（1の暦日の倍数である部分に限ります。）について、1の暦日ごとに日数を計算し、その日数に対応する旧デジタルセイバーに係る定額料金については、電話等契約者の請求により、減額又は返還します。
- サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(2) 旧デジタルセイバーに係る料金額

(ア) に定める一定の料金額に (イ) に定める通信料金を加算した額とします。

(ア) 定額料金に係るもの

単 位	料金額 (月額)
1の契約者回線等ごとに	1, 000円

(イ) 通信料金に係るもの

① ②及び③以外のもの

①-1 ①-2以外のもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごと	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア 1	190	18	16	13
アジア 2	209	18	16	13
アジア 3	209	19	17	14
アジア 4	276	36	32	27
北 米 1	190	18	16	13
北 米 2	209	25	22	18
西インド	280	36	32	27
中 南 米	309	40	36	29
欧 州	242	28	25	20
大洋州 1	190	18	16	13
大洋州 2	209	21	19	15
アフリカ	309	40	36	29

①ー２ 国際内線相互通話等機能を利用するV P Nデジタル中継通信サービスに係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごと	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア 1	186	18	16	13
アジア 2	205	18	16	13
アジア 3	205	19	17	14
アジア 4	270	35	32	26
北 米 1	186	18	16	13
北 米 2	205	24	22	18
西インド	275	35	32	26
中 南 米	303	39	35	29
欧 州	237	27	24	20
大洋州 1	186	18	16	13
大洋州 2	205	20	18	15
アフリカ	303	39	35	29

② ダイレクト通信に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごと	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア 1	162	15	14	11
アジア 2	176	15	14	11
アジア 3	176	16	14	12
アジア 4	233	30	27	22
北 米 1	162	15	14	11
北 米 2	176	21	19	15
西インド	238	30	27	22
中 南 米	261	34	31	25
欧 州	204	24	21	18
大洋州 1	162	15	14	11
大洋州 2	176	18	16	13
アフリカ	261	34	31	25

③ 国際仮想内線通信に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごと	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア 1	177	17	15	12
アジア 2	194	17	15	12
アジア 3	194	18	16	13
アジア 4	256	34	30	25
北 米 1	177	17	15	12
北 米 2	194	23	21	17
西インド	261	34	30	25
中 南 米	287	37	33	27

欧 州	225	26	23	19
大洋州 1	177	17	15	12
大洋州 2	194	19	17	14
アフリカ	287	37	33	27

(国際通話等の取扱いに関する経過措置)

- 3 当社は、当分の間、別に定める取扱地域のうちセイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアについて、国際通話等に係る自動通話等（登録電話サービス等又はコーリングサービス等に係る通話等、当社が別に定める通話等料金の取扱いに係る通話等及び当社が別に定める付加機能を利用して行う通話等を除きます。）、会議通話等及び公衆通話等の取扱いを行いません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 12 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 1 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。

(会議電話サービス等契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している会議電話サービス等契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款により提供しているプラン 2 に係る会議電話サービス等契約とみなします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 3 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 3 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能に関する規定については平成 15 年 6 月 11 日から、第 1 種移動体電話設備を利用して行うフリーコールサービス等に係る通話等の通話等料金額に関する規定については平成 15 年 7 月 1 日から、前払いによる通話等料金の取扱い及び課金先分割機能に関する規定については平成 15 年 10 月 1 日から、全時間帯における単回線に係る通話等料金の特別課金機能に関する規定については平成 15 年 11 月 1 日から実施するものとします。

(前払いによる通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、この改正規定実施前の約款における前払いによる通話等料金の取扱いに係る電話等契約者について、この改正規定実施の日において前払料金（有効期間内のものに限ります。）に残額がある場合は、その残額を電話等契約者に返金します。この場合において、返金の方法等細目に係る事項は当社が別に定めるものとします。
- 3 2 の場合においては、電話等契約者は、改正前の約款に定める残額返還に関する手数料の支払いを要しないものとします。

(全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能の廃止)

- 4 平成 13 年 8 月 10 日付届出（経企第 13-0105 号）の附則に定める全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能は、平成 16 年 4 月 1 日をもって廃止します。

(全時間帯における通話等料金の還元に係る特別課金機能に関する経過措置)

- 5 4 に定める特別課金機能の適用を受けている電話等契約者は、平成 15 年 6 月 1 日以降、その定額料金の支払いを要しないものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 10 月 29 日から実施します。

附 則

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

当社は、平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、別に定める協定事業者の契約約款に規定する電話会社固定に係る優先接続の取扱い（以下この附則において「電話会社固定に係る優先接続の取扱い」といいます。）において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の 3 通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の 3 通信区分（以下この附則において「指定通話等区分」といいます。）のうち 1 以上の通話等区分について当社の事業者識別番号を新たに指定し、一定の要件を満たした電話等契約者について、次の通話等料金の取扱いを行います。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア 当社は、次に定める要件を満たすことを条件に、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）について、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における国内通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）について、イに定める内容の取扱いを行います。

（ア） 電話会社固定に係る優先接続の取扱いにおいて、指定通話等区分について当社の事業者識別番号を指定した状態となること。この場合においては、当社が別に定める日（以下この欄において「申込日」といいます。）をもって指定したとみなします。

（イ） 申込日を含む料金月又はその翌料金月において、料金表第2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバーを選択していること。

内 容
申込日を含む料金月の翌料金月に係る通話等料金の月間累計額のうち 2,004 円を超えない部分に相当する額を、その通話等料金の月間累計額から割引くもの
備考 1 電話等契約者がV P N中継電話サービス等の中継電話等契約者である場合は、国内内線相互通話等機能を利用して行った通話等の通話等料金を通話等料金の月間累計額に含みます。 2 電話等契約者がその契約者回線等について料金表第2（通話等料金）1（適用）に定める通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用を受けている場合は、適用後の料金額を通話等料金の月間累計額とみなします。 ただし、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(2)（通話等料金の特別課金機能に係るもの）に規定する料金額（ブリッジパック及びネットパックについては基準時間を超えない部分に係るものに限りします。）については、通話等料金の月間累計額に含みません。

イ アに定める要件を満たした電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 11 月 12 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 11 月 19 日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、特定衛星携帯2に係る国際通信（デジタル通信モードに限りします。）に関する規定については、平成 16 年 2 月 1 日から実施するものとします。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 3 月 5 日から実施します。

附 則

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

当社は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 30 日までの間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に、別に定める協定事業者の契約約款に規定する電話会社固定に係る優先接続の取扱い（以下この附則において「電話会社固定に係る優先接続の取扱い」といいます。）に定める 1 以上の通話等区分について、新たに当社の事業者識別番号を指定した電話等契約者に対し、次に定める通話等料金の取扱いを行います。

(1) 適用

通話等料金の適用については、約款第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア 当社は、次に定める要件を満たすことを条件に、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）について、1 の契約者回線等ごとに、全時間帯における国内通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）について、イに定める内容の通話等料金の取扱いを行います。

（ア）特定期間に、電話会社固定に係る優先接続の取扱いにおける指定通話等区分（県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の 3 通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の 3 通信区分をいいます。）について、当社の事業者識別番号の指定があること。

（イ）特定期間終了までに料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバーの適用があること。

イ アに定める要件を満たした電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

内	容
アの要件を満たした日を含む料金月の翌料金月に係る通話等料金の月間累計額のうち 2,000 円(税込 2,100 円)を超えない部分に相当する額を、その通話等料金の月間累計額から割引くもの	
備考	
1 アに定める電話等契約者が同時に V P N 中継電話サービス等の中継電話等契約者である場合は、国内内線相互通話等機能を利用して行った通話等の通話等料金を通話等料金の月間累計額に含みます。	
2 電話等契約者がその契約者回線等について料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定める通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用を受けている場合は、適用後の料金額を通話等料金の月間累計額とみなします。	
ただし、料金表第 2（通話等料金）2（料金額）(2)（通話等料金の特別課金機能に係るもの）に規定する料金額（ブリッジパック及びネットパックについては基準時間を超えない部分に係るものに限り、）については、通話等料金の月間累計額に含みません。	

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(通話料金管理機能及び通話等時間通知機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している通話料金管理機能及び通話等時間通知機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日割)
通話等料金管理機能			—	—
	備考		(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（一般中継電話サービス等及び移動体電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該サービスを利用して行う回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、別に定める金額の中から、利用限度通話等料金額を当社に登録していただきます。この場合、利用限度通話等料金額の設定は暦月に従います。 (3) 利用限度通話等料金額の対象となる通話等については、当社が別に定める番号を利用して行った国際通話等に限ります。 (4) 通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用を受けている国際通話等については、その通話等料金の取扱い又は特別課金機能の適用前の通話等料金により、利用限度通話等料金額を管理します。 (5) この機能を利用する電話等契約者は、通話等時間通知機能の提供を受けることはできません。	
通話等時間通知機能			—	—
	備考		(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（一般中継電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該サービスを利用して行う回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、別に定める単位で、登録通話等時間を当社に登録していただきます。 (3) 当該機能を利用して行う契約者回線等以外の電話番号等に通知するときは、通知できないことがあります。 (4) この機能を利用する電話等契約者は、通話等料金管理機能の提供を受けることはできません。	

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 16 日から実施します。

(電話帳の重複掲載に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正前の規定により提供している電話帳の重複掲載に関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 重複掲載として電話帳に記載する場合は、電話等契約者（ダイレクト電話契約者等及びフリーコールサー

ビス等の登録電話等契約者に限ります。) から掲載事項について次の請求があったときに限ります。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 26 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

2 平成 16 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 15-0306 号）に定める通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 16 年 6 月 30 日」を「平成 16 年 9 月 30 日」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 16 年 7 月 1 日実施の附則（涉外第 16-0140 号）に定める通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 16 年 9 月 30 日」を「平成 16 年 12 月 31 日」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

(指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、平成 16 年 11 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 3 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 12 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した国内通話等の通話等料金額（以下「国内通話等の通話等料金の月間累計額」といいます。）から、3 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「3 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。
備考
1 国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
2 国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 3 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

- 3 附則の 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線について同時に申込みを行う場合の 3 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。

(特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 4 当社は、平成 16 年 11 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線ごとに、次に定めるとおり通話等料金の取扱いを行います。

内 容	
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 12 月の間、加入電話契約者等の加入契約者回線等から次に定める時間帯に開始した国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等の通話等料金額（以下「特定発信時間帯に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）に 0.9 を乗じて得た額を減額します。	
区 分	時 間 帯
加入電話契約等の利用種別が事務用である場合	平日の午後 7 時から午後 11 時までの間
加入電話契約等の利用種別が住宅用である場合	土曜日、日曜日及び祝日の午後 7 時から午後 11 時までの間

備考

- 1 減額の対象となる通話等時間は、1 の通話等について 3 時間までとします。
- 2 国内通話等のうち、限定加入通話等に係る区域内通話等、移動体電話設備及び特定 I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
- 3 この通話等料金の取扱いは、附則の 2 に定める指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いを適用した後の取扱いとします。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成 16 年 11 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (8) イ (7) ①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 16 年 11 月 30 日までの間に加入電話サービス等に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、この改正規定実施の日を含む 3 料金月の間の付加機能使用料の支払い及び当該付加機能に係る工事費を要しないものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 9 月 27 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 20 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

(指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 16 年 8 月 27 日付届出 (渉外第 16-0238 号) の附則に定める指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 16 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 2 月 28 日」に改め、「加入電話サービス等の加入電話契約者等」は、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。

(特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 3 平成 16 年 12 月 1 日実施 (渉外第 16-0258 号) の附則に定める特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 16 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 2 月 28 日」に改め、「加入電話サービス等の加入電話契約者等」は、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 4 平成 16 年 12 月 1 日実施 (渉外第 16-0258 号) の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「平成 16 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 2 月 28 日」に改め、「当該付加機能に係る工事費」を「当該付加機能に係る工事費並びに番号ポータビリティに係る工事費」に改め、「加入電話サービス等の加入電話契約者等」は、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選

択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。

（加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置）

5 当社は、平成 17 年 2 月 28 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの申込みのあった加入電話契約者等について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、次に定めるとおり通話等料金の取扱いを行います。

ア 当社は、全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備への着信に係るもの及び特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）について、次のとおり取り扱います。

（ア） 加入電話契約者等は、次の 2 種類から、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

プラン 1	1 の指定加入契約者回線ごとに、1（適用）に規定するフラットセイバーのエ（ア）にかかわらず、この（イ）に定める料金額に読み替えて適用するもの
プラン 2	1 の指定加入契約者回線ごとに、この（エ）に定める一定の額（以下この附則において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、1（適用）に規定するフラットセイバーのエ（ア）にかかわらず、この（ウ）に定める料金額に読み替えて適用するもの

（イ） プラン 1 を選択した加入電話契約者等は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サ ー ビ ス の 内 容

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.9 円 (税込 8.295 円)		
隣接区域内通話等に係るもの又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.9 円 (税込 8.295 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.9 円 (税込 8.295 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.9 円 (税込 8.295 円)		
隣接区域内通話等に係るもの又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.9 円 (税込 8.295 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

（ウ） プラン 2 を選択した加入電話契約者等は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サ ー ビ ス の 内 容				
① 事務用の加入電話契約等に係るもの				
区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.4 円 (税込 7.77 円)		
隣接区域内通話等に係るもの又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.4 円 (税込 7.77 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.9 円 (税込 8.295 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.4 円 (税込 7.77 円)		
隣接区域内通話等に係るもの又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.4 円 (税込 7.77 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(エ) (ア) のプラン 2 に係る定額料金の額は、1 の指定加入契約者回線ごとに月額 100 円（税込 105 円）とします。

イ 当社は、別に定める要件（アに定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、アに定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりア（イ）及び（ウ）に定める通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後のアに定める通話等料金の額は 0 円を下限とします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

6 この附則の 2 から 5 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間内に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 5 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

（指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

7 平成 16 年 12 月 1 日実施（涉外第 16-0238 号）の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 16 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 2 月 28 日」に改めます。

（指定加入契約者回線の移転に係る工事費等の取扱いに関する経過措置）

8 当社は、平成 17 年 2 月 28 日までの間に指定加入契約者回線の移転の申出のあった加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）に定める指定加入契約者回線の移転に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

9 当社は、平成 17 年 2 月 28 日までの間に加入電話サービス等に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等（料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるフラットセイバーを選択した加入電話契約者等に限りま

す。）について、当該付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費（別に定める付加機能に係るものに限りま

す。）の支払いを要しないものとします。

（経過措置）

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、通話等料金別表 1 に定める国際通話等については、平成 16 年 12 月 1 日から実施するものとします。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 12 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 1 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 24 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 3 月 1 日から実施します。

(指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 16 年 11 月 24 日付届出（渉外第 16-0368 号）の附則に定める指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 2 月 28 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。

(特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 3 平成 16 年 12 月 1 日実施（渉外第 16-0368 号）の附則に定める特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 2 月 28 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 4 平成 16 年 11 月 24 日届出(涉外第 16-0368 号)の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 2 月 28 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 5 当社は、この改正規定実施の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に加入電話サービス等に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、当社が付加機能の提供を開始した日を含む 2 料金月の間の付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 6 平成 16 年 12 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 2 月 28 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。

(指定加入契約者回線の移転に係る工事費等の取扱いに関する経過措置)

- 7 平成 16 年 12 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線の移転に係る工事費等の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 2 月 28 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 8 当社は、この改正規定実施の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に加入電話サービス等に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 6 日から実施します。

(第 2 種デジタル加入通信サービスに関する経過措置)

- 2 第 2 種デジタル加入通信サービスにおいては、平成 17 年 3 月 1 日実施の附則 2 から 8 に定める経過措置は適用しません。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 10 日から実施します。

(複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の料金表第 1 (月額料金) (1) 適用(13)に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料に関する料金その他の取扱い(イ、ウ、エに限り、以下この附則において「複数付加機能の同時適用」といいます。)は、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

指定付加機能の組み合わせ	料 金 額 (指定加入契約者回線 1 回線ごとに月額)	
プッシュホン接続機能、発信電気通信番号表示機能、発信電気通信番号通知要請機能、通話中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能	事務用に係るもの	1, 4 8 0 円 (税込 1, 5 5 4 円)
	住宅用に係るもの	9 8 0 円 (税込 1, 0 2 9 円)
プッシュホン接続機能、通話中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通話等おことわり機能及び簡易会議電話等機能		7 8 0 円 (税込 8 1 9 円)
通話中着信機能及び自動着信転送機能		5 8 0 円 (税込 6 0 9 円)

(自動着信転送機能の取扱いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している自動着信転送機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
自動着信転送機能	利用者があらかじめ指定した指定加入契約者回線について、その回線に着信する通話等を自動的に端末設備のフックボタン等の操作により、他の契約者回線等又はその他の電気通信回線へ転送する機能をいいます。	1 の指定加入契約者回線ごとに	5 0 0 円 (税込 525 円)	—
	備 考		(1) 加入電話サービス等の電話等契約者に限り提供します。 (2) この機能に係る通話等については、発信者からこの機能を利用している指定加入契約者回線への通話等と、その指定加入契約者回線から転送先の契約者回線等又はその他の電気通信回線への通話等の 2 の通話等として取扱います。この場合の通話等時間については、転送先に転送して通話等ができる状態となった時刻に双方の通話等ができる状態になったものとして測定することとします。 (3) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証しないことがあります。 (4) 当社は、この機能に係る転送先から、その転送される通話等について間違い電話であるため、その転送が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (5) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

(複数付加機能の同時適用の工事費に係る経過措置)

- 4 当社は、改正規定実施の際現に附則 2 に定める複数付加機能の同時適用を受けている加入電話契約者等が、改正規定実施後、同適用に係る自動着信転送機能に代えて料金表に定める多機能転送機能を利用するため、新たに料金表第 1 (月額料金) (1) 適用(13)に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料に関する料金その他の取扱い(指定付加機能の組合せは、多機能転送機能を除き附則 2 に定める複数付加機能の同時適用を受けている場合と同じとします。)の申出を行う場合においては、同適用に係る工事費について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 25 日から実施します。

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、次に定める提供条件を満たす場合に限り、電話等契約者の申出により、この附則 3 に定める特定条件に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いを行います。

ア 平成 17 年 5 月 24 日までに、料金表に定める加入電話サービス等（利用種別が事務用である場合に限りです。）及び同サービスに係るフラットセイバーの取扱いの申出を行ったにもかかわらず、同サービスの提供を受けていないこと。

イ アの申出に係る加入電話サービス等の加入電話サービス等取扱所について、当社が別に定めるものであること。

- 3 当社は、特定条件に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

特定条件に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用

ア 当社は、電話等契約者の申出により、特定条件に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下この附則において「プレセイバー 2」といいます。）を行います。

イ プレセイバー 2 とは、特定条件（この附則 2 に定める提供条件をいいます。以下同じとします。）を満たす場合に限り、電話等契約者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金のうち、国内通話等については、エに定める料金額を適用し、国際通話等については、その通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「国際通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

ウ プレセイバー 2 は、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、料金表に定める通話等料金の取扱い（取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いを除きます。）又は通話等料金の特別課金機能の適用を受けているときは、プレセイバー 2 の適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、プレセイバー 2 の対象としません。

（ア） 国内通話等について、限定一般通話等のうち第 1 種移動体電話設備への着信に係る通話等及びアクセス通話等

（イ） 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

オ プレセイバー 2 の適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、料金表に定める通話等料金の取扱い（取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いを除きます。）又は通話等料金の特別課金機能の適用を受けているときは、プレセイバー 2 の適用を受けることはできないものとします。

サービスの内容		
(ア) 国内通話等の通話等料金について、料金表第2通話等料金2(料金額)(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。		
料 金 額 (次の秒数までごとに7.9円(税込8.295円))		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
180.0秒	180.0秒	180.0秒
(イ) 国際通話等の通話等料金について、料金表に定める国際通話等料金の月間累計額に0.4を乗じて得た額を割り引きます。		

カ プレセイバー2の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限り、ます。

- (ア) 国際コレクトコール機能を利用した通話等
- (イ) 国際クレジットコール機能を利用した通話等

キ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、プレセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等(以下この欄において「代表契約者回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
- (ウ) 代表契約者回線の電話等契約者が、プレセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。

ク プレセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。

ケ プレセイバー2の適用を開始する場合においては、その申込日(申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、プレセイバー2の終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのプレセイバー2を適用します。

コ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、キ(ウ)の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。

サ 当社は、プレセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、プレセイバー2の適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、プレセイバー2の適用は終了したものとして取り扱います。

- (ア) プレセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- (イ) プレセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- (ウ) プレセイバー2の取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

シ 国際通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、料金表通則8(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

ス 代表契約者回線の電話等契約者(代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。)が、プレセイバー2の適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過しても

なお一括して支払わないときは、プレセイバー 2 の適用は終了したものとして取扱います。 セ スの規定によりプレセイバー 2 の取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、スに規定する支払期日を基に計算します。 ソ 当社は、セの規定その他の場合において契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。		
契約者回線等 1 回線あたり に係る通話等 の通話等料金	=	プレセイバー 2 の適用前の 当該契約者回 線等に係る通 話等の通話等 料金 × プレセイバー 2 の適用後の割引 取扱回線群に係る通話等料金 プレセイバー 2 の適用前の割引取 扱回線群に係る通話等料金
タ ソの場合において、プレセイバー 2 適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ソに規定する算式により算出した契約者回線等 1 回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。		

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。
- (1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 当社は、平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 1 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その国内通話等の通話等料金の月間累計額から、1 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。
備考 1 料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。 2 国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。 3 国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

- 3 この附則 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線について同時に申込みを行う場合の 1 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。
- (特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 4 平成 17 年 2 月 22 日付届出(涉外第 16-0491 号)の附則に定める特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 5 月 31 日」を「平成 17 年 8 月 31 日」に改めます。
- この場合に、特定発信時間帯に係る通話等料金の取扱いは、この附則 2 の 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いを適用した後に取り扱うものとします。
- (加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)
- 5 当社は、平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 6 に定める通話等

料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。) をみたすことを条件に、この附則 6 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

- 6 この附則 5 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 7 当社は、平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 7 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その指定加入契約者回線に係る次に掲げる場合を除いて、その加入電話サービス等を提供した日を含む 12 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- (1) 加入電話契約者等が、料金表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるフラットセイバーを選択した場合
- (2) 多機能転送機能について追加番号を利用して行う場合

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 8 この附則 2 から 6 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間内に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 6 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

- 9 平成 17 年 5 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線について加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 7 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入電話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 10 この改正規定実施の際現に、平成 16 年 11 月 24 日付届出（涉外第 16-0368 号）の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置において、同附則 5 のア（イ）及び（ウ）に定める通話等料金の適用を受けている加入電話契約者等は、この改正規定実施の日より、「7.9 円（税込 8.295 円）」を「7.89 円（税込 8.2845 円）」と読み替えて適用します。この場合において、同附則 5 のイに定める「アに定める通話等料金の額」は、読み替えた後の通話等料金の額を指すものとします。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 11 平成 17 年 3 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 5 月 31 日」を「平成 17 年 8 月 31 日」に改め、「加入電話サービス等の加入電話契約者等」は、料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるフラットセイバーを選択した加入電話契約者等を除いて適用するものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 12 平成 17 年 3 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 17 年 5 月 31 日」を「平成 17 年 8 月 31 日」に改め、「加入電話サービス等に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等」は、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるフラットセイバーを選択した加入電話契約者等を除いて適用するものとします。

(経過措置)

- 13 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等の加入電話契約等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄のサービスに係る契約は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により締結した同表の右欄のサービスに係る契約とみなします。

加入電話サービス	一般加入電話サービス
第 1 種ディジタル加入通信サービス	第 1 種一般ディジタル加入通信サービス
第 2 種ディジタル加入通信サービス	第 2 種一般ディジタル加入通信サービス

(全時間帯における特定通話等に係る通話等料金の特別課金機能の適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日より、VPN加入電話サービス等の加入電話契約者等が、料金表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるメンバーズパックの適用を受ける場合において、その適用に定める「特定通話等」に該当するものについては、平成 16 年 12 月 1 日以降実施の附則に定める加入電話サービス等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置を適用しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 4 平成 17 年 6 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「加入電話サービス等」はVPN加入電話サービス等を除いて適用するものとします。

(経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 17 年 5 月 25 日届出 (渉外第 17-0055 号) の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「36 月の間」を「12 月の間」に、「平成 17 年 8 月 31 日」を「平成 17 年 11 月 30 日」に改めます。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 3 平成 17 年 5 月 25 日届出 (渉外第 17-0055 号) の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「平成 17 年 8 月 31 日」を「平成 17 年 11 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 4 平成 17 年 5 月 25 日届出 (渉外第 17-0055 号) の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「平成 17 年 8 月 31 日」を「平成 17 年 11 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 5 この附則 2 から 4 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間内に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 4 に定めるもののうち、他の経

過措置の適用を受けることはできません。

- 6 平成 17 年 8 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線について加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 17 年 9 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 7 平成 17 年 6 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 8 月 31 日」を「平成 17 年 11 月 30 日」に改めます。

ただし、当該経過措置にかかわらず、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるフラットセイバーを選択した加入電話契約者等についても適用するものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 8 平成 17 年 6 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 17 年 8 月 31 日」を「平成 17 年 11 月 30 日」に改めます。

ただし、当該経過措置にかかわらず、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) 1 (適用) に定めるフラットセイバーを選択した加入電話契約者等についても適用するものとします。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 11 日から実施します。

(移動体電話サービス等の移動体電話等利用契約に係る経過措置)

- 2 当社は、次表左欄に定める第 1 種移動体電話契約に基づき移動体電話サービス等を利用している移動体電話等利用契約者が、当該第 1 種移動体電話契約に係る電話番号を継続して利用することを条件に次表右欄に定める第 1 種移動体電話契約を締結する場合に限り、その契約締結後においても、この約款の規定に関わらず、移動体電話サービス等に係る移動体電話等利用契約を継続して締結しているものとみなします。

ただし、移動体電話等利用契約者から申出があった場合については、この限りではありません。

KDD I 株式会社のツーカー通信サービス契約約款に定める ツーカーサービスに係るツーカー契約	KDD I 株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービスに係る a u 契約

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 17 年 8 月 25 日届出 (渉外第 17-0140 号) の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 3 平成 17 年 8 月 25 日届出 (渉外第 17-0140 号) の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 4 平成 17 年 8 月 25 日届出 (渉外第 17-0140 号) の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

5 この附則 2 から 4 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間内に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 4 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

6 平成 17 年 11 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線について加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

7 平成 17 年 9 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

8 平成 17 年 9 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

(経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

(旧会議電話サービス等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している会議電話サービス等(「旧会議電話サービス等」といいます。以下この附則において同じとします。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金

ア 基本料

① 旧会議電話サービスに係るもの

i 会議システム使用料

区 分	単 位	料 金 額
旧会議電話サービス	1 の接続利用回線ごとに	180.0 秒までごとに 8 0 円 (税込 8 4 円)

ii ダイヤルダウン基本料

区 分	単 位	料 金 額
旧会議電話サービス	1 の接続利用回線ごとに	2 0 0 円 (税込 2 1 0 円)

② 旧デジタル会議通信サービスに係るもの

i 会議システム使用料

区 分	単 位	料 金 額
旧第 1 種デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線ごとに	180.0 秒までごとに 8 0 円 (税込 8 4 円)
旧第 2 種デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線について 2 の B チャンネルまでごとに	180.0 秒までごとに 7 0 円 (税込 7 3 . 5 円)

ii ダイヤルダウン基本料

区 分	単 位	料 金 額
旧第 1 種デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線ごとに	2 0 0 円 (税込 2 1 0 円)
旧第 2 種デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線ごとに	2 0 0 円 (税込 2 1 0 円)

iii テレビ会議用通信端末接続料

区 分	単 位	料 金 額
旧第2種デジタル会議通信サービス	5の接続利用回線ごとに	100円 (税込105円)

イ 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
会 議 集 計 機 能	1の会議においてあらかじめ指定された集計用選択番号（選択番号の集計を行うために当社が指定する番号をいいます。以下この欄において同じとします。）により、会議参加者から会議システムに着信する信号をその会議システムにより集計し、その結果を会議参加者に通知する機能をいいます。	1の会議参加回線群について接続利用回線ごとに	1分までごとに30円 (税込31.5円)	—
	備 考	(1) 旧会議電話サービス又は旧第1種デジタル会議通信サービス（プラン2に係るものに限りま す。）の電話等契約者が、1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提 供します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (3) 集計用選択番号の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
先 着 受 付 機 能	1の会議において、あらかじめ指定された先着受付番号（会議参加者からの呼び出し信号を受け付けるために当社が指定する番号をいいます。以下この欄において同じとします。）により、会議参加者から会議システムへ着信する信号を着信順に受け付ける機能をいいます。	1の会議参加回線群について接続利用回線ごとに	1分までごとに30円 (税込31.5円)	—
	備 考	(1) 旧会議電話サービス又は旧第1種デジタル会議通信サービス（プラン2に係るものに限りま す。）の電話等契約者が、1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供 します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (3) 先着受付番号の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
会 議 調 整 機 能	1の会議において、当社がその会議の間、音声その他の音響又は映像等の調整を行う機能をいいます。	旧会議電話サービス又は旧第1種デジタル会議通信サービスに係るもの		
		1の会議参加回線群について接続利用回線ごとに	1分までごと30円 (税込31.5円)	—
		旧第2種デジタル会議通信サービスに係るもの		
		1の会議参加回線群ごとに	1分までごとに 140円（税込147円）	—
	備 考	(1) 旧会議電話サービス等契約者（プラン2に係る旧会議電話サービス等契約者に限ります。）が、 1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (3) 調整項目等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

画面分割機能		会議参加者のテレビ会議用通信端末について、その画面を、他の会議参加者の数に応じて複数に分割して表示する機能をいいます。	1 の 会 議 参 加 回 線 群 に つ い て 接 続 利 用 回 線 ご とに	1 分までごとに 30 円 (税込 31.5 円)	—
	備 考	(1) 旧第2種デジタル会議通信サービスの電話等契約者が、1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (3) 画面の分割方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
画面表示指定機能		会議参加者のテレビ会議用通信端末について、あらかじめ指定した1の会議参加者を表示する機能をいいます。		—	—
	備 考	(1) 旧第2種デジタル会議通信サービスの電話等契約者が、1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (3) 画面表示の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
特定通信手順接続機能		1の会議において、T120方式を使用して信号の送受を行うことができる機能をいいます。	1の会議参加回線群について接続利用回線ごとに	1 分までごとに 30 円 (税込 31.5 円)	—
	備 考	(1) 旧第2種デジタル会議通信サービスの電話等契約者が、1の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 会議参加者に係るテレビ会議用通信端末が T120 方式に対応している場合に限り、この機能を利用することができます。 (3) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごと」と読みかえて適用するものとします。 (4) T120方式の設定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			

(2) 通話等料金

ア 国内通話に係るもの

(ア) 会議通話に係るもの

① ダイヤルアップ通話に係るもの

(単位：円)

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
会議通話に係るもの	88 (税込 92.4 円)

② ダイヤルダウン通話に係るもの

(単位：円)

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
会議通話に係るもの	125 (税込 131.25 円)

イ 国際通話に係るもの

(ア) 会議通話に係るもの (ダイヤルダウン通話に係るものに限ります。)

(単位：円)

地域区分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
アジア 1	575 (税込 603.75)
アジア 2	710 (税込 745.5)
アジア 3	710 (税込 745.5)
アジア 4	980 (税込 1,029)
アジア 5	710 (税込 745.5)
アジア 6	755 (税込 792.75)

アジア 7	755(税込 792. 75)
アジア 8	755(税込 792. 75)
アジア 9	845(税込 887. 25)
アジア 10	1, 115(税込 1, 170. 75)
アジア 11	1, 115(税込 1, 170. 75)
アジア 12	1, 070(税込 1, 123. 5)
アジア 13	1, 115(税込 1, 170. 75)
アジア 14	1, 115(税込 1, 170. 75)
アジア 15	1, 475(税込 1, 548. 75)
アメリカ 1	305(税込 320. 25)
アメリカ 2	800(税込 840)
アメリカ 3	1, 205(税込 1, 265. 25)
アメリカ 4	1, 430(税込 1, 501. 5)
アメリカ 5	1, 430(税込 1, 501. 5)
アメリカ 6	1, 205(税込 1, 265. 25)
アメリカ 7	1, 250(税込 1, 312. 5)
アメリカ 8	1, 430(税込 1, 501. 5)
ヨーロッパ 1	620(税込 651)
ヨーロッパ 2	800(税込 840)
ヨーロッパ 3	845(税込 887. 25)
ヨーロッパ 4	1, 250(税込 1, 312. 5)
ヨーロッパ 5	1, 250(税込 1, 312. 5)
ヨーロッパ 6	1, 295(税込 1, 359. 75)
大洋州 1	800(税込 840)
大洋州 2	305(税込 320. 25)
大洋州 3	890(税込 934. 5)
大洋州 4	1, 250(税込 1, 312. 5)
大洋州 5	1, 250(税込 1, 312. 5)
大洋州 6	1, 250(税込 1, 312. 5)
大洋州 7	1, 250(税込 1, 312. 5)
アフリカ 1	1, 475(税込 1, 548. 75)
特定衛星携帯 1	2, 915(税込 3, 060. 75)
特定衛星携帯 2	1, 745(税込 1, 832. 25)
特定衛星携帯 3	1, 745(税込 1, 832. 25)
特定衛星携帯 4	1, 205(税込 1, 265. 25)
特定衛星携帯 5	1, 565(税込 1, 643. 25)
特定衛星携帯 6	2, 105(税込 2, 210. 25)

ウ 国内通信に係るもの

(ア) 会議通信に係るもの

a 通話モードに係るもの

ア(国内通話に係るもの) (ア)によります。

b デジタル通信モードに係るもの

① ダイヤルアップ通信に係るもの

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
会議通信に係るもの	44 円 (税込 46. 2 円)

② ダイヤルダウン通信に係るもの

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
会議通信に係るもの	80 円 (税込 84 円)

エ 国際通信に係るもの

(ア) 会議通信に係るもの

a 通話モードに係るもの

イ (国際通話に係るもの) (ア) によります。

b デジタル通信モードに係るもの (ダイヤルダウン通信に係るものに限りします。)

(単位：円)

地域区分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
アジア 1	1,160 (税込 1,218)
アジア 2	1,229 (税込 1,290.45)
アジア 3	1,250 (税込 1,312.5)
アジア 4	1,859 (税込 1,951.95)
北 米 1	1,160 (税込 1,218)
北 米 2	1,364 (税込 1,432.2)
西インド	1,880 (税込 1,974)
中 南 米	2,084 (税込 2,188.2)
欧 州	1,565 (税込 1,643.25)
大洋州 1	1,160 (税込 1,218)
大洋州 2	1,295 (税込 1,359.75)
アフリカ	2,084 (税込 2,188.2)
特定衛星携帯 1	3,725 (税込 3,911.25)
特定衛星携帯 2	3,725 (税込 3,911.25)

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、発信国外交換非自動通話等の廃止に関する規定については、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 12 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 8 日から実施します。

(指定加入契約者回線番号の継続利用に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、平成 18 年 4 月 30 日までの間に指定加入契約者回線の移転の申出のあった加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1 (工事費) に定める指定加入契約者回線番号の継続利用に係る工事費の支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 17 年 8 月 25 日届出(渉外第 17-0140 号)の附則及び平成 17 年 11 月 18 日届出(渉外第 17-0231 号)の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「12 月の間」を「6 月の間」に、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 3 平成 17 年 11 月 18 日届出(渉外第 17-0231 号)の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 4 平成 17 年 5 月 25 日届出(渉外第 17-0055 号)の附則及び平成 17 年 11 月 18 日届出(渉外第 17-0231 号)の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「12 料金月の間」を「6 料金月の間」に、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 5 この附則 2 から 4 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間内に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 4 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。
- 6 平成 18 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線について加

入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 7 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 8 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 9 当社は、この改正規定実施の日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等(新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。)について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 21 日から実施します。

(プリペイドカード利用に係る国際通話等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプリペイドカード利用に係る国際通話等に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 通話等料金

ア 国際通話等に係るもの

(ア) (イ)、(ウ) 及び (エ) 以外のもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額								
	オフィスタイム			ファミリータイム			スーパーファミリータイム		
	最初の 1 分まで	最初の 1 分経過後 3 分まで 1 分までごとに	最初の 3 分経過後 1 分までごとに	最初の 1 分まで	最初の 1 分経過後 3 分まで 1 分までごとに	最初の 3 分経過後 1 分までごとに	最初の 1 分まで	最初の 1 分経過後 3 分まで 1 分までごとに	最初の 3 分経過後 1 分までごとに
アジア 1	115	110	110	90	90	90	80	80	80
アジア 2	155	145	145	115	100	100	100	90	90
アジア 3	32	32	25	32	32	25	32	32	25
アジア 4	205	155	155	180	120	120	155	90	90
アジア 5	32	32	25	32	32	25	32	32	25
アジア 6	160	145	145	160	120	120	100	90	90
アジア 7	160	160	160	135	115	115	125	115	115
アジア 8	160	155	155	135	115	115	100	100	100
アジア 9	180	170	170	135	115	115	125	110	110
アジア 10	245	180	180	200	145	145	180	115	115
アジア 11	245	180	180	200	145	145	180	115	115
アジア 12	235	225	225	205	190	190	205	180	180

アジア 13	245	215	215	215	180	180	215	170	170
アジア 14	245	225	225	215	190	190	215	180	180
アジア 15	335	280	280	270	225	225	235	190	190
アメリカ 1	55	55	55	45	45	45	35	35	35
アメリカ 2	170	110	110	145	80	80	145	80	80
アメリカ 3	260	190	190	205	155	155	190	115	115
アメリカ 4	315	270	270	250	215	215	235	190	190
アメリカ 5	315	270	270	260	215	215	245	190	190
アメリカ 6	260	250	250	180	180	180	70	70	70
アメリカ 7	280	250	250	235	190	190	225	170	170
アメリカ 8	315	270	270	260	215	215	245	190	190
ヨーロッパ 1	125	125	125	110	110	110	55	55	55
ヨーロッパ 2	170	170	170	155	145	145	55	55	55
ヨーロッパ 3	180	170	170	180	155	155	135	115	115
ヨーロッパ 4	280	200	200	215	160	160	205	145	145
ヨーロッパ 5	280	245	245	225	200	200	215	160	160
ヨーロッパ 6	290	245	245	235	200	200	225	160	160
大洋州 1	170	110	110	145	80	80	145	80	80
大洋州 2	55	55	55	45	45	45	35	35	35
大洋州 3	190	160	160	135	110	110	125	100	100
大洋州 4	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 5	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 6	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 7	280	200	200	215	160	160	200	115	115
アフリカ 1	335	280	280	280	225	225	260	215	215
特定衛星携帯 1	665	665	665	665	665	665	665	665	665
特定衛星携帯 2	395	395	395	395	395	395	395	395	395
特定衛星携帯 3	385	385	385	385	385	385	385	385	385
特定衛星携帯 4	260	260	260	260	260	260	260	260	260
特定衛星携帯 5	350	350	350	350	350	350	350	350	350
特定衛星携帯 6	475	475	475	475	475	475	475	475	475

(イ) 加入契約者回線を利用して行うのもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額								
	オフィスタイム			ファミリータイム			スーパーファミリータイム		
	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに
アジア 1	100	90	90	80	80	80	70	70	70
アジア 2	125	125	125	100	80	80	80	80	80
アジア 3	27	27	21	27	27	21	27	27	21
アジア 4	180	125	125	155	100	100	125	80	80

アジア 5	27	27	21	27	27	21	27	27	21
アジア 6	135	125	125	135	100	100	80	80	80
アジア 7	135	135	135	115	100	100	110	100	100
アジア 8	135	125	125	115	100	100	80	80	80
アジア 9	155	145	145	115	100	100	110	90	90
アジア 10	210	145	145	170	125	125	155	90	90
アジア 11	210	155	155	170	125	125	155	100	100
アジア 12	200	190	190	180	160	160	180	155	155
アジア 13	210	180	180	180	155	155	180	145	145
アジア 14	210	190	190	180	160	160	180	155	155
アジア 15	280	235	235	235	190	190	200	160	160
アメリカ 1	45	45	45	35	35	35	25	25	25
アメリカ 2	145	90	90	125	70	70	125	70	70
アメリカ 3	225	160	160	180	125	125	160	100	100
アメリカ 4	270	235	235	215	180	180	200	160	160
アメリカ 5	270	235	235	225	180	180	205	160	160
アメリカ 6	225	215	215	155	155	155	65	65	65
アメリカ 7	235	215	215	200	160	160	190	145	145
アメリカ 8	270	235	235	225	180	180	205	160	160
ヨーロッパ 1	110	110	110	90	90	90	45	45	45
ヨーロッパ 2	145	145	145	125	125	125	45	45	45
ヨーロッパ 3	155	145	145	155	125	125	115	100	100
ヨーロッパ 4	235	170	170	180	135	135	180	125	125
ヨーロッパ 5	235	205	205	190	170	170	180	135	135
ヨーロッパ 6	245	205	205	200	170	170	190	135	135
大洋州 1	145	90	90	125	70	70	125	70	70
大洋州 2	45	45	45	35	35	35	25	25	25
大洋州 3	160	135	135	115	90	90	110	80	80
大洋州 4	235	135	135	180	110	110	160	80	80
大洋州 5	235	135	135	180	110	110	160	80	80
大洋州 6	235	135	135	180	110	110	160	80	80
大洋州 7	235	170	170	180	135	135	170	100	100
アフリカ 1	280	235	235	235	190	190	225	180	180
特定衛星携帯 1	565	565	565	565	565	565	565	565	565
特定衛星携帯 2	335	335	335	335	335	335	335	335	335
特定衛星携帯 3	335	335	335	335	335	335	335	335	335
特定衛星携帯 4	225	225	225	225	225	225	225	225	225
特定衛星携帯 5	295	295	295	295	295	295	295	295	295
特定衛星携帯 6	405	405	405	405	405	405	405	405	405

(ウ) 移動体電話設備を利用して行うもの

(ウ) - 1 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額								
	オフィスタイム			ファミリータイム			スーパーファミリータイム		
	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに
アジア 1	135	135	135	110	110	110	90	90	90
アジア 2	180	160	160	135	135	135	110	100	100
アジア 3	53	53	42	53	53	42	53	53	42
アジア 4	215	160	160	190	135	135	160	100	100
アジア 5	53	53	42	53	53	42	53	53	42
アジア 6	200	170	170	160	145	145	120	110	110
アジア 7	190	190	190	160	155	155	135	125	125
アジア 8	180	180	180	145	145	145	110	110	110
アジア 9	200	190	190	155	155	155	135	125	125
アジア 10	245	205	205	210	170	170	180	125	125
アジア 11	335	205	205	280	170	170	200	125	125
アジア 12	295	280	280	225	225	225	215	190	190
アジア 13	295	280	280	225	225	225	225	180	180
アジア 14	405	335	335	335	260	260	245	200	200
アジア 15	340	300	300	280	250	250	245	200	200
アメリカ 1	90	90	90	70	70	70	55	55	55
アメリカ 2	180	135	135	155	125	125	155	90	90
アメリカ 3	270	200	200	215	160	160	200	125	125
アメリカ 4	325	280	280	260	225	225	245	200	200
アメリカ 5	325	305	305	270	260	260	250	200	200
アメリカ 6	325	305	305	250	250	250	190	180	180
アメリカ 7	325	205	205	260	250	250	235	190	190
アメリカ 8	325	205	205	270	260	260	250	200	200
ヨーロッパ 1	180	180	180	135	135	135	90	90	90
ヨーロッパ 2	245	225	225	200	200	200	155	145	145
ヨーロッパ 3	245	225	225	200	200	200	155	145	145
ヨーロッパ 4	290	225	225	225	200	200	215	155	155
ヨーロッパ 5	290	250	250	235	215	215	225	170	170
ヨーロッパ 6	295	250	250	245	205	205	235	170	170
大洋州 1	180	135	135	155	125	125	155	90	90
大洋州 2	90	90	90	70	70	70	55	55	55
大洋州 3	200	170	170	145	145	145	135	110	110
大洋州 4	280	170	170	225	155	155	200	115	115
大洋州 5	280	170	170	225	155	155	200	115	115
大洋州 6	280	170	170	225	155	155	200	115	115

大洋州 7	290	205	205	225	170	170	205	125	125
アフリカ 1	350	335	335	290	280	280	270	225	225
特定衛星携帯 1	665	665	665	665	665	665	665	665	665
特定衛星携帯 2	395	395	395	395	395	395	395	395	395
特定衛星携帯 3	385	385	385	385	385	385	385	385	385
特定衛星携帯 4	260	260	260	260	260	260	260	260	260
特定衛星携帯 5	350	350	350	350	350	350	350	350	350
特定衛星携帯 6	475	475	475	475	475	475	475	475	475

(ウ) - 2 第2種移動体電話設備を利用して行うもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額								
	オフィスタイム			ファミリータイム			スーパーファミリータイム		
	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに
アジア 1	125	115	115	100	100	100	90	90	90
アジア 2	170	155	155	135	125	125	110	100	100
アジア 3	170	155	155	135	125	125	90	90	90
アジア 4	215	160	160	190	125	125	160	100	100
アジア 5	160	155	155	135	125	125	110	100	100
アジア 6	190	170	170	160	145	145	115	110	110
アジア 7	190	170	170	145	145	145	135	125	125
アジア 8	170	170	170	145	145	145	110	110	110
アジア 9	190	180	180	145	145	145	135	115	115
アジア 10	250	180	180	205	155	155	190	115	115
アジア 11	295	200	200	250	160	160	200	115	115
アジア 12	245	235	235	215	200	200	215	190	190
アジア 13	250	225	225	225	190	190	225	180	180
アジア 14	335	260	260	280	215	215	245	200	200
アジア 15	340	290	290	280	235	235	245	200	200
アメリカ 1	70	70	70	65	65	65	55	55	55
アメリカ 2	180	115	115	155	90	90	155	90	90
アメリカ 3	270	200	200	215	160	160	200	125	125
アメリカ 4	325	280	280	260	225	225	245	200	200
アメリカ 5	325	280	280	270	225	225	250	200	200
アメリカ 6	270	260	260	190	190	190	180	180	180
アメリカ 7	290	260	260	245	200	200	235	180	180
アメリカ 8	325	280	280	270	225	225	250	200	200
ヨーロッパ 1	135	135	135	115	115	115	65	65	65
ヨーロッパ 2	190	180	180	160	155	155	155	145	145
ヨーロッパ 3	200	190	190	190	160	160	155	145	145
ヨーロッパ 4	290	205	205	225	170	170	215	155	155

ヨーロッパ 5	290	250	250	235	205	205	225	170	170
ヨーロッパ 6	295	250	250	245	205	205	235	170	170
大洋州 1	180	115	115	155	90	90	155	90	90
大洋州 2	70	70	70	65	65	65	55	55	55
大洋州 3	200	170	170	145	115	115	135	110	110
大洋州 4	280	170	170	225	135	135	200	110	110
大洋州 5	280	170	170	225	135	135	200	110	110
大洋州 6	280	170	170	225	135	135	200	110	110
大洋州 7	290	205	205	225	170	170	205	125	125
アフリカ 1	340	290	290	290	235	235	270	225	225
特定衛星携帯 1	665	665	665	665	665	665	665	665	665
特定衛星携帯 2	395	395	395	395	395	395	395	395	395
特定衛星携帯 3	385	385	385	385	385	385	385	385	385
特定衛星携帯 4	260	260	260	260	260	260	260	260	260
特定衛星携帯 5	350	350	350	350	350	350	350	350	350
特定衛星携帯 6	475	475	475	475	475	475	475	475	475

(エ) 公衆電話設備を利用して行うもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額								
	オフィスタイム			ファミリータイム			スーパーファミリータイム		
	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに	最初の 1分ま で	最初の1 分経過後 3分まで 1分まで ごとに	最初の3 分経過後 1分まで ごとに
アジア 1	115	110	110	90	90	90	80	80	80
アジア 2	155	145	145	115	100	100	100	90	90
アジア 3	32	32	32	32	32	32	32	32	32
アジア 4	205	155	155	180	120	120	155	90	90
アジア 5	32	32	32	32	32	32	32	32	32
アジア 6	160	145	145	160	120	120	100	90	90
アジア 7	160	160	160	135	115	115	125	115	115
アジア 8	160	155	155	135	115	115	100	100	100
アジア 9	180	170	170	135	115	115	125	110	110
アジア 10	245	180	180	200	145	145	180	115	115
アジア 11	245	180	180	200	145	145	180	115	115
アジア 12	235	225	225	205	190	190	205	180	180
アジア 13	245	215	215	215	180	180	215	170	170
アジア 14	245	225	225	215	190	190	215	180	180
アジア 15	335	280	280	270	225	225	235	190	190
アメリカ 1	55	55	55	45	45	45	35	35	35
アメリカ 2	170	110	110	145	80	80	145	80	80
アメリカ 3	260	190	190	205	155	155	190	115	115
アメリカ 4	315	270	270	250	215	215	235	190	190

アメリカ 5	315	270	270	260	215	215	245	190	190
アメリカ 6	260	250	250	180	180	180	70	70	70
アメリカ 7	280	250	250	235	190	190	225	170	170
アメリカ 8	315	270	270	260	215	215	245	190	190
ヨーロッパ 1	125	125	125	110	110	110	55	55	55
ヨーロッパ 2	170	170	170	155	145	145	55	55	55
ヨーロッパ 3	180	170	170	180	155	155	135	115	115
ヨーロッパ 4	280	200	200	215	160	160	205	145	145
ヨーロッパ 5	280	245	245	225	200	200	215	160	160
ヨーロッパ 6	290	245	245	235	200	200	225	160	160
大洋州 1	170	110	110	145	80	80	145	80	80
大洋州 2	55	55	55	45	45	45	35	35	35
大洋州 3	190	160	160	135	110	110	125	100	100
大洋州 4	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 5	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 6	270	160	160	215	125	125	190	100	100
大洋州 7	280	200	200	215	160	160	200	115	115
アフリカ 1	335	280	280	280	225	225	260	215	215
特定衛星携帯 1	665	665	665	665	665	665	665	665	665
特定衛星携帯 2	395	395	395	395	395	395	395	395	395
特定衛星携帯 3	385	385	385	385	385	385	385	385	385
特定衛星携帯 4	260	260	260	260	260	260	260	260	260
特定衛星携帯 5	350	350	350	350	350	350	350	350	350
特定衛星携帯 6	475	475	475	475	475	475	475	475	475

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 5 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 5 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。
(優先接続機能及び限定利用機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している優先接続機能及び限定利用機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
優先 接続 機能	登録番号を利用して行った国内通話等のうち、利用者にあらかじめ指定されたパスワードを利用して行った通話等を優先的に接続させる機能をいいます。	1の登録番号ごとに	500円 (税込525円)	—
備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、1のパスワードを当社に登録していただきます。 (3) この機能を利用する電話等契約者は、オリジナルメッセージ機能を利用している場合に限り利用することができます。 (4) この機能を利用して行う通話等は、その登録番号について受付先変更機能、待ち合わせ接続機能又は限定利用機能を利用している場合に限り利用することができます。			
限定 利用 機能	登録番号を利用して行った国内通話等について、利用者にあらかじめ指定された利用限度通話等回数（1月に利用できる通話等回数の上限をいいます。以下この欄において同じとします。）を超える場合、その通話等の着信を制限する機能をいいます。	1の登録番号ごとに	—	—
備考	(1) フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、当社が別に定める単位で、利用限度通話等回数を当社に登録していただきます。この場合、利用限度通話等回数の設定は、暦月に従います。			

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年7月7日から実施します。

（加入電話契約等の通話等料金に関する経過措置）

- 2 当社は、この改正規定実施の日以降、電話サービス（H）契約約款に規定する直加入電話契約を解除することを条件に、この約款に規定する加入電話サービス等の提供を受ける加入電話契約者等に限り、料金表に規定するフラ

ットセイバーを当該加入電話契約者等からの申出があったものとして適用します。

ただし、国内通話等の取扱いについては、料金表第2（通話等料金）1適用(18)エ及びオの規定にかかわらず、限定加入通話等のうち第2種移動体電話設備への着信に係るもの及び特定IP電話設備への着信に係るものをフラットセイバーの対象とし、料金額の適用については、次のとおりとします。

(1) (2)及び(3)以外のもの

区 分		料 金 額
区域内通話等、県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	ア イ以外のもの	180秒までごとに6.8円 (税込7.14円)
	イ 他の指定加入契約者回線への着信に係るもの	180秒までごとに4.5円 (税込4.725円)

(2) 移動体電話設備への着信に係るもの

料 金 額
60秒までごとに16.5円 (税込17.325円)

(3) 特定IP電話設備への着信に係るもの

料 金 額
180秒までごとに6.8円 (税込7.14円)

(メンバーズコール機能及びメンバーズコールS機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメンバーズコール機能及びメンバーズコールS機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
メンバーズコール機能	あらかじめ利用者ごとに指定されたサービス番号を利用して行った国内通話等を、あらかじめ利用者ごとに登録された電話番号等に着信させる機能をいいます。		—	—
	備 考 (1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第1種中継電話サービス等（国際内線相互通話等機能を利用するVPN中継電話サービス等を除きます。）、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の電話等契約ごとに1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 当社は、電話等契約者の請求があった場合には、前号の規定にかかわらず、複数の電話等契約に1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、サービスコード又は会員コードを変更することがあります。 (5) (4)の規定により、サービスコード又は会員コードを変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。 (6) この機能を利用して行った通話等の料金に関する取扱いは、その通話等を発信した契約者回線等に係るものを適用します。			
メンバーズコールS	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国内通話等を、あらかじめ利用者ごとに登録された電話番号等に着信させる機能をいいます。		—	—
	備 考 (1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第1種中継電話サービス等（国際内線相互通話等機能を利用するVPN中継電話サービス等を除きます。）、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の電話等契約ごとに1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 当社は、電話等契約者の請求があった場合には、前号の規定にかかわらず、複数の電話等契約に1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、サービスコード又は会員コードを変更することがあります。			

機能	(5) (4)の規定により、サービスコード又は会員コードを変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。 (6) 利用者は、当社に暗証コードを登録していただきます。登録できる暗証コードは1のサービスコード及び会員コードにつき10までとします。 (7) この機能を利用して行った通話等の料金に関する取扱いは、その通話等を発信した契約者回線等に係るものを適用します。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月3日から実施します。
- ただし、この附則5及び6に関する規定については、平成18年8月16日より実施します。
- (第1種中継電話等契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、電話サービス(H)契約約款の規定により締結する次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日において、改正後のこの約款に規定する次表の右欄の契約に移行したものとみなします。
- ただし、当社が別に定める場合又は電話サービス(H)契約約款に係る第1種中継電話契約者から申出があった場合は、この限りではありません。

第1種中継電話契約	一般中継電話サービス又は一般デジタル中継通信サービスに係る第1種中継電話等契約

(第1種中継電話サービス等の通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 3 当社は、この附則2の規定により第1種中継電話等契約を締結する契約者回線等である場合に限り、その電話等契約者（一般中継電話サービス等の第1種中継電話等契約者をいいます。以下この附則4までにおいて同じとします。）について、この附則4に定める特定条件に基づく全時間帯における限定一般通話等に係る通話等料金の取扱い（以下この附則において「リレーセイバー」といいます。）を行います。
- 4 当社は、リレーセイバーについて次のとおり規定します。

特定条件に基づく全時間帯における限定一般通話等に係る通話等料金の取扱い	ア	リレーセイバーとは、特定条件（この附則3に定める提供条件をいいます。以下この表において同じとします。）を満たす場合に限り、全時間帯における通話等ごとに、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(1)にかかわらず、ウに定める料金額を適用することをいいます。		
	イ	リレーセイバーとは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者の契約者回線等に限り提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について、料金表に定める通話等料金の取扱い又は通話等料金の特別課金機能の適用を受けているときは、リレーセイバーの適用を受けることはできないものとします。		
	ウ	リレーセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。		
	<table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>（ア） 国内通話等について、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。 ① ②以外のもの i プラン1に係るもの（この改正規定実施の際現に電話サービス（H）契約約款に規定するプラン1に係る第1種中継電話契約を締結しているものに限り適用します。以下ウにおいて同じとします。）</td></tr></table>		サービスの内容	（ア） 国内通話等について、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。 ① ②以外のもの i プラン1に係るもの（この改正規定実施の際現に電話サービス（H）契約約款に規定するプラン1に係る第1種中継電話契約を締結しているものに限り適用します。以下ウにおいて同じとします。）
	サービスの内容			
（ア） 国内通話等について、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(1)にかかわらず、次の料金額を適用します。 ① ②以外のもの i プラン1に係るもの（この改正規定実施の際現に電話サービス（H）契約約款に規定するプラン1に係る第1種中継電話契約を締結しているものに限り適用します。以下ウにおいて同じとします。）				

区 分		料 金 額		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		180.0 秒までごとに 7.5 円（税込 7.875 円）		
隣接区域内通話等及び区域外通話等に係るもの	県内市外通話等	180.0 秒までごとに 8 円（税込 8.4 円）		
	県間市外通話等	180.0 秒までごとに 12 円（税込 12.6 円）		

- ii プラン2に係るもの（この改正規定実施の際現に電話サービス（H）契約約款に規定するプラン2に係る第1種中継電話契約を締結しているものに限り適用します。以下ウにおいて同じとします。）

区 分		料 金 額		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		180.0 秒までごとに 7.5 円（税込 7.875 円）		
隣接区域内通話等及び区域外通話等に係るもの	県内市外通話等	90.0 秒までごとに 6 円（税込 6.3 円）		
	県間市外通話等	60.0 秒までごとに 6 円（税込 6.3 円）		

② 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

- i プラン1及びプラン2に係るもの

区 分		料 金 額		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第1種移動体電話設備への着信に係るもの		60.0 秒までごとに 17 円（税込 17.85 円）		

（イ） 国際通話等について、料金表第2（通話等料金）2（料金額）（1）にかかわらず、次の料金額を適用します。

- ① プラン1及びプラン2に係るもの

地 域 区 分	料 金 額(60.0 秒までごとに)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
アジア地方1	4 0 円		
アジア地方2	5 0 円		
アジア地方3	6 0 円		
アジア地方4	9 0 円		
アジア地方5	1 0 0 円		
アジア地方6	1 2 0 円		
アメリカ地方1	1 5 円		
アメリカ地方2	5 0 円		
アメリカ地方3	7 0 円		
アメリカ地方4	1 0 0 円		
アメリカ地方5	1 4 0 円		

オセアニア地方 1	1 5 円
オセアニア地方 2	4 0 円
オセアニア地方 3	5 0 円
オセアニア地方 4	6 0 円
オセアニア地方 5	7 0 円
オセアニア地方 6	9 0 円
オセアニア地方 7	1 3 0 円
オセアニア地方 8	3 0 0 円
ヨーロッパ地方 1	3 0 円
ヨーロッパ地方 2	6 0 円
ヨーロッパ地方 3	8 0 円
アフリカ地方 1	9 0 円
アフリカ地方 2	1 0 0 円
特定衛星携帯	8 0 0 円
備 考 国際通話等に係る取扱地域については、別に定めるものとします。	

エ リレーセイバーの適用の対象となる通話等は次の付加機能等を利用した通話等以外のものに限りま。

- (ア) 国内コレクトコール機能を利用した通話等
- (イ) 国際コレクトコール機能を利用した通話等
- (ウ) 国内コレクトコールS機能を利用した通話等
- (エ) 国内クレジットコール機能を利用した通話等
- (オ) 国際クレジットコール機能を利用した通話等
- (カ) 第三者通話等課金機能を利用した通話等

エ リレーセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合はその提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、リレーセイバーの終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのリレーセイバーを適用します。

オ 当社は、リレーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、リレーセイバーの適用は終了したものと取り扱います。

- (ア) リレーセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

5 当社は、次に定める提供条件を満たす場合に限り、その電話等契約者（一般中継電話サービス等の第1種中継電話等契約者をいいます。以下この附則6までにおいて同じとします。）の申出により、この附則6に定める特定条件に基づく全時間帯における限定一般通話等に係る通話等料金の取扱いの2（以下この附則において「プレセイバー3」といいます。）を行います。

ア 平成18年8月1日において、電話サービス（H）契約約款に定める直加入電話契約者であって、当社が別に定めるところにより、平成18年7月7日実施の附則（渉外第2006-0113号）2の適用を受けることができないものであること。

6 当社は、プレセイバー3について次のとおり規定します。

特定条件に基づく全時間帯における限定一般通話等に係る通話等料金の取扱いの2

ア プレセイバー3とは、特定条件（この附則5に定める提供条件をいいます。以下この表において同じとします。）を満たす場合に限り、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における限定一般通話等の通話等料金のうち、国内通話等については、料金表第2（通話等料金）2（料金額）(1)にかかわらずエに定める料金額を適用し、国際通話等については、その通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金（以下この欄において「国際通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

イ プレセイバー 3 とは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、料金表に定める通話等料金の取扱い又は通話等料金の特別課金機能の適用を受けているときは、プレセイバー 3 の適用を受けることはできないものとします。

ウ 次に定める通話等については、プレセイバー 3 の対象とはしません。

(ア) 国内通話等について、第 1 種移動体電話設備への着信に係る通話等

(イ) 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

エ プレセイバー 3 の適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
(ア) 国内通話等の通話等料金については、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) (1)にかかわらず、次の料金額を適用します。		
料 金 額 (次の秒数までごとに 7.9 円 (税込 8.295 円))		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
180.0 秒	180.0 秒	180.0 秒
(イ) 国際通話等の通話等料金について、料金表に定める国際通話等料金の月額累計額に 0.4 を乗じて得た額を割り引きます。		

オ プレセイバー 3 の適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りま。

(ア) 国際コレクトコール機能を利用した通話等

(イ) 国際クレジットコール機能を利用した通話等

カ プレセイバー 3 の適用を開始する場合においては、その申込日 (申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合はその提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月 (電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日) から開始することとし、プレセイバー 3 の終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのプレセイバー 3 を適用します。

キ 当社は、プレセイバー 3 の取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、プレセイバー 3 の適用は終了したものとして取り扱います。

(ア) プレセイバー 3 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

ク 国際通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、料金表通則 8 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 26 日から実施します。

(第 2 種フリーコールサービス等の通話等料金の取扱いに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日において、登録電話等契約者が、電話サービス (H) 契約約款の規定により提供する 0570 番号を利用した統一番号サービスを解除し、第 2 種フリーコールサービス等の提供を受ける場合に限り、料金表第 1 表第 2 (通話等料金) に規定するほか、次の通話等料金 (アクセス通話等、会議通話等及びユーザ間情報通知に係るものを除きます。)を適用するものとします。

ア 加入電話設備等のうち、当社が別に定めるものを利用して行うもの

区 分		料 金 額（次の秒数までごとに 10 円(税込 10.5 円)）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等		210.0 秒		280.0 秒
隣接区域内通話等 及び区域外通話等	県内市外通話等	180.0 秒		
	県間市外通話等	120.0 秒		

イ 第 1 種移動体電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）を利用して行うもの

区 分		料 金 額（次の秒数までごとに 10 円(税込 10.5 円)）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 1 種移動体電話設備を利用して行うもの		26.0 秒		

- 3 この附則 2 の経過措置の適用を受ける登録電話等契約者は、料金表第 1 表第 1（月額料金）(6)付加機能に定める発信者料金指定機能（指定通話等料金額の算出に係る通話等の指定を通話度数について行うものに限りま
す。）、条件付差額負担機能及び条件付着信課金機能の提供を受けることはできません。
- 4 この附則 2 の経過措置の適用を受ける登録電話等契約者が、料金表第 1 表第 2（通話等料金）(1)適用に定める
ライターセイバー B、プロミスセイバー及びコレクトセイバー 3 1（以下この附則において「コレクトセイバー
等」といいます。）を選択する場合には、この附則 2 のアに規定する通話等料金について、コレクトセイバー等の
適用を行います。
（経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について
は、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について
は、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。
（1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置）
- 2 平成 18 年 3 月 14 日届出（渉外第 17-0360 号）の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに
関する経過措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改めます。
（加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置）
- 3 平成 18 年 3 月 14 日届出（渉外第 17-0360 号）の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯におけ
る加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3
月 31 日」に改めます。
（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）
- 4 平成 18 年 3 月 14 日届出（渉外第 17-0360 号）の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過
措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改めます。
（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）
- 5 この附則 2 から 4 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新
たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 4 に定めるもののうち、他の経
過措置の適用を受けることはできません。

- 6 平成 18 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線について加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。
- (指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置)
- 7 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改めます。
- (加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)
- 8 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改めます。
- (加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)
- 9 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置について、「平成 18 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改めます。
- (経過措置)
- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 24 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。
- (指定加入電話サービスに関する経過措置)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、電話サービス（H）契約約款に規定するタイプⅡに係る直加入電話契約を解除することを条件に、指定加入電話サービス（この約款に規定する加入電話サービスのうち、指定加入契約者回線として当社が提供する電気通信回線であって当社が指定する同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に当社の電気通信設備を設置して行うものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供を受ける加入電話契約者に限り、料金表第 1 表第 1（月額料金）2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおり基本料を適用します。

(指定加入契約者回線 1 回線ごとに月額)

区 分		料 金 額
加入電話サービス	事務用	9 0 0 円 (税込 9 4 5 円)
	住宅用	

- 3 当社は、この改正規定実施の日において、前項に規定する条件により指定加入電話サービスの提供を受ける加入電話契約者に限り、料金表第 1 表第 2（通話等料金）1（適用）(18)に規定するフラットセイバーを当該加入電話契約者からの申出があったものとして適用します。

ただし、国内通話の取扱いについては、料金表第1表第2（通話等料金）1（適用）(18)エ及びオの規定にかかわらず、限定加入通話等のうち第2種移動体電話設備への着信に係るもの及び特定IP電話設備への着信に係るものをフラットセイバーの対象とし、料金額の適用については、次のとおりとします。

(1) (2)及び(3)以外のもの

区 分	料 金 額
区域内通話、県内市外通話及び県間市外通話に係るもの	180秒までごとに6.8円 (税込7.14円)
イ 他の指定加入契約者回線への着信に係るもの	180秒までごとに4.5円 (税込4.725円)

(2) 移動体電話設備への着信に係るもの

料 金 額
60秒までごとに16.5円 (税込17.325円)

(3) 特定IP電話設備への着信に係るもの

料 金 額
180秒までごとに6.8円 (税込7.14円)

（指定加入契約者回線の移転の取扱いに関する経過措置）

- 4 前2項の規定により指定加入電話サービスの提供を受ける加入電話契約者は、第62条の8（その他の提供条件）に規定にかかわらず、その加入電話契約に係る指定加入契約者回線の移転を請求することはできません。

（経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年11月10日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

（指定契約者回線を使用する加入電話サービス等に関する経過措置）

- 2 当社は、指定契約者回線を使用する加入電話サービス等の加入電話契約者等（第2種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。）について、この改正規定実施の日に当社が取扱いを行っている次に掲げる経過措置の適用を行います。

この場合において、「指定加入契約者回線」を「指定契約者回線」に読み替えて適用するものとし、(5)については、回線接続等工事費に係るものをその取扱いから除きます。

(1) 1の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置

(2) 加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2に関する経過措置

(3) 加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置

(4) 加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い

- (5) 指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置
 - (6) 加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 1 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 26 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 12 日から実施します。
- (加入電話契約等の通話等料金に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 18 年 7 月 7 日実施（渉外第 2006-0113 号）の附則 2 に定めるフラットセイバーについて、限定加入通話等のうち第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの（デジタル通信モードに限ります。）をその対象とします。この場合の料金額については、同附則に定める料金額と同額とします。
- (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。
- (VPN 中継電話サービス等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の VPN 中継電話サービス等に係る VPN 中継電話等契約については、なお従前の通りとします。

VPN 中継電話サービス	主として閉域集団等内の通話のために第 1 種中継電話サービスを受けるものをいいます。
VPN デジタル中継通信サービス	主として閉域集団等内の総合デジタル通信のために第 1 種デジタル中継通信サービスを受けるものをいいます。

(国際内線相互通話等機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している内線相互通話等機能のうち、国際内線相互通話等機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金

ア 基本機能使用料

区 分	区 別	単 位	料 金 額	
			臨時ダイレクト 電話契約等以外 の契約のもの（ 月額）	臨時ダイレク ト電話契約等 のもの（月額 ）

内線相互通話等機能	内線相互通話等機能には以下の機能があります。		1の閉域集団ごとに	10,000円	—
	(1) 国際内線相互通話等機能 閉域集団等内において、国際内線番号又は外国側国際内線番号を利用して、国際内線電話等設備と外国側国際内線電話等設備の間の通話等を相互に接続させる機能をいいます。		1のロケーションごとに	2,000円	—
適用	(1) 国際内線相互通話等機能の適用については、次のとおりとします。				
	ア VPN中継電話サービス等の電話等契約者に限り提供します。 イ この機能を利用する電話等契約者は、1の閉域集団を特定し、当社はその1の閉域集団及びこれに対応する外国側閉域集団ごとに、国際内線電話等設備に係る内線利用電話番号及び国際内線番号（以下「国際内線番号等」といいます。）並びに外国側国際内線電話等設備に係る外国の内線利用電話番号に相当する番号及び外国側国際内線番号（以下「外国側国際内線番号等」といいます。）を登録します。 ウ 当社は、この機能を利用する電話等契約者から請求があったときは、技術上困難である場合を除き、国際内線番号等及び外国側国際内線番号等の登録の追加、抹消及び変更を行います。 エ イ又はウの場合において、既にその内線利用電話番号又は外国側内線利用電話番号を登録されている国際内線電話等設備又は外国側国際内線電話等設備を、重複して登録することはできません。 オ ロケーションとは、閉域集団の構成員の営業所その他の事業所であって、同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内にあるものをいいます。あるロケーションに設置されたこの機能を利用する電話等契約者、当該契約者たる法人の役員及び社員その他の使用人（以下、この欄において「国際内線相互通話等機能利用者等」といいます。）の居住の場所等に設置された加入電話設備等（固定通信事業者の電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係るものに限ります。）及び国際内線相互通話等機能利用者等の使用する移動体電話設備は、別に定める工事費の適用にあたっては、そのロケーション内に設置しているものとみなして取り扱います。以下同じとします。				

(2) 通話等料金

ア 国際通話に係るもの

(ア) 国際仮想内線通話に係るもの

① 加入電話設備等を利用して行うもの

加入電話設備等を利用して行う、国際仮想内線通話の通話料は、この改正規定実施後の料金表第1表第2（通話等料金）2（料金額）(1)イ（国際通話に係るもの）（ア）iの料金額の各区分につき、0.93 を乗じて得た額（1円未満の端数については、通則8（端数処理）の規定にかかわらず、四捨五入とします。）を読み替えて適用します。

② 移動体電話設備を利用して行うもの

②－1 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

第1種移動体電話設備を利用して行う、国際仮想内線通話の通話料は、この改正規定実施後の料金表第1表第2（通話等料金）2（料金額）(1)イ（国際通話に係るもの）（エ）－1の料金額の各区分につき、0.93 を乗じて得た額（1円未満の端数については、通則8（端数処理）の規定にかかわらず、四捨五入とします。）を読み替えて適用します。

②－2 第2種移動体電話設備を利用して行うもの

第2種移動体電話設備を利用して行う、国際仮想内線通話の通話料は、この改正規定実施後の料金表第1表第2（通話等料金）2（料金額）(1)イ（国際通話に係るもの）（エ）－2の料金額の各区分につき、0.93 を乗じて得た額（1円未満の端数については、通則8（端数処理）の規定にかかわらず、四捨五入とします。）を読み替えて適用します。

イ 国際通信に係るもの

(ア) 一般通信に係るもの

a 通話モードに係るもの

a－1 国際内線相互通話等機能を利用するVPNディジタル中継通信サービスに係るもの

この改正規定実施後の料金表第1表第2（通話等料金）2（料金額）(1)イ（ア）によります。

ｂ デジタル通信モードに係るもの

ｂ－１ 国際内線相互通話等機能を利用するＶＰＮデジタル中継通信サービスに係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額	
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	195	19
アジア地方 2	215	19
アジア地方 3	215	20
アジア地方 4	285	37
北アメリカ地方 1	195	19
北アメリカ地方 2	215	25
大洋州地方 1	195	19
大洋州地方 2	215	22
ヨーロッパ地方	250	28
中央・南アメリカ地方	310	41
アフリカ地方	310	41

(イ) 国際仮想内線通信に係るもの

ａ 通話モードに係るもの

ア (国際通話に係るもの) (ア) ①によります。

ｂ デジタル通信モードに係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額	
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	185	18
アジア地方 2	205	18
アジア地方 3	205	19
アジア地方 4	270	35
北アメリカ地方 1	185	18
北アメリカ地方 2	205	24
大洋州地方 1	185	18
大洋州地方 2	205	20
ヨーロッパ地方	235	27
中央・南アメリカ地方	295	39
アフリカ地方	295	39

(3) 通話等料金の特別課金機能に係るもの

ア デジタルセイバーに係るもの

(ア) 通信料金に係るもの

① 国際内線相互通話等機能を利用するＶＰＮデジタル中継通信サービスに係るもの (単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	186	18	16	13
アジア地方 2	205	18	16	13
アジア地方 3	205	19	17	14

アジア地方 4	270	35	32	26
北アメリカ地方 1	186	18	16	13
北アメリカ地方 2	205	24	22	18
大洋州地方 1	186	18	16	13
大洋州地方 2	205	20	18	15
ヨーロッパ地方	237	27	24	20
中央・南アメリカ地方	293	39	35	29
アフリカ地方	293	39	35	29

② 国際仮想内線通信に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	177	17	15	12
アジア地方 2	194	17	15	12
アジア地方 3	194	18	16	13
アジア地方 4	256	34	30	25
北アメリカ地方 1	177	17	15	12
北アメリカ地方 2	194	23	21	17
大洋州地方 1	177	17	15	12
大洋州地方 2	194	19	17	14
ヨーロッパ地方	225	26	23	19
中央・南アメリカ地方	278	37	33	27
アフリカ地方	278	37	33	27

(1の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 4 平成 17 年 5 月 25 日届出（涉外第 17-0360 号）の附則及び平成 18 年 10 月 1 日実施（J06002892）の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「指定加入契約者回線」を「指定加入契約者回線等」に、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 5 平成 17 年 5 月 25 日届出（涉外第 17-0360 号）の附則及び平成 18 年 10 月 1 日実施（J06002892）の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「指定加入契約者回線」を「指定加入契約者回線等」に、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 6 平成 17 年 5 月 25 日届出（涉外第 17-0360 号）の附則及び平成 18 年 10 月 1 日実施（J06002892）の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「指定加入契約者回線」を「指定加入契約者回線等」に、「フラットセイバー」を「ダブルセイバー 2 又はセレクトセイバー」に、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 7 この附則 4 から 6 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 4 から 6 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。
- 8 平成 19 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 4 から 6 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 9 平成 16 年 12 月 1 日実施の附則及び平成 18 年 10 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、支払いを要しない工事費として「料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (8) ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事 (取扱所内工事費に係るものに限ります。)」を含めるものとするほか、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 10 平成 18 年 10 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 11 平成 18 年 10 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置について、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(加入電話サービス等の基本料等に関する経過措置)

当社は、平成 19 年 4 月 24 日から平成 19 年 5 月 31 日までの間 (以下この附則において「指定期間」といいます。) に、加入電話サービス等について 200 以上の指定加入契約者回線等 (デジタル加入通信サービスに係るものについては、1 の B チャンネルを 1 の指定加入契約者回線等とみなして算出します。) の申込みがあること及びその申込みを行った者からの申出があることを条件に、加入電話サービス等の提供を開始した日 (付加機能についてはその付加機能の提供を開始した日とします。) の翌暦月から 3 月の間、当該加入電話サービス等に係る基本料及び付加機能使用料 (指定期間内に申込みがあったものに限ります。) の支払いを要しないものとします。

ただし、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、平成 19 年 12 月 31 日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(第三者通話等課金機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第三者通話等課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
第 三 者 通 話 等 課 金 機 能	あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番号等 (以下この欄において「登録電話番号」といいます。) から当社が別に定める番号を利用して行った国際通話等について、その通話等の通話等料金をその利用者に課金する機能をいいます。		—	—
	備 考	(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者 (第 1 種中継電話サービス等、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。) が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は当社に登録電話番号を登録していただきます。 (3) この機能を利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、その機能の提供を受けている電話等契約者となります。		

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について

は、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 14 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。
(加入電話サービス等の基本料等に関する経過措置)
- 2 平成 19 年 4 月 17 日届出 (J07001956) の附則に定める加入電話サービス等の基本料等に関する経過措置について、「平成 19 年 5 月 31 日」を「平成 19 年 6 月 30 日」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。
(国際コレクトコール機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際コレクトコール機能に係る暗証番号に関する取扱いは、なお従前のとおりとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 20 日から実施します。
(移動体電話等利用契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降当社が別に定める日までの間、移動体電話等利用契約者が電話サービス契約約款に規定する携帯電話国際利用契約を締結していない場合は、その移動体電話設備から当社が定める電気通信番号を使用して移動体通話等を行うことができます。
この場合において、その移動体通話等に係る料金その他の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定する携帯電話国際利用契約に係る通話に準じて取扱います。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。
(一般加入電話サービス等の料金等に関する経過措置)
- 2 当社は、平成19年 7 月 1 日から平成19 年 7 月31日までの間（以下この附則において「指定期間」といいます。）に、一般加入電話サービス、第 1 種一般デジタル加入通信サービス又は第 2 種一般デジタル加入通信サービス（以下この附則において「一般加入電話サービス等」といいます。）について申込みがあること及びその申込みを行った者からの申出があることを条件に、当社が別に指定する 1 の料金月について当該一般加入電話サービ

ス等に係る月額料金（付加機能使用料については、指定期間内に付加機能の申込みがあったものに限りま

す。）、通話等料金及び工事に関する費用の支払いを要しないものとします。

ただし、次に掲げる場合においてはこの取扱いを行いません。

- (1) 一般加入電話サービス等に係る加入電話契約等の利用種別が住宅用である場合
 - (2) 申込みをした者が電気通信事業法に定める電気通信事業者である場合
 - (3) 指定期間内に申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について平成19 年9月30日までに提供を受けていない場合
- 3 2に定める取扱いを受ける電話等契約者は、一般加入電話サービス等の提供から12月経過前に当該サービスに係る加入電話契約等の解除を行った場合には、次表に定める額を当社が別に定める期日までに一括して支払って頂きます。

区 分	単 位	料 金 額
一般加入電話サービスに係るもの	1 の指定加入契約者回線等ごとに	10,000円 (税込10,500円)
第1種デジタル加入通信サービスに係るもの		20,000円 (税込21,000円)
第2種デジタル加入通信サービスに係るもの		150,000円 (税込157,500円)

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。
（利用の一時中断の取扱い及び限定通話等機能の提供に関する経過措置）
- 2 当社は、平成19年8月1日以降当社が別に定める日までの間、中継電話等契約又は移動体電話等利用契約に係る電話等契約者が、電話サービス契約約款に規定する国際電話利用契約、国内電話利用契約若しくは携帯電話国際利用契約又はISDNサービス契約約款に規定する国際ISDN利用契約若しくは国内ISDN利用契約（これらの契約に係る利用契約者回線が利用休止の取扱いを受けている場合に限りま

す。）に係る契約者である場合は、その中継電話サービス等又は移動体電話サービス等について、利用の一時中断の取扱い又は限定通話等機能の提供を行うことがあります。
（利用停止に関する経過措置）

- 3 当社は、平成19年8月1日以降当社が別に定める日までの間、中継電話等契約又は移動体電話等利用契約に係る電話等契約者が、電話サービス契約約款に規定する国際電話利用契約、国内電話利用契約若しくは携帯電話国際利用契約又はISDNサービス契約約款に規定する国際ISDN利用契約若しくは国内ISDN利用契約（これらの契約に係る利用契約者回線が通話停止の取扱いを受けている場合に限りま

す。）に係る契約者である場合は、その中継電話サービス等又は移動体電話サービス等の利用を停止することがあります。
（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
（パーソナルコール契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次のパーソナルコールサービス等に係るパーソナルコール契約については、なお従前のとおりとします。

パーソナルコールサービス	専ら通話の発信のために、登録電話サービスを受けるものをいいます。
デジタルパーソナルコールサービス	専ら総合デジタル通信の発信のために、デジタル登録通信サービスを受けるものをいいます。

(旧電話サービス契約約款及び旧 I S D Nサービス契約約款の契約に関する経過措置)

- 3 平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止した電話サービス契約約款(以下この附則において「旧電話サービス契約約款」といいます。) 及び I S D Nサービス契約約款(以下この附則において「旧 I S D Nサービス契約約款」といいます。) の規定により、当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約とみなします。

ただし、当社が別に定める場合又は電話等契約者から申し出がある場合においては、この限りではありません。

加入契約のうち (1) 第 1 種加入電話サービス(特定事業者の音声伝送専用回線を用いるものに限り。) に係るもの	ストレート電話契約のうち (1) 料金表に規定するプラン 1 のストレート電話サービスに係るもの
加入契約のうち (1) 第 1 種加入電話サービス(特定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る専用回線を用いるものに限り。) に係るもの (2) 第 2 種加入電話サービス(当社の 1,536 キロビット/秒又は 1,544 キロビット/秒の速度での符号伝送が可能な国内専用回線を用いるものに限り。) に係るもの (3) 第 2 種加入電話サービス(当社のイーサネット型通信サービスに係るデジタルデータ回線(第 1 種イーサネット型通信サービスのタイプ 1 に係るものに限り。) を用いるものに限り。) に係るもの	デジタルストレート通信契約のうち (1) 料金表に規定するプラン 1 のデジタルストレート通信サービスに係るもの (2) 料金表に規定するプラン 2 のデジタルストレート通信サービスに係るもの (3) 料金表に限定するプラン 3 のデジタルストレート通信サービスに係るもの
国際電話利用契約を締結していて、廃止前の旧電話サービス契約約款に規定する国内電話利用契約を締結しているもの	一般中継電話サービスに係る第 1 種中継電話等契約
国際電話利用契約を締結していて、料金表に定める特別課金機能、付加機能又は当社が別に定める機能を利用しているもの	一般中継電話サービスに係る第 1 種中継電話等契約
国際電話利用契約を締結していて、廃止前の旧電話サービス契約約款に規定する国内電話利用契約を締結していないもの又は料金表に定める特別課金機能、付加機能若しくは当社が別に定める機能を利用していないもの	第 2 種中継電話等契約
携帯電話国際利用契約	移動体電話等利用契約
I S D N加入契約のうち (1) 第 1 種加入 I S D Nサービスに係るもの (2) 第 2 種加入 I S D Nサービス(当社の 1,536 キロビット/秒又は 1,544 キロビット/秒の速度での符号伝送が可能な国内専用回線を用いるものに限り。) に係るもの (3) 第 2 種加入 I S D Nサービス(当社のイーサネット型通信サービスに係るデジタルデータ回線(第 1 種イーサネット型通信サービスのタイプ 1 に係るものに限り。) を用いるものに限り。) に係るもの	デジタルストレート通信契約のうち (1) 料金表に規定するプラン 1 のデジタルストレート通信サービスに係るもの (2) 料金表に規定するプラン 2 のデジタルストレート通信サービスに係るもの (3) 料金表に限定するプラン 3 のデジタルストレート通信サービスに係るもの
国際 I S D N利用契約を締結していて、廃止前の旧 I S D Nサービス契約約款に規定する国内 I S D N利用契約を締結しているもの	一般デジタル中継通信サービスに係る第 1 種中継電話等契約
国際 I S D N利用契約を締結していて、料金表に定める特別課金機能、付加機能又は当社が別に定める機能を利用しているもの	一般デジタル中継通信サービスに係る第 1 種中継電話等契約

国際 I S D N 利用契約を締結して、廃止前の旧 I S D N サービス契約約款に規定する国内 I S D N 利用契約を締結していないもの又は料金表に定める特別課金機能、付加機能契約若しくは当社が別に定める機能を利用していないもの	第 2 種中継電話等契約

- 4 この附則 3 の場合において、デジタルストレート通信契約に係る特定契約者回線等については、改正後のこの約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その期間は、旧電話サービス契約約款及び旧 I S D N サービス契約約款の規定に基づいて、当社がその特定契約者回線等の提供を開始した日から起算するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している次の表の左欄の付加機能は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

第三者通話等課金機能 II	第三者課金機能
発信制限機能	発信制限機能

(旧電話サービス契約約款及び旧 I S D N サービス契約約款に規定する付加機能に関する経過措置)

- 6 平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止した電話サービス契約約款及び I S D N サービス契約約款の規定により提供する次の表の左欄の付加機能は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の付加機能とみなします。

料金着信払自動通話機能	国際コレクトコール機能
代表機能	代表取扱機能
ダイヤルイン機能	番号情報送出機能
第三者課金機能	第三者課金機能
発信制限機能	発信制限機能
特定対地通話機能	特定対地通話等機能

(旧 I S D N サービス契約約款に規定する通信に関する経過措置)

- 7 旧 I S D N サービス契約約款の規定により提供する次の表の左欄の通信は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の通信と読み替えるものとします。

I S D N 加入契約に係る国際通信のうち、 (1) 国際デジタル回線交換 (2) 国際通話	デジタルストレート通信契約に係る国際通信のうち、 (1) デジタル通信モードを利用するストレート通信 (2) 通話モードを利用するストレート通信
I S D N 加入契約に係る国内通信のうち、 (1) 国際デジタル回線交換 (2) 国際通話	デジタルストレート通信契約に係る国内通信のうち、 (1) デジタル通信モードを利用するストレート通信 (2) 通話モードを利用するストレート通信
国際 I S D N 利用契約に係る国際通信のうち、 (1) 国際デジタル回線交換 (2) 国際通話	一般デジタル中継通信サービスに係る国際通信のうち、 (1) デジタル通信モードを利用する一般通信 (2) 通話モードを利用する一般通信

(旧電話サービス契約約款に規定する特別業務に関する経過措置)

- 8 旧電話サービス契約約款の規定により提供する次の表の左欄の自動通話に係る特別業務は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄のサービス等の利用に係る通話と読み替えるものとします。

クレジット自動通話 (I D C クレジット番号を使用するもの)	国際クレジットコール機能を利用する通話
クレジット自動通話 (一般クレジット番号を使用するもの)	コーリングサービスに係る通話
第三者課金自動通話	第三者課金機能を利用する通話
料金着信払自動通話	国際コレクトコール機能を利用する通話

(旧電話サービス契約約款及び旧 I S D N サービス契約約款に規定する特別課金機能に関する経過措置)

- 9 旧電話サービス契約約款及び旧 I S D N サービス契約約款に規定により提供する次の表の左欄の特別課金機能は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の通話等料金の取扱いとみなします。

特別課金機能 II	アドレスセイバー
第 1 種特別課金機能 VI	ストレートセイバー I
第 2 種特別課金機能 VI	ストレートセイバー II

（旧 I S D N サービス契約約款に規定する国際デジタル回線交換に係る特別課金機能の取扱いに関する経過措置）

10 旧 I S D N サービス契約約款の平成 19 年 4 月 1 日実施（J06024157）の附則に規定する国際デジタル回線交換に係る特別課金機能は、この改正規定実施の日において、この約款に規定するディジタルセイバーとみなします。

この場合において、その提供を受けている契約者回線等に係る電話等契約者は、新たな割引選択回線群を構成する申出を行ったものとし、その契約者回線等を割引代表回線として当社に申し出たものとみなします。

（旧国際コレクトコール機能及び旧国際クレジットコール機能に関する経過措置）

11 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際コレクトコール機能（以下この附則において「旧国際コレクトコール機能」といいます。）及び国際クレジットコール機能（以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
旧 国 際 コ レ ク ト コ ー ル 機 能			—	—
	備 考		(1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該サービスを利用して行う通話等を接続する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1 の取扱地域について 1 のコレクト番号を指定します。 (3) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、コレクト番号を変更することがあります。 (4) (3) の規定により、コレクト番号を変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。 (5) 利用者は、複数の機能を利用する場合に限り、統一番号機能（統一番号（複数の取扱地域にかかわらず、与えられた 1 の番号で、コレクト番号に代わる番号をいいます。）を利用することができる機能をいいます。）を利用することができます。 (6) この機能を利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、その機能を利用している電話等契約者としてします。 (7) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

旧国際クレジットコール機能	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国際通話等の通話等料金をその利用者に課金する機能をいいます。		—	—
	備 (1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第1種中継電話サービス等、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、旧国際クレジットコール機能について、1の電話等契約ごとに1のサービスコード及び会員コードを指定します。 (3) 当社は、電話等契約者の請求があった場合には、前号の規定にかかわらず、1の電話等契約に複数のサービスコード及び会員コードを指定します。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、サービスコード又は会員コードを変更することがあります。 (5) (4)の規定により、サービスコード又は会員コードを変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。 (6) 利用者は、当社に暗証コードを登録していただきます。登録できる暗証コードは1のサービスコード及び会員コードにつき1までとします。 考 (7) この機能を利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、その機能を利用している電話等契約者としてします。 (8) 利用者は、この機能を利用して公衆電話設備等から国際通話等を行うことができます。この場合において、この機能を利用して行った国際通話等の料金に関する取扱いは、第1種中継電話サービス等に係るものを適用します。 (9) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。			

（判定期間内の特定電気通信サービスの利用に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い、全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱い、全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱い及び全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置）

- 12 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している判定期間内の特定電気通信サービスの利用に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い、全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱い、全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱い及び全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱いに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第132条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用	
判定期間内の特定電気通信サービスの利用に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用	ア 当社は、電話等契約者の申出により、判定期間内の特定電気通信サービスの利用に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下「トータルセイバー」といいます。）を行います。 イ トータルセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、連続する12料金月の間、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。 (ア) 割引判定通話等料金の月間累計額（通話等料金の月間累計額に以下に定める通話等の通話等料金の月間累計額を加えた料金額をいいます。）を、トータルセイバーの適用の申出があった日を含む料金月の前料金月から前12料金月（以下この欄において「判定期間」といいます。）について合計した額が、1億円（税込1.05億円）以上であること。 ① 限定一般通話等に係る区域内通話等（タイムセイバーについては、適用後の通話等とします。） ② エリアセイバーについて、エリアセイバー適用後の通話等 (イ) トータルセイバーの適用を申し出た電話等契約者が、当社の専用サービス契約約款に定める専用サービス又は国際専用回線サービス契約約款に定める国際専用回線サービス（以下この欄において「専用サービス等」といいます。）及び映像伝送サービス契約約款に定める映像伝送サービスを利用している場合であって、判定期間の料金額が次の表に定める額以上であること。

サービスの種類	料金額
専用サービス等	5,000万円 (税込5,250万円)
映像伝送サービス	5,000万円 (税込5,250万円)
備考 1 料金額の対象は、次のとおりとします。 (1) 専用サービス等 専用サービス契約約款に定める専用サービスの料金及び国際専用回線サービス契約約款に定める国際専用回線サービスの料金。 ただし、長期継続利用に係る料金の適用又は高額利用に係る料金の適用がある場合は、適用前の料金額とします。 (2) 映像伝送サービス 映像伝送サービス契約約款に定める映像伝送サービスの料金。 ただし、映像伝送長期サービスの利用を伴う映像伝送短期契約者への伝送料金の取扱いがある場合は、取扱い前の料金額とします。 2 税込価額については、判定期間の料金額が、全て国内通話等である場合の料金額とします。	

ウ トータルセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等について、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、ライターセイバーBの適用、クラスタセイバーの適用、セグメントセイバーの適用、セグメントセイバー2の適用、プレセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、スーパーセイバー2の適用、ブリッジバックの適用、タイムセイバーの適用、エリアセイバーの適用、旧アドレスセイバーの適用又はデジタルセイバーの適用を受けているときは、トータルセイバーの適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、トータルセイバーの対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び第1種移動体電話設備への着信に係るもの、並びにアクセス通話等

(イ) 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

オ トータルセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容
当該料金月の通話等料金の月間累計額に0.575を乗じて得た額を割引くもの

カ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

(ア) その申出のあった契約者回線等に係る電話等契約の名義が代表契約者回線に係る電話等契約の名義と異なるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。

(ウ) 代表契約者回線の電話等契約者が、トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。

キ トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。

ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等ごとに請求します。

- ク トータルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、トータルセイバーの終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのトータルセイバーを適用します。
- ケ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することがあります。当社は、この申出があったときは、カ（ウ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- コ 当社は、トータルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、トータルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、トータルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- （ア） トータルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ） トータルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ） トータルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- サ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、料金表通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- シ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、トータルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- ス シの規定によりトータルセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シに規定する支払期日を基に計算します。
- セ 当社は、スの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{rcl}
 \begin{array}{l} \text{契約者回線等} \\ \text{1回線あたりに} \\ \text{係る通話等の} \\ \text{通話等料金} \end{array} & = & \begin{array}{l} \text{トータルセイバーの適用前の当該契約者回線等} \\ \text{に係る通話等の通話等料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群} \\ \text{に係る通話等料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{トータルセイバーの適用前の割引取扱回線群} \\ \text{に係る通話等料金} \end{array}}
 \end{array}$$

- ソ セの場合において、トータルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、セに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱いの適用

ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における回線群に係る通話等料金の区分別取扱い（以下「セグメントセイバー」といいます。）を行います。

イ セグメントセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、連続する 12 料金月の間、電話等契約者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）について県内市外通話等、県間市外通話等及び国際通話等の区分ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の区分別月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

（ア） 県内市外通話等、県間市外通話等及び国際通話等に係る通話等料金の区分別月間累計額の合計に以下に定める通話等の通話等料金を料金月単位に累計したものを加えた料金額を、セグメントセイバーの適用の申出があった日を含む料金月の前料金月から前 12 料金月（以下この欄において「判定期間」といいます。）について合計した額が、1, 500 万円（税込 1, 575 万円）以上であること。

① 限定一般通話等に係る区域内通話等（タイムセイバーについては、適用後の通話等とします。）

② エリアセイバーについて、エリアセイバー適用後の通話等

（イ） 県内市外通話等に係る通話等料金の区分別月間累計額に（ア）②に定める通話等の通話等料金を料金月単位に累計したものを加えた料金額を、判定期間について合計した額が、1, 200 万円（税込 1, 260 万円）以上であること。

（ウ） 割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、別に定める協定事業者の契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の 3 通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の 3 区分（以下この欄において「指定通話等区分」といいます。）で当社の事業者識別番号を指定していること。

ただし、新たに指定を行う場合においては、当社が別に定める日をもって指定したとみなします。

ウ セグメントセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等について、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、ライターセイバー B の適用、クラスタセイバーの適用、トータルセイバーの適用、セグメントセイバー 2 の適用、プレセイバーの適用、スーパーセイバーの適用、スーパーセイバー 2 の適用、ブリッジバックの適用、タイムセイバーの適用、エリアセイバーの適用、旧アドレスセイバーの適用又はデジタルセイバーの適用を受けているときは、セグメントセイバーの適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、セグメントセイバーの対象としません。

（ア） 国内通話等について、限定一般通話等のうち第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの及びアクセス通話等

（イ） 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

オ セグメントセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容	
当該料金月の通話等料金の区分別月間累計額に下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引きます。	
区 分	割引率
県内市外通話等に係るもの	47.5%
県間市外通話等に係るもの	19.0%
国際通話等に係るもの	19.0%

- カ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。
- 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、セグメントセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。
- (ア) その申出のあった契約者回線等に係る電話等契約の名義が代表契約者回線に係る電話等契約の名義と異なるとき。
 - (イ) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
 - (ウ) 代表契約者回線の電話等契約者が、セグメントセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- キ セグメントセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。
- ク セグメントセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、セグメントセイバーの終了の申込みがあった場合には、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのセグメントセイバーを適用します。
- ケ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、カ（ウ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- コ 当社は、セグメントセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、セグメントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、セグメントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- (ア) セグメントセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
 - (イ) セグメントセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
 - (ウ) セグメントセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
 - (エ) セグメントセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、イ（ウ）に定める指定通話等区分のうち、1以上の通話区分又は通信区分について優先接続の電話会社固定の取扱いを終了したとき。
- サ 通話等料金の区分別月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、料金表通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- シ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、セグメントセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、セグメントセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- ス シの規定によりセグメントセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シに規定する支払期日を基に計算します。
- セ 当社は、スの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	契約者回線等 1回線あたりに 係る通話等 の通話等料金 = セグメントセイバーの適用 前の当該契約 者回線等に 係る通話等 の通話等料金 × セグメントセイバーの適用後の 割引取扱回線群に係る通話等 料金 セグメントセイバーの適用前の 割引取扱回線群に係る通話等 料金		
	ソ セの場合において、セグメントセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、セに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。		
全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱いの適用 (商品名：スーパーファミリーライン)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱い（以下「旧アドレスセイバー」といいます。）を行います。 イ 旧アドレスセイバーとは、1の契約者回線等ごとに、全時間帯における1の契約者回線等に係る国際通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（「通話等料金の月間累計額」といいます。以下この欄において同じとします。）に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。この場合において、時間帯の適用については、料金表第1表第2（通話等料金）1適用(12)アの表中ファミリータイムの時間帯について適用の対象外とし、スーパーファミリータイムの時間帯について「午前0時から午前8時及び午後11時から午後12時までの間」とあるのは「オフィスタイムを除く全時間帯」と読み替えて適用するものとします。 ウ 旧アドレスセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（一般中継電話サービス等の中継電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限りません。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等について、クラスタセイバーの適用、トータルセイバーの適用、セグメントセイバーの適用、セグメントセイバー2の適用、プレセイバーの適用又はスーパーセイバーの適用を受けているときは、旧アドレスセイバーの適用を受けることはできません。 エ 次に定める通話等については、旧アドレスセイバーの対象としません。 （ア） 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信 オ 旧アドレスセイバーの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>当該料金月の通話等料金の月間累計額が、800円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタイムにおける通話等については0.13を、スーパーファミリータイムにおける通話等については0.25を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの</td></tr></table> カ 旧アドレスセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りません。 （ア） 国際コレクトコール機能を利用した通話等 キ 旧アドレスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。旧アドレスセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その旧アドレスセイバーを適用します。	サービスの内容	当該料金月の通話等料金の月間累計額が、800円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタイムにおける通話等については0.13を、スーパーファミリータイムにおける通話等については0.25を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの
サービスの内容			
当該料金月の通話等料金の月間累計額が、800円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタイムにおける通話等については0.13を、スーパーファミリータイムにおける通話等については0.25を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの			

	ク 次の場合にはその旧アドレスセイバーは終了したものとして取り扱います。 (ア) 旧アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) 旧アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。 (ウ) 旧アドレスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。 ケ 通話等料金の月間累計額に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、料金表通則 9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。		
全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱いの適用 （商品名 ：スーパーファミリーライン）	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱い（以下「旧アドレスセイバーⅡ」といいます。）を行います。 イ 旧アドレスセイバーⅡとは、1 の登録番号ごとに、全時間帯における 1 の登録番号に係る国際通話等の通話等料金を、料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額を割引くことをいいます。この場合において、時間帯の適用については、料金表第 1 表第 2（通話等料金）1 適用(12)アの表中ファミリータイムの時間帯について適用の対象外とし、スーパーファミリータイムの時間帯について「午前 0 時から午前 8 時及び午後 1 1 時から午後 1 2 時までの間」とあるのは「オフィスタimeを除く全時間帯」と読み替えて適用するものとします。 ウ 旧アドレスセイバーⅡは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（パーソナルコールサービス等の登録電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の登録番号に限り選択することができます。 エ 旧アドレスセイバーⅡの適用を申し出た電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>当該料金月の通話等料金の月間累計額が、8 0 0 円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタimeにおける通話等については 0. 13 を、スーパーファミリータイムにおける通話等については 0. 25 を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの</td></tr></table> オ 旧アドレスセイバーⅡの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。旧アドレスセイバーⅡの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、その旧アドレスセイバーⅡを適用します。 カ 次の場合にはその旧アドレスセイバーⅡは終了したものとして取り扱います。 (ア) 旧アドレスセイバーⅡの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 (イ) 旧アドレスセイバーⅡの取扱いを受けている登録番号が変更になったとき。 (ウ) 旧アドレスセイバーⅡの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が、変更になったとき。 キ 通話等料金の月間累計額に時間帯ごとに一定の比率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、料金表通則 9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	サービスの内容	当該料金月の通話等料金の月間累計額が、8 0 0 円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタimeにおける通話等については 0. 13 を、スーパーファミリータイムにおける通話等については 0. 25 を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの
サービスの内容			
当該料金月の通話等料金の月間累計額が、8 0 0 円以上であった場合に、その通話等料金の月間累計額のうち、オフィスタimeにおける通話等については 0. 13 を、スーパーファミリータイムにおける通話等については 0. 25 を乗じて得た額をそれぞれ割引くもの			

（第1種中継電話サービス等に係る特定一般通話等に関する経過措置）

- 13 第1種中継電話等契約者（この改正規定実施の際現に、廃止前の旧電話サービス契約約款及び旧ISDNサービス契約約款に規定する国内電話利用契約又は国内ISDN利用契約に係る契約者に限ります。以下この附則14までにおいて同じとします。）は、この改正規定実施の日において、その契約者回線等から改正後のこの約款に規定する一般通話等のほか、当社が別に定める電気通信番号又は方法で行う一般通話等（フリーコールサービスに係るもの及び公衆電話設備を利用して行うものを除きます。以下この附則14までにおいて「特定一般通話等」といいます。）を利用することができます。この場合において、次に掲げる通話等料金を適用します。

(1) 通話等料金の適用

特定一般通話等について1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則9（端数処理）の規定にかかわらず、1の通話ごとにその端数を切り捨てます。

(2) 通話等料金の料金額

ア 国内通話に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

改正後の料金表第1表第2（通話等料金）の2（料金額）(1)ア（ウ）①—1に規定する通話等料金と同額

(イ) 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

改正後の料金表第1表第2（通話等料金）の2（料金額）(1)ア（ア）①—2に規定する通話等料金と同額

イ 国際通話に係るもの

地域区分	料 金 額					
	オフィスタイム		ファミリータイム		スーパーファミリータイム	
	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに	最初の1分 まで6秒ま でごとに	最初の1分 経過後6秒 までごとに
アジア地方 17	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4

ウ 国内通信に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

ア(ア)に規定する通話等料金と同額

(イ) 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

a 通話モードに係るもの

ア(イ)に規定する通話等料金と同額

b デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額 (60.0秒までごとに)		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
第1種移動体電話設備への着信に 係るもの	40円(税込42円)		

エ 国際通信に係るもの

イに規定する通話等料金と同額

（全時間帯における特定一般通話等に係る通話等料金の取扱いの適用に関する経過措置）

14 この改正規定実施の際現に、第1種中継電話等契約者であって、廃止前の旧電話サービス契約約款及び旧ISDNサービス契約約款に規定する特別課金機能VIの適用を受けている者について、その廃止の申し出がない限り、当社は、次に掲げる全時間帯における特定一般通話等に係る通話等料金の取扱いの適用を行います。

全時間帯における特定一般通話等に係る通話等料金の取扱いの適用	ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯における特定一般通話等に係る通話等料金の取扱い（以下「ストレートセイバー2」といいます。）を行います。 イ ストレートセイバー2とは、1の協定事業者の契約者回線ごとに、全時間帯における協定事業者の契約者回線に係る特定一般通話等のうち国内通話等について、この附則13の(2)ア(ア)及び(2)ウ(ア)の規定にかかわらずオに定める種類によりカに定める料金額を適用することをいいます。 ウ ストレートセイバーは、その契約者回線等について、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り選択することができます。 エ 次に定める通話等については、ストレートセイバー2の対象としません。 （ア） 国内通話等において、特定一般通話等のうち移動体電話設備への着信に係る通話等

オ ストレートセイバー 2 には次表の種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

種 類	内 容
ストレートセイバー 2 - I	180.0 秒までごとに対象となる通話等料金を規定するもの
ストレートセイバー 2 - II	60.0 秒までごとに対象となる通話等料金を規定するもの

カ ストレートセイバー 2 を選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容																																	
特定一般通話等について、この附則 13 の(2)ア(ア)及び(2)ウ(ア)にかかわらず、次の料金額を適用します。 (ア) ストレートセイバー 2 - I に係るもの <table> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">料金額 (180.0 秒までごとに)</th></tr> <tr> <th>オフィス タイム</th><th>ファミリ ータイム</th><th>スーパーフ ァミリータ イム</th></tr> <tr> <td>区域内通話等及び県内市外通話等に係るもの</td><td colspan="3">8 円 (税込 8.4 円)</td></tr> <tr> <td>県間市外通話等に係るもの</td><td colspan="3">15 円 (税込 15.75 円)</td></tr> </table> (イ) ストレートセイバー 2 - II に係るもの <table> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">料金額 (60.0 秒までごとに)</th></tr> <tr> <th>オフィス タイム</th><th>ファミリ ータイム</th><th>スーパーフ ァミリータ イム</th></tr> <tr> <td>区域内通話等に係るもの</td><td colspan="3">4 円 (税込 4.2 円)</td></tr> <tr> <td>県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの</td><td colspan="3">7 円 (税込 7.35 円)</td></tr> </table>				区 分	料金額 (180.0 秒までごとに)			オフィス タイム	ファミリ ータイム	スーパーフ ァミリータ イム	区域内通話等及び県内市外通話等に係るもの	8 円 (税込 8.4 円)			県間市外通話等に係るもの	15 円 (税込 15.75 円)			区 分	料金額 (60.0 秒までごとに)			オフィス タイム	ファミリ ータイム	スーパーフ ァミリータ イム	区域内通話等に係るもの	4 円 (税込 4.2 円)			県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	7 円 (税込 7.35 円)		
区 分	料金額 (180.0 秒までごとに)																																
	オフィス タイム	ファミリ ータイム	スーパーフ ァミリータ イム																														
区域内通話等及び県内市外通話等に係るもの	8 円 (税込 8.4 円)																																
県間市外通話等に係るもの	15 円 (税込 15.75 円)																																
区 分	料金額 (60.0 秒までごとに)																																
	オフィス タイム	ファミリ ータイム	スーパーフ ァミリータ イム																														
区域内通話等に係るもの	4 円 (税込 4.2 円)																																
県内市外通話等及び県間市外通話等に係るもの	7 円 (税込 7.35 円)																																

キ ストレートセイバー 2 の適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求があった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により継続するものとします。ストレートセイバー 2 の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのストレートセイバー 2 を適用します。

ク ストレートセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者は、ストレートセイバー 2 の種類の変更をすることはできません。

ケ 次の場合はストレートセイバー 2 は終了したものとして取り扱います。

(ア) ストレートセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(イ) ストレートセイバー 2 の取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が変更になったとき。

(旧電話サービス契約約款に規定する経過措置の取扱い)

15 この改正規定実施の際現に、旧電話サービス契約約款の附則に規定する経過措置のうち、国際電話加入契約に関する経過措置及び国際仮想内線網契約に関する経過措置の取扱いは、なお従前のとおりとします。ただし、料金の計算方法等については、この約款の規定に準じます。

16 この改正規定実施の際現に、旧電話サービス契約約款の附則に規定する経過措置のうち、次に掲げるものについては、なお従前のとおりとします。

- (1) 国際加入電話契約の料金等に関する経過措置
- (2) 国際仮想内線網契約の料金に関する経過措置
- (3) 国内電話サービスに係る第三者課金自動通話の特別業務に関する経過措置

- (4) フリーコールに係る自動通話の特別業務に関する経過措置
 - (5) 特別課金機能Ⅱの取扱いに関する経過措置
 - (6) 特別課金機能Ⅶの取扱いに関する経過措置
 - (7) 特別課金機能Ⅷの取扱いに関する経過措置
 - (旧 I S D N サービス契約約款に規定する経過措置の取扱い)
- 17 この改正規定実施の際現に、旧 I S D N サービス契約約款の附則に規定する経過措置のうち、国際 I S D N 加入契約に関する経過措置及び国際仮想内線網契約に関する経過措置の取扱いは、なお従前のとおりとします。ただし、料金の計算方法等については、この約款の規定に準じます。
- 18 この改正規定実施の際現に、旧 I S D N サービス契約約款の附則に規定する経過措置のうち、次に掲げるものについては、なお従前のとおりとします。
- (1) 国際 I S D N 加入契約の料金等に関する経過措置
 - (2) 第 1 種加入 I S D N サービスに係る I S D N 加入契約の料金等に関する経過措置
 - (3) 国際 I S D N 加入契約及び I S D N 加入契約の長期継続利用割引の適用に関する経過措置
 - (4) 国際仮想内線網契約の料金に関する経過措置
 - (5) デジタルフリーコールに係る国内デジタル回線交換の特別業務に関する経過措置
 - (6) 国際定額制回線に係る通信及び国際フレームリレーに関する経過措置
 - (7) 特別課金機能Ⅶ及び特別課金機能Ⅷの取扱いに関する経過措置
- (この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 19 この改正規定実施前に、旧電話サービス契約約款又は旧 I S D N サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- (損害賠償に関する経過措置)
- 20 この改正規定実施前に、旧電話サービス契約約款又は旧 I S D N サービス契約約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- (経過措置)
- 21 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。
- (1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 平成 19 年 4 月 1 日実施 (J06024158) の附則に定める 1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。
- (加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)
- 3 平成 19 年 4 月 1 日実施 (J06024158) の附則に定める加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。
- (加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)
- 4 平成 19 年 4 月 1 日実施 (J06024158) の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。
- (加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)
- 5 この附則 2 から 4 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 4 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。
- 6 平成 19 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることはできません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 7 平成 19 年 4 月 1 日実施の附則に定める指定加入契約者回線に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 8 平成 19 年 4 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 9 平成 19 年 4 月 1 日実施の附則に定める加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。

(経過措置)

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 10 月 9 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 23 日から実施します。

ただし、特定対地通話等機能に関する規定については、平成 19 年 11 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 6 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

は、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

ただし、加入電話サービス等の特定他社接続回線の設置等に係る工事費等の分割払いの適用に関する規定の変更については、平成 20 年 3 月 1 日から実施するものとします。

(加入電話サービス等の特定他社接続回線の設置等に係る工事費等の分割払いの適用に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 20 年 2 月 29 日までに加入電話契約等の申込みを行った者について、料金表第 2 表第 1 (工事費)

1 (適用) (17) 加入電話サービス等の特定他社接続回線の設置等に係る工事費等の分割払いの適用に定めるイの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等 (第 2 種デ

デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。) の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 1 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 6 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線等から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その国内通話等の通話等料金の月間累計額から、1 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。
備考
1 料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。
2 国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
3 国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

3 この附則 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線等について同時に申込みを行う場合の 1 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。

（加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置）

4 当社は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 5 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 5 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

5 この附則 4 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

6 当社は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 6 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その指定加入契約者回線等に係る次に掲げる場合を除いて、その加入電話サービス等を提供した日を含む 6 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- (1) 加入電話契約者等が、料金表第1表第2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバー2又はセレクトセイバーを選択した場合
- (2) 多機能転送機能について追加番号を利用して行う場合
（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）
- 7 この附則2から6に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則2から6に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。
- 8 平成20年3月31日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2から6に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。
（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）
- 9 当社は、この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則9において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第2表第1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ(ア)①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限ります。）の支払いを要しないものとします。
（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）
- 10 当社は、この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービス及びV P N加入電話サービス等を除きます。以下この附則10において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。
（加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）
- 11 当社は、この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間に、料金表第2表第1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。
（経過措置）
- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（加入電話サービス等の基本料等に関する経過措置）

当社は、平成20年5月12日から平成20年6月30日までの間（以下この附則において「指定期間」といいます。）に、加入電話サービス等について500以上の指定加入契約者回線等（デジタル加入通信サービスに係るものについては、1のBチャネルを1の指定加入契約者回線等とみなして算出します。）の申込みがあること及びその申込みを行った者からの申出があることを条件に、加入電話サービス等の提供を開始した日（付加機能についてはその付加機能の提供を開始した日とします。）の翌暦月から3月の間、当該加入電話サービス等に係る基本料及び付加機能使用料（指定期間内に申込みがあったものに限ります。）の支払いを要しないものとします。

ただし、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、平成20年12月31日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 16 日から実施します。

ただし、第 156 条の 2（協定事業者等による電話サービス等に関する料金の回収代行）第 2 項に関する規定については、この改正規定実施の際現に当社から第 2 種中継電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の請求を受けている第 2 種中継電話等契約者に限り、平成 20 年 9 月 16 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、全時間帯における第 1 種移動体電話設備への着信に係る通話等料金の取扱いの適用及び一般通話等に係る通話等料金の適用（この附則 2 に定める特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）に関する規定の変更については、平成 20 年 8 月 1 日から実施するものとします。

(特定 I P 電話設備への着信に係る通話等料金の適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している一般通話等における特定 I P 電話設備への着信に係る通話等の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 料金額

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに 10.8 円(税込 11.34 円)）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
特定 I P 電話設備への着信に係るもの	180.0 秒		
備考 I P 電話サービス契約約款に定める利用契約者回線に係る特定 I P 電話設備への着信であって、同契約約款における平成 20 年 7 月 1 日実施（J08009932）の附則に定める内線相互通話等機能を利用するものに限り、			

(全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用のうち、コレクトセイバー 1 6 に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

種 類	サービスの内容
コレクトセイバー 1 6	定額料金の支払いがあることを条件に、通話等料金の月間累計額に 0.16 を乗じて得た額を割引くもの

(2) 料金額

次表に定める定額料金に割引後の通話等料金を加算した額とします。

種 類	単 位	料金額（月額）
コレクトセイバー 1 6	1 の登録番号ごとに	5 0 0 円（税込 5 2 5 円）

(経過措置)

- 4 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 1 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 6 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線等から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その国内通話等の通話等料金の月間累計額から、1 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。
備考
1 料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。
2 国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
3 国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

- 3 この附則 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線等について同時に申込みを行う場合の 1 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 4 当社は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 5 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 5 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

- 5 この附則 4 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分	料金額（180 秒までごとに）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)
	県間市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額 (180 秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係る もの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 6 当社は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 6 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その指定加入契約者回線等に係る次に掲げる場合を除いて、その加入電話サービス等を提供した日を含む 6 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(1) 加入電話契約者等が、料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した場合

(2) 多機能転送機能について追加番号を利用して行う場合

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 7 この附則 2 から 6 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 6 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

- 8 平成 20 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 6 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 9 当社は、この改正規定実施の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 9 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費） 1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ(ア)①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 10 当社は、この改正規定実施の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 10 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 11 当社は、この改正規定実施の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費） 1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 11 月 4 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 20 年 10 月 1 日実施(J08019859)の附則に定める加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置のうち、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、同附則に定める「6 料金月」を「2 料金月」に改めて適用します。

(経過措置)

- 3 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置)

- 1 当社は、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、加入電話契約者等（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスであって、住宅用に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）が当社に申出を行うとともに、その加入電話契約者等又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限ります。）が、ソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約について申込みを行い、承諾を受けた場合は、その承諾を受けた日の翌暦月（その加入電話契約者等に係る指定加入契約者回線等の提供を受けていない場合は、提供開始した日を含む暦月とします。）から 2 月の間、その加入電話サービス等に係る基本料の支払いを要しないものとします。

ただし、指定加入契約者回線等について、平成 21 年 6 月 30 日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。
(利用期間を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているオフィスセイバー 2 は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するプラン 2 に係るオフィスセイバー 2 とみなします。
(経過措置)
- 3 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 20 日から実施します。
ただし、国際コレクトコール機能に関する規定については平成 21 年 2 月 1 日から、この附則において定める場合はその定める日から実施するものとします。
(V P N 中継電話サービス等及び国際内線相互通話等機能並びに国際仮想内線網契約に係る電話サービス等の廃止)
- 2 平成 19 年 4 月 1 日実施 (J06024158) の附則に規定する V P N 中継電話サービス等及び国際内線相互通話等機能並びに平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則に規定する国際仮想内線網契約に係る電話サービス等は、平成 21 年 5 月 31 日をもって廃止します。
(通話等料金管理機能及び通話等時間通知機能の廃止)
- 3 平成 16 年 4 月 1 日実施 (渉外第 15-0327 号) の附則に規定する通話等料金管理機能及び通話等時間通知機能は、平成 21 年 1 月 31 日をもって廃止します。
(パーソナルコールサービス等に関する経過措置)
- 4 当社は、平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則の規定により提供しているパーソナルコールサービス等 (以下この附則において「パーソナルコールサービス等」といいます。) について、この改正規定実施の日から、連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても料金その他の費用の負担がないことにより当社がそのパーソナルコール契約を解除する場合は、登録電話等契約者にそのことを通知しないものとします。
- 5 当社は、第 123 条 (利用停止) の規定により利用を停止しているパーソナルコールサービス等に係るパーソナルコール契約について、平成 21 年 2 月 28 日において、当社によるパーソナルコール契約の解除を行う場合は、登録電話等契約者にそのことを通知しないものとします。
- 6 当社は、パーソナルコールサービス等について、平成 21 年 3 月 1 日から、その登録番号等を変更するほか、国際通話等について、外国相互間の通話等を提供するものとし、料金その他の取扱いについては、この約款に定める外国相互間の通話等に係る規定を準用します。
この場合に、電話等契約者が平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則に規定する旧アドレスセイバーⅡの適用を受けている場合は、当社は、電話等契約者が行う外国相互間の通話等については、その旧アドレスセイバーⅡの適用を行いません。
(付加機能に関する経過措置)
- 7 当社は、この改正規定実施の日から、次に掲げる付加機能について、連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても料金その他の費用の負担がないときは、その付加機能を廃止することがあります。
この場合において、当社は、電話等契約者にその付加機能を廃止することを通知しないものとします。
 - (1) 平成 19 年 5 月 1 日実施 (J070003340) の附則の規定により提供している第三者通話等課金機能 (以下この附則において「第三者通話等課金機能」といいます。)
 - (2) 平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則の規定により提供している旧国際コレクトコール機能 (以下この附則において「旧国際コレクトコール機能」といいます。) 及び同附則の規定により提供している旧国際クレジットコール機能 (以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。)

(第三者通話等課金機能に関する経過措置)

- 8 当社は、第三者通話等課金機能の提供を受けている電話等契約者について、平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの間の当社が別に定める日において、この約款の規定により提供する第三者課金機能の提供を受けている電話等契約者として移行するものとします。

この場合において、ダイレクト電話サービス等に係る電話等契約者が第三者通話等課金機能の提供を受けている場合であっても、この約款の規定にかかわらず第三者課金機能に係る電話等契約者とみなして取り扱います。

- 9 この附則 8 において、当社が別に定める場合は、この約款に規定する第三者課金機能の登録電話番号として登録しないものとし、第三者課金機能の登録電話番号がないときには、電話等契約者にそのことを通知せずにその第三者課金機能を廃止するものとします。

- 10 この附則 8 において、当社は、この約款に規定する第三者課金機能の登録電話番号の数に関する規定については、適用しないものとします。

(旧国際コレクトコール機能に関する経過措置)

- 11 当社は、旧国際コレクトコール機能の提供を受けている電話等契約者について、平成 21 年 2 月 1 日において、この約款の規定により提供する国際コレクトコール機能の提供を受けている電話等契約者として移行するものとします。

この場合において、電話等契約者は、国際コレクトコール機能の利用開始に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しないものとします。

- 12 この附則 11 において、当社が別に定める場合は、電話等契約者にそのことを通知せずに旧国際コレクトコール機能について、平成 21 年 1 月 31 日をもって廃止するものとします。

(旧国際クレジットコール機能に関する経過措置)

- 13 当社は、旧国際クレジットコール機能の提供を受けている電話等契約者について、平成 21 年 3 月 1 日において、この約款の規定により提供する国際クレジットコール機能の提供を受けている電話等契約者として移行するものとします。

この場合において、ダイレクト電話サービス等に係る電話等契約者が旧国際クレジットコール機能の提供を受けている場合であっても、この約款の規定にかかわらず国際クレジットコール機能に係る電話等契約者とみなして取り扱います。

- 14 この附則 13 において、当社が別に定める場合は、電話等契約者にそのことを通知せずに旧国際クレジットコール機能について、平成 21 年 2 月 28 日をもって廃止するものとします。

(全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱いの適用に関する経過措置)

- 15 当社は、電話等契約者がこの附則 13 に係る規定の適用を受ける場合であって、平成 19 年 10 月 1 日実施(J07019511)の附則に規定する旧アドレスセイバーの適用を受けているときは、平成 21 年 3 月 1 日において、その電話等契約者について、この約款の規定により提供するアドレスセイバーの適用を受けるものとして移行するものとします。

(経過措置)

- 16 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置)

- 1 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に、加入電話契約者等（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスであって、住宅用に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）が当社に申出を行うとともに、その加入電話契約者等又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限り、以下この附則において同じとします。）が、ソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り、以下この附則において同じとします。）に係る契約について申込みを行い、承諾を受けた場合は、その承諾を受けた日の翌暦月（その加入電話契約者等に係る指定加入契約者回線等の提供を受けていない場合は、提供開始した日を含む暦月とします。）から 2 月の間、その加入電話サービス等に係る基本料の支払いを要しないものとします。

ただし、指定加入契約者回線等について、平成 21 年 12 月 31 日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の重複適用の取扱い)

- 2 平成 21 年 3 月 31 日までに当社に申出を行うとともに、その加入電話契約者等又はその親族等がソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービスに係る契約について申込を行い、承諾を受けることにより、その指定加入契約者回線等について加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間にその加入電話契約者等が新たな申出を行うことにより、この附則 1 に定める加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の適用を受けることはできません。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 1 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 6 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線等から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その国内通話等の通話等料金の月間累計額から、1 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。
備考
1 料金表第 1 表第 2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に限り適用するものとします。
2 国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
3 国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

- 3 この附則 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線等について同時に申込みを行う場合の 1 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 4 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 5 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 5 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

- 5 この附則 4 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分	料金額（180 秒までごとに）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)
	県間市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額 (180 秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係る もの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 6 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 6 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その指定加入契約者回線等に係る次に掲げる場合を除いて、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- (1) 加入電話契約者等が、料金表第 1 表第 2（通話等料金） 1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した場合
- (2) 多機能転送機能について追加番号を利用して行う場合

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 7 この附則 2 から 6 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 6 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

- 8 平成 21 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 6 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 9 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 9 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費） 1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 10 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 10 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 11 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費） 1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。
(1 の指定電話番号等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の加入電話契約者等について、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話契約者等があらかじめ指定した 1 電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る通話等料金の取扱いを次のとおり行います。

内 容	
加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 6 月の間、加入電話契約者等の指定加入契約者回線等から行った全時間帯における国内通話等に係る通話等料金を料金月単位に累計し、その国内通話等の通話等料金の月間累計額から、1 電話番号等への全時間帯における通話等料金を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下「1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額」といいます。）を減額します。	
備考	
1	料金表第 1 表第 2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した加入電話契約者等に関し適用するものとします。
2	国内通話等のうち、移動体電話設備及び I P 電話設備への着信に係る通話等並びに当社が別に定める付加機能を利用した通話等については、この通話等料金の取扱いの対象としません。
3	国内通話等の通話等料金の月間累計額及び 1 電話番号等に係る通話等料金の月間累計額は、料金表に定める通話等料金の取扱いの適用前の料金額にて算出するものとします。

- この附則 2 において、加入電話契約者等が複数の指定加入契約者回線等について同時に申込みを行う場合の 1 電話番号等の指定方法については、当社が別に定めるところによります。
(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)
- 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 5 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 5 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

- この附則 4 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 I P 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等 又は区域外通話等 に係るもの	県内市外通話等に係る もの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係る もの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

6 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 6 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その指定加入契約者回線等に係る次に掲げる場合を除いて、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(1) 加入電話契約者等が、料金表第 1 表第 2（通話等料金）1（適用）に定めるダブルセイバー 2 又はセレクトセイバーを選択した場合

(2) 多機能転送機能について追加番号を利用して行う場合

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

7 この附則 2 から 6 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 6 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

8 平成 21 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 6 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

9 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 9 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

10 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 10 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

11 当社は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（経過措置）

12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 8 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)

- 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 3 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 3 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。

- この附則 2 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 IP 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービスの申込みと同時に二重番号機能の申込みを行った加入電話契約者（料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定める全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱い 2 の適用を受けている場合を除きます。）について、その加入電話サービスを提供した日を含む 2 料金月の間、二重番号機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- この附則 2 から 5 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 5 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。
- 平成 21 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、

加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 5 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 8 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 8 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 9 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 9 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 10 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（経過措置）

- 11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

（加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置）

- 2 当社は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、加入電話契約者等（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスであって、住宅用に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）が当社に申出を行うとともに、その加入電話契約者等又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限り、以下この附則において同じとします。）が、ソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り、）に係る契約について申込みを行い、承諾を受けた場合は、その承諾を受けた日の翌暦月（その加入電話契約者等に係る指定加入契約者回線等の提供を受けていない場合は、提供開始した日を含む暦月とします。）から 2 月の間、その加入電話サービス等に係る基本料の支払いを要しないものとします。

ただし、指定加入契約者回線等について、平成 22 年 6 月 30 日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の重複適用の取扱い）

- 3 平成 21 年 9 月 30 日までに当社に申出を行うとともに、その加入電話契約者等又はその親族等がソフトバンクモバイル株式会社の電気通信サービスに係る契約について申込みを行い、承諾を受けることにより、その指定加入契約者回線等について加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間にその加入電話契約者等が新たな申出を行うことにより、この附則 2 に定める加入電話サービス等に係る基本料に関する経過措置の適用を受けることはできません。

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。
(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (12) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等 (新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。) について、同適用 (12) に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。
ただし、この改正規定中、この附則 2 から 10 については、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。
(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等 (第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 2 において同じとします。) について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件 (この附則 3 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。) を満たすことを条件に、この附則 3 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。
ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。
- 3 この附則 2 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等 (限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 IP 電話設備への着信に係るものを除きます。) をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額 (180 秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

4 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

5 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービスの申込みと同時に二重番号機能の申込みを行った加入電話契約者（料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定める全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の適用を受けている場合を除きます。）について、その加入電話サービスを提供した日を含む 2 料金月の間、二重番号機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

6 この附則 2 から 5 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 5 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

7 平成 22 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 5 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

8 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 8 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

9 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 9 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

10 当社は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（経過措置）

11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 23 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。
- (加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の申込みのあった加入電話契約者等（第 2 種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1 の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から 36 月の間、別に定める要件（この附則 3 に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が 0.1 円以上であることをいいます。）を満たすことを条件に、この附則 3 に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の 1 日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。
- ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は 0 円を下限とします。
- 3 この附則 2 に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等（限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定 IP 電話設備への着信に係るものを除きます。）をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額（180 秒までごとに）		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89 円 (税込 8.2845 円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89 円 (税込 8.2845 円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9 円 (税込 15.645 円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 4 当社は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 5 当社は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービスの申込みと同時に二重番号機能の申込みを行った加入電話契約者（料金表第 2（通話等料金）1（適用）に定める全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの 2 の適用を受けている場合を除きます。）について、その加入電話サービスを提供した日を含む 2 料金月の間、二重番号機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

6 この附則 2 から 5 に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則 2 から 5 に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

7 平成 22 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 から 5 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

8 当社は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 8 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

9 当社は、平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 9 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 12 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 27 日から実施します。

(加入電話サービス等の基本料に関する経過措置)

2 当社は、平成 22 年 9 月 27 日から平成 22 年 10 月 31 日までの間（以下この附則において「指定期間」といいます。）に、加入電話サービス等について 500 以上の指定加入契約者回線等（デジタル加入通信サービスに係るも

のについては、1のBチャネルを1の指定加入契約者回線等とみなして算出します。)の申込みがあること及びその申込みを行った者からの申出があることを条件に、加入電話サービス等の提供を開始した日の翌暦月から2月の間、当該加入電話サービス等に係る基本料(指定期間内に申込みがあったものに限り、)の支払いを要しないものとします。

ただし、申込みのあった指定加入契約者回線等について、平成22年12月31日までに提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(加入電話契約者等の申出に基づく全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2に関する経過措置)

2 当社は、平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間に全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いの2の申込みのあった加入電話契約者等(第2種デジタル加入通信サービスに係るものを除きます。以下この附則2において同じとします。)について、その加入電話契約者等からの申出に基づき、1の指定加入契約者回線等ごとに、加入電話サービス等を提供した日の属する暦月から36月の間、別に定める要件(この附則3に定める通話等料金の額について、当社が別に定める方法により算出した差額が0.1円以上であることをいいます。)を満たすことを条件に、この附則3に定める通話等料金を適用するものとし、条件を満たさなくなった場合は、その翌々月の1日よりその国内通話等に係る通話等料金を改定します。

ただし、この場合において、改定後の通話等料金の額は0円を下限とします。

3 この附則2に定める通話等料金とは、次表に定める国内通話等(限定加入通話等のうち、移動体電話設備又は特定IP電話設備への着信に係るものを除きます。)をいいます。

① 事務用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額(180秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89円 (税込8.2845円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89円 (税込8.2845円)		
	県間市外通話等に係るもの	7.89円 (税込8.2845円)		

② 住宅用の加入電話契約等に係るもの

区 分		料金額(180秒までごとに)		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等に係るもの		7.89円 (税込8.2845円)		
隣接区域内通話等又は区域外通話等に係るもの	県内市外通話等に係るもの	7.89円 (税込8.2845円)		
	県間市外通話等に係るもの	14.9円 (税込15.645円)		

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

4 当社は、平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間に加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則4において同じとします。)の申込みと同時に多機能転送機能(追加番号を利用して行う場合を除きます。)の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む2料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

5 当社は、平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間に加入電話サービスの申込みと同時に二重番号機能の申込みを行った加入電話契約者(料金表第2(通話等料金)1(適用)に定める全時間帯における加入通話

等に係る通話等料金の取扱いの２の適用を受けている場合を除きます。）について、その加入電話サービスを提供した日を含む２料金月の間、二重番号機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

６ この附則２から５に定める経過措置の適用をすでに受けている加入電話契約者等は、その経過措置の期間中に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、同附則２から５に定めるもののうち、他の経過措置の適用を受けることはできません。

７ 平成２２年９月３０日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成２２年１０月１日から平成２２年１２月３１日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則２から５に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

８ 当社は、平成２２年１０月１日から平成２２年１２月３１日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第２種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則８において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第２表第１（工事費）１（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

９ 当社は、平成２２年１０月１日から平成２２年１２月３１日までの間に加入電話サービス等（第２種デジタル加入通信サービス及びＶＰＮ加入電話サービス等を除きます。以下この附則９において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第１種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

１０ 当社は、平成２２年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間に、料金表第２表第１（工事費）１（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

１１ この附則２から５及び８から１０に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して１２月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

１２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

１ この改正規定は、平成２２年１０月１６日から実施します。

（全時間帯における回線群に係る一定時間内の通話等料金の特別課金機能の適用、全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能の適用及び回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能の適用に関する経過措置）

２ この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している全時間帯における回線群に係る一定時間内の通話等料金の特別課金機能の適用、全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能の適用及び回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能の適用に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

（１）適用

通話等料金の適用については、第１３２条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用

全時間帯における回線群に係る一定時間内の通話等料金の特別課金機能の適用

(商品名
: Voiceselect
定額プラン)

ア 全時間帯における回線群に係る一定時間内の通話等料金の特別課金機能（以下「ブリッジパック」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等に係る国内通話等の通話等時間を料金月単位に通話等の終了した順に累積し、その累積した通話等時間（以下この欄において「通話等の月間累積時間」といいます。）について一定時間ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。

イ ブリッジパックは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。

ただし、その契約者回線等について、ネットパックの適用又はエリアセイバーの適用を受けている通話等の通話等時間については、その適用を受けている期間において、この通話等の月間累積時間には含まないものとし、プレセイバーの適用又はスーパーセイバー2の適用を受けているときは、ブリッジパックの適用を受けることはできないものとします。

ウ 次に定める通話等については、ブリッジパックの対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び第1種移動体電話設備への着信に係る通話等並びにアクセス通話等

エ ブリッジパックには次表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

サービスの内容		
通話等の月間累積時間が基準時間を超えない部分及び基準時間を超える部分1分ごとについて定額料金とするもの		
種 類	(ア) ブリッジパックⅠ	基準時間が2,700分のもの
	(イ) ブリッジパックⅡ	基準時間が9,000分のもの
備考 通話等の月間累積時間の算出において、1の通話等の通話等時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として取り扱います。以下この欄において同じとします。		

オ ブリッジパックの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

(ア) 国内コレクトコール機能を利用した通話等

(イ) 国内コレクトコールS機能を利用した通話等

(ウ) 国内クレジットコール機能を利用した通話等

(エ) 第三者課金機能を利用した通話等

カ 電話等契約者は、1の割引選択回線群を特定して、その割引選択回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引選択回線群を構成する契約者回線等の中から、ブリッジパック適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「割引代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

(ア) その申出のあった契約者回線等に係る電話等契約の名義が代表契約者回線に係る電話等契約名義と異なるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、割引代表回線の電話等契約者の承認が得られないとき。

(ウ) 割引代表回線の電話等契約者が、ブリッジパック適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。

キ ブリッジパック適用後の割引選択回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに一括して請求します。

ク ブリッジパックの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により継続するものとします。ブリッジパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）まで、そのブリッジパックを適用します。

ケ ブリッジパックの適用を開始又は終了する料金月について、ブリッジパックの適用が1の料金月に満たない場合（利用の一時中断又は利用停止によりブリッジパックの適用が1の料金月に満たない場合を除きます。）であって、通話等の月間累積時間が基準時間に満たないときは、電話等契約者は、次の算式により算出した額をその料金月の定額料金として支払っていただきます。

$$\begin{array}{ccccc} \text{定額料金と} & & \text{ブリッジパ} & & \text{通話等の月間累積時間} \\ \text{して支払い} & = & \text{ックに係る定額} & \times & \text{ブリッジパックに} \\ \text{を要する額} & & \text{料金} & & \text{係る基準時間} \end{array}$$

コ 1の料金月（ケの対象となる料金月及びブリッジパックの適用を終了する料金月を除きます。）について、通話等の月間累積時間が基準時間に満たないときは、当社は、基準時間から通話等の月間累積時間を控除した時間（以下この欄において「残時間」といいます。）と翌料金月の基準時間を合算した時間を、翌料金月の基準時間とみなす取扱いを行います。この場合において、対象となる残時間はエに定める基準時間を上限とします。

サ 電話等契約者がブリッジパックの適用を継続して受けている場合、当社は、ブリッジパックの適用を開始した料金月から起算して13の倍数にあたる料金月（以下この欄において「特定料金月」といいます。）に係る定額料金について、次表に規定する取扱いを行います。

特定料金月に係る定額料金の取扱い	
特定料金月において、通話等の月間累積時間が基準時間を超えない部分に係る定額料金に0.50を乗じて得た額を割引くもの	
備考	
1 特定料金月の確定においては、次のとおりとします。	
(1) ブリッジパックの適用を開始する料金月については、ブリッジパックの適用が1の料金月に満たない場合であっても1の料金月として取り扱います。	
(2) 料金月の起算日の変更があった場合については、当社が別に定めるところによります。	
2 特定料金月がケの対象となる場合は、ケの規定適用後の定額料金について、特定料金月に係る定額料金の取扱いを行います。この場合において、定額料金に0.50を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	

シ 割引代表回線の電話等契約者は、当社に申し出た割引代表回線を、割引選択回線群を構成する割引代表回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、カ（ウ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たな割引代表回線として取り扱います。

ス 当社は、ブリッジパックの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、ブリッジパックは終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が割引代表回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、ブリッジパックの適用は終了したものとして取り扱います。

- （ア） ブリッジパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ） ブリッジパックの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ） ブリッジパックの取扱いを受けている電話等契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

- セ ブリッジパックを選択した電話等契約者は、そのブリッジパックの種類を変更することはできません。
- ソ 電話等契約者が、ブリッジパックを選択している場合であって、その割引選択回線群について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりブリッジパックを適用します。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりブリッジパックを適用します。
- タ ブリッジパックを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等の月間累積時間が基準時間に満たなかった場合においても、その料金月におけるブリッジパックに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- チ ブリッジパックを選択した電話等契約者は、ブリッジパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、ブリッジパックに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるブリッジパックの取扱いはい行いません。
- ツ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もブリッジパックを適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりブリッジパックを適用します。
- テ 電話等契約者の責めによらない理由により、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が継続したときに、料金月の末日において残時間が生じたとき、ブリッジパックを適用した場合の料金額がブリッジパックを適用しない場合の料金額を上回るときは、当該料金月についてはブリッジパックを適用しません。
- ただし、特定料金月に係る定額料金の取扱いにおいて特定料金月を確定するにあたっては、ブリッジパックを継続して適用したものとみなします。
- ト ブリッジパックの適用部分においては、1（適用）(7)中「通話等料金」とあるのは「通話等時間」に、「料金額の支払い」とあるのは「通話等時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは「得た時間」に読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通話等時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのブリッジパックの適用を受けた通話等時間に加え、ブリッジパックに係る通話等の月間累積時間として料金額を算定するものとします。
- ただし、通話等時間について、当社の機器の故障等により正しく算定することが出来なかった日の属する料金月において、ブリッジパックの取扱いを受けていない電話等契約者が、その料金月の前にブリッジパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用にあたっては、ブリッジパックに係る部分については、ブリッジパックの取扱いを行わなかったものとし、2（料金額）(1)ア（ア）及びウ（ア）の料金額を適用します。
- ナ ブリッジパックの適用される部分において、第145条（責任の制限）中「その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのブリッジパックに係る定額料金」と読み替えます。
- ニ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ヌ 割引代表回線の電話等契約者（割引代表回線の電話等契約者が指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、ブリッジパックの適用後の割引選択回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、ブリッジパックの適用は終了したものと取り扱います。

ネ ヌの規定によりブリッジパックの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ヌに規定する支払期日を基に計算します。

ノ 当社は、ネの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ) 以外のとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等} \\ \text{1回線あたり} \\ \text{に係る通話等} \\ \text{の通話等料金} \end{array} = \begin{array}{l} \text{ブリッジパック} \\ \text{に係る定額料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{通話等の月間累積時間の} \\ \text{うち当該契約者回線等に} \\ \text{係るもの} \end{array}}{\text{通話等の月間累積時間}}$$

(イ) 通話等の月間累積時間が0のとき。

$$\begin{array}{l} \text{契約者回線等} \\ \text{1回線あたり} \\ \text{に係る通話等} \\ \text{の通話等料金} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{ブリッジパックに係る定額料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{割引選択回線群を構成する契約者回線等の総回線数} \end{array}}$$

ハ ノの場合において、ブリッジパック適用後の割引選択回線群に係る通話等料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等についてノの規定により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引代表回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能の適用

(商品名
: ボイスネット 20)

ア 全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能（以下「ネットパック」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の協定事業者の契約者回線ごとに、全時間帯における国内内線相互通話等機能（サブナンバー通話等機能を含みます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った国内通話等の通話等時間を料金月単位に通話等の終了した順に累積し、その累積した通話等時間（以下この欄において「通話等の月間累積時間」といいます。）について一定時間ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。

ただし、その協定事業者の契約者回線についてセグメントセイバー2の適用、タイムセイバーの適用又はエリアセイバーの適用を受けているときは、ネットパックの適用を受けることはできません。

イ ネットパックは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（VPN中継電話サービス等の中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の協定事業者の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 次に定める通話等については、ネットパックの対象としません。

(ア) 国内通話等について、限定一般通話等に係る区域内通話等及び第1種移動体電話設備への着信に係る通話等

エ ネットパックを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

通話等の種類	サービスの内容
国内内線相互通話等機能を利用して行った通話等の場合	通話等の月間累積時間が20時間（以下この欄において「基準時間」といいます。）を超えない部分及び基準時間を超える部分1時間ごとについて定額料金とするもの

オ ネットパックの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

(ア) 国内コレクトコール機能を利用した通話等

(イ) 国内コレクトコールS機能を利用した通話等

(ウ) 国内クレジットコール機能を利用した通話等

(エ) 第三者課金機能を利用した通話等

- カ ネットパックの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。ネットパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのネットパックを適用します。
- キ 電話等契約者が、ネットパックを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりネットパックを適用します。
- ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりネットパックを適用します。
- ク ネットパックを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じてネットパックに係る通話等の月間累積時間が、一定時間に満たなかった場合においても、その料金月におけるネットパックに係る定額料金は支払っていただきます。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- ケ 次の場合にはそのネットパックは終了したものとして取り扱います。
- （ア） ネットパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ） ネットパックの取扱いを受けている電話等契約者について、協定事業者の契約者回線の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ） ネットパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話サービス等の種類が変更になったとき。
- コ ネットパックを選択した電話等契約者は、ネットパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、ネットパックに係る定額料金を支払っていただきます。
- ただし、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるネットパックの取扱いは行いません。
- サ 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もネットパックを適用します。
- なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりネットパックを適用します。
- シ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が継続したときに、料金月の末日において、残分数（そのネットパックに係る一定時間から通話等の月間累積時間を控除した分数をいいます。）が生じたとき、ネットパックを適用した場合の料金額が、ネットパックを適用しない場合の料金額を上回るときは、当該料金月についてはネットパックを適用しません。
- ス ネットパックの適用部分においては、1（適用）(7)中「通話等料金」とあるのは、「通話等時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通話等時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通話等時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのネットパックの適用を受けた通話等時間に加え、ネットパックに係る通話等の月間累積時間として料金額を算定するものとします。
- ただし、通話等時間について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、ネットパックの取扱いを受けていない電話等契約者が、その料金月の前にネットパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用に当たっては、ネットパックに係る部分については、ネットパックの取扱いを行わなかったものとし、2（料金額）(1)ア（ア）及びウ（ア）の料金額を適用します。

	セ ネットパックの適用される部分において、第 145 条（責任の制限）中「その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのネットパックに係る定額料金」と読み替えます。 ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 タ ネットパックに係る定額料金については、日割は行いません。		
回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能の適用	ア 回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能（以下「デジタルセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、電話等契約者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引選択回線群」といいます。）ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、全時間帯における割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等に係る国際通信（デジタル通信モードに係る総合デジタル通信に限ります。以下この欄において同じとします。）の通信料金について、2（料金額）に規定する料金額を適用することをいいます。 イ デジタルセイバーは、総合デジタル通信の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種デジタル中継通信サービスの第 1 種中継電話等契約者、デジタルダイレクトアクセスサービスのデジタルダイレクト通信契約者及びデジタルストレート通信サービスのデジタルストレート通信契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、選択することができます。 ただし、その契約者回線等について料金表に規定するセグメントセイバー 2 の適用又はプレセイバーの適用を受けているときは、デジタルセイバーの適用を受けることはできないものとします。 ウ デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金に本附則(2)料金額(2)－3（イ）に規定する料金額を適用します。</td></tr></table> エ 電話等契約者は、1 の割引選択回線群を特定して、その割引選択回線群への構成を申し出ていただきます。 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引選択回線群を構成する契約者回線等の中から、デジタルセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通信料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「割引代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。 （ア） その申出のあった契約者回線等の割引選択回線群への申出について、割引代表回線の電話等契約者の承認が得られないとき。 （イ） その申出のあった契約者回線等が割引代表回線と異なる割引選択回線群に属するとき。 （ウ） その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、割引代表回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。 ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する会社である特定電気通信事業者が割引代表回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。 （エ） 割引代表回線の電話等契約者が、デジタルセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通信料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。 （オ） 割引代表回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。 オ 当社は、エの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。 カ デジタルセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通信料金その他の債務については、割引選択回線群ごとに割引代表回線の電話等契約者に一括して請求します。 ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、割引代表回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金に本附則(2)料金額(2)－3（イ）に規定する料金額を適用します。
サービスの内容			
定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通信料金に本附則(2)料金額(2)－3（イ）に規定する料金額を適用します。			

- キ デジタルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に総合デジタル通信サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。デジタルセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのデジタルセイバーを適用します。
- ク 割引代表回線の電話等契約者は、当社に申し出た割引代表回線を、割引選択回線群を構成する割引代表回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。
当社は、この申出があったときは、その割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者の承諾が得られない場合又はエ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに割引代表回線として取り扱います。
- ケ 当社は、デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、デジタルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が割引代表回線であるときは、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、デジタルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
（ア） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
（イ） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
（ウ） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、エに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- コ 電話等契約者が、デジタルセイバーを選択している場合であって、その割引選択回線群について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月（変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。）については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりデジタルセイバーを適用します。
ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりデジタルセイバーを適用します。
- サ デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて国際通信を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるデジタルセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。
ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。
- シ デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、デジタルセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、デジタルセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。
ただし、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、1の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるデジタルセイバーの取扱いは行いません。
- ス 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、解消した日の属する料金月もデジタルセイバーを適用します。
なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりデジタルセイバーを適用します。
- セ 電話等契約者の責めによらない理由により、割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等について、電話等契約者が総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった暦日に属する全時間帯についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった日数（1の暦日の倍数である部分に限ります。）について、1の暦日ごとに日数を計算し、その日数に対応するデジタルセイバーに係る定額料金については、電話等契約者の請求により、減額又は返還します。

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

タ デジタルセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。

チ セの規定により得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

ツ 割引代表回線の電話等契約者（割引代表回線の電話等契約者が指定した割引選択回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、デジタルセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通信料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、デジタルセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。

テ ツの規定によりデジタルセイバーの取扱いが終了したときは、その割引選択回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通信料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ツに規定する支払期日を基に計算します。

ト 当社は、テの規定又は料金返還その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る国際通信の通信料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

（ア） （イ）以外のとき。

$$\text{契約者回線等1回線あたりに係る通信料金} = \left(\begin{array}{l} \text{デジタルセイバーの適用後の} \\ \text{定額料金を含めた割引選択回線} \\ \text{群に係る通信料金} \end{array} \right) \times \frac{\text{デジタルセイバーの適用前の当該契約者回線等に係る通信料金}}{\text{デジタルセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通信料金}}$$

（イ） デジタルセイバーの適用前の割引選択回線群に係る通信料金が0円のと
き。

$$\text{契約者回線等1回線あたりに係る通信料金} = \frac{\text{デジタルセイバーに係る定額料金}}{\text{割引選択回線群を構成する契約者回線等の総回線数}}$$

ナ トの場合において、デジタルセイバーの適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通信料金から、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線等についてトに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る国際通信の通信料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引代表回線に係る国際通信の通信料金に加算するものとします。

(2) 料金額

(2)－1 ブリッジパックに係るもの

種 類	単 位	料金額（月額）
ブリッジパックⅠ	1の割引選択回線群ごとに	2,700分まで 15,000円 (税込15,750円)
		2,700分を超えた1分ごとに 8円 (税込8.4円)
ブリッジパックⅡ	1の割引選択回線群ごとに	9,000分まで 50,000円 (税込52,500円)
		9,000分を超えた1分ごとに 8円 (税込8.4円)

(2)－2 ネットパックに係るもの

単 位	料金額（月額）
1の協定事業者の契約者回線ごとに	20時間まで 17,500円 (税込18,375円)
	20時間を超えた1時間ごとに 1,300円 (税込1,365円)

(2)ー3 デジタルセイバーに係るもの

(ア) に定める一定の料金額に (イ) に定める通信料金を加算した額とします。

(ア) 定額料金に係るもの

単 位	料金額 (月額)
1 の割引選択回線群ごとに	1, 0 0 0 円

(イ) 通信料金に係るもの

① ②以外のもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	190	18	16	13
アジア地方 2	209	18	16	13
アジア地方 3	209	19	17	14
アジア地方 4	276	36	32	27
北アメリカ地方 1	190	18	16	13
北アメリカ地方 2	209	25	22	18
大洋州地方 1	190	18	16	13
大洋州地方 2	209	21	19	15
ヨーロッパ地方	242	28	25	20
中央・南アメリカ地方	299	40	36	29
アフリカ地方	299	40	36	29
特定衛星携帯 1	485	97	97	97
特定衛星携帯 2	485	97	97	97

② ダイレクト通信に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	162	15	14	11
アジア地方 2	176	15	14	11
アジア地方 3	176	16	14	12
アジア地方 4	233	30	27	22
北アメリカ地方 1	162	15	14	11
北アメリカ地方 2	176	21	19	15
大洋州地方 1	162	15	14	11
大洋州地方 2	176	18	16	13
ヨーロッパ地方	204	24	21	18
中央・南アメリカ地方	252	34	31	25
アフリカ地方	252	34	31	25
特定衛星携帯 1	410	82	82	82
特定衛星携帯 2	410	82	82	82

③ ストレート通信に係るもの

② (ダイレクト通信に係るもの) によります。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 1 日から実施します。

(選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用	
選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用 (商品名 : Voiceselect 長期継続利用割引)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下「プロミスセイバー」といいます。）を行います。 イ プロミスセイバーとは、その適用を開始する日から起算して当社がカに定める期間（以下この欄において「選択期間」といいます。）について、この通話等料金の取扱いを継続して受けることを条件に、電話等契約者の契約者回線等（フリーコールサービス等に係る登録番号を含みます。）により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る通話等の通話等料金（ダイレクトパックについては定額料金を除きます。以下この欄において同じとします。）を料金月単位に累計し、その累計した通話等料金額（以下この欄において「通話等料金の月間累計額」といいます。）に一定の比率を乗じて得た額を割り引くことをいいます。 ウ プロミスセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種中継電話等契約者、ダイレクト電話契約者等、フリーコールサービス等の登録電話等契約者又は移動体電話等利用契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等についてライターセイバー B の適用を受けているときは、プロミスセイバーの適用を受けることはできません。 エ 次に定める通話等については、プロミスセイバーの対象としません。 (ア) 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び第 1 種移動体電話設備への着信に係る通話等、ダイレクト通話等のうち区域内通話等、移動体電話設備及び特定 I P 電話設備への着信に係るもの、アクセス通話等並びにフリーコールサービス等に係る移動体電話設備を利用して行う通話等 (イ) 国際通信について、デジタル通信モードに係る総合デジタル通信

オ プロミスセイバーの取扱いを受ける契約者回線等のうち、エリアセイバーの適用を受けている通話等料金については、その適用を受けている期間において、この通話等料金の月間累計額には含まないものとし、ライターセイバーの適用、モーストセイバーの適用、ダブルセイバーの適用、アライヴセイバーの適用又はアドレスセイバーの適用を受けているものについては、その適用を受けている期間において、イに定める割引取扱回線群の対象に含まれないものとします。

カ プロミスセイバーには次表の種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	選択期間	割引率
(ア) プロミスセイバーⅠ	1 2 月	1 1 . 0 %
(イ) プロミスセイバーⅡ	3 6 月	1 2 . 0 %
(ウ) プロミスセイバーⅢ	1 2 月	1 6 . 0 %
(エ) プロミスセイバーⅣ	1 2 月	1 5 . 5 %

キ プロミスセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限りします。

- (ア) 国際クレジットコール機能を利用した外国相互間の通話等
- (イ) 第三者課金機能を利用した通話等
- (ウ) 特定対地通話等機能を利用した通話等

ク 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。

当社は、次の場合を除いて、電話等契約者の割引取扱回線群への申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、プロミスセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

- (ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。
- (ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。
ただし、会社法（平成17年法律86号）第2条に規定する会社である特定電気通信事業者が代表契約者回線の電話等契約者となる場合はこの限りではありません。
- (エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、プロミスセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (オ) 代表契約者回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。

ケ 当社は、クの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。

コ プロミスセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。

ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等ごとに請求します。

サ プロミスセイバーの適用を開始する場合において、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、継続するものとします。プロミスセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのプロミスセイバーを適用します。

シ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、ク（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。

ス 当社は、プロミスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、プロミスセイバーの適用は終了したものととして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、プロミスセイバーの適用は終了したものととして取り扱います。

（ア） プロミスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

（イ） プロミスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。

（ウ） プロミスセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、クに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

セ プロミスセイバーの取扱いを受けている代表契約者回線の電話等契約者は、カに定める選択期間の満了前にプロミスセイバーの取扱いの終了があった場合には、下表に定める解約金を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合において、解約金は、プロミスセイバーの取扱いを終了した日を含む料金月の翌料金月から選択期間の満了日を含む料金月までの料金月数（以下この欄において「残余の月数」といいます。）により算出します。

ただし、その終了が、当社又は電話等契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

種 類	解約金の額 (1のプロミスセイバーの回線群ごとに)
(ア) プロミスセイバーⅠ	5万円(5.25万円)×残余の月数
(イ) プロミスセイバーⅡ	7万円(7.35万円)×残余の月数
(ウ) プロミスセイバーⅢ	5万円(5.25万円)×残余の月数
(エ) プロミスセイバーⅣ	5万円(5.25万円)×残余の月数

ソ 選択期間は1料金月を1月とし、その倍数とします。ただし、提供開始日を含む料金月については、1月に満たない場合であっても1月として取り扱います。

タ 通話等料金の月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

チ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、プロミスセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、プロミスセイバーの適用は終了したものととして取り扱います。

ツ チの規定によりプロミスセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、チに規定する支払期日を基に計算します。

テ 当社は、ツの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{契約者回線等} \\
 \text{1回線あたりに} \\
 \text{係る通話等の} \\
 \text{通話等料金}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{プロミスセイバ} \\
 \text{ーの適用前の当} \\
 \text{該契約者回線等} \\
 \text{に係る通話等の} \\
 \text{通話等料金}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{プロミスセイバーの適} \\
 \text{用後の割引取扱回線群} \\
 \text{に係る通話等料金}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{プロミスセイバーの適} \\
 \text{用前の割引取扱回線群} \\
 \text{に係る通話等料金}
 \end{array}
 }$$

ト テの場合において、プロミスセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金から、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、テに規定する算式により算出した契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を代表契約者回線に係る通話等の通話等料金に加算するものとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者に係るこの附則2に定める選択期間は、改正前の規定に基づいて当社がその取扱いの提供を開始した日（当該電話等契約者が継続してその取扱いの提供を受けている場合は、当社が最初にもその提供を開始した日とします。）から起算するものとします。

（全時間帯における回線群にかかる一定時間内の通話等料金の特別課金機能に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、平成22年10月16日実施（J10026443）の附則に定める全時間帯における回線群にかかる一定時間内の通話等料金の特別課金機能の提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日において、次の通話等料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。

通 話 等 料 金 の 適 用

全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱いの適用
（商品名
：Voiceselect
特別プラン）

ア 当社は、電話等契約者（第1種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の申出により、全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い（以下「ブリッジセイバー」といいます。）を行います。

イ ブリッジセイバーとは、電話等契約者の契約者回線等により構成される1の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る国内通話等の通話等料金について、2（料金額）の規定にかかわらずオに定める料金額を適用することをいいます。

ウ ブリッジセイバーは、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種中継電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。

ただし、その契約者回線等について、ネットパックの適用又はエリアセイバーの適用を受けている通話等の通話等時間については、その適用を受けている期間において、この通話等の月間累積時間には含まないものとし、プレセイバーの適用又はスーパーセイバー2の適用を受けているときは、ブリッジセイバーの適用を受けることはできないものとします。

エ 次に定める通話等については、ブリッジセイバーの対象としません。

（ア） 国内通話等について、限定一般通話等のうち区域内通話等及び第1種移動体電話設備への着信に係る通話等並びにアクセス通話等

オ ブリッジセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容		
国内通話等の通話等料金について、次の料金額を適用します。		
料 金 額（次の秒数までごとに5.5円（税込5.775円））		
オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
60.0秒	60.0秒	60.0秒

カ ブリッジセイバーの適用の対象となる通話等は、次の付加機能を利用した通話等以外のものに限ります。

- （ア） 国内コレクトコール機能を利用した通話等
- （イ） 国内コレクトコールS機能を利用した通話等
- （ウ） 国内クレジットコール機能を利用した通話等
- （エ） 第三者課金機能を利用した通話等

- キ 電話等契約者は、1の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。
- 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、ブリッジセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。
- （ア） その申出のあった契約者回線等に係る電話等契約の名義が代表契約者回線に係る電話等契約名義と異なるとき。
- （イ） その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。
- （ウ） 代表契約者回線の電話等契約者が、ブリッジセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- ク ブリッジセイバー適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに一括して請求します。
- ケ ブリッジセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により継続するものとします。ブリッジセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）まで、そのブリッジセイバーを適用します。
- コ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、キ（ウ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たな代表契約者回線として取り扱います。
- サ 当社は、ブリッジセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、ブリッジセイバーは終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ブリッジセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- （ア） ブリッジセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ） ブリッジセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ） ブリッジセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、キに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- シ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、ブリッジセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通話等料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、ブリッジセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
- ス シの規定によりブリッジセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通話等料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、シに規定する支払期日を基に計算します。
- セ 当社は、スの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る通話等の通話等料金を確定する必要があるときは、当該回線に係る通話等時間についてオに定める料金額を適用することより算出します。

（全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能の廃止）

- 5 平成22年10月16日実施（J10026443）の附則に定める全時間帯における一定時間内に係る通話等料金の特別課金機能は、廃止します。

(回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能に関する経過措置)

6 平成 22 年 10 月 16 日実施 (J10026443) の附則に定める回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的特別課金機能は、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条 (通話等料金の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用			
回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的取扱いの適用 (商品名 : スーパー割引 I S D N)	ア 当社は、電話等契約者の申出により、回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的取扱い（以下「デジタルセイバー」といいます。）を行います。		
	イ デジタルセイバーとは、電話等契約者の契約者回線等により構成される 1 の回線群（以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。）ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等に係る国際通信（デジタル通信モードに係る総合デジタル通信に限り、以下この欄において同じとします。）の通信料金について、エに規定する料金額を適用することをいいます。		
	ウ デジタルセイバーは、総合デジタル通信の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第 1 種デジタル中継通信サービスの第 1 種中継電話等契約者、デジタルダイレクトアクセスサービスのデジタルダイレクト通信契約者及びデジタルストレート通信サービスのデジタルストレート通信契約者に限り、以下この欄において同じとします。）の契約者回線等に限り、提供を受けることができます。 ただし、その契約者回線等について料金表に規定するセグメントセイバー 2 の適用又はプレセイバーの適用を受けているときは、デジタルセイバーの適用を受けることはできないものとします。		
	エ デジタルセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。		
	<table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>国際通信の通信料金について本附則(2)料金額 (2)-1 に規定する料金額を適用します。</td></tr></table>	サービスの内容	国際通信の通信料金について本附則(2)料金額 (2)-1 に規定する料金額を適用します。
	サービスの内容		
	国際通信の通信料金について本附則(2)料金額 (2)-1 に規定する料金額を適用します。		
	オ 電話等契約者は、1 の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。 当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、電話等契約者は、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の中から、デジタルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務の請求先となる契約者回線等（以下この欄において「代表契約者回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。		
	(ア) その申出のあった契約者回線等の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線の電話等契約者の承認が得られないとき。		
	(イ) その申出のあった契約者回線等が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属するとき。		
(ウ) その申出のあった契約者回線等の電話等契約者が、代表契約者回線の電話等契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合しないとき。 ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する会社である特定電気通信事業者が代表契約者回線の電話等契約者となる場合はこの限りでありません。			
(エ) 代表契約者回線の電話等契約者が、デジタルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。			
(オ) 代表契約者回線の電話等契約者が、特定電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者でないとき。			
カ 当社は、オの申出があった場合には、電話等契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。			
キ デジタルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務については、割引取扱回線群ごとに代表契約者回線の電話等契約者に一括して請求します。 ただし、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、当社が別に定めるところにより、代表契約者回線の電話等契約者があらかじめ指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者に請求します。			

- ク デジタルセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に総合デジタル通信サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。デジタルセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのデジタルセイバーを適用します。
- ケ 代表契約者回線の電話等契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線群を構成する代表契約者回線以外の他の1の契約者回線等に変更することができます。当社は、この申出があったときは、その割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者の承諾が得られない場合又はオ（エ）若しくは（オ）の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾します。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線として取り扱います。
- コ 当社は、デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、デジタルセイバーの適用は終了したものと取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、デジタルセイバーの適用は終了したものと取り扱います。
- （ア） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。
- （イ） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、契約者回線等の移転に伴い、当該電話番号等が変更になったとき。
- （ウ） デジタルセイバーの取扱いを受けている電話等契約者について、オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- サ 代表契約者回線の電話等契約者（代表契約者回線の電話等契約者が指定した割引取扱回線群を構成する契約者回線等の電話等契約者を含みます。）が、デジタルセイバーの適用後の割引取扱回線群に係る通信料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないときは、デジタルセイバーの適用は終了したものと取り扱います。
- シ サの規定によりデジタルセイバーの取扱いが終了したときは、その割引取扱回線群を構成する各々の契約者回線等ごとの通信料金を算出して、その電話等契約者に請求します。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、サに規定する支払期日を基に計算します。
- ス 当社は、シの規定その他の場合において契約者回線等1回線あたりに係る国際通信の通信料金を確定する必要があるときは、当該回線に係る通信時間についてエに定める料金額を適用することより算出します。

(2) 料金額

(2)-1 デジタルセイバーに係る通信料金

① ②以外のもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までごとに	30 分経過後 60 分まで 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒までごとに
アジア地方 1	190	18	16	13
アジア地方 2	209	18	16	13
アジア地方 3	209	19	17	14
アジア地方 4	276	36	32	27
北アメリカ地方 1	190	18	16	13
北アメリカ地方 2	209	25	22	18
大洋州地方 1	190	18	16	13
大洋州地方 2	209	21	19	15
ヨーロッパ地方	242	28	25	20
中央・南アメリカ地方	299	40	36	29
アフリカ地方	299	40	36	29

特定衛星携帯 1	485	97	97	97
特定衛星携帯 2	485	97	97	97

② ダイレクト通信及びストレート通信に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額			
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 30 分まで 6 秒までご とに	30 分経過後 60 分ま で 6 秒までごとに	60 分経過後 6 秒ま でごとに
アジア地方 1	162	15	14	11
アジア地方 2	176	15	14	11
アジア地方 3	176	16	14	12
アジア地方 4	233	30	27	22
北アメリカ地方 1	162	15	14	11
北アメリカ地方 2	176	21	19	15
大洋州地方 1	162	15	14	11
大洋州地方 2	176	18	16	13
ヨーロッパ地方	204	24	21	18
中央・南アメリカ地方	252	34	31	25
アフリカ地方	252	34	31	25
特定衛星携帯 1	410	82	82	82
特定衛星携帯 2	410	82	82	82

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 7 当社は、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 7 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 8 平成 22 年 12 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 7 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 9 当社は、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 9 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 10 当社は、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 10 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 11 この附則 7、9 及び 10 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
(全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則に定める全時間帯における単回線に係る通話等料金の取扱いの提供を受けている電話等契約者は、この改正規定実施の日において、この約款に規定するアドレスセイバーの提供を受けている電話等契約者に移行したものとみなします。
(全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、平成 19 年 10 月 1 日実施 (J07019511) の附則に定める全時間帯における登録番号に係る通話等料金の取扱い (以下この附則において「旧アドレスセイバーⅡ」といいます。) の提供を受けている電話等契約者については、この改正規定実施の日より、旧アドレスセイバーⅡに代えてこの約款に規定するアドレスセイバーを準用して適用するものとします。
(全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用に関する経過措置)
- 4 平成 20 年 7 月 1 日実施 (J08009930) の附則に定める全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用に規定するコレクトセイバー 16 に関する取扱いは、廃止します。
(経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から実施します。
ただし、当社の第 2 種中継電話サービス等に係る株式会社エネルギア・コミュニケーションズ及び株式会社 S T Net の電気通信サービス等の廃止については、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
(会議電話サービス等の付加機能に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している会議画像等共有機能は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 1 に係る会議画像等共有機能とみなします。
(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)
- 3 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等 (第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。) の申込みと同時に多機能転送機能 (追加番号を利用して行う場合を除きます。) の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)
- 4 平成 23 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30

日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 5 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限りします。）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 6 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 7 当社は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限りします。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 8 この附則 3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 18 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

- 2 当社は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

- 3 平成 23 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 4 当社は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限りします。）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 5 当社は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 5 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 6 この附則 2、4 及び 5 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(ダイレクト電話サービス等又はデジタルストレート通信サービスの特定他社接続回線に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているダイレクト電話サービス等の加入契約者回線に係る特定他社接続回線のうち、北海道総合通信網株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、K D D I 株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社ケイ・オブティコム、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ、株式会社 S T N e t、九州通信ネットワーク株式会社又は沖縄通信ネットワーク株式会社の高速デジタル伝送サービスに係るもの（K D D I 株式会社に係るものは、旧株式会社パワードコムに係るものとします。）の料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているデジタルストレート通信サービスの特定契約者回線等に係る特定他社接続回線のうち、K D D I 株式会社又は株式会社ケイ・オブティコムの高速デジタル伝送サービスに係るもの（K D D I 株式会社に係るものは、旧株式会社パワードコムに係るものとします。）の料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 27 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(スケジューリング機能、パーソナル通話等機能、内線代表機能、登録番号代表取扱機能及び着信情報送出機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているスケジューリング機能、パーソナル通話等機能、内線代表機能、登録番号代表取扱機能及び着信情報送出機能の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時もの (日額)
スケ ジ ュ ー リ ン グ 機 能	利用者があらかじめ指定した時間帯（以下この欄において「利用時間帯」といいます。）以外の時間帯に、その契約者回線等に着信する国内通話等を、利用者があらかじめ登録することにより指定した他の電話番号等（以下この欄において「登録電話番号」といいます。）に自動的に接続させる機能をいいます。 (商品名：スケジューリング)	1の契約者回線等ごとに	1, 200円 (税込1, 260円)	120円 (税込126円)
	備 (1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等において国内内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して着信する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、当社が別に定める時間を単位として、利用時間帯を当社に指定していただきます。 (3) 利用者は、接続させる登録電話番号を当社に登録していただきます。 (4) 登録できる登録電話番号は、3までとします。 (5) 登録電話番号は、時間別、日別、曜日別、月別に登録することができます。 (6) この機能を利用して登録することができる接続先は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（サブナンバー通話等機能を利用して接続できる契約者回線等を含みます。）であって、当社が別に定める範囲内とします。 考 (7) この機能を利用する契約者回線等へこの機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から国内内線相互通話等機能を利用して行う場合に限り利用することができます。			
パ ー ソ ナ ル 通 話 等 機 能	その契約者回線等に利用者があらかじめ指定したパーソナル番号（この機能を利用して指定した接続先の利用者番号に代わる数字をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用して着信する国内通話等を、利用者にそのパーソナル番号を利用してあらかじめ登録することにより指定された電話番号等に自動的に接続させる機能をいいます。 (商品名：パーソナル通話)	1の番号ごとに	1, 000円 (税込1, 050円)	100円 (税込105円)
	備 (1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等において国内内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して着信する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 利用者は、1のパーソナル番号を当社に登録していただきます。この場合、当社は料金表第1（月額料金）2（料金額）(7) 2（内線相互通話等機能）の規定に準じて取り扱います。 (3) この機能を利用して指定することができる接続先は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等（サブナンバー通話等機能を利用して接続できる契約者回線等を含みます。）であって、当社が別に定める範囲内とします。 考 (4) この機能を利用する契約者回線等へこの機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から国内内線相互通話等機能を利用して行う場合に限り利用することができます。			
内 線 代	利用者にあらかじめ指定された複数の利用者番号について、それらの利用者番号を代表する代表番号を定め、その代表番号を利用して行った国内通話等を、通話中でない1の利用者番号に接続させる機能をいいます。	1の機能ごとに	100円 (税込105円)	10円 (税込10.5円)

表機能	備考	(1) 契約者回線等を設置していて、その契約者回線等において国内内線相互通話等機能の提供を受けている電話等契約者が、当該サービスを利用して着信する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 指定できる利用者番号は 100 までとします。 (3) この機能を利用する加入契約者回線へこの機能を利用して行う通話等は、同一の内線相互通話等回線群に所属する契約者回線等から国内内線相互通話等機能を利用して行う場合に限り利用することができます。			
	登録番号代表取扱機能	登録番号を利用して行った国内通話等について、利用者にあらかじめ指定された複数の加入契約者回線のうち、通話中でない 1 の加入契約者回線に接続させる機能をいいます。	1 の機能ごとに	1 0 0 円 (税込 1 0 5 円)	—
着信情報送出機能	備考	(1) 第 1 種フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 指定できる加入契約者回線は 10 までとします。			
	備考	利用者にあらかじめ指定された加入契約者回線に登録番号を利用して着信した国内通話等において、その登録番号について当社が付与した情報を、その加入契約者回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能をいいます。	1 の登録番号ごとに	1 0 0 円 (税込 1 0 5 円)	—
	備考	第 1 種フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。			

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 3 当社は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 4 平成 23 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 6 当社は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 7 当社は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)

に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 8 この附則 3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

（国際コレクトコール機能に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているアイルランド、デンマーク王国、フィンランド共和国及びチリ共和国における国際コレクトコール機能に関する取扱いは、なお従前のとおりとします。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 19 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

- 2 当社は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

- 3 平成 23 年 12 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 4 当社は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 5 当社は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 5 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工

事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 6 この附則 2、4 及び 5 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(第 2 種フリーコールサービス等の通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 2 平成 18 年 9 月 26 日実施の附則に定める第 2 種フリーコールサービス等の通話等料金の取扱いに関する経過措置について、同附則 2 のアに定める通話等料金を次の通話等料金に改めます。

ア 加入電話設備等のうち、当社が別に定めるものを利用して行うもの

区 分		料 金 額 (次の秒数までごとに 10 円(税込 10.5 円))		
		オフィスタイム	オフィスタイム	スーパーファミリータイム
区域内通話等		210.0 秒		280.0 秒
隣接区域内通話等 及び区域外通話等	県内市外通話等	210.0 秒		280.0 秒
	県間市外通話等	210.0 秒		280.0 秒

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(特定契約者回線の共用に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により特定契約者回線の共用を利用している特定契約者回線の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(他社接続回線の共用に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により他社接続回線の共用を利用している他社接続回線の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(プラン 3 のデジタルストレート通信サービスに係る経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプラン 3 のデジタルストレート通信サービスに関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 5 当社は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 6 平成 24 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 5 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 7 当社は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 7 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 8 当社は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 8 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 9 当社は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 10 この附則 5、7、8 及び 9 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(国際コレクトコール機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグアム、サイパン、オランダ王国及び南アフリカ共和国における国際コレクトコール機能に関する取扱いは、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際通話等に係る取扱地域に関する変更については、平成 24 年 7 月 2 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供し

た日を含む3料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 3 平成24年6月30日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 4 当社は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間に申込みを行った加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則4において同じとします。)の加入電話契約者等について、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費(取扱所内工事費に係るものに限り、)の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 5 当社は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間に加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービス及びVPN加入電話サービス等を除きます。以下この附則5において同じとします。)に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 6 この附則2、4及び5に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則2において同じとします。)の申込みと同時に多機能転送機能(追加番号を利用して行う場合を除きます。)の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む3料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 3 平成24年9月30日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2に定める加入電

話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 4 当社は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 5 当社は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 5 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 6 当社は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 7 この附則 2、4、5 及び 6 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 26 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 17 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

2 当社は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

3 当社は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

4 平成 24 年 12 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

5 当社は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

6 当社は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

7 この附則 2、3、5 及び 6 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 26 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

2 当社は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

3 当社は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

4 平成 25 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

5 当社は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

6 当社は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

7 当社は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 25 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、

なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 13 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 3 当社は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 4 平成 25 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 6 当社は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 7 この附則 2、3、5 及び 6 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金の一括払いに関する変更については、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。
(第 2 種フリーコールサービス契約等の取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、平成 18 年 9 月 26 日実施の附則 2 及び平成 24 年 3 月 1 日実施の附則 2 に定める第 2 種フリーコールサービス等の通話等料金の取扱いに関する経過措置の適用を受けている登録電話等契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する第 2 種フリーコールサービス等に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。
(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 3 当社は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)
- 4 平成 25 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。
(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)
- 5 当社は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同エ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)
- 6 当社は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 7 当社は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(12)に定めるところにより、特定事業者の工事等を行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等(新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。)について、同適用(12)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 8 この附則2、3、5、6及び7に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(第1種中継電話サービス等に係る特定一般通話等に関する経過措置)

- 2 平成19年10月1日実施の附則13に定める第1種中継電話サービス等に係る特定一般通話等に関する経過措置について、「第1種移動体電話設備」を「移動体電話設備」に、(2)イの「アジア地方17」を「アジア地方17又はアジア地方18」に、(2)ウ(イ)の「a 通話モードに係るもの」及び「b デジタル通信モードに係るもの」をそれぞれ「a 第1種移動体電話設備への着信に係るもの(通話モードに限りします。)」又は「第2種移動体電話設備への着信に係るもの」及び「b 第1種移動体電話設備への着信に係るもの(デジタル通信モードに限りします。)」に改めます。

(通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 3 平成17年5月25日実施の附則3に定めるプレセイバー2、平成18年8月3日実施の附則6に定めるプレセイバー3、平成19年10月1日実施の附則12に定めるトータルセイバー並びに平成23年1月1日実施の附則2に定めるプロミスセイバー及び同附則4に定めるブリッジセイバーについて、「第1種移動体電話設備」を「移動体電話設備」に改めます。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年11月16日から実施します。

(プラン1に係るデジタルストレート通信サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次のデジタルストレート通信サービス(プラン1に係るものに限りします。)に係るデジタルストレート通信契約については、なお従前のとおりとします。

デジタルストレート通信サービス	特定の特約契約者回線等を使用して行う総合デジタル通信サービス

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているデジタルストレート通信サービス(プラン1に係るものに限りします。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本料

(特定契約者回線等1回線ごとに月額)

区 分	料 金 額
プラン1に係るもの	特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表に規定する基本回線専用料に係る料金額(接続専用回線でないときの額とします。)と同額

(2) 通話等料金

ア 国内通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分			料 金 額 (30.0 秒までごとに。ただし区域内通信については 180.0 秒までごとと読み替えて適用します。)		
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通信			8 円(税込 8.4 円)		
隣接区域内通信	県内市外通信		2.9 円(税込 3.045 円)		
	県間市外通信		2.4 円(税込 2.52 円)		
区域外通信	県内市外通信	20 キロメートルまで	2.9 円(税込 3.045 円)		
		60 キロメートルまで	3.4 円(税込 3.57 円)		
		60 キロメートルを超えるもの	4.2 円(税込 4.41 円)		
	県間市外通信	20 キロメートルまで	2.4 円(税込 2.52 円)		
		30 キロメートルまで	3.4 円(税込 3.57 円)		
		60 キロメートルまで	4.2 円(税込 4.41 円)		
		100 キロメートルまで	4.2 円(税込 4.41 円)		
		170 キロメートルまで	7.5 円(税込 7.875 円)		
		170 キロメートルを超えるもの	7.5 円(税込 7.875 円)		

② 移動体電話設備への着信に係るもの

α 第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの

α-1 通話モードに係るもの

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに 10 円（税込 10.5 円））		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの	30.0 秒		
備考 別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信するものについては、この欄に規定する通話等料金を適用します。			

α-2 デジタル通信モードに係るもの

区 分		料 金 額 (次の秒数までごとに 20 円 (税込 21 円))		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの		30.0 秒		

β 第 2 種移動体電話設備への着信に係るもの

区 分		料 金 額		
		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第 2 種移動体電話設備への着信に係るもの	最初の 1 分まで	20 円 (税込 21 円)		
	最初の 1 分経過後 1 分までごとに	10 円 (税込 10.5 円)		

イ 国際通信に係るもの

α 通話モードに係るもの

改正後の料金表第 1 表第 2 (通話等料金) の 2 (料金額) に規定する国際通話に係るもののうちダイレクト通話に係る通話等料金額と同額

β デジタル通信モードに係るもの

改正後の料金表第 1 表第 2 (通話等料金) の 2 (料金額) に規定する国際通信に係るもののうちダイレクト通信のデジタル通信モードに係る通話等料金額と同額

(全時間帯におけるストレート通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりデジタルストレート通信契約者 (プラン 1 に係るデジタルストレート通信サービスに係るもの) に限り、提供している全時間帯におけるストレート通話等に係る通話等料金の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条 (通話等料金の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用

全時間帯におけるストレート通話等に係る通話等料金の取扱いの適用

(商品名
: 1分プラン、3分プラン)

- ア 当社は、電話等契約者の申出により、全時間帯におけるストレート通話等に係る通話等料金の取扱い（以下「ストレートセイバー」といいます。）を行います。
- イ ストレートセイバーとは、1の特定契約者回線等ごとに、全時間帯における特定契約者回線等に係る国内通話等について、この附則3の(2)ア①の規定にかかわらずオに定める種類によりオに定める料金額を適用することをいいます。
- ウ ストレートセイバーは、その特定契約者回線等について、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（ストレート電話サービス等に係るストレート電話契約者等に限り、以下この欄において同じとします。）に限り選択することができます。
- エ 次に定める通話等については、ストレートセイバーの対象としません。
- (ア) 国内通話等において、ストレート通話等のうち移動体電話設備への着信に係る通話等
- オ ストレートセイバーには次表の種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	内 容
ストレートセイバーⅠ	180.0秒までごとに対象となる通話等料金を規定するもの
ストレートセイバーⅡ	60.0秒までごとに対象となる通話等料金を規定するもの

- カ ストレートセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

を定めることとします。

サービスの内容			
国内通話等について、この附則 3 の (2) ア①にかかわらず、次の料金額を適用します。			
(ア) ストレートセイバーⅠに係るもの			
区 分	料金額 (180.0 秒までごとに)		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータイム
区域内通話等及び県内市外通話 等に係るもの	8 円 (税込 8.4 円)		
県間市外通話等に係るもの	1 5 円 (税込 15.75 円)		
(イ) ストレートセイバーⅡに係るもの			
区 分	料金額 (60.0 秒までごとに)		
	オフィス タイム	ファミリー タイム	スーパーファ ミリータイム
区域内通話等に係るもの	4 円 (税込 4.2 円)		
県内市外通話等及び県間市外通 話等に係るもの	7 円 (税込 7.35 円)		

- キ ストレートセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求があった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者からの終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により継続するものとします。ストレートセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのストレートセイバーを適用します。
- ク ストレートセイバーの取扱いを受けている電話等契約者は、ストレートセイバーの種類の変更をすることができます。この場合において、変更後の種類に係るストレートセイバーの取扱いは、その種類の変更のあった日の属する料金月から新たに適用するものとします。
- ケ 次の場合にはそのストレートセイバーは終了したものとして取り扱います。
- (ア) ストレートセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。

(フリーコールサービス等に係るストレート通信に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているデジタルストレート通信サービス（プラン1に係るものに限り、）に係る特定契約者回線等に着信する総合デジタル通信（フリーコールサービス等に係るものに限り、）に係る通話等料金の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) (2)以外のもの

改正後の料金表第1表第2（通話等料金）の2（料金額）に規定する国内通話に係るもののうち一般通話に係る通話等料金額（フリーコールサービスに係るものに限り、）と同額

(2) アライヴセイバーに係るもの

改正後の料金表第1表第2（通話等料金）(1)適用に定めるアライヴセイバーに係る通話等料金のうち、一般通話に係る通話等料金額と同額

（付加機能に関する経過措置）

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりデジタルストレート通信契約者（プラン1に係るデジタルストレート通信サービスに係るものに限り、）に提供している国際コレクトコール機能、国際クレジットコール機能、限定通話等機能、代表取扱機能、番号情報送出機能、発信電気通信番号非通知機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

（プラン3のデジタルストレート通信サービスの廃止）

- 7 平成24年4月1日実施の附則に定めるプラン3のデジタルストレート通信サービスは、廃止します。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 8 平成25年10月1日実施の附則5に定める指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置について、「料金表第2表第1（工事費）1（適用）(9)ウ(ア)①」を「料金表第2表第1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①」に、「同エ①」を「同ウ①」に読み替えるものとします。

（加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 9 平成25年10月1日実施の附則7に定める加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置について、「料金表第2表第1（工事費）1（適用）(12)」を「料金表第2表第1（工事費）1（適用）(11)」に、「同適用(12)」を「同適用(11)」に読み替えるものとします。

（経過措置）

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、協定事業者等からの通知及び加入電話サービスに係る月額料金に関する変更については、平成25年12月4日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

- 2 当社は、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則2において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む2料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 3 当社は、平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則3において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む3料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

- 4 平成25年12月31日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、

加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 6 当社は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 7 この附則 2、3、5 及び 6 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 10 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 2 平成 17 年 5 月 10 日実施の附則から平成 25 年 11 月 16 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 3 当社は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 4 当社は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 4 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- （加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）
- 5 平成 26 年 3 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 3 及び 4 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。
- （指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）
- 6 当社は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 6 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限りします。）の支払いを要しないものとします。
- （加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）
- 7 当社は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 7 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。
- （加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）
- 8 当社は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限りします。）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。
- （加入電話サービス等の経過措置の適用期日）
- 9 この附則 3、4、6、7 及び 8 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。
- （経過措置）
- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 28 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)
- 2 当社は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 3 当社は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 3 において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)
- 4 平成 26 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。
(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)
- 5 当社は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)
- 6 当社は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)
- 7 この附則 2、3、5 及び 6 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。
(経過措置)
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 7 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により多段着信先指定機能の提供を受けている登録電話等契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するタイプ 2 の着信先指定機能に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。
ただし、登録電話番号に着信させるまでに着信先指定番号を利用する回数（1 の機能において利用する最大のも

のをいいます。)が1回である場合は、タイプ1の着信先指定機能に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により着信スライド機能の提供を受けている登録電話等契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する着信先高度分配機能及び接続数限定機能に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。
- 4 この改正規定実施の際現に、別に定める機能(商品名:コマンドルーティング)の提供を受けている登録電話等契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する緊急時転送機能に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、平成18年6月1日実施の附則2に規定する優先接続機能又は限定利用機能の提供を受けている登録電話等契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款に規定する優先接続機能又は限定利用機能に係る登録電話等契約者に移行したものとみなします。
- 6 平成23年10月1日の附則2に規定する登録番号代表取扱機能及び着信情報送出機能は、廃止します。
(経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年8月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)
- 2 当社は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間に加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則2において同じとします。)の申込みと同時に多機能転送機能(追加番号を利用して行う場合を除きます。)の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む2料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 3 当社は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間に加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則3において同じとします。)の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む3料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)
- 4 平成26年9月30日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2及び3に定める

加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 5 当社は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 6 当社は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 7 当社は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 30 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 12 月 5 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

- 2 当社は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 2 において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供し

た日を含む3料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 3 当社は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則3において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む2料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

- 4 平成26年12月31日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2及び3に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 5 当社は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則5において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第2表第1（工事費）1（適用）(8)イ(7)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 6 当社は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービス及びVPN加入電話サービス等を除きます。以下この附則6において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 7 この附則2、3、5及び6に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月4日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- （加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）
- 2 当社は、平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則2において同じとします。）の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む3料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- 3 当社は、平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間に加入電話サービス等（第2種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則3において同じとします。）の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む2料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。
- （加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）
- 4 平成27年3月31日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成27年4月1日から平成27年6月30

日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 5 当社は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスを除きます。以下この附則 5 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(7)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限り、）の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

- 6 当社は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービス及び V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 6 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）

- 7 当社は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

- 8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 6 月 22 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

（電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の減額（商品名：WEB 明細割引）に関する経過措置）

- 2 当社は、この改正規定実施の際現に、別記 17（電子媒体による請求額情報の通知）に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている電話等契約者について、加入電話サービス等の提供を受ける場合であって別に定める支払方法による場合に限り、その取扱いを受ける料金月ごとに、別に定める電話サービス等の料金等より 100 円（税抜）を減額して適用します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

- 3 当社は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 4 当社は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

- 5 平成 27 年 6 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 3 及び 4 に定める加

入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

6 当社は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(7)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限ります。）の支払いを要しないものとします。

7 当社は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスに限ります。以下この附則 7 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(4)②及び同ウ⑦に定める番号ポータビリティに係る工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）

8 当社は、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に加入電話サービス等（VPN 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 8 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）

9 この附則 3、4、6、7 及び 8 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

（経過措置）

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 10 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

（加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置）

2 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

3 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

（加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い）

4 平成 27 年 9 月 30 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める

加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

（指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置）

- 5 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限ります。）の支払いを要しないものとします。
- 6 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスに限ります。以下この附則 6 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(イ)②及び同ウ⑦に定める番号ポータビリティに係る工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。
（加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置）
- 7 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（VPN 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 7 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。
（加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置）
- 8 当社は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。
（加入電話サービス等の経過措置の適用期日）
- 9 この附則 2、3、5、6、7 及び 8 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。
（経過措置）
- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 15 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 11 日から実施します。
（プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン 1 に係る会議電話サービス等に係るものの料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いてなお従前のとおりとします。
 - (1) 月額料金
 - ① 適用
月額料金（特定他社接続回線に関するものを含みます。）の適用については、第 131 条（月額料金の支払義務）及び第 140 条（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用							
会議電話サービス等の細目に係る料金の適用	ア プラン1に係る会議電話サービス等には、会議システム使用料の適用の方法により次のコースがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td><td>コース2以外のもの</td></tr> <tr> <td>コース2</td><td>会議電話サービス等契約者が選択した基準時間（1の会議電話サービス等契約につき1月ごとに当社が定める会議システムの利用時間をいいます。以下この欄において同じとします。）の区分ごとに、基準時間までは一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用し、基準時間を超える60.0秒までごとにその時間に応じた料金額を適用するもの</td></tr> </tbody> </table> イ 当社は、プラン1のコース2に係る会議電話サービス等の提供を開始した日を含む暦月の翌月の初日（提供を開始した日が暦月の初日であるときはその日とします。）の別に定める時刻から、解除があった日の属する暦月の末日の翌日（解除があった日が暦月の初日であるときはその日とします。）の別に定める時刻までの期間について、プラン1のコース2に係る会議システム使用料を適用するものとします。 ウ プラン1に係る会議電話サービス等契約者は、暦月の初日に限りコースの変更又はコース2の基準時間の区分の変更を行うことができるものとし、その変更は、同日の別に定める時刻から適用するものとします。	区分	内容	コース1	コース2以外のもの	コース2	会議電話サービス等契約者が選択した基準時間（1の会議電話サービス等契約につき1月ごとに当社が定める会議システムの利用時間をいいます。以下この欄において同じとします。）の区分ごとに、基準時間までは一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用し、基準時間を超える60.0秒までごとにその時間に応じた料金額を適用するもの
区分	内容						
コース1	コース2以外のもの						
コース2	会議電話サービス等契約者が選択した基準時間（1の会議電話サービス等契約につき1月ごとに当社が定める会議システムの利用時間をいいます。以下この欄において同じとします。）の区分ごとに、基準時間までは一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用し、基準時間を超える60.0秒までごとにその時間に応じた料金額を適用するもの						
会議電話サービス等に係る料金の適用	ア 当社は、会議電話サービス等について、1の会議に係る会議参加回線群ごとに2（料金額）に規定するア（基本料）を適用するものとします。 ただし、ア（基本料）の取扱いは以下の通りとします。 （ア） プラン1のコース2の会議電話サービス等に係る会議システム使用料の定額料金については、1の会議電話サービス等契約ごとに適用するものとします。						
プラン1のコース2に係る会議電話サービス等における継続利用期間に係る料金の適用	ア 会議電話サービス等（プラン1のコース2に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）については、継続利用期間があります。 イ アに規定する継続利用期間は、会議電話サービス等の提供を開始した日を含む暦月の翌月の初日（提供を開始した日が暦月の初日であるときはその日とします。）から起算して1年間とし、当該期間の満了前に会議電話サービス等契約者から申出がない場合、1年ごとに更新されるものとします。 ウ イに規定するほか、会議電話サービス等について、継続利用期間内に（会議電話サービス等の細目に係る料金の適用）に規定する基準時間の区分の変更があったときは、継続利用期間は更新されるものとします。この場合の継続利用期間は、変更があった日から1年間とし、当該期間満了時の更新については、イの規定に準ずるものとします。 エ 会議電話サービス等契約者は、継続利用期間内に会議電話サービス等について、ウに規定する基準時間の区分の変更があった場合に、変更前の料金額（（会議電話サービス等の細目に係る料金の適用）に規定する定額料金に消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 オ 会議電話サービス等契約者は、継続利用期間内に会議電話サービス等契約の解除又は会議電話サービス等のコースの変更があった場合は、残余の期間に対応する料金額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。						

②料金額

ア 基本料

(ア) 会議システム使用料

a 会議電話サービスに係るもの

区分		単位	料金額		
プラン1	コース1	1の接続利用回線ごとに	60.0秒までごとに24円 (税抜)		
	コース2	1の会議電話サービス等契約ごとに	定額料金	基準時間が250分の場合	月額 5,000円 (税抜)
				基準時間が500分の場合	月額 10,000円 (税抜)
				基準時間が1,000分の場合	月額 19,000円 (税抜)
				基準時間が2,000分の場合	月額 34,000円 (税抜)
				基準時間が3,000分の場合	月額 51,000円 (税抜)
				基準時間が5,000分の場合	月額 85,000円 (税抜)
				基準時間が10,000分の場合	月額 160,000円 (税抜)
				基準時間が15,000分の場合	月額 240,000円 (税抜)
				基準時間が20,000分の場合	月額 300,000円 (税抜)
				基準時間が30,000分の場合	月額 420,000円 (税抜)
				基準時間が40,000分の場合	月額 560,000円 (税抜)
				基準時間が50,000分の場合	月額 700,000円 (税抜)
		基準時間を超える通話等時間について1の接続利用回線ごとに	60.0秒までごとに24円 (税抜)		

b デジタル会議通信サービスに係るもの

区分		単位	料金額		
プラン 1	コース 1	1 の接続利用回線ごとに	60.0 秒までごとに 2 4 円 (税抜)		
	コース 2	1 の会議電話サービス等契約ごとに	定額 料 金	基準時間が 2 5 0 分 の場合	月額 5, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 5 0 0 分 の場合	月額 1 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 1, 0 0 0 分 の場合	月額 1 9, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 2, 0 0 0 分 の場合	月額 3 4, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 3, 0 0 0 分 の場合	月額 5 1, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 5, 0 0 0 分 の場合	月額 8 5, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 1 0, 0 0 0 分 の場合	月額 1 6 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 1 5, 0 0 0 分 の場合	月額 2 4 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 2 0, 0 0 0 分 の場合	月額 3 0 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 3 0, 0 0 0 分 の場合	月額 4 2 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 4 0, 0 0 0 分 の場合	月額 5 6 0, 0 0 0 円 (税抜)
				基準時間が 5 0, 0 0 0 分 の場合	月額 7 0 0, 0 0 0 円 (税抜)
	基準時間を超える通話等時間について 1 の接続利用回線ごとに		60.0 秒までごとに 2 4 円 (税抜)		

(2) 通話等料金

① 適用

通話等料金の適用については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用	
会議通話等に係る料金の適用	プラン 1 のコース 2 に係る会議電話サービス等契約者が会議通話等を行った場合に当社が適用する通話等料金額は、②（料金額）に規定する会議通話又は会議通信に係る通話等料金額から 24 円（税抜）を差し引いた額とし、その会議電話サービス等の提供を開始した日を含む暦月の翌月の初日（提供を開始した日が暦月の初日であるときはその日とします。）の別に定める時刻からその通話等料金額を適用するものとします。

全時間帯における 特定会議通話等に係 る通話等料金の特別 課金機能の適用 (商品名 ：おとくラインコー ル)	ア 全時間帯における特定会議通話等に係る通話等料金の特別課金機能（以下「アライヴパック」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の会議電話サービス等契約ごとに、全時間帯における加入契約者回線、指定加入契約者回線等又は当社が提供する移動体電話設備から会議電話サービス等（プラン1のコース2に係るものに限りま す。）に係る会議システムに着信したダイヤルアップ通話等（別に定める指定番号を利用するものに限りま す。以下この欄において「特定会議通話等」といいます。）について、暦月単位に2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。 イ アライヴパックは電話等契約者（会議電話サービス等の会議電話サービス等契約者（プラン1のコース2に係るものに限りま す。）に限りま す。以下この欄において同じとしま す。）に限り選択することができます。 ウ アライヴパックを選択した電話等契約者は次表に規定する内容のサービスを受けることができます。 <table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>特定会議通話等について、②（料金額）イに規定する定額料金を適用するもの</td></tr></table> エ アライヴパックの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合はその提供開始日とします。）を含む暦月の翌月の初日（電話サービス等の提供開始日が暦月の初日であるときはその日とします。）の別に定める時刻から開始することとし、その次暦月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。アライヴパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む暦月の末日の翌日の別に定める時刻までそのアライヴパックを適用します。 オ アライヴパックを選択した電話等契約者は1の暦月を通じてアライヴパックに係る通話等を行わなかった場合においても、その暦月におけるアライヴパックに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。 カ 次の場合にはそのアライヴパックは終了したものとして取り扱います。 （ア） アライヴパックの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったとき。 キ アライヴパックを選択した電話等契約者は、アライヴパックが適用される暦月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、アライヴパックに係る定額料金を支払っていただきます。 ただし、1の暦月を通じて通話を全く行うことができなかつたとき、又は全く行うことができなかつた1の暦月に続く暦月であつて、その暦月の途中でその事由が解消したときは、その暦月におけるアライヴパックの取扱いはい行いません。 ク 前項ただし書の規定にかかわらず、電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、アライヴパックを継続して適用します。 なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する暦月の翌月から、従前と同様の条件によりアライヴパックを適用します。 ケ 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知つた時刻以後の利用できなかった時間について、その時間内に登録されているアライヴパックの定額料金の支払を要しません。 コ アライヴパックの適用される部分において、第145条（責任の制限）中「その日数に対応する当該電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのアライヴパックに係る定額料金」と読み替えます。 サ 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ アライヴパックに係る定額料金については、日割は行いません。	サービスの内容	特定会議通話等について、②（料金額）イに規定する定額料金を適用するもの
サービスの内容			
特定会議通話等について、②（料金額）イに規定する定額料金を適用するもの			

② 料金額

ア イ以外のもの

(ア) 国内通話に係るもの

a ダイアルアップ通話に係るもの

区分	料金額 (60.0 秒までごとに)
移動体電話設備以外を利用して行うもの	33 円 (税抜)
移動体電話設備を利用して行うもの	54 円 (税抜)

b ダイアルダウン通話に係るもの

(a) オペレータダイアルダウンに係るもの

区分	料金額 (60.0 秒までごとに)
移動体電話設備以外を利用して行うもの	33 円 (税抜)
移動体電話設備を利用して行うもの	54 円 (税抜)

(b) 主催者ダイアルダウンに係るもの

区分	料金額 (60.0 秒までごとに)
移動体電話設備以外を利用して行うもの	58 円 (税抜)
移動体電話設備を利用して行うもの	75 円 (税抜)

(イ) 国際通話に係るもの

地域区分	料金額 (60.0 秒までごとに)
アイルランド	131 (税抜)
アメリカ合衆国	43 (税抜)
イタリア共和国	73 (税抜)
インド	152 (税抜)
インドネシア共和国	104 (税抜)
オーストラリア連邦	60 (税抜)
オランダ王国	116 (税抜)
カナダ	55 (税抜)
カナリー諸島	73 (税抜)
グアム	86 (税抜)
クリスマス島	60 (税抜)
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	56 (税抜)
ココス諸島	60 (税抜)
サイパン	116 (税抜)
シンガポール共和国	76 (税抜)
スイス連邦	73 (税抜)
スウェーデン王国	73 (税抜)
スペイン	73 (税抜)
スペイン領北アフリカ	73 (税抜)
タイ王国	108 (税抜)
大韓民国	69 (税抜)
台湾	78 (税抜)
中華人民共和国	83 (税抜)
デンマーク王国	83 (税抜)
ドイツ連邦共和国	58 (税抜)
ニュージーランド	66 (税抜)
ノルウェー王国	83 (税抜)
バチカン市国	73 (税抜)
フィリピン共和国	94 (税抜)
フィンランド共和国	131 (税抜)
フランス共和国	58 (税抜)
ベルギー王国	73 (税抜)
香港特別行政区	69 (税抜)

マカオ特別行政区	96(税抜)
マレーシア	80(税抜)
モナコ公国	123(税抜)
別紙5に定める地域であって上記以外の地域	286(税抜)

(ウ) 国内通信に係るもの

a 通話モードに係るもの

(7) (国内通話に係るもの) に規定する通話等料金額と同額。

ただし、「ダイヤルアップ通話」とあるのは「ダイヤルアップ通信」に、「ダイヤルダウン通話」とあるのは「ダイヤルダウン通信」に、「オペレータダイヤルダウン通話」とあるのは「オペレータダイヤルダウン通信」に、「主催者ダイヤルダウン通話」とあるのは「主催者ダイヤルダウン通信」に読み替えるものとします。

(エ) 国際通信に係るもの

(4) (国際通話に係るもの) に規定する通話等料金額と同額。

ただし、「会議通話」とあるのは「会議通信」に、「ダイヤルダウン通話」とあるのは「ダイヤルダウン通信」に読み替えるものとします。

イ アライヴパックに係るもの

単位	料金額 (月額)
1 の会議電話サービス等契約ごとに	980円 (税抜)

(プラン2に係る会議電話サービス等に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン2に係る会議電話サービス等については、この改正規定実施の日において、改正後の規定による会議電話サービス等に移行したものとみなします。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に多機能転送機能(追加番号を利用して行う場合を除きます。)の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む3料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 3 当社は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む1料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 4 平成27年12月31日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則2及び3に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費(取扱所内工事費に係るものに限ります。)の支払いを要しないものとします。

- 6 当社は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に申込みを行った加入電話サービス等(第2種デジタル加入通信サービスに限ります。以下この附則6において同じとします。)の加入電話契約者等について、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(8)イ(イ)②及び同ウ⑦に定める番号ポータビリティに係る工事に関する工

事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 7 当社は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（V P N 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 7 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 3 この附則 2 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 25 日から実施します。

(基本機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している次の表の左欄の基本機能は、改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の基本機能とみなします。

国内内線相互通話等機能	タイプ 1 に係る内線相互通話等機能

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 22 日から実施します。

(特定番号転送等機能を利用した通話等における料金額に関する経過措置)

- 2 平成 28 年 8 月 22 日から平成 29 年 2 月 28 日までの間、特定番号転送等機能（当該機能の利用を条件として提供する他の付加機能を含みます。）を利用して行った追加契約番号又は代表追加契約番号から発信する通話等のうち、当社が提供する第 1 種移動体電話設備に着信する通話等（電気通信事業者が S B パートナース株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に着信するものに限り、）については、その通話等料金は、特定番号転送等機能に係る付加機能使用料に含むものとします。

(全時間帯における加入通話等に係る通話等料金の取扱いに関する経過措置)

- 3 平成 28 年 8 月 22 日から平成 29 年 2 月 28 日までの間、フラットセイバーの適用を受けている契約者回線等から当社が提供する第 1 種移動体電話設備に着信する国内通話等のうち、電気通信事業者が S B パートナース株式会社より電気通信役務の提供を受けて提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に着信するものについては、その通話等料金は、当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に着信するものと同額とします。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11)に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限り、）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 3 この附則 2 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(国際コレクトコール機能に係る経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているスウェーデン王国における国際コレクトコール機能に関する取扱いは、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、S B パートナース株式会社に関する変更については、平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

2 当社は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に多機能転送機能（追加番号を利用して行う場合を除きます。）の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

3 当社は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

4 平成 28 年 12 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

5 当社は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(ア)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費（取扱所内工事費に係るものに限りま

す。）の支払いを要しないものとします。

6 当社は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に申込みを行った加入電話サービス等（第 2 種デジタル加入通信サービスに限ります。以下この附則 6 において同じとします。）の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(8)イ(イ)②及び同ウ⑦に定める番号ポータビリティに係る工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

7 当社は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に加入電話サービス等（VPN 加入電話サービス等を除きます。以下この附則 7 において同じとします。）に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(特定衛星携帯に関する経過措置)

9 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則第 2 項に規定する旧会議電話サービス等に関する経過措置について、国際通話のうち特定衛星携帯 2 に係る会議通話及び国際通信のうち特定衛星携帯 1 に係る会議通信については、取扱いを終了します。

10 平成 18 年 4 月 21 日実施の附則第 2 項に規定するプリペイドカード利用に係る国際通話等に関する経過措置について、特定衛星携帯 2 に係る国際通話等については、取扱いを終了します。

11 平成 18 年 8 月 3 日実施の附則第 4 項に規定する特定条件に基づく全時間帯における限定一般通話等に係る通話等料金の取扱いについて、附則別表 1 に定める国際通話等に係る取扱地域のインマルサット B 型及びインマルサットミニ M 型については、取扱いを終了します。

12 平成 23 年 1 月 1 日実施の附則第 6 項に規定する回線群に係る通信時間に応じた通信料金の段階的取扱いについて、特定衛星携帯 1 に係る国際通信については、取扱いを終了します。

(旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置)

13 平成 27 年 12 月 11 日実施の附則第 2 項に規定する旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置について、国際通話又は国際通信のうちサイパン、スウェーデン王国及び「別紙 5 に定める地域であって上記以外の地域」に係る会議通話又は会議通信については、ダイヤルダウン通話又はダイヤルダウン通信に限り提供します。

(経過措置)

14 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(国際コレクトコール機能、国際クレジットコール機能及び会議画像等共有機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際コレクトコール機能、国際クレジットコール機能及び会議画像等共有機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
国際 コレ クト コ ー ル 機 能	あらかじめ利用者ごとに指定されたコレクト番号（当社が別に定める取扱地域から、着信することを目的に当社があらかじめ指定した、電話番号等に代わる数字をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用して行った国際通話等を、あらかじめ利用者ごとに登録された電話番号等に着信させるとともに、その通話等の通話等料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名：国際フリーコール)		—	—
	備 考 (1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等、ダイレクト電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、当該サービスを利用して行う通話等を接続する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1 の取扱地域について 1 のコレクト番号を指定します。 (3) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、コレクト番号を変更することがあります。 (4) (3)の規定により、コレクト番号を変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。 (5) 利用者は、複数の機能を利用する場合に限り、統一番号機能（統一番号（複数の取扱地域にかかわらず、与えられた 1 の番号で、コレクト番号に代わる番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を利用することができる機能をいいます。）を利用することができます。 (6) この機能を利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、その機能を利用している電話等契約者としてします。 (7) この機能を利用して行った通話等の通話等料金について、1 円未満の端数が生じた場合は、1 の通話等ごとにその端数を切り捨てます。 (8) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
国際 クレ ジ ット コ ー ル	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤルした国際通話等の通話等料金をその利用者に課金する機能をいいます。 (商品名：ホームダイヤル、0065 クレジットコール)		—	—
	備 (1) 契約者回線等を設置している電話等契約者（第 1 種中継電話サービス等及び加入電話サービス等の電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）が、その電話等契約において、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、国際クレジットコール機能について、1 の電話等契約ごとに 1 のサービスコード及び会員コードを指定します。			

ル機能考	(3) 当社は、電話等契約者の請求があった場合には、前号の規定にかかわらず、1の電話等契約に複数のサービスコード及び会員コードを指定します。									
	(4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、サービスコード又は会員コードを変更することがあります。									
	(5) (4)の規定により、サービスコード又は会員コードを変更する場合には、あらかじめそのことを電話等契約者にお知らせします。									
	(6) 利用者は、当社に暗証コードを登録していただきます。登録できる暗証コードは1のサービスコード及び会員コードにつき1までとします。									
	(7) この機能を利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、その機能を利用している電話等契約者としてします。									
	(8) 利用者がこの機能を利用して第2種移動体電話設備から行った国際通話等（本邦から発信する国際通話等に限ります。）については、第1種移動体電話設備を利用して行う国際通話等に係る通話等料金を適用します。									
	(9) 利用者は、この機能を利用して公衆電話設備等から国際通話等を行うことができます。この場合において、この機能を利用して行った国際通話等の料金に関する取扱いは、第1種中継電話サービス等に係るものを適用します。									
	(10) この機能を利用して行った通話等の通話等料金について、1円未満の端数が生じた場合は、1の通話等ごとにその端数を切り捨てます。									
	(11) 利用者は、この機能を利用して外国相互間の国際通話等を行うことができます。									
	(12) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。									
	会議画像等共有機能	インターネットを経由して当社の会議画像等共有システム（会議画像等共有機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）に接続することにより、会議参加者（会議通話等を行わずに本機能のみを利用する者であって、会議電話サービス等契約者が指定した者を含みます。以下この欄において同じとします。）が画像等を同時に閲覧及び操作等を行うことができる機能をいいます。（商品名：電話会議プラスWEB）								
							タイプ1に係るもの			
							1の会議参加者の接続ごとに	1分までごとに30円 (税抜)		—
タイプ2に係るもの										
登録主催者数に応じて1の会議主催者ごとに							登録主催者数 が5から24までの 場合	9,200円 (税抜)	—	
							登録主催者数 が25から49までの 場合	8,500円 (税抜)	—	
							登録主催者数 が50から99までの 場合	7,200円 (税抜)	—	
							登録主催者数 が100から199までの 場合	6,400円 (税抜)	—	
							登録主催者数 が200から399までの 場合	5,400円 (税抜)	—	
							登録主催者数 が400から499までの 場合	5,000円 (税抜)	—	
25を超える1の会議参加者の接続ごとに	加算額	2,900円 (税抜)		—						

備

考

- (1) 会議電話サービス等に係る電話等契約者に限り提供します。
- (2) 1の会議電話サービス等契約ごとに1の会議画像等共有機能を提供します。
- (3) 会議画像等共有機能に係る付加機能使用料の支払いを要する者は、その機能に係る会議電話サービス等契約者とします。
- (4) 会議画像等共有機能には、付加機能使用料の適用の方法により、次の種類があります。

種 類	内 容
タイプ1	会議参加者の接続に係る通信時間に応じた料金額を適用するもの
タイプ2	登録する会議主催者の数（以下この欄において「登録主催者数」といいます。）に応じた区分ごとに一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）を適用するもの

- (5) タイプ1に係る料金額は、「月額」を「1の会議ごとに」と読みかえて適用するものとします。
- (6) タイプ2に係る会議画像等共有機能の提供を受けている電話等契約者は、暦月の初日に限り登録主催者数を変更することができます。この変更により登録主催者数の区分が変わる場合は、変更後の区分に応じた料金額を適用するものとします。
- (7) タイプ2について、1の会議における会議参加者の接続が25を超える場合は、定額料金のほか、25を超える1の接続ごとに加算額の支払いを要します。この場合の加算額は、「月額」を「1の会議ごとに」と読み替えて適用するものとします。
- (8) 接続方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(国際コレクトコール機能及び国際クレジットコール機能を利用した通話等における料金額に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際コレクトコール機能及び国際クレジットコール機能を利用した通話等に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 適用

通話等料金の適用については、第 132 条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用	
国際クレジットコール機能を利用した通話等における料金額の適用	ア 当社は、外国相互間の国際通話等について、国際クレジットコール機能の利用による通話等に限り取り扱います。 イ 国際クレジットコール機能に係る電話等契約者が、外国相互間の国際通話等を行った場合の通話等料金の取扱いは、一般通話及び一般通信（以下この欄において「一般通話等」といいます。）に係るオフィスタイムの通話等料金の各区分につき 100 分の 60 を乗じて得た額に読み替えた料金額について、協定事業者の契約者回線からその外国相互間の国際通話等に係る発信国にあてる一般通話等とみなした場合において適用される額と、協定事業者の契約者回線からその外国相互間の国際通話等に係る着信国にあてる一般通話等とみなした場合において適用される額を合算した額を適用します。 ウ 国際クレジットコール機能を利用して外国から協定事業者の第 1 種移動体電話設備への着信を行う場合に、別に定める協定事業者の契約約款に規定する付加機能によりその通話等が協定事業者の特定 I P 電話設備に着信するときは、第 1 種移動体電話設備を利用して行う国際通話等に係る通話等料金を適用します。
通話等料金の取扱い等における国際コレクトコール機能及び国際クレジットコール機能を利用した通話等の取扱い	ア 料金表第 1 表第 2（通話等料金）(1) 適用に定めるライターセイバー、モーストセイバー、ダブルセイバー、ダブルセイバー 2、プレセイバー及びアドレスセイバーの適用対象となる通話等に、次の付加機能を利用した通話等は含みません。 （ア） 国際コレクトコール機能を利用した通話等 （イ） 国際クレジットコール機能を利用した外国相互間の通話等 イ 料金表第 1 表第 2（通話等料金）(1) 適用に定めるフラットセイバー、フラットセイバー 2、ライターセイバー B、クラスタセイバー、セレクトセイバー及びスーパーセイバーの適用対象となる通話等に、次の付加機能を利用した通話等は含みません。 （ア） 国際クレジットコール機能を利用した外国相互間の通話等

(加入電話サービス及び第1種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

4 当社は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1（工事費）1（適用）(11) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等（新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。）について、同適用(11)に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

5 この附則4に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して12

月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (11) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等 (新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。) について、同適用 (11) に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 3 この附則 2 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス等に係る付加機能に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に多機能転送機能 (追加番号を利用して行う場合を除きます。) の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 3 料金月の間、多機能転送機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

- 3 当社は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に加入電話サービス等の申込みと同時に迷惑通話等おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った加入電話契約者等について、その加入電話サービス等を提供した日を含む 2 料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の重複適用の取扱い)

- 4 平成 29 年 12 月 31 日までに加入電話契約等に申込みを行ったことにより、その指定加入契約者回線等について、加入電話サービス等の経過措置の適用を受けている加入電話契約者等は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に新たな通話等料金の取扱い又は特別課金機能の申出を行うことにより、この附則 2 及び 3 に定める加入電話サービス等の経過措置の適用を受けることができません。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

- 5 当社は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に申込みを行った加入電話サービス等の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (8)イ(7)①に定める指定加入契約者回線の設置に係る工事及び同ウ①に定める指定契約者回線の設置に係る工事に関する工事費(取扱所内工事費に係るものに限ります。)の支払いを要しないものとします。
- 6 当社は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に申込みを行った加入電話サービス等(第 2 種デジタル加入通信サービスに限ります。以下この附則 6 において同じとします。)の加入電話契約者等について、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (8)イ(4)②及び同ウ⑦に定める番号ポータビリティに係る工事に関する工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等に係る付加機能の工事費に関する経過措置)

- 7 当社は、平成 30 年 1 月 1 日から当社が別に定める日までの間に加入電話サービス等(VPN加入電話サービス等を除きます。以下この附則 7 において同じとします。)に係る付加機能の申込みを行った加入電話契約者等について、別に定める付加機能に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費の支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 8 この附則 2、3、5、6 及び 7 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等又は付加機能について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 13 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置)

- 2 平成 27 年 12 月 11 日実施の附則第 2 項に規定する旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置における国際通話等のうちグレートブリテン・北アイルランド連合王国に係る会議通話等については、ダイヤルダウン通話又はダイヤルダウン通信に限り提供します。

(国際コレクトコール機能に関する経過措置)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日実施の附則第 2 項に規定する国際コレクトコール機能に関する料金その他の取扱いにおける附則別表 2 に定める国際通話等に係る取扱地域のうちグレートブリテン・北アイルランド連合王国については、取扱いを終了します。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。
(会議電話サービス等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の会議電話サービス等に係る会議電話サービス等契約については、なお従前のとおりとします。

会議電話サービス (商品名 ：電話会議プレミアム)	主として会議参加回線群内の通話のために接続利用回線を使用して行う電話サービス（その機能を当社の交換取扱者を介して提供するものに限りします。）
デジタル会議通信サービス (商品名 ：電話会議プレミアム)	主として会議参加回線群内の総合デジタル通信のために接続利用回線を使用して行う総合デジタル通信サービス（その機能を当社の交換取扱者を介して提供するものに限りします。）

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している会議電話サービス等に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金

① 適用

月額料金の適用については、第 131 条（月額料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用		
会議電話サービス等 に係る料金の適用	ア 当社は、会議電話サービス等について、1 の会議に係る会議参加回線群ごとに②（料金額）に規定するア（基本料）及びイ（付加機能使用料）を適用するものとします。 ただし、会議システム使用料については、(2)（通話等料金）に規定する会議通話等に係る通話等料金を適用する場合は、その通話等料金に含むものとします。	
	イ アに規定する基本料及び付加機能使用料は、1 の会議に係る実利用時間（1 の会議に係る会議参加回線群が会議システムを利用した当該利用時間であって、当社が別に定める方法により測定するものをいいます。）に基づいて算出するものとします。	
	ウ 会議電話サービス等契約者は、1 の会議について、②（料金額）に規定するア（基本料）及びイ（付加機能使用料）並びに会議通話等に係る通話等料金を合算した料金額が、エに定める最低利用料金の額に満たない場合は、当社が定める期日までに、この最低利用料金を一括して支払っていただきます。	
	エ ウに定める最低利用料金の額は、次の料金額とします。	
	区 分	単 位
	会議電話サービス等	1 の会議ごとに
	料 金 額	
	70,000 円(税抜)	
	オ 会議電話サービス等契約者は、その登録を取り消す場合又は登録内容の変更を請求した場合は、当社が定める期日までに、取消変更料金を一括して支払っていただきます。	
	ただし、会議の開始日時の 24 時間前までに、その登録の取り消す場合又は登録内容の変更を請求した場合は、この限りでありません。	
	カ オに定める取消変更料金の額は、次の料金額とします。	
	区 分	単 位
	会議電話サービス等	1 の会議ごとに
	料 金 額	
	70,000 円(税抜)	

② 料金額

ア 基本料

(ア) 会議電話サービスに係るもの

a 会議システム使用料

区 分	単 位	料 金 額
会議電話サービス	1 の接続利用回線ごとに	60.0 秒までごとに 41 円（税抜）

b ダイヤルダウン基本料

区 分	単 位	料 金 額
会議電話サービス	1 の接続利用回線ごとに	200 円（税抜）

(イ) デジタル会議通信サービスに係るもの

a 会議システム使用料

区 分	単 位	料 金 額
デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線ごとに	60.0 秒までごとに 4 1 円 (税抜)

b ダイアルダウン基本料

区 分	単 位	料 金 額
デジタル会議通信サービス	1 の接続利用回線ごとに	2 0 0 円 (税抜)

イ 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
会 議 集 計 機 能	1 の会議においてあらかじめ指定された集計用選択番号 (選択番号の集計を行うために当社が指定する番号をいいます。以下この欄において同じとします。) により、会議参加者から会議システムに着信する信号をその会議システムにより集計し、その結果を会議参加者に通知する機能をいいます。		—	—
	備 考	(1) 会議電話サービス等の電話等契約者が、1 の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 集計用選択番号の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
先 着 受 付 機 能	1 の会議において、あらかじめ指定された先着受付番号 (会議参加者からの呼び出し信号を受け付けるために当社が指定する番号をいいます。以下この欄において同じとします。) により、会議参加者から会議システムへ着信する信号を着信順に受け付ける機能をいいます。		—	—
	備 考	(1) 会議電話サービス等の電話等契約者が、1 の会議の登録ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 先着受付番号の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
交 換 取 扱 者 接 続 機 能	1 の会議を利用している場合において、会議主催者と当社の交換取扱者が通話等を行う機能をいいます。	1 の会議参加回線群ごとに	1 1, 0 0 0 円 (税抜)	—
	備 考	(1) 会議電話サービス等契約者が、1 の会議ごとに当該機能を利用することを申し出た場合に限り提供します。 (2) 当該機能に係る料金額は、「月額」を「1 の会議ごと」と読みかえて適用するものとします (3) 接続方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

(2) 通話等料金

① 適用

通話等料金の適用については、第 132 条 (通話等料金の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用		
会議通話等の種類	ア 会議通話には次の種類があります。	
	(1) ダイアルアップ通話	会議参加者の接続利用回線から会議システムへの通話
	(2) ダイアルダウン通話	会議システムから会議参加者の接続利用回線への通話
	備考 1 ダイアルダウン通話は、当社の交換取扱者の操作により会議参加者の接続利用回線に接続するものとします。	

	2 1の会議において、ダイヤルダウン通話を利用する接続利用回線数は当社が別に定める数を上限とします。	
	イ 会議通信には、次の種類があります。	
	(1) ダイヤルアップ通信	会議参加者の接続利用回線から会議システムへの総合デジタル通信
	(2) ダイヤルダウン通信	会議システムから会議参加者の接続利用回線への総合デジタル通信
備考		
1 ダイヤルダウン通信は、当社の交換取扱者の操作により会議参加者の接続利用回線に接続するものとします。		
2 1の会議において、ダイヤルダウン通話を利用する接続利用回線数は当社が別に定める数を上限とします。		

② 料金額

ア 国内通話に係るもの

(ア) ダイヤルアップ通話に係るもの

区 分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)
移動体電話設備以外を利用して行うもの	66 円 (税抜)
移動体電話設備を利用して行うもの	92 円 (税抜)

(イ) ダイヤルダウン通話に係るもの

区 分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)
移動体電話設備以外を利用して行うもの	66 円 (税抜)
移動体電話設備を利用して行うもの	92 円 (税抜)

備考

別に定める携帯通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備に着信するものについては、この欄に規定する移動体電話設備を利用して行うものの通話等料金を適用します。

イ 国際通話に係るもの

(単位：円)

地域区分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)
アイルランド	315(税抜)
アメリカ合衆国	73(税抜)
イタリア共和国	297(税抜)
インド	307(税抜)
インドネシア共和国	250(税抜)
オーストラリア連邦	214(税抜)
オランダ王国	297(税抜)
カナダ	158(税抜)
カナリー諸島	297(税抜)
グアム	194(税抜)
クリスマス島	214(税抜)
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	199(税抜)
ココス諸島	214(税抜)
サイパン	297(税抜)
シンガポール共和国	225(税抜)
スイス連邦	297(税抜)
スウェーデン王国	297(税抜)
スペイン	297(税抜)
スペイン領北アフリカ	297(税抜)
タイ王国	240(税抜)

大韓民国	194(税抜)
台湾	214(税抜)
中華人民共和国	199(税抜)
デンマーク王国	315(税抜)
ドイツ連邦共和国	214(税抜)
ニュージーランド	256(税抜)
ノルウェー王国	315(税抜)
バチカン市国	297(税抜)
フィリピン共和国	230(税抜)
フィンランド共和国	315(税抜)
フランス共和国	214(税抜)
ベルギー王国	297(税抜)
香港特別行政区	204(税抜)
マカオ特別行政区	230(税抜)
マレーシア	240(税抜)
モナコ公国	292(税抜)
附則別表 3 に定める地域であ って上記以外の地域	286(税抜)
備考 サイパン、スウェーデン王国及び附則別表 3 に定める地域であって上記以外の地域に係る会議通話については、ダイヤルダウン通話に限り提供します。	

ウ 国内通信に係るもの

(ア) 通話モードに係るもの

ア (国内通話に係るもの) に規定する通話等料金額と同額。

ただし、「ダイヤルアップ通話」とあるのは「ダイヤルアップ通信」に、「ダイヤルダウン通話」とあるのは「ダイヤルダウン通信」に読み替えるものとします。

エ 国際通信に係るもの

(ア) 通話モードに係るもの

イ (国際通話に係るもの) に規定する通話等料金額と同額。

ただし、「会議通話」とあるのは「会議通信」に、「ダイヤルダウン通話」とあるのは「ダイヤルダウン通信」に読み替えるものとします。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 4 当社は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (11) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等 (新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。) について、同適用 (11) に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 5 この附則 4 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置)

- 6 平成 27 年 12 月 11 日実施の附則第 2 項に規定する旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置について、国際通話又は国際通信のうち「別紙 5 に定める地域であって上記以外の地域」とあるのは、「附則別表 3 に定める地域であって上記以外の地域」と読み替えるものとします。

(経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

(加入電話サービス及び第 1 種デジタル加入通信サービスに係る特定他社接続回線に係る割増工事費の適用に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、料金表第 2 表第 1 (工事費) 1 (適用) (11) に定めるところにより、特定事業者の工事等を続けて行ってほしい旨の申出を行った加入電話契約者等 (新たに加入電話サービス等の申込みを行った者に限ります。) について、同適用 (11) に定める割増工事費について支払いを要しないものとします。

(加入電話サービス等の経過措置の適用期日)

- 3 この附則 2 に定める経過措置について、申込みのあった指定加入契約者回線等について、申込日から起算して 12 月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

(指定加入契約者回線を重畳する場合の取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により指定加入契約者回線を重畳している場合の取扱いは、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、

なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。
(国際コレクトコール機能及び国際クレジットコール機能の廃止)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日の附則 2 に規定する国際コレクトコール機能及び国際クレジットコール機能は、廃止します。
(旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置)
- 3 平成 27 年 12 月 11 日実施の附則 2 に規定する旧プラン 1 に係る会議電話サービス等に関する経過措置における国際通話等に係る会議通話等については、ダイヤルダウン通話又はダイヤルダウン通信を除き、廃止します。
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 9 月 27 日から実施します。
ただし、移動体契約回線の登録を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いに関する規定については令和元年 10 月 1 日から実施するものとします。
(移動体契約回線の登録を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いに係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している締結している移動体契約回線の登録を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 - (1) 月額料金
 - ① 適用
月額料金（特定他社接続回線に関するものを含みます。）の適用については、第 131 条（月額料金の支払義務）及び第 140 条（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

月 額 料 金 の 適 用									
移動体契約回線の登録を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱いの適用 (商品名：スマート割)	ア 当社は、加入電話契約者等（加入電話契約等の利用種別が住宅用に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）からの申出により、移動体契約回線の登録を条件とする加入電話サービス等の基本料に関する取扱い（以下この欄において「スマートセイバー」といいます。）を行います。 ただし、その指定加入契約者回線等について、オフィスセイバー又はオフィスセイバー２の適用を受けているときは、スマートセイバーの適用を受けることはできないものとします。								
	イ スマートセイバーとは、３Ｇ通信サービス契約約款に定める３Ｇ通信サービスの契約者回線（加入電話契約者等が契約しているものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において「移動体契約回線」といいます。）について、次表に定めるとおり１以上の登録があることを条件に、１の指定加入契約者回線等ごとに、その料金月の末日において登録されている移動体契約回線の数に応じて、１の登録につき月額２００円（税抜）を基本料から減額して適用することをいいます。								
	<table><tr><th>種 類</th><th>登録可能な移動体契約回線の数 （１の指定加入契約者回線等ごとに）</th></tr><tr><td>加入電話サービスに係るもの</td><td>１から２まで</td></tr><tr><td>第１種デジタル加入通信サービスに係るもの</td><td>１から３まで</td></tr><tr><td>第２種デジタル加入通信サービスに係るもの</td><td>１から３０まで</td></tr></table>	種 類	登録可能な移動体契約回線の数 （１の指定加入契約者回線等ごとに）	加入電話サービスに係るもの	１から２まで	第１種デジタル加入通信サービスに係るもの	１から３まで	第２種デジタル加入通信サービスに係るもの	１から３０まで
	種 類	登録可能な移動体契約回線の数 （１の指定加入契約者回線等ごとに）							
	加入電話サービスに係るもの	１から２まで							
	第１種デジタル加入通信サービスに係るもの	１から３まで							
	第２種デジタル加入通信サービスに係るもの	１から３０まで							
	ウ スマートセイバーは、その申出を当社が受け付けた別に定める日（以下この欄において「登録日」といいます。）を含む暦月の初日をスマートセイバーの適用を開始する日（以下この欄において「割引適用開始日」といいます。）とし、その次暦月以降においても加入電話契約者等から終了の申込みがない限り、継続するものとします。 ただし、スマートセイバーの登録日を含む暦月の初日以外の日に当該加入電話サービス等の提供を開始した場合は、加入電話サービス等の提供を開始した日をスマートセイバーの割引適用開始日とします。								
	エ 加入電話契約者等からスマートセイバーの終了の申込みがあった場合は、その申込みのあった料金月の末日をスマートセイバーの適用を終了する日（以下この欄において「割引適用終了日」といいます。）とします。 ただし、スマートセイバーの終了の申込みがあった暦月において加入電話契約等の解除を行った場合には、その加入電話契約等の解除を行った日の前日（加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号をＩＰ電話サービス契約約款に規定するＩＰ電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、加入電話契約等の解除を行った日とします。）をスマートセイバーの割引適用終了日とします。この場合、イに定める減額の算定において、割引適用終了日を含む料金月については、イの「料金月の末日」を、「加入電話契約等の解除を行った日の前日（加入電話契約等の解除と同時に、その加入契約者回線番号又は料金表に定める付加機能に係る追加番号若しくは副加入契約者回線番号をＩＰ電話サービス契約約款に規定するＩＰ電話サービスに係る音声通信番号として利用する場合は、「加入電話契約等の解除を行った日」とします。）」と読み替えます。								
	オ スマートセイバーの適用を受けている加入通信サービス等について移転又は種類等の変更があったときは、移転前又は変更前については、イに定める減額の算定において、イの「料金月の末日」を「移転又は変更のあった日」と読み替えて適用します。								
カ 当社は、次の場合には、スマートセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。 （ア） スマートセイバーの適用を受けている指定加入契約者回線等に係る加入電話契約等の解除があったとき。									
キ カに定めるほか、スマートセイバーの取扱いを受けている加入電話契約者等について、連続する12の料金月を通じてその加入電話サービス等に係る通話等を全く行わなかった場合又は移動体契約回線の登録がなかった場合には、そのスマートセイバーは終了したものとして取り扱うことがあります。									
ク 当社は、次の場合が生じたときは、イに定める減額する額をスマートセイバーの適用日数に応じて日割します。 （ア） 割引適用開始日が暦月の初日以外の日となる場合であって、（ウ）以外の場合。 （イ） 割引適用終了日が暦月の末日以外の日となる場合であって、（ウ）以外の場合。									

(ウ) 1の暦月において割引適用開始日が暦月の初日以外の日となり、かつ割引適用終了日が暦月の末日以外の日となる場合。
 ケ 減額する額に日割を行って得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
 （全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能に関する経過措置）
 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能は、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

（1）適用

通話等料金の適用については、第132条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 等 料 金 の 適 用			
全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用 (商品名 ：フリーコールスーパーGOLDプラン)	ア 全時間帯における着信課金番号に係る通話等料金の特別課金機能（以下この附則において「アライブセイバー」といいます。）とは、電話等契約者の選択により、1の登録番号ごとに、2（料金額）に定める一定の料金額（以下この欄において「定額料金」といいます。）の支払いがあることを条件に、その登録番号に係る国内通話等の通話等料金について、ウに定める料金額を適用することをいいます。		
	イ アライブセイバーは、その登録番号について、通話等の料金明細内訳を記録している電話等契約者（第1種フリーコールサービス等の登録電話等契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り選択することができます。 ただし、その登録番号について、コレクトセイバーの適用を受けているときは、アライブセイバーの適用を受けることはできないものとします。		
	ウ アライブセイバーを選択した電話等契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。		
	<table><tr><th>サービスの内容</th></tr><tr><td>定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通話等料金に(2)（料金額）に規定する料金額を適用します。 さらに、当該料金月の通話等料金（移動体電話設備を利用して行う通話等の通話等料金を除きます。）のうち2,000円を超えない部分に相当する額を、当該料金月の通話等料金から割引くものとします。</td></tr></table>	サービスの内容	定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通話等料金に(2)（料金額）に規定する料金額を適用します。 さらに、当該料金月の通話等料金（移動体電話設備を利用して行う通話等の通話等料金を除きます。）のうち2,000円を超えない部分に相当する額を、当該料金月の通話等料金から割引くものとします。
	サービスの内容		
定額料金の支払いがあることを条件に、当該料金月の通話等料金に(2)（料金額）に規定する料金額を適用します。 さらに、当該料金月の通話等料金（移動体電話設備を利用して行う通話等の通話等料金を除きます。）のうち2,000円を超えない部分に相当する額を、当該料金月の通話等料金から割引くものとします。			
エ アライブセイバーの適用を開始する場合においては、その申込日（申込日に電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても電話等契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。アライブセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのアライブセイバーを適用します。			
オ アライブセイバーを選択した電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等が全くなかった場合においても、その料金月におけるアライブセイバーに係る定額料金は支払っていただきます。 ただし、この約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。			
カ アライブセイバーの取扱いを受けている電話等契約者の電話等契約の解除があったときは、そのアライブセイバーは終了したものと取り扱います。			
キ アライブセイバーを選択した電話等契約者は、アライブセイバーが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、アライブセイバーに係る定額料金を支払っていただきます。			
ク 電話等契約者の責めによらない理由により、電話等契約者が電話サービス等を全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月			

(1の料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応するアライヴセイバーに係る定額料金については、その支払いを要しません。
 ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 コ アライヴセイバーに係る定額料金については、日割は行いません。

(2) 料金額

アに定める一定の料金額にイに定める通話等料金を加算した額とします。

ア 定額料金に係るもの

単 位	料金額 (月額)
1の登録番号ごとに	2,000円 (税抜)

イ 通話等料金に係るもの

(ア) 一般通話に係るもの

a b及びc以外のもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話	180.0秒までごとに 8.5円(税抜)	180.0秒までごとに 8.5円(税抜)	240.0秒までごとに8.5円 (税抜)
隣接区域内通話及び区域外通話	60.0秒までごとに7円(税抜)		

b 移動体電話設備を利用して行うもの

b-1 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに9円(税抜))		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第1種移動体電話設備を利用して 行うもの	20.0秒		

b-2 第2種移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額 (次の秒数までごとに9円(税抜))		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話及び隣接区域内通話	45.0秒	45.0秒	45.0秒
区域 外 通 話	20キロメートルまで	45.0秒	45.0秒
	60キロメートルまで	22.5秒	30.0秒
	60キロメートルを超えるもの	22.5秒	26.0秒

c 公衆電話設備等を利用して行うもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
公衆電話設備等を利用して行うもの	60.0秒 までごとに30円(税抜)		

(イ) ダイレクト通話に係るもの

a b及びc以外のもの

区 分	料 金 額		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話	180.0秒までごとに 5円(税抜)	180.0秒までごとに 5円(税抜)	240.0秒までごとに5円 (税抜)
隣接区域内通話及び区域外通話	60.0秒までごとに5.5円(税抜)		

b 移動体電話設備を利用して行うもの

b-1 第1種移動体電話設備を利用して行うもの

アライヴセイバーに係るダイレクト通話のうち、第1種移動体電話設備を利用して行うものの通話料は、(ア) (一般通話に係るもの) b-1の料金額において、「次の秒数までごとに9円(税抜)」とあるのを「次の秒数までごとに8.1円(税抜)」と読み替えるものとします。

b-2 第2種移動体電話設備を利用して行うもの

アライヴセイバーに係るダイレクト通話のうち、第2種移動体電話設備を利用して行うものの通話料は、(ア) (一般通話に係るもの) b-2の料金額において、「次の秒数までごとに9円(税抜)」とあるのを「次の秒数までごとに8.1円(税抜)」と読み替えるものとします。

c 公衆電話設備等を利用して行うもの

アライヴセイバーに係るダイレクト通話のうち、公衆電話設備等を利用して行うものの通話料は、(ア)（一般通話に係るもの）cの料金額において、「60.0秒までごとに30円(税抜)」とあるのを「60.0秒までごとに27円(税抜)」と読み替えるものとします。

(ウ) 加入通話に係るもの

(ア)（一般通話に係るもの）によります。

(エ) 一般通信に係るもの

(ア)（一般通話に係るもの）によります。

(オ) ダイレクト通信に係るもの

(イ)（ダイレクト通話に係るもの）によります。

(カ) 加入通信に係るもの

(ウ)（加入通話に係るもの）によります。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月21日から実施します。

ただし、契約者情報の確認に関する規定については、令和元年11月22日から実施するものとします。

（付加機能に関する経過措置）

- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している次の表の左欄の付加機能は、改正規定実施の日において、改定後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の基本機能とみなします。

多機能転送機能	多機能転送機能

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。
(第2種フリーコールサービス等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の第2種フリーコールサービス及び第2種デジタルフリーコールサービス（以下この附則において「第2種フリーコールサービス等」といいます。）に係る契約については、なお従前のとおりとします。

第2種フリーコールサービス (商品名：アドコール)	フリーコールサービスを受けるもののうち、指定着信番号（電気通信番号のうち、当社が別に定めるものを利用した当該サービスに係る登録番号をいいます。以下この附則に置いて同じとします。）を利用するものをいいます。
第2種デジタルフリーコールサービス (商品名：アドコール)	デジタルフリーコールサービスを受けるもののうち、指定着信番号を利用するものをいいます。

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種フリーコールサービス等に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 月額料金

① 料金額

ア 基本料

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
第2種フリーコールサービス等	1の登録番号ごとに	5,000円(税抜)

イ 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
発 信 者 料 金 指 定 機 能	1の登録番号 ごとに	タイプ1に係るもの	
		1,000円 (税抜)	—
		タイプ2に係るもの	
		—	—
備 考		(1) 第2種フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。	
		(2) 発信者料金指定機能には、指定通話等料金額の設定方法により、次の種類があります。	
		種類	内容
		タイプ1	タイプ2以外のもの
		タイプ2	登録番号に係る通話等料金額をすべて指定通話等料金額とするもの
		(3) 指定通話等料金額の算出にかかる通話等の指定は、通話等地域間距離又は通話度数について行うことができるものとし、当該指定方法に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
		(4) 指定通話等料金額の支払いを要する者は、当該登録番号を利用して通話等を行った者となります。	
		(5) 指定通話等料金額が登録番号に係る通話等料金額を上回る場合において、当該登録番号を利用して通話等を行った者は、登録番号に係る通話等料金額を支払うものとなります。	
		(6) 移動体電話設備及び当社が別に定める加入電話設備等に係る通話等については、この機能の利用にかかわらず、当該登録番号を利用して通話等を行った者がその登録番号に係る通話等料金額の支払いを要するものとなります。	

条件付差額負担機能	着信先高度分配機能又は話中転送機能を利用して接続された登録番号に係る通話等料金額のうち、発信者通話等料金額（その登録番号を利用して通話等を行う場合において、この機能を利用する契約者回線等までの通話等を行ったとみなした場合に適用される通話等料金額と同額をいいます。以下この表において同じとします。）を差し引いて残額がある場合について、当該残額をその利用者に課金する機能をいいます。 （商品名：条件付差額負担）		1 の登録番号ごとに	1, 000円 （税抜）	—
	備考	(1) 第2種フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 発信者通話等料金額の支払いを要する者は、当該登録番号を利用して通話等を行った者として、 (3) 発信者通話等料金額が登録番号に係る通話等料金額を上回る場合において、当該登録番号を利用して通話等を行った者は、登録番号に係る通話等料金額を支払うものとします。 (4) この機能を利用する電話等契約者が、発信者料金指定機能を利用している場合においては、発信者通話等料金額が指定通話等料金額を上回る場合に限り、適用に定める「発信者通話等料金額」を「指定通話等料金額」と読み替えるものとします。 (5) 移動体電話設備及び当社が別に定める加入電話設備等に係る通話等については、この機能の利用にかかわらず、当該登録番号を利用して通話等を行った者がその登録番号に係る通話等料金額の支払いを要するものとします。 (6) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
条件付着信課金機能	着信先高度分配機能又は話中転送機能を利用して接続された登録番号に係る通話等料金額をその利用者に課金する機能をいいます。 （商品名：条件付着信課金）		1 の登録番号ごとに	1, 000円 （税抜）	—
	備考	(1) 第2種フリーコールサービス等の電話等契約者が、当該サービスを利用して行う登録番号として、その電話等契約に係る登録番号を指定するときに限り提供します。 (2) 移動体電話設備及び当社が別に定める加入電話設備等に係る通話等については、この機能の利用にかかわらず、当該登録番号を利用して通話等を行った者がその登録番号に係る通話等料金額の支払いを要するものとします。 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			

(2) 通話等料金

ア 料金額

(ア) 国内通話に係るもの

① ②及び③以外のもの

①－1 ①－2以外のもの

a b以外のもの

a－1 a－2以外のもの

改正後の料金表第1表第2（通話等料金）の2（料金額）に規定する国内通話に係るもののうちフリーコールサービスに係る通話等の料金額と同額

a－2 加入電話設備等のうち当社が別に定めるものを利用して行うもの

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに10円(税抜)）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
区域内通話	210.0 秒	210.0 秒	280.0 秒
隣接区域内通話及び区域外通話	a－1 によります。		
備考	加入電話設備等のうち当社が別に定めるものは、KDD I 株式会社又は株式会社ジュピターテレコムが提供する電気通信サービスに係るものとします。		

①ー２ 移動体電話設備を利用して行うもの

区 分	料 金 額（次の秒数までごとに 10 円(税抜)）		
	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリータイム
第２種フリーコールサービスに係るもの	26.0 秒		

② ダイレクト通話に係るもの

②ー１ ②ー２以外のもの

改正後の料金表第１表第２（通話等料金）の２（料金額）に規定する国内通話に係るもののうちフリーコールサービスに係る通話等の料金額と同額

②ー２ 加入電話設備等のうち当社が別に定めるものを利用して行うもの

①によります。

③ 加入通話に係るもの

①によります。

（イ） 国内通信に係るもの

改正後の料金表第１表第２（通話等料金）の２（料金額）に規定する国内通信に係るもののうちフリーコールサービスに係る通話等の料金額と同額

- ４ この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第２種フリーコールサービス等の登録電話等契約者に提供している全国共通番号機能、受付先変更機能、着信先分配機能、着信先高度分配機能、着信先指定機能、優先接続機能、話中転送機能、緊急時転送機能、緊急時一括転送機能、待ち合わせ接続機能、接続数限定機能、限定利用機能、接続端末規制機能、着信規制機能、着信規制機能Ⅱ、着信限定機能、登録番号表示機能、オリジナルメッセージ機能、登録番号通知機能、取扱期間に基づく全時間帯における回線群に係る通話等料金の取扱い及び全時間帯における着信のための登録番号に係る通話等料金の特別課金機能の適用に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- ５ この改正規定実施前支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- １ この改正規定は、令和２年１２月２３日から実施します。

（経過措置）

- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- １ この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

（経過措置）

- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- １ この改正規定は、令和３年４月１日から実施します。

（経過措置）

- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- １ この改正規定は、令和３年５月１０日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年6月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
(P S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により生じたP S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する債権その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月28日から実施します。
ただし、指定加入契約者回線及び指定契約者回線の解除に係る工事費の適用除外に関する規定については、令和3年10月26日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月13日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附則別表1 リレーセイバーにおける国際通話等に係る取扱地域

地域区分	地 域
アジア地方1	シンガポール共和国、大韓民国、香港特別行政区
アジア地方2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ特別行政区
アジア地方3	インドネシア共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア
アジア地方4	イスラエル国、インド、オマーン国、カタール国、カンボジア王国、キプロス共和国、クウェート国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール連邦民主共和国、バーレーン王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国
アジア地方5	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、レバノン共和国
アジア地方6	アフガニスタン・イスラム共和国
アメリカ地方1	アメリカ合衆国、カナダ
アメリカ地方2	英領バージン諸島、プエルトリコ、ブラジル連邦共和国、米領バージン諸島、メキシコ合衆国、
アメリカ地方3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、バミューダ島、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島
アメリカ地方4	ガイアナ協同共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイヴィス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、モンセラット
アメリカ地方5	キューバ共和国
オセアニア地方1	ハワイ
オセアニア地方2	グアム、サイパン
オセアニア地方3	オーストラリア連邦、ニュージーランド
オセアニア地方4	クリスマス島、ココス諸島、ノーフォーク島
オセアニア地方5	サモア独立国、ナウル共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ワリス・フテュナ諸島
オセアニア地方6	キリバス共和国、クック諸島、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、バヌアツ共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア地方7	ソロモン諸島、トケラウ諸島
オセアニア地方8	ニウエ
ヨーロッパ地方1	イタリア共和国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国
ヨーロッパ地方2	アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ地方3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦

アフリカ地方 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ地方 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボヴェルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ民主共和国、サントメ・プリシンペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国
特定衛星携帯	インマルサットA型、インマルサットB型、インマルサットM型、インマルサットミニM型、インマルサットF l e e t 型若しくはインマルサットB G A N型の無線設備又は別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先とする区域
備 考 特定衛星携帯以外の地域区分の中に、特定衛星携帯に係る区域は含まれないものとします。	

附則別表2 国際コレクトコール機能を利用した国際通話等(デジタル通信モードに係る総合デジタル通信を除きます。)に係る取扱地域

地域区分	地 域
アジア地方 1	大韓民国
アジア地方 2	中華人民共和国
アジア地方 3	シンガポール共和国
アジア地方 4	インドネシア共和国、タイ王国、マレーシア
アジア地方 6	アラブ首長国連邦
アジア地方 10	香港特別行政区
アジア地方 11	フィリピン共和国
アジア地方 13	台湾
アジア地方 15	マカオ特別行政区
北アメリカ地方 1	アメリカ合衆国
北アメリカ地方 2	カナダ
北アメリカ地方 3	メキシコ合衆国
大洋州地方 1	ハワイ
大洋州地方 3	オーストラリア連邦
大洋州地方 4	ニュージーランド
ヨーロッパ地方 1	ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ地方 2	イタリア共和国、カナリー諸島、サンマリノ共和国、スイス連邦、スペイン、スペイン領北アフリカ、ノルウェー王国、バチカン市国、ベルギー王国
ヨーロッパ地方 4	グレートブリテン・北アイルランド連合王国
ヨーロッパ地方 5	ロシア連邦
中央・南アメリカ地方 1	ブラジル連邦共和国

附則別表3 会議電話サービス等における国際通話等(会議通話等に限ります。)に係る取扱地域

地	域
アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アセンション島、アゾレス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルジェリア民主人民共和国、アルゼンチン共和国、アルバ、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンギラ、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、ウルグアイ東方共和国、英領バージン諸島、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エストニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガイアナ協同共和国、カザフスタン共和国、カタール国、カナダ、カナリー諸島、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、キプロス共和国、キューバ共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グアム、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、グレナダ、ケイマン諸島、クロアチア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、ココス諸島、コスタリカ共和国、コモロ連合、コロンビア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サイパン、サウジアラビア王国、サモア独立国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、サンマリノ共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジブラルタル、ジャマイカ、ジョージア、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリナム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セルビア共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントヘレナ島、セントルシア、ソマリア民主共和国、ソロモン諸島、タークス・カイコス諸島、タイ王国、大韓民国、台湾、タジキスタン共和国、タンザニア連合共和国、チェコ共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、チュニジア共和国、朝鮮民主主義人民共和国、チリ共和国、ツバル、ディエゴ・ガルシア、デンマーク王国、トーゴ共和国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナイジェリア連邦共和国、ナウル共和国、ナミビア共和国、ニウエ、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ニューカレドニア、ニュージーランド、ネパール連邦民主共和国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン王国、ハイチ共和国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、パナマ共和国、パヌアツ共和国、バハマ国、パプアニューギニア独立国、バミューダ島、パラオ共和国、パラグアイ共和国、バルバドス、ハワイ、バングラデシュ人民共和国、ハンガリー共和国、東ティモール民主共和国、ブータン王国、フィジー諸島共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、プエルトリコ、フェロー諸島、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、フランス領ギアナ、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ共和国、米領サモア、米領バージン諸島、ベトナム社会主義共和国、ベナン共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベラルーシ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ボリビア共和国、ポルトガル共和国、香港特別行政区、ホンジュラス共和国、マーシャル諸島共和国、マイヨット島、マカオ特別行政区、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル共和国、マディラ諸島、マラウイ共和国、マリ共和国、マルタ共和国、マルチニーク島、マレーシア、ミクロネシア連邦、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、ミャンマー連邦、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モロッコ王国、モンゴル国、モンセラット、モンテネグロ、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リベリア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ルワンダ共和国、レソト王国、レバノン共和国、レユニオン、ロシア連邦、ワリス・フテュナ諸島、インマルサットM型の無線設備を着信先とする区域、インマルサットF l e e t型の無線設備を着信先とする区域、インマルサットB G A N型の無線設備を着信先とする区域	

別紙1 協定事業者等

第1部 第2種中継電話サービス等の他社加入電話契約等に係る協定事業者

協定事業者の名称
東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

第2部 着信に係る国際通話等における協定事業者

1 他社加入電話契約等に係る協定事業者

協定事業者の名称
東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 KDD I 株式会社 株式会社トークネット 楽天モバイル株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オブテージ 株式会社エネコム 株式会社STNet 株式会社QNet アルテリア・ネットワークス株式会社 Coltテクノロジーサービス株式会社 ZIP Telecom株式会社 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 株式会社三通 大江戸テレコム株式会社

2 IP電話契約に係る協定事業者

協定事業者の名称
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 KDD I 株式会社 株式会社トークネット 楽天モバイル株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オブテージ 株式会社エネコム 株式会社STNet 株式会社QNet アルテリア・ネットワークス株式会社 ZIP Telecom株式会社 株式会社NTTドコモ Coltテクノロジーサービス株式会社 株式会社コムスクエア 株式会社ハイスタンダード

第3部 第1種移動体電話契約に係る移動体電話事業者等

1 移動体電話事業者

事業者の名称
株式会社NTTドコモ KDD I 株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 楽天モバイル株式会社

2 当社又は移動体電話事業者より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービスを提供する電気通信事業者

事業者の名称
日本通信株式会社 ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社 フリービット株式会社 ビッグロブ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社ジェネス 株式会社オプテージ 沖縄バリューイネイブラー株式会社 NEC ネットエスアイ株式会社 株式会社ソラコム SORAシム株式会社

第4部 削除

第5部 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

協定事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約	電話サービス等契約約款

別紙2 特定他社接続回線に係る特定事業者の電気通信サービス等

- 1 削除
- 2 指定加入契約者回線に係るもの
 - (1) (2)以外のもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	D S L等接続専用サービス (契約者回線型サービスに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	D S L等接続専用サービス (契約者回線型サービスに限ります。)	専用サービス契約約款

(2) 第2種デジタル加入通信サービスに係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款

別紙3 加入料金区域

区域区分	単 位 料 金 区 域 の 名 称
ゾーン1	青森、赤磐、秋田、旭川、厚木、池田、石岡、伊勢崎、市川、一関、一宮、市原、茨木、揖斐川、岩出、磐田、宇治、宇都宮、浦和、大分、大垣、大阪、大津、岡山、邑久、帯広、小山、尾張横須賀、鹿児島、柏、春日井、金沢、鹿沼、鹿屋、刈谷、川口、川崎、北九州、北見、岐阜、京都、釧路、下松、熊谷、熊本、倉敷、呉、桑名、郡家、高知、甲府、神戸、郡山、国分寺、小松、小松島、佐賀、堺、寒河江、相模原、佐世保、札幌、静岡、渋川、上越、白河、須賀川、仙台、草加、総社、高岡、高崎、高富、高松、滝川、立川、竜野、田原、千葉、津、津島、土浦、東京、徳島、徳山、栃木、鳥取、苫小牧、富岡、富山、豊橋、富田林、長岡、長崎、中津、長野、名古屋、那覇、奈良、新潟、西尾、西宮、菰崎、沼津、寝屋川、函館、八王子、八戸、廿日市、浜松、半田、東松山、姫路、平塚、弘前、広島、福井、福岡、福島、福山、藤岡、藤沢、船橋、別府、前橋、松江、松本、松山、丸亀、水戸、三春、宮崎、武蔵野三鷹、盛岡、八尾、八代、山形、山口、大和高田、山梨、横浜、四日市、米沢、和歌山
ゾーン2	相生、鯉ヶ沢、芦別、阿南、甘木、新井、飯塚、飯山、諫早、石狩、石狩深川、石川、和泉、伊勢、伊東、井原、指宿、今市、岩沼、因島、上田、魚津、臼杵、青梅、大河原、大瀬戸、太田、大根占、大野、男鹿、岡崎、小田原、尾道、加賀、加計、掛川、加古川、笠岡、笠間、鯉沢青柳、加治木、鹿島、柏崎、蟹田、亀岡、亀山、鴨方、加茂川、鴨島、鳥山、川越、観音寺、木古内、岸和田貝塚、木次、杵築、桐生、久喜、久万、小出、古河、五条、五所川原、御殿場、佐川、佐野、三条、三田、三戸、三本松、鹿部、新発田、志布志、島田、下市、修善寺大仁、白糠、新城、須崎、諏訪、関、瀬戸、園部、高鍋、高梁、武雄、武生、玉名、玉野、千歳、天竜、東金、当別、十勝池田、十勝清水、所沢、土佐山田、土庄、豊田、十和田、長井、中野、成田、新津、二本松、丹生谷、沼田、榛原、萩、早来、播磨山崎、東広島、備前、常陸太田、常陸大宮、美幌、平戸、福崎、福野、富士、富士宮、府中、豊後高田、防府、銚田、本庄、前原、巻、松阪、松橋、三重、三木、水沢、水海道、水口、美祢、美濃加茂、鶴川、宗像、村山、真岡、茂原、安来、安塚、柳井、矢部、山鹿、大和榛原、湯浅、行橋、横須賀、吉田、吉野、竜ヶ崎、嶺北
ゾーン3	会津若松、安芸、安芸吉田、阿児、足利、厚岸、網走、天草、石巻、出水、出雲、潮来、糸魚川、伊那、今津、今治、伊万里、岩泉、いわき、磐木富岡、岩国、岩手、岩見沢、上野、宇部、宇和、江差、恵那、遠軽、大口、大洲、大田原、大月、大原、大船渡、大曲、大町、小樽、角館、掛合、加世田、上川、上北山、上士幌、鴨川、唐津、木更津、木曽福島、喜多方、北上、木江、久賀、郡上八幡、玖珠、久世、俱知安、国東、窪川、熊本一の宮、倉吉、栗山、久留米、黒磯、甲山、小林、御坊、小諸、佐伯、佐久、佐渡、佐原、設楽、土別、島原、下田、下館、下関、庄原、白石、新庄、洲本、瀬高、川内、大子、高萩、高森、田川、竹田、竹原、田島、多治見、田辺、田主丸、田万川、丹波柏原、秩父、千代田、津川、築館、津名、津山、鶴岡、敦賀、弟子屈、東城、十日町、遠野、十津川、鳥羽、長門、長野原、長浜、中湧別、名護、七尾、新居浜、新見、西脇、日南、直方、能代、野辺地、伯方、羽咋、迫、花巻、原町、飯能、彦根、日田、人吉、富良野、古川、本荘、本別、三瀬谷、水俣、美濃白川、身延、美作、都城、三次、六日町、牟岐、村上、森、門別富川、柳津、八女、八幡浜、夕張、余市、八日市、八日市場、横手、和歌山橋本、脇町
ゾーン4	会津山口、阿南町、海士、有川、阿波池田、飯田、硫黄島、伊豆大島、巖原、今金、伊予三島、岩内、石見大田、浦河、宇和島、大館、奥尻、興部、小浜、尾鷲、鹿角、釜石、神岡、川本、久慈、串本、熊石、熊野、気仙沼、下呂、江津、郷ノ浦、西郷、酒田、静内、斜里、荘川、新宮、宿毛、寿都、高千穂、鷹巣、高山、伊達、館山、種子島、銚子、土佐清水、土佐中村、豊岡、中甕、中標津、中津川、名寄、二戸、根雨、根室、根室標津、能都、延岡、羽幌、浜坂、浜田、美深、日向、広尾、福江、福知山、舞鶴、松前、御荘、峰山、宮古、宮津、むつ、室戸、室蘭、紋別、焼尻、屋久島、八雲、湯沢、八鹿、米子、留萌、輪島
ゾーン5	えりも、北見枝幸、対馬佐賀、津和野、天塩、浜頓別、益田、三宅、利尻礼文、稚内
ゾーン6	小笠原、沖縄宮古、瀬戸内、徳之島、中之島、名瀬、八丈島、南大東、八重山

別紙4 加入電話サービス等取扱所の種類

加入電話サービス等 取扱所の種類	加 入 電 話 サ ー ビ ス 等 取 扱 所
1 級取扱所	2 級取扱所及び3 級取扱所以外のもの
2 級取扱所	以下の単位料金区域内の加入電話サービス等取扱所 旭川、岩見沢、小樽、帯広、北見、釧路、滝川、千歳、苫小牧、函館、室蘭、青森、五所川原、十和田、八戸、弘前、一関、水沢、盛岡、石巻、古川、秋田、酒田、鶴岡、山形、米沢、会津若松、いわき、郡山、福島、石岡、潮来、古河、下館、土浦、常陸太田、水海道、水戸、竜ヶ崎、足利、宇都宮、大田原、小山、佐野、栃木、真岡、伊勢崎、太田、桐生、渋川、高崎、前橋、川越、久喜、熊谷、草加、秩父、所沢、飯能、東松山、本庄、市原、柏、木更津、館山、銚子、東金、成田、茂原、八日市場、青梅、国分寺、八王子、厚木、小田原、平塚、藤沢、横須賀、三条、新発田、上越、長岡、新潟、新津、魚津、高岡、富山、金沢、小松、武生、福井、甲府、吉田、飯田、伊那、上田、小諸、佐久、諏訪、長野、松本、大垣、岐阜、多治見、美濃加茂、伊東、磐田、掛川、静岡、沼津、浜松、富士、富士宮、一宮、岡崎、尾張横須賀、春日井、刈谷、瀬戸、津島、豊田、豊橋、西尾、半田、伊勢、上野、桑名、津、松阪、四日市、大津、長浜、彦根、水口、八日市、宇治、福知山、池田、和泉、茨木、岸和田貝塚、富田林、八尾、加古川、三田、西宮、姫路、三木、奈良、大和高田、田辺、和歌山、鳥取、米子、出雲、松江、岡山、倉敷、津山、尾道、呉、廿日市、東広島、福山、岩国、宇部、下松、下関、徳山、防府、山口、徳島、観音寺、高松、丸亀、今治、宇和島、新居浜、松山、高知、飯塚、久留米、瀬高、田川、直方、宗像、行橋、唐津、佐賀、諫早、佐世保、島原、長崎、熊本、玉名、松橋、八代、大分、中津、別府、延岡、都城、宮崎、鹿児島、加治木、鹿屋、川内
3 級取扱所	以下の単位料金区域内の加入電話サービス等取扱所 札幌、仙台、浦和、川口、市川、千葉、船橋、立川、東京、武蔵野三鷹、川崎、相模原、横浜、名古屋、京都、大阪、堺、寝屋川、神戸、広島、北九州、福岡、那覇

別紙5 取扱地域

1 国際通話及び国際通信（通話モードに係る総合デジタル通信に限ります。）に係るもの

地域区分	地 域
アジア地方 1	大韓民国
アジア地方 2	中華人民共和国
アジア地方 3	シンガポール共和国
アジア地方 4	インドネシア共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア
アジア地方 5	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア地方 6	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン王国、ヨルダン、レバノン共和国
アジア地方 7	ベトナム社会主義共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア地方 8	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア地方 9	アフガニスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国
アジア地方 10	香港特別行政区
アジア地方 11	フィリピン共和国
アジア地方 12	インド
アジア地方 13	台湾
アジア地方 14	朝鮮民主主義人民共和国
アジア地方 15	マカオ特別行政区

アジア地方 16	ディエゴ・ガルシア
アジア地方 17	日本（第 1 種移動体電話設備への着信に係るもの）
アジア地方 18	削除
アジア地方 19	日本（アジア地方 17 及びアジア地方 20 を除くもの）
アジア地方 20	日本（特定 I P 電話設備への着信に係るもの）
北アメリカ地方 1	アメリカ合衆国
北アメリカ地方 2	カナダ
北アメリカ地方 3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ島、メキシコ合衆国
北アメリカ地方 4	アルバ、英領バージン諸島、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、キューバ共和国、グアドループ島、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、プエルトリコ、米領バージン諸島、マルチニーク島
北アメリカ地方 5	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、ケイマン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、バルバドス、モンセラット
大洋州地方 1	ハワイ
大洋州地方 2	クリスマス島、ココス諸島
大洋州地方 3	オーストラリア連邦
大洋州地方 4	ニュージーランド
大洋州地方 5	トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニューカレドニア、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ワリス・フテュナ諸島
大洋州地方 6	グアム、サイパン
大洋州地方 7	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、ニウエ
大洋州地方 8	ノーフォーク島
ヨーロッパ地方 1	ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ地方 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ地方 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ地方 4	グレートブリテン・北アイルランド連合王国
ヨーロッパ地方 5	ロシア連邦
ヨーロッパ地方 6	アンドラ公国、モナコ公国
中央・南アメリカ地方 1	ブラジル連邦共和国
中央・南アメリカ地方 2	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ボリビア共和国
中央・南アメリカ地方 3	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国

中央・南アメリカ地方 4	ペルー共和国
アフリカ地方 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ地方 2	アセンション島、カメルーン共和国、ギニア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、セーシェル共和国、セントヘレナ島、チャド共和国
特定衛星携帯 3	インマルサットM型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯 4	インマルサットF l e e t 型及びインマルサットB G A N型の無線設備を着信先としうる区域
特定衛星携帯 5	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
特定衛星携帯 6	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
備考 1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法（昭和 25 年 11 月 30 日号外法律第 131 号。）及び無線設備規則（昭和 25 年 11 月 30 日号外電波監理委員会規則第 18 号。）に定めるインマルサットM型、インマルサットF l e e t 型及びインマルサットB G A N型の区別があります。以下同じとします。 2 特定衛星携帯 5 及び 6 に係る別に定める衛星携帯電話システムとは、それぞれスラヤー及びイリジウムをいいます。 3 特定衛星携帯 3 から 6 以外の地域区分の中に、特定衛星携帯 3 から 6 に係る区域は含まれないものとします。 4 セーシェル共和国については、当社が別に定める通話等料金の取扱いに係る通話等及び当社が別に定める付加機能を利用して行う通話等に限り取り扱います。	

別紙6 相互接続通話等の接続形態及び料金の取扱い

電話サービス等の種類		発信側の電気通信設備	着信側の電気通信設備	料金を定める協定事業者	料金を請求する協定事業者等
中継電話サービス等	第 1 種中継電話サービス等	協定事業者の契約者回線	協定事業者の契約者回線	当社	当社
			指定加入契約者回線等		
			特定 I P 電話設備		
			外国の電気通信設備		
			第 1 種移動体電話設備		
		外国の電気通信設備	協定事業者の契約者回線		
			指定加入契約者回線等		
			第 1 種移動体電話設備		
			特定 I P 電話設備		
			外国の電気通信設備		
	第 2 種中継電話サービス等	協定事業者の契約者回線	協定事業者の契約者回線		
			指定加入契約者回線等		
			特定 I P 電話設備		
			外国の電気通信設備		
			第 1 種移動体電話設備		

加入電話サービス等		指定加入契約者回線等	協定事業者の契約者回線	当社	当社
			指定加入契約者回線等		
			第1種移動体電話設備		
			特定IP電話設備		
			外国の電気通信設備		
		外国の電気通信設備	協定事業者の契約者回線		
			指定加入契約者回線等		
			第1種移動体電話設備		
			特定IP電話設備		
			外国の電気通信設備		
登録電話サービス等	フリーコールサービス等に係るもの	協定事業者の契約者回線	登録電話サービス等に係る契約者回線等	当社	当社
		指定加入契約者回線等			
		公衆電話設備等			
		第1種移動体電話設備			
移動体電話サービス等		第1種移動体電話設備	外国の電気通信設備	当社	当社
		外国の電気通信設備	第1種移動体電気通信設備		
公衆電話サービス等		国際通話等兼用公衆電話設備等	外国の電気通信設備	当社	当社

備考

1

料金を請求する協定事業者等について、電話等契約者が第156条の2（協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行）の取扱いを受けるときは、「当社」とあるのを「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と読み替えるものとします。

2

加入電話サービス等に係る指定加入契約者回線等から発信し第1種移動体電話設備に着信する通話等については、別に定める場合に限り、料金を定める協定事業者について「当社」とあるのを「携帯通信事業者」と読み替えるものとします。

3

国際通話等兼用公衆電話設備等とは、国際通話兼用公衆電話設備又は国際通信兼用デジタル公衆電話設備をいいます。